

運 輸 要 覽

令 和 7 年 版



中 国 運 輸 局

運輸要覧（概況編）

令和 7 年版

目 次

概 況 編

I	中国運輸局の概要	1
1.	沿 革	1
2.	機構及び主な業務	1
3.	管轄区域及び所在地	2
4.	中国地方交通審議会	4
(1)	中国地方交通審議会委員名簿	4
(2)	中国地方交通審議会船員部会に属する臨時委員名簿	4
(3)	中国地方交通審議会最低賃金専門部会に属する臨時委員名簿	4
(4)	中国地方交通審議会審議状況	5
(5)	「中国地方交通審議会答申」フォローアップ部会審議状況	6
5.	関係団体	7
(1)	特殊法人	7
(2)	関係法人	8
(3)	関係任意団体	10
II	中国地方の概況	14
1.	主要経済指標	14
2.	空港の現況図	15
3.	港湾の現況図	16

1. 沿革

大阪船舶司検所設置
大阪海事局
広島通信局海事部
神戸海務局
運輸通信省設置、海運局と改称
広島海運局
中国海運局

広島自動車事務所
広島道路運送監理事務所

一 広島鉄道局陸運部

昭和24年 6月

広島陸運局

昭和59年 7月

中国運輸局

[illegible]

3. 管轄区域及び所在地

中国運輸局の管轄区域は、広島県、鳥取県、島根県、岡山県及び山口県（海事関係事務においては、下関市、宇部市、山陽小野田市及び長門市を除く。）の5県である。



★中国運輸局（本局）
〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30

部 署		ダイヤルイン番号	主 な 業 務 内 容
総 務 部	総務課	082-228-3434	情報公開受付窓口、局の総合調整
	広報対策官		行政情報の提供・公開、広報関係
	人事課	082-228-3542	職員の人事・給与、福利厚生
	会計課	082-228-3435	予算の要求・使用計画・契約・実行、物品・国有財産の管理
	運輸防災調整官	082-228-3439	交通の安全確保・交通に関する防災、危機管理
	安全防災・危機管理課		
交 通 政 策 部	交通企画課	082-228-3495	交通政策基本計画の推進、公共交通活性化の推進、その他交通政策全般
	環境・物流課	082-228-3496	地域公共交通環境政策及び物流政策の推進、倉庫業の登録・指導監督
	共生社会推進課	082-228-3499	交通バリアフリー化の推進、行政相談窓口、公共交通事故被害者支援
観 光 部	観光企画課	082-228-8701	観光部の総合調整、旅行業等の指導・監督
	国際観光課	082-228-8702	国際観光の振興施策（外国人観光旅客の誘致）の推進
	観光地域振興課	082-228-8703	地域の振興に資する観光の振興施策（受入環境の整備等）の推進
鉄 道 部	地方鉄道再構築推進調整官	082-228-8797	鉄道に係る交通手段の再構築の推進に関する企画・立案・調整
	計画課		鉄道輸送サービスの向上
	技術・防災課	082-228-8798	鉄道・ロープウェイ・リフトの施設の安全確保
	安全指導課	082-228-8799	鉄道・ロープウェイ・リフトの事故防止対策の推進、運転免許
	鉄道安全監査官	082-228-8796	鉄道・ロープウェイ・リフトの保安監査
自 動 車 交 通 部	旅客第一課	082-228-3436	バスの安全確保とサービス向上
	旅客第二課	082-228-3450	タクシーの安全確保とサービス向上
	貨物課	082-228-3438	貨物運送等のサービス充実
	自動車監査官	082-228-3460	運送事業者の安全運行確保のための指導・監査
自動車技術安全部	管理課	082-228-9141	自動車の登録
	整備・保安課	082-228-9142	定期点検整備の推進及び整備事業者の指導・監督
	技術課	082-228-9143	車両の安全確保
	保安・環境調整官	082-228-9144	公害防止、環境保全に関する指導推進及び自動車の事故防止
海 事 振 興 部	離島航路活性化調整官	082-228-3679	離島航路の再編・運営改革
	旅客課		旅客船、フェリーのサービス向上
	貨物・港運課	082-228-3690	内航海運、港湾運送による物流サービス向上
	船舶産業課	082-228-3691	造船業、関連工業及び海事産業の推進
	船員労政課	082-228-3692	船員の労働確保
海上安全環境部	海事保安・事故対策調整官	082-228-8794	船舶の保安、船舶の事故による損害賠償保障に関する調整
	船舶安全環境課		船舶の安全確保と海洋汚染防止、油濁損害賠償保障
	船員労働環境・海技資格課	082-228-8707	災害防止及び安全衛生、海技試験、海技免状、船舶保安検査
	運航労務監理官	082-228-8708	旅客船等の安全運航確保、船員の労働条件確保
	海事技術専門官（船舶検査官）	082-228-8709	船舶検査、船舶保安検査
	海事技術専門官（船舶測度官）	082-228-8710	船舶のトン数測度
	海技試験官	082-228-8711	海技士国家試験
	外国船舶監督官	082-228-8712	外国船舶の監督

■広島運輸支局（本庁舎）

〒733-0036 広島市西区観音新町4-13-13-2
TEL (082)233-9166 総務企画・観光
TEL (082)233-9167 輸送・監査
TEL (050)5540-2068 登録
TEL (082)233-9160 整備(検査担当)
TEL (082)233-9169 整備(事業・保安担当)
TEL (0570)030-330 (検査予約システムヘルプデスク)

■島根運輸支局

〒690-0024 松江市馬潟町43-3
TEL (0852)38-8111 総務企画・観光、海事
TEL (0852)37-1311 輸送・監査
TEL (050)5540-2071 登録
TEL (0852)37-2138 整備
TEL (0570)030-330 (検査予約システムヘルプデスク)

◆広島運輸支局 福山自動車検査登録事務所

〒729-0115 福山市南今津町44
TEL (050)5540-2069 登録
TEL (084)934-1334 検査
TEL (0570)030-330 (検査予約システムヘルプデスク)

■岡山運輸支局（本庁舎）

〒701-1133 岡山市北区富吉5301-5
TEL (086)286-8121 総務企画・観光
TEL (086)286-8122 輸送・監査
TEL (050)5540-2072 登録
TEL (086)286-8153 整備(検査担当)
TEL (086)286-8155 整備(事業・保安担当)
TEL (0570)030-330 (検査予約システムヘルプデスク)

●尾道海事事務所

〒722-0002 尾道市古浜町27-13 尾道地方合同庁舎
TEL (0848)23-5235 監理・運航担当
TEL (0848)23-5237 船舶担当、船舶測度官
TEL (0848)23-5239 検査担当、船舶検査官
TEL (0848)23-5240 船員担当
TEL (0848)23-5242 運航労務監理官、外国船舶監督官

●岡山運輸支局（玉野庁舎）

〒706-0011 玉野市宇野1-8-2 玉野港湾合同庁舎
TEL (0863)31-4266(代)

●因島海事事務所

〒722-2323 尾道市因島土生町1899-35
TEL (0845)22-2298(代)

●岡山運輸支局 水島海事事務所

〒712-8056 倉敷市水島福崎町2-15 水島港湾合同庁舎
TEL (086)444-7750(代)

●呉海事事務所

〒737-0029 呉市宝町9-25 呉港湾合同庁舎
TEL (0823)22-2520(代)

■山口運輸支局（本庁舎）

〒753-0812 山口市宝町1-8
TEL (083)922-5335 総務企画・観光
TEL (083)922-5336 輸送・監査
TEL (050)5540-2073 登録
TEL (083)922-5397 整備(検査担当)
TEL (083)922-5398 整備(事業・保安担当)
TEL (0570)030-330 (検査予約システムヘルプデスク)

■鳥取運輸支局（本庁舎）

〒680-0006 鳥取市丸山町224
TEL (0857)22-4154 総務企画・観光
TEL (0857)22-4120 輸送・監査
TEL (050)5540-2070 登録
TEL (0857)22-4110 整備
TEL (0570)030-330 (検査予約システムヘルプデスク)

●山口運輸支局（徳山庁舎）

〒745-0045 周南市徳山港町6-35 徳山港湾合同庁舎
TEL (0834)21-0180(代)

●鳥取運輸支局（境庁舎）

〒684-0034 境港市昭和町9-1 境港湾合同庁舎
TEL (0859)42-2169(代)

4. 中国地方交通審議会

中国運輸局長の諮問に応じて、運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議する。

(1) 中国地方交通審議会委員名簿

令和7年10月1日現在

	氏 名	役 職 名
委 員	岡 畠 鉄 也	株式会社中国新聞社代表取締役社長
	小 田 宏 史	広島経済同友会代表幹事
	栗 原 理	公益社団法人広島消費者協会会長
	◎ 藤 原 章 正	広島大学教授
	宮 迫 良 己	株式会社中国放送代表取締役社長

注 ◎：会 長

(50音順)

(2) 中国地方交通審議会船員部会に属する臨時委員名簿

令和7年10月1日現在

	氏 名	役 職 名
臨時委員	○ 内 田 喜 久	弁護士
	内 堀 達 也	中国旅客船協会理事
	岡 本 信 也	中国地方海運組合連合会会長
	◎ 手 塚 貴 大	広島大学大学院社会科学研究科教授
	内 藤 善 直	山陰旋網漁業協同組合顧問共和水産(株)海外まき網事業部長
	三 崎 和 也	弁護士
	宮 川 脩 生	全日本海員組合中・四国地方支部次長
	遊 佐 清 和	全日本海員組合尾道支部長
	除 補 修	全日本海員組合中・四国地方支部長兼尾道支部長

注 ◎：部会長 ○部会長代理

(50音順)

(3) 中国地方交通審議会最低賃金専門部会に属する臨時委員名簿

令和7年10月1日現在

	氏 名	役 職 名
臨時委員	磯 野 洋 一	株式会社浜田あけぼの水産
	金 坂 敏 弘	島根県機船底曳網漁業連合会代表理事
	埤 野 治 次	中国地方海運組合連合会副会長
	日 浦 公 徳	中国地方海運組合連合会副会長
	日 浦 徹 治	中国旅客船協会理事
	板 倉 高 司	鳥取県沖合底曳網漁業協会副会長
	前 嶋 宏	鳥取県沖合底曳網漁業協会事務局長

(50音順)

(4) 中国地方交通審議会審議状況

令和7年10月1日現在

開催年月日	審 議 内 容	備 考
S59. 7. 26	○諮問第4号「鳥取県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第1号答申）	
S60. 1. 25 第1回	○「広島県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第1号） ○第1号答申についての報告等	
S60. 9. 3	○諮問第6号「岡山県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第2号答申）	
S61. 3. 13 第2回	○「山口県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第2号） ○第2号答申についての報告等	
S62. 11. 18	○諮問第1号「広島県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第3号答申）	
H1. 3. 28	○諮問第2号「山口県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第4号答申）	
H2. 3. 22 第3回	○第3号答申及び第4号答申についての報告 ○中国地方における公共交通機関の現状報告等	
H3. 7. 31 第4回	○会長選出	
H6. 3. 18 第5回	○新地域交通計画の策定状況等について ○中国地方における交通運輸の現状について ○広島空港の現状について	
H7. 3. 23 第6回	○平成7年度中国運輸局の重点施策について ○阪神・淡路大震災について ○広島新交通システムの開業・バス路線再編成について	
H7. 8. 3 第7回	○「鳥根県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第3号）	
H8. 7. 31 第8回	○「鳥根県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申（第5号答申） ○「鳥取県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第4号）	
H10. 8. 26 第9回	○「鳥取県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」に対する答申報告について（第6号答申） ○「岡山県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」諮問（諮問第5号）	
H12. 9. 11 第10回	○「岡山県における公共交通機関の維持整備に関する計画について」の答申報告について（第7号答申） ○「広島県における公共交通機関の維持整備に関する計画の改定について」諮問（諮問第6号）	12. 9. 11以降は県部会の議決をもって本審議会の議決とすることとしており、諮問第6号に対する答申は、14. 3. 25の広島県部会からいただいている（答申第8号）
H15. 3. 28 第11回	○「21世紀初頭の公共交通サービスと観光振興のあり方について」諮問（諮問第7号）	
H16. 2. 9 第12回	○諮問第7号を受けた各専門委員会における検討状況の中間報告及び意見交換	
H16. 8. 31 第13回	○「21世紀初頭における中国地方の公共交通サービスと観光振興のあり方について」に対する答申（答申第9号） ○「中国地方ブロック公共交通・地域交通環境計画」のフォローアップのあり方について	
H19. 6. 18 第14回	○会長選出 ○第1回フォローアップ部会報告	
H20. 9. 18 第15回	○船員労働に関する調査審議に係る体制の整備等について ○最近の経済社会情勢を踏まえた答申のフォローアップのあり方について	
H26. 8. 18	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第8号） （H26. 8. 19 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H26. 12. 24	○諮問第8号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第10号答申）	
H27. 7. 15	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第9号） （H27. 7. 21 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H27. 12. 22	○諮問第9号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第11号答申）	
H28. 7. 25	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第10号） （H28. 7. 26 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H28. 12. 26	○諮問第10号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第12号答申）	
H29. 8. 7	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第11号） （H29. 8. 8 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	

H29. 12. 25	○諮問第11号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第13号答申）	
H30. 8. 17	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第12号） （H30. 8. 20 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
H30. 12. 25	○諮問第12号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第14号答申）	
R1. 8. 19	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第13号） （R1. 8. 20 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
R2. 1. 27	○諮問第13号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第15号答申）	
R2. 8. 18	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第14号） （R2. 8. 19 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
R3. 1. 28	○諮問第14号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第16号答申）	
R3. 8. 6	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第15号） （R3. 8. 18 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
R3. 12. 24	○諮問第15号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第17号答申）	
R4. 8. 5	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第16号） （R4. 8. 15 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
R4. 12. 22	○諮問第16号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第18号答申）	
R5. 8. 8	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第17号） （R5. 8. 21 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
R5. 12. 22	○諮問第17号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第19号答申）	
R6. 8. 8	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第18号） （R6. 8. 16 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	
R6. 12. 24	○諮問第18号「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」に対する答申（第20号答申）	
R7. 8. 1	○「船員に関する特定最低賃金（中国内航鋼船運航業及び木船運航業、中国海上旅客運送業、中国漁業（沖合底びき網）、中国漁業（大中型まき網）の最低賃金）の改正について」諮問（諮問第19号） （R7. 8. 19 中国地方交通審議会船員部会へ付託）	

開催年月日	審 議 内 容	備 考
H18. 7. 14 第1回	○中国地方において答申以降に講じられた公共交通サービス及び観光振興に関する主な取組みについて ○自治体、交通事業者等による先進的な取組み等について ○今後のフォローアップの方針等について	
H19. 6. 18 第2回	○「地域公共交通」の再生に向けた取組みについて ○中山間地域における観光と連携した公共交通の活性化について ○瀬戸内海を中心とした観光振興策について ○今後のフォローアップについて	
H20. 6. 26 第3回	○答申の内容の具現化に向けた取組み状況の総点検について ○市町村合併等を契機とした交通体系の見直しについて ○広島県交通系ICカード乗車券（PASPY）の導入について ○中国地方における観光振興策について	

（※）答申第9号のフォローアップ状況を報告するため設置。部会への報告をもって本審議会への報告とすることとされている。

5. 関係団体
 (1) 特殊法人
 (ア) 海事関係

令和7年10月1日現在

名 称	代 表 者	所 在 地	電話番号	設立年月日
日本小型船舶検査機構	広島支部	尾 前 禎 一	広島市南区宇品海岸3-9-38	(082) 254-6027 S49. 2. 2
〃	尾 道 支 部	横 山 健 一 郎	尾道市東御所町9-1 (尾道ウォーターフロントビル4階)	(0848) 23-7250 S57. 12. 10
〃	岡 山 支 部	山 田 悟	岡山市中区藤崎551-14	(086) 200-1780 S49. 2. 2
〃	境 支 部	渡 邊 貴	境港市竹内団地277-2	(0859) 47-2220 S49. 2. 2
〃	下 関 支 部	作 隆 徳	下関市長府港町1-7	(083) 245-3241 S49. 2. 2
船員災害防止協会	中 国 支 部	埜 野 治 次	広島市南区宇品海岸2-15-17	(082) 252-7000 S43. 3. 15
〃	広島地区支部	埜 野 治 次	広島市南区宇品海岸2-15-17	(082) 252-7000 S43. 11. 1
〃	尾道地区支部	佐 藤 雄 紀	尾道市古浜町27-13 尾道海事事務所内	(0848) 23-5240 〃
〃	因島地区支部	弓 場 丞	尾道市因島土生町1899-35 因島海事事務所内	(0845) 22-2298 〃
〃	呉地区支部	河 菜 春 文	呉市宝町9-25 呉港湾合同庁舎内 呉海事事務所内	(0823) 22-2520 〃
〃	境地区支部	高 橋 誠 治	境港市昭和町9-1 境港湾合同庁舎内 鳥取運輸支局境庁舎内	(0859) 42-2169 〃
〃	松江地区支部	室 崎 弘 勝	松江市馬潟町43-3 鳥根運輸支局内	(0852) 38-8111 〃
〃	岡山地区支部	三 枝 智 通	瀬戸内市牛窓町牛窓5662-4 (一社) 瀬戸内市緑の村公社内	(0869) 34-4356 〃
〃	徳山地区支部	川 口 勉	周南市築港町13-38 山口県内航海運組合内	(0834) 21-0505 〃
〃	阿武・萩地区支部	吉 村 正 義	萩市大字椿東6446-5 山口県漁業協同組合はぎ統括支店内	(0838) 25-0231 H1. 4. 1

(イ) 陸運関係

名 称	代 表 者	所 在 地	電話番号	設立年月日
独立行政法人自動車技術総合機構	中国検査部	徳 本 尚 久	広島市西区観音新町4-13-13-2	(082) 233-9172 H14. 7. 1
〃	福 山 事 務 所	新 宅 幸 雄	福山市南今津町44	(084) 930-4681 〃
〃	鳥 取 事 務 所	門 田 州 生	鳥取市丸山町224	(0857) 22-4210 〃
〃	鳥 根 事 務 所	矢 野 智 彦	松江市馬潟町43-3	(0852) 38-9011 〃
〃	岡 山 事 務 所	西 森 寛 和	岡山市北区富吉5301-5	(086) 286-8333 〃
〃	山 口 事 務 所	田 中 邦 宏	山口市宝町1-8	(083) 921-6612 〃
独立行政法人自動車事故対策機構	広島主管支所	佐 藤 宏 樹	広島市西区観音新町2-4-25 (第一菱興ビル)	(082) 297-2255 S48. 12. 10
〃	鳥 取 支 所	梅 本 篤	鳥取市丸山町219-1 (鳥取県トラック協会研修センタービル)	(0857) 24-0802 S50. 7. 28
〃	鳥 根 支 所	真 田 明 子	松江市御手船場町553-6 (松江駅前エストビル3階)	(0852) 25-4880 S50. 7. 25
〃	岡 山 支 所	森 下 賢 二	岡山市北区青江1-22-33 (岡山県トラック総合研修会館)	(086) 232-7053 S49. 3. 15
〃	山 口 支 所	西 田 敦	山口市吉敷下東 1 -3-1 (山陽ビル吉敷)	(083) 924-5419 S49. 7. 16
軽自動車検査協会	広島主管事務所	木 本 秀 樹	広島市西区観音新町4-13-13-4	050-3816-3080 S47. 10. 1
〃	福 山 支 所	松 岡 茂 樹	福山市南今津町41	050-3816-3081 S50. 6. 1
〃	鳥 取 事 務 所	横 山 浩	鳥取市安長77-1	050-3816-3082 S48. 4. 13
〃	鳥 根 事 務 所	小 草 司	松江市馬潟町字掃り木68-1	050-3816-3083 〃
〃	岡 山 事 務 所	高 下 英 樹	岡山市北区久米177-3	050-3816-3084 〃
〃	山 口 事 務 所	松 岡 信 満	山口市葵1-5-57	050-3816-3085 〃

(2) 関係法人

(ア) 海事関係

(地方法人)

事業別	名 称	代 表 者	所 在 地	電話番号	設立年月日
海事	(公社) 中国海事広報協会	仁 田 一 郎	広島市南区宇品海岸1-13-13	(082) 253-1987	S40. 2. 22
旅客	(一社) 中国旅客船協会	小 嶋 光 信	広島市南区宇品海岸1-13-26 広島港宇品旅客ターミナル2階	(082) 253-6907	S24. 6
	(一社) 岡山県旅客船協会	小 嶋 光 信	岡山市中区新築港9-1 国際両備フェリー(株)内	(086) 274-1222	
港運	(一財) 中国港湾福利厚生協会	金 子 隆 義	広島市南区宇品海岸2-23-25 広島港湾福祉センター内	(082) 255-0735	S40. 6. 7
船舶	(一社) 中国小型船舶工業会	久 留 島 匡 緒	広島県広島市中区八丁堀1-23 ヴェル八丁堀915	(082) 222-8118	S43. 12. 27
	(一社) 中国船用工業会	黒 木 正 純	広島市中区上八丁堀8-26 メーブル八丁堀906	(082) 221-9699	S44. 3. 25
船員	(一社) 広島海技学院	吉 田 勉	広島市南区元宇品町41-18	(082) 255-8700	S23. 2. 6
	(一財) 尾道海技学院	宗 重 好 夫	尾道市栗原東2-18-43	(0848) 37-8111	S45. 9. 1

(全国法人)

事業別	名 称	代 表 者	所 在 地	電話番号	設立年月日
海事	日本海事代理士会 中 国 支 部	坪 本 勇 司	広島市東区戸坂出江2-5-18-1107		S51. 10. 23
港運	(一社) 日本貨物検査協会 中 四 国 支 部	大 川 原 俊 安	広島市南区宇品海岸3-11-12	(082) 253-3144	
	(一社) 全 日 検 中 国 支 部	宇 和 村 賢	広島市南区宇品海岸2-23-36 (広島海上ビル)	(082) 251-5253	
	(一社) 日本海事検定協会 神 戸 第 二 事 業 所 広 島 事 務 所	西 口 晴 基	広島市南区宇品海岸3-13-28	(082) 254-0106	
	(一財) 新日本検定協会 水 島 事 業 所	遠 藤 肇	倉敷市連島中央1-5-29-1	(086) 446-2117	
	〃 広 島 ・ 呉 事 業 所	中 嶋 岳 人	呉市中央1-6-9	(0823) 21-9101	
	(一財) 日本穀物検定協会 関 西 神 戸 支 部 中 四 国 事 務 所	佐 竹 康 弘	倉敷市白楽町409	(086) 423-1162	
船舶	(一財) 日本海事協会 岡 山 支 部	武 田 克 巳	岡山市北区幸町6-28	(086) 221-3645	S9. 10. 1
	(一財) 日本海事協会 尾 道 支 部	加 藤 祐 一	尾道市新浜1-4-47	(0848) 25-2400	S21. 9. 1
	(一財) 日本海事協会 広 島 支 部	加 藤 祐 一	広島市中区宝町9-10	(082) 249-1971	S22. 2. 1
	(一財) 日本モーターボート競走会 児 島 支 部	福 島 英 毅	倉敷市児島元浜町88-25	(086) 473-2121	S26. 10. 19
	(一財) 日本モーターボート競走会 宮 島 支 部	森 本 哲 司	廿日市宮島口1-15-60	(0829) 56-1131	S27. 4. 22
	(一財) 日本モーターボート競走会 徳 山 支 部	山 本 和 彦	周南市栗屋1033	(0834) 25-0592	S26. 11. 14

(イ) 陸運関係

(地方法人)

事業別	名 称	代 表 者	所 在 地	電話番号	設立年月日
観 光	(一社) 広島県観光連盟	佐々木 茂喜	広島市中区基町5番44号 広島商工会議所ビル内	(082)221-6516	H4. 4. 1
	(公社) 鳥取県観光連盟	小 谷 文 夫	鳥取市元魚町2-201 エステートビルV 5階	(0857)39-2111	H4. 5. 2
	(公社) 島根県観光連盟	鵜 鶴 順	松江市殿町1	(0852)21-3969	H4. 4. 1
	(公社) 岡山県観光連盟	石 井 清 裕	岡山市北区表町1-5-1岡山シンフォニービル内	(086)233-1802	S48. 6. 11
	(一社) 山口県観光連盟	松 村 孝 明	山口市滝町1-1	(083)924-0462	H4. 5. 20
自 動 車	(公社) 広島県バス協会	仮 井 康 裕	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階	(082)261-3238	S51. 7. 20
	(一社) 広島県レンタカー協会	門 田 典 明	広島市西区観音新町1-18-9	(082) 294-0655	S55. 6. 12
	(一社) 広島県タクシー協会	信 原 弘	広島市西区観音新町1-7-71	(082)233-9155	S31. 10. 26
	(公社) 広島県トラック協会	小 丸 成 洋	広島市東区光町2-1-18	(082)264-1501	S36. 9. 25
	(一社) 中国自動車無線協会	岩 沖 卓 雄	広島市西区観音新町1-7-71	(082)961-5190	S45. 12. 28
	(一社) 中国貸切バス適正化センター	三 井 正 信	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル6階	(082)264-1255	H29. 4. 17
	(一社) 鳥取県バス協会	中 島 文 明	鳥取市丸山町246-10	(0857)22-2724	S51. 7. 15
	(一社) 鳥取県ハイヤータクシー協会	澤 耕 司	鳥取市丸山町246-10	(0857)24-4689	H28. 4. 1
	(一社) 鳥取県トラック協会	川 上 和 人	鳥取市丸山町219-1	(0857)22-2694	S49. 10. 5
	(一社) 島根県旅客自動車協会	吉 田 伸 司	松江市上東川津町1 2 3 8	(0852)60-0928	S51. 7. 17
	(公社) 島根県トラック協会	永 井 好 輔	松江市東朝日町194-1	(0852)21-4272	S31. 1. 23
	(公社) 岡山県バス協会	永 山 久 人	岡山市北区富吉5301-8	(086)259-5582	S51. 7. 15
	(一社) 岡山県レンタカー協会	梶 谷 俊 介	岡山市北区富吉5301-8	(086)259-2718	H10. 9. 8
	(一社) 岡山県タクシー協会	永 山 久 仁 彦	岡山市中区海吉1806-1	(086)238-3008	H5. 9. 1
	(一社) 岡山県トラック協会	原 田 和 充	岡山市北区青江1-22-33	(086)234-8211	S46. 4. 15
	(一社) 岡山県自家用自動車協会	高 美 之 治	岡山市北区富吉5301-8	(086)259-3133	S30. 12. 26
	(公社) 山口県バス協会	東 田 成 民	山口市葵1-5-58	(083)922-5031	S51. 8. 18
	(一社) 山口県レンタカー協会	石 光 教 子	山口市葵1-5-58	(083) 924-2358	S41. 9. 13
	(一社) 山口県タクシー協会	福 嶋 真 一	山口市葵1-5-58	(083)922-5110	S33. 4. 30
	(一社) 山口県トラック協会	国 広 和 之	山口市宝町2-84	(083)922-0978	S30. 7. 19
	(一社) 山口県自家用自動車協会	峰 忠 幸	山口市葵1-5-58	(083)932-0606	S30. 12. 26
整 備	(一社) 広島県自動車整備振興会	岡 本 精 二	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082)231-9201	S27. 2. 12
	(一社) 鳥取県自動車整備振興会	吉 川 浩	鳥取市丸山町233	(0857)23-3271	S27. 1. 24
	(一社) 島根県自動車整備振興会	櫻 井 誠 己	松江市馬潟町43-4	(0852)37-0041	S32. 4. 10
	(一社) 岡山県自動車整備振興会	梶 谷 俊 介	岡山市北区富吉5301-8	(086)259-3500	S28. 2. 7
	(一社) 山口県自動車整備振興会	大 原 敏 之	山口市葵1-5-58	(083) 924-8123	S28. 4. 3
	(一財) 山口県自動車振興センター	大 原 敏 之	山口市葵1-5-58	(083)922-7633	S41. 6. 11
	(一社) 山口県軽自動車標板センター	安 藤 洋 一	山口市葵1-5-58	(083)922-0419	R3. 9. 16

(全国法人)

事業別	名 称	代 表 者	所 在 地	電話番号	設立年月日
旅 行	(一社) 日本旅行業協会(JATA) 中四国支部	濱 口 剛	広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス内	(082)536-0700	S38. 11. 8
	(一社) 全国旅行業協会(ANTA) 中国地方支部長連絡会	花 岡 正 雄	広島市東区光町2-9-14 コムズ光 503号	(082)264-3189	S41. 2. 22
ホテル 旅 館	(一社) 日本ホテル協会 中国四国支部	室 敏 幸	広島市中区基町6-78 リーガロイヤルホテル広島内	(082)228-5074	S16. 3. 5
	日本旅館協会 中国支部連合会	有 本 隆 哉	広島市中区基町5-44 広島商工会議所内	(082)221-8353	H24. 10. 1
	(一社) 全日本ホテル連盟 中国・四国支部	沖 一 泰	松山市平和通3-1-15 ホテル泰平	(089)943-5000	S49. 10. 4
観 光	(一社) 国際観光日本レストラン協会 中四国支部	三 保 二 郎	広島市南区仁保3-1-4 ㈱かなわ内	(082)287-3255	S34. 12. 22
	(公社) 日本観光振興協会 中国事務局	胡 家 亮 一	広島市中区基町5-44 広島商工会議所内	(082)222-6625	S39. 4. 1

(3) 関係任意団体

(ア) 海事関係

種別	名 称	代 表 者	所 在 地	電話番号	設立年月日
旅 客 船 開 係	広島県旅客船協会	弓 場 丞	広島市南区宇品海岸1-13-26 広島港宇品旅客ターミナル2階	(082)253-6907	
	広島地区旅客船協会	上 村 隆 彦	広島市南区宇品海岸1-13-26 広島港宇品旅客ターミナル2階	(082)253-6907	
	尾道地区旅客船協会	川 本 公 夫	福山市沼隈町常石665番地2 常石海技㈱内	(084)987-1742	
	岡山地区旅客船協会	田 邊 学	岡山市中区新築港9-1 国際両備フェリー㈱内	(086)274-1222	
	笠岡地区旅客船協会	天 野 雄 二 郎	笠岡市美の浜9-64 三洋汽船㈱内	(0865)63-9211	
	山口県旅客船協会	清 水 聖	柳井市大字柳井134 防予フェリー㈱内	(0820)22-5909	
	島根・鳥取県旅客船協会	木 下 典 久	島根県隠岐郡隠岐の島町中町 隠岐汽船㈱内	(08512)2-1122	
港 運 関 係	中国地方港運協会	金 子 隆 義	広島市南区宇品海岸2-23-25 広島港湾福祉センター内	(082)255-0734	S27. 4. 1
	中国地方港運協会 岡山支部	小 林 弘 憲	岡山市南区築港元町8-50 岡山港埠頭開発㈱内	(086)262-4359	S37. 12. 1
	〃 宇野支部	竹 下 歩	玉野市宇野1-18-15 宇野港湾福祉センター内	(0863)31-1034	S27. 4. 1
	〃 水島支部	酒 井 忠 之	倉敷市中畝3-7-38 水島港湾会館内	(086)455-4152	S29. 1. 1
	〃 笠岡支部	関 藤 宏 志	笠岡市笠岡5949-3 笠岡通運㈱内	(0865)62-5221	S27. 4. 1
	〃 福山支部	鷺 尾 忠 彦	福山市新涯町2-30-10 福山港湾福祉センター内	(084)953-8094	S27. 4. 1
	〃 尾三支部	河 本 信 行	尾道市古浜町27-284 尾道糸崎港湾福祉センター内	(0848)23-8611	S27. 4. 1
	〃 呉支部	小 林 久 晃	呉市宝町8-25 呉港湾福祉センター内	(0823)21-4290	S27. 4. 1
	〃 広島支部	日 浦 章 博	広島市南区宇品海岸2-23-25 広島港湾福祉センター内	(082)253-3019	S27. 4. 1
	〃 岩国支部	木 村 慎 二	岩国市新港町4-17-12 岩国港湾福祉センター内	(0827)23-1055	S27. 4. 1
	〃 徳山下松支部	稲 毛 康 二	周南市築港町13-38 徳山下松港湾福祉センター内	(0834)31-1866	S27. 4. 1
	〃 三田尻中関支部	枝 広 智 宇	防府市新田2033-1 三田尻中関港湾福祉センター内	(0835)24-3151	S38. 2. 1
	中国地区検数検定連絡協議会	西 口 晴 基	広島市南区宇品海岸3-13-28 (一社)日本海事検定協会神戸第二事業所広島事務所内	(082)254-0106	S53. 4. 1
	広島みなと振興会	金 子 隆 義	広島市南区宇品海岸3-1-79 マツダロジスティクス㈱外貿事務所内	(082)251-3344	H12. 4. 1

種別	名 称	代 表 者	所 在 地	電話番号	設立年月日
内 航 関 係	中国地方海運組合連合会	岡 本 信 也	広島市南区稻荷町4-5 尾崎ビル2階	(082)258-2377	S33. 8. 10
	広島県内航海運組合	埴 野 治 次	広島市南区稻荷町4-5 尾崎ビル2階	(082)258-2377	S61. 11. 1
	広島県内航海運組合 備後福山支部	松 島 茂 樹	福山市沼隈町大字常石665-2	(084)987-1624	
	〃 広島支部	埴 野 治 次	広島市南区稻荷町4-5 尾崎ビル2階	(082)258-2377	
	似島地区海運組合	向 井 寿 郎	広島市南区似島町字家下327	(082)259-2325	S33. 2. 19
	全国内航タンカー海運組合中国支部	三 谷 秀 明	三原市城町3-1-1	(0848)62-3839	S40. 2. 4
	隠岐地区海運組合	酒 井 一 昌	隠岐郡隠岐の島町東郷神米4 1 (有)酒井材木店内	(08512)2-0585	S39. 6. 15
	岡山中部海運組合	小 路 敏 之	玉野市宇野1-18-15 宇野港湾福祉センター2F	(0863)31-1034	S61. 8. 12
	岡山県西南海運組合	山 河 義 弘	岡山県笠岡市五番町5-79 MKビル2F	(0865)60-0340	S61. 11. 1
	日生地区海運組合	松 井 康 之	備前市日生町寒河2571-5	(0869)72-2011	S35. 5. 19
	倉敷地区海運組合	赤 沢 哲	倉敷市玉島中央町1-23-18	(086)526-7564	S33. 7. 30
	山口県内航海運組合	井 上 清 孝	周南市築港町13-38 徳山下松港湾福祉センター内	(0834)21-0505	S33. 7. 31
関船内 係員航	中国地区内航船員対策協議会	岡 本 信 也	広島市南区稻荷町4-5 尾崎ビル2階	(082)258-2377	H2. 10. 3
倉 庫 関 係	中国地方倉庫協会連合会	古 川 浩 延	広島市南区京橋町1-23 大樹生命広島駅前ビル2階	(082)261-1572	S39. 9. 11
	広島県倉庫協会	古 川 浩 延	広島市南区京橋町1-23 大樹生命広島駅前ビル2階	(082)261-1572	S23. 3. 10
	岡山県倉庫協会	末 長 範 彦	岡山市東区光津700 岡山土地倉庫㈱内	(086)948-5300	S23. 3. 3
	山陰倉庫協会	林 義 弘	米子市流通町430-17 日本通運㈱山陰支店内	(0859)37-1220	R6. 4. 1
	山口県倉庫協会	喜 多 村 誠	下関市東大和町1-4-40 下関港湾福祉センター2階	(083)261-0570	S29. 5. 13

種別	名 称	代 表 者	所 在 地	電話番号	設立年月日
倉庫関係	中国冷蔵倉庫協議会	田 中 一 範	広島市西区草津港1-7-2 田中倉庫運輸㈱ 3 階	(082)942-1115	S48. 5. 23
	広島県冷蔵倉庫協会	田 中 一 範	広島市西区草津港1-7-2 田中倉庫運輸㈱ 3 階	(082)942-1115	S48. 5. 23
	岡山県冷蔵倉庫協会	姫 井 善 果	岡山市北区青江1-7-6 岡山中央冷蔵倉庫(株)内	(086)234-4811	S48. 6. 19
	鳥取県冷蔵倉庫協会	吉 田 崇 義	広島市西区草津港1-7-2 田中倉庫運輸㈱ 3 階 (広島県協会兼務)	(082)942-1115	S48. 6. 15
	島根県冷蔵倉庫協会	小 林 和 夫	広島市西区草津港1-7-2 田中倉庫運輸㈱ 3 階 (広島県協会兼務)	(082)942-1115	S48. 6. 1
	山口県冷蔵倉庫協会	古 田 隆 二	下関市細江新町3-20 ㈱ニチレイ・ロジスティクス九州 下関埠頭物流センター 2 階	(083)242-0888	S25. 10. 4
造船関係	中国地区造船協議会	奥 村 幸 生	広島市中区上八丁堀1-23 ヴェル八丁堀915	(082)222-8118	S63. 5. 23
	日造協中国地方支部	平 賀 哲 朗	広島市中区江波沖町5-1	(082)231-6428	S46. 8. 2
	中国船舶電装協議会	四 辻 修	尾道市因島重井町474-15 日昇無線(株)因島鉄工団地内	(0845)-25-1178	H23. 3. 29
	日本船舶設計協議会	白 石 富 喜 太	玉野市宇野1-20-33 ㈱大鑑設計事務所内	(0863)31-1788	H2. 7. 27
船舶関係	広島船員労働安全衛生協議会	埜 野 治 次	広島市南区宇品海岸2-15-17	(082)252-7000	S33. 5. 23
	尾道船員労働安全衛生協議会	佐 藤 雄 紀	尾道市古浜町27-13 尾道海事事務所内	(0848) 23-5240	S33. 6. 1
	鳥取船員労働安全衛生協議会	高 橋 誠 治	境港市栄町65番地 共和水産株式会社内	(0859)44-7171	H29. 5. 31
	島根船員労働安全衛生協議会	室 崎 拡 勝	浜田市原井町3025番地 株式会社浜田あけぼの水産内	(0855)22-3316	H29. 7. 6
	山口県東部船員労働安全衛生協議会	川 口 勉	周南市築港町13-38 山口県内航海運組合内	(0834)21-0505	S33. 6. 1
	広島船員安全衛生推進会 (旅客船・カーフェリー)	内 堀 達 也	広島市南区宇品海岸2-15-17	(082)252-7000	H10. 7. 8
	広島船員安全衛生推進会 (内航貨物船等)	埜 野 治 次	広島市南区宇品海岸2-15-17	(082)252-7000	H10. 7. 8
	呉船員安全衛生推進会 (内航貨物船等)	河 菜 春 文	呉市広大新開1-12-20	(0823)36-2010	H11. 12. 7
	鳥取網代港船員安全衛生推進会	板 倉 高 司	岩美郡岩美町大字大谷2182番地470 鳥取県漁業協同組合網代港支所内	(0857)72-0481	H11. 2. 26
	内海水先人会広島連絡事務所	欠	広島市南区宇品海岸2-23-36 海上ビル	(082)255-1402	S54. 10. 22
海事関係	境水先区水先人会	森 脇 啓 治 郎	境港市馬場崎町320	(0859)44-2543	S23. 7
	呉海事振興会	杉 森 正 英	呉市宝町9-25 呉海事事務所内	(0823)22-2520	S62. 4. 14
	鳥取県海事振興協会	高 橋 誠 治	境港市昭和町9-1 境港港湾合同庁舎内	(0859)42-2169	S30. 6. 1
	島根県海事振興協会	福 島 伸 光	松江市御手船場町561 ㈱福島造船鉄工所内	(0852)21-6286	S28. 8. 1
	岡山県東部海事団体協議会	飯 塚 岳 史	玉野市玉3-1-1	(0863)23-2010	S55. 12. 18
	岡山県西部海事振興会	酒 井 忠 之	倉敷市水島福崎町2-15	(086)444-7750	S56. 1. 1

(イ) 陸運関係

種 別	名 称	代 表 者	所 在 地	電話番号	設立年月日
鉄 道 関 係	中国地方鉄道協会	仮 井 康 裕	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階	(082) 261-0313	S23. 1. 1
	中国地方索道協会	田 辺 俊 則	広島市東区上大須賀町1-16 交通会館ビル2階	(082) 298-8185	S34. 4. 1
自 動 車 関 係	中国バス協会	中 島 文 明	広島市東区上大須賀町1-16	(082) 261-9760	S28. 9. 1
	中国ハイヤー・タクシー連合会	信 原 弘	広島市西区観音新町1-7-71	(082) 233-9155	S38. 9. 11
	中国トラック協会	小 丸 成 洋	広島市東区光町2-1-18	(082) 264-1501	S32. 5. 1
	中国霊柩自動車協会	櫻 井 正 明	広島市東区光町2-1-18	(082) 264-1501	S41. 3. 1
	広島地方通運業連盟	鷺 川 章 二	広島市南区西蟹屋3-2-1 日本通運㈱内	(082) 263-8847	S26. 5. 1
	中国通運協会	鷺 川 章 二	広島市南区西蟹屋3-2-1 日本通運㈱内	(082) 263-8847	S26. 5. 1
	中国通運業連合会	喜 多 村 誠	広島市南区東駅町1-1	(082) 283-9300	S26. 6. 1
	鳥取県レンタカー協会	鳥 越 宣 孝	鳥取市湖山町東3-86 (株)トヨタレンタリース鳥取内	(0857) 30-3631	
	島根県レンタカー協会	渡 部 稔	島根県松江市宍道町白石81-10 (株)原商内	(0852) 66-3708	
	岡山県霊柩自動車協会	松 本 有 造	岡山市北区青江1-22-23 (岡山県トラック協会内)	(086) 234-8211	S41. 3. 31
整 備 関 係	中国自動車標板協議会	岡 本 精 二	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082) 231-9201	S35. 9. 13
	中国自動車整備連絡協議会	岡 本 精 二	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082) 231-9201	S35. 7. 10
	全軽自協・中国ブロック協議会	松 本 耕 二	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082) 532-5507	S45. 11. 5
	広島県自動車販売店協会	藤 井 一 裕	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082) 232-4418	S33. 6. 5
	広島県軽自動車協会	松 本 耕 二	広島市西区観音新町4-13-13-3	(082) 532-5507	S31. 6. 22
	鳥取県自動車販売店協会	米 原 良	鳥取市丸山町246-1	(0857) 24-6171	S38. 9. 20
	鳥取県軽自動車協会	金 口 伸	鳥取市安長77-3	(0857) 28-7021	S43. 3. 11
	島根県自動車販売協会	野々村 健造	松江市馬潟町43-4	(0852) 37-0044	S38. 6. 4
	島根県軽自動車協会	豊 島 圭 介	松江市馬潟町68-11	(0852) 37-0046	S42. 11. 18
	岡山県自動車販売店協会	中 川 裕 二	岡山市北区富吉5301-8	(086) 259-3000	S31. 7. 1
	岡山県軽自動車協会	吉 村 良 太 郎	岡山市北区久米178-3	(086) 245-5800	S30. 4. 1
	山口県自動車販売店協会	大 原 敏 之	山口市葵1-5-58	(083) 922-0909	S37. 10. 1
	山口県軽自動車協会	松 本 秀 樹	山口市葵1-5-58	(083) 922-8877	S42. 4. 1

Ⅱ 中国地方の概況

1. 主要経済指標

区 分	単 位	広 島	鳥 取	島 根	岡 山	山 口	中 国	全 国	全国対比 (%)	年 次
総 面 積	km ²	8,478	3,507	6,708	7,114	6,113	31,920	377,980	8.4	R7.7.1 *1
総 人 口	人	2,728,771	534,003	642,590	1,835,478	1,292,956	7,033,798	124,330,690	5.7	R6.1.1 *2
就 業 人 口	〃	1,318,328	269,353	332,592	867,759	620,702	3,408,734	57,643,225	5.9	R2.10.1
第 一 次 産 業	〃	35,582	20,713	21,440	35,699	25,265	138,699	1,962,762	7.1	
第 二 次 産 業	〃	333,144	56,777	76,093	227,154	159,792	852,960	13,259,479	6.4	
第 三 次 産 業	〃	909,409	184,007	226,127	577,858	423,776	2,321,177	40,679,332	5.7	
総 生 産 額	10億円	12,476	1,912	2,753	7,345	6,306	30,792	544,350	5.7	R4
県 民 所 得	〃	9,360	1,354	1,994	4,754	4,029	21,491	394,538	5.4	
1人あたりの 県 民 所 得	千円	3,430	2,536	3,103	2,590	3,116	3,055	3,173	-	
事 業 所 数 [注]	所	4,812	749	1,001	3,234	1,725	11,521	176,858	6.5	R3
製 造 品 出 荷 額	10億円	8,870	741	1,165	7,060	5,617	23,453	302,003	7.8	
卸売業年間販売額	〃	9,580	714	790	3,695	1,725	16,504	474,362	3.5	R4
小売業年間販売額	〃	3,309	625	688	2,188	1,649	8,459	150,346	5.6	
自 動 車 保 有 台 数	台	1,928,172	469,464	554,343	1,563,064	1,068,064	5,583,107	83,051,985	6.7	R7.8.31
乗 用 車 保 有 台 数	〃	1,470,358	346,653	408,675	1,169,770	813,785	4,209,241	62,284,126	6.8	
内航船舶現有隻数	隻	597	0	7	246	147	997	5,146	19.4	R6.3.31
内航船舶総トン数	トン	472,966	0	1,752	163,525	128,658	766,901	4,497,000	17.1	
道 路 実 延 長	km	24,819	9,010	18,302	25,842	16,798	94,677	1,230,388	7.7	R4.3.31 *8

[注] 製造業に属する事業所数（従業者4人以上）

[資料]

*1 国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

*2 総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」

*3 総務省「国勢調査」

*4 内閣府「県民経済計算」

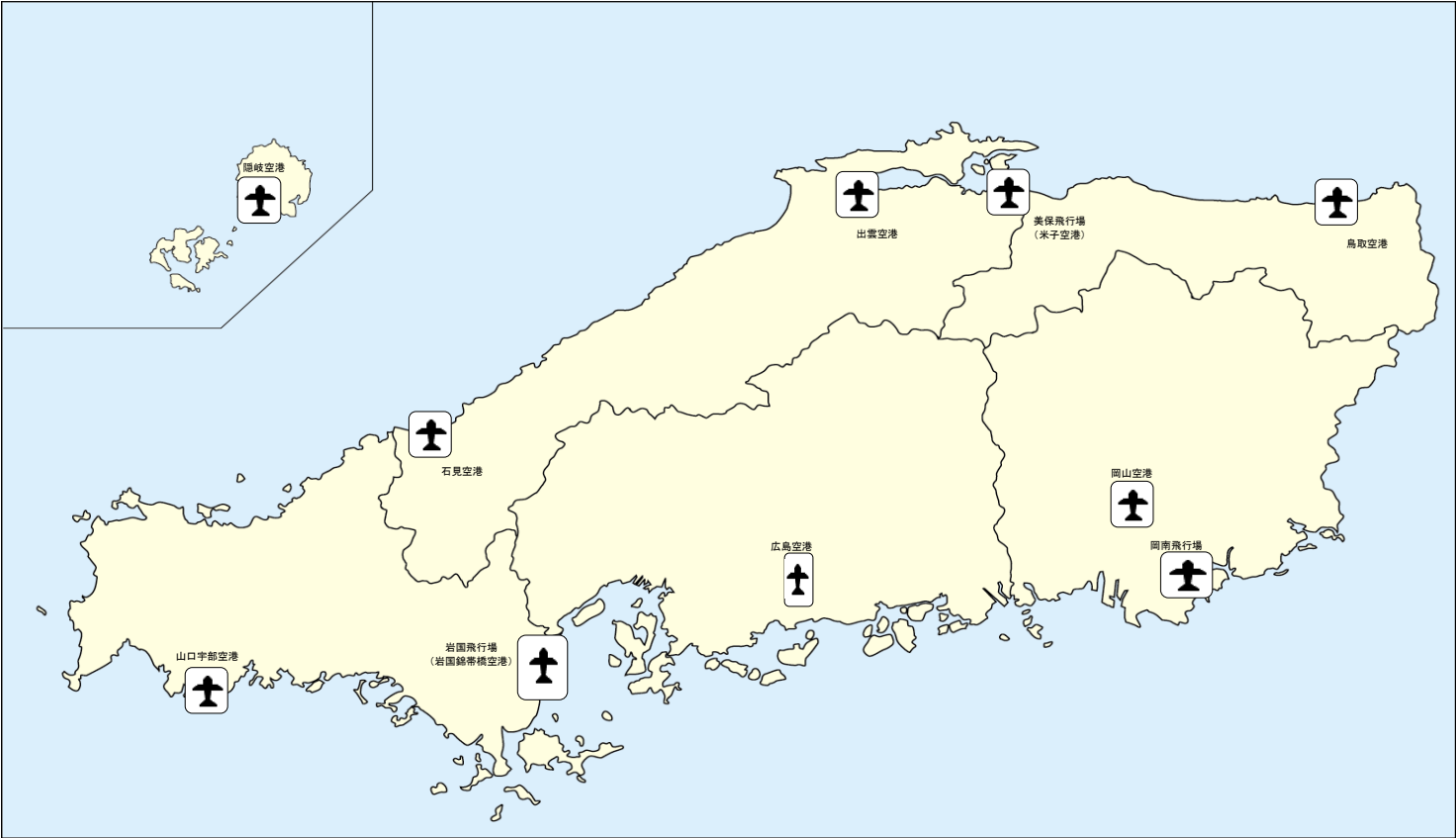
*5 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

*6 経済産業省「経済構造実態調査」

*7 一般財団法人 自動車検査登録情報協会「都道府県別・車種別自動車保有台数（軽自動車含む）」

*8 国土交通省「道路統計年報」

2. 空港の現況図 (令和7年10月1日現在)

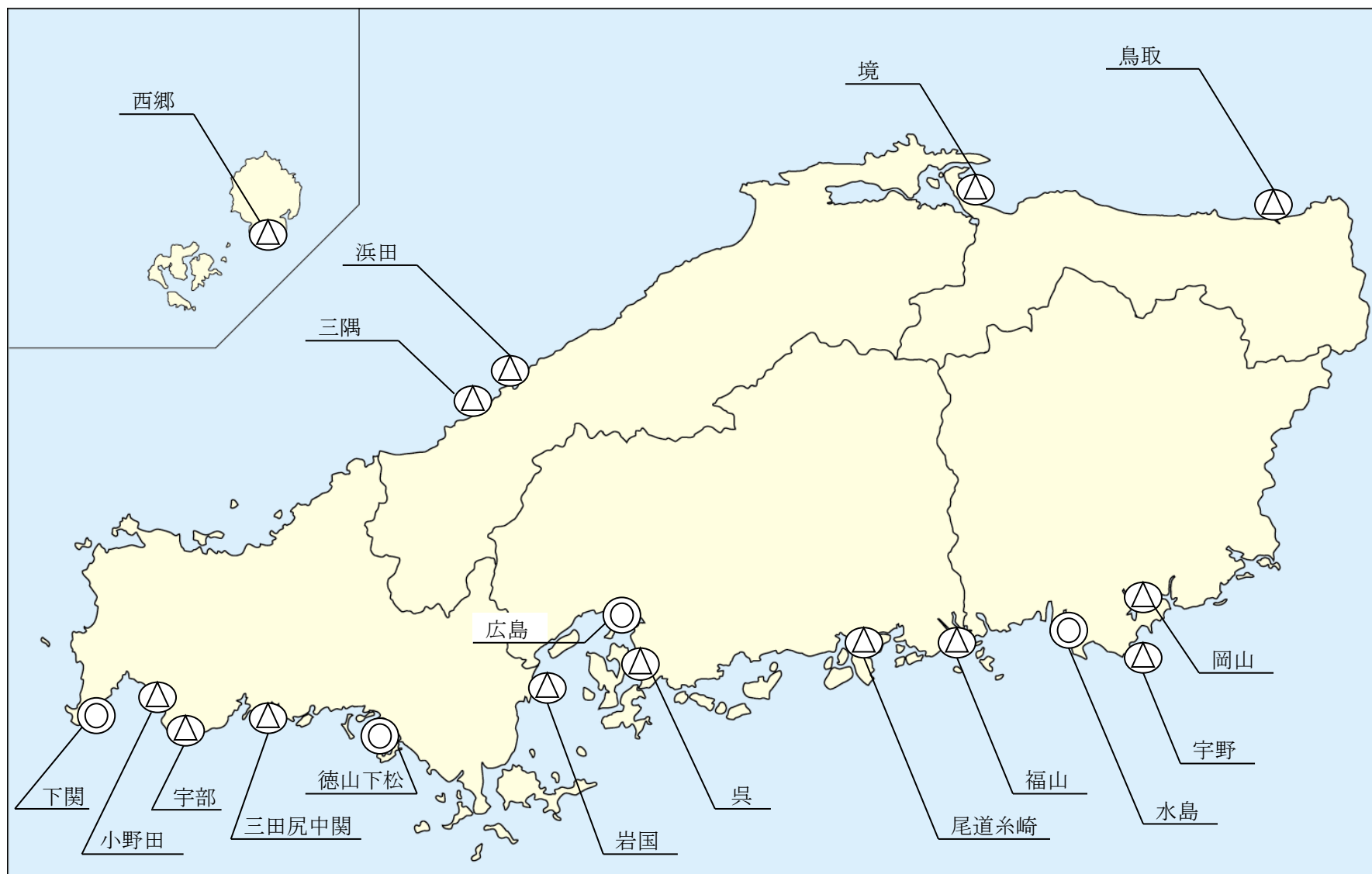
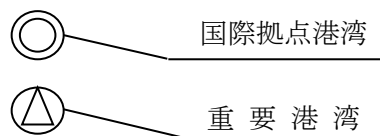


中国地方の空港の概況

空港名		令和7年10月1日現在							
項目	広島空港	岡山空港	山口宇部空港	岩国飛行場 (岩国錦帯橋空港)	鳥取空港	美保飛行場 (米子空港)	出雲空港	隠岐空港	石見空港
空港の種類	国管理	地方管理	特定地方管理	共用	地方管理	共用	地方管理	地方管理	地方管理
設備管理者	国土交通大臣	岡山県	山口県	米軍	鳥取県	防衛大臣	島根県	島根県	島根県
滑走路	3,000m×60m	3,000m×45m	2,500m×45m	2,440m×60m	2,000m×45m	2,500m×45m	2,000m×45m	2,000m×45m	2,000m×45m
乗入定期航空会社	国内 4社 ・全日空 ・日本航空 ・IBEXエアラインズ ・春秋航空日本	国内 3社 ・全日空 ・日本航空 ・日本トランス ・オーシャン航空	国内 3社 ・全日空 ・日本航空 ・スターフライヤー	国内 1社 ・全日空	国内 1社 ・全日空	国内 1社 ・全日空	国内 4社 ・日本航空 ・日本エアコミューター ・フジドリームエアラインズ ・ジェイ・エア	国内 2社 ・日本エアコミューター ・ジェイ・エア	国内 1社 ・全日空
	国際 11社 ・全日空 ・日本航空 ・中国国際航空 ・中国東方航空 ・チャイナエアライン ・香港エクスプレス ・ノックエア ・チェジュ航空 ・シルクエア ・シンガポール航空 ・ベトジェットエア	国際 4社 ・大韓航空 ・中国東方航空 ・タイガーエア台湾 ・香港航空				国際 4社 ・香港航空 ・吉祥航空 ・エアソウル ・タイガーエア			
路線及び便数	東京 日15便 札幌 日2便 沖縄 日1便 仙台 日3便 成田 日1便 大連・北京 週2便 上海 週7便 台北 週5便 香港 週4便 シンガポール (運休) バンコク (運休) ソウル 週14便 ハノイ 週3便	東京 日10便 沖縄 日1便 札幌 日1便 上海 週5便 台北 週9便 香港 (運休) ソウル 週4便	東京 日10便	東京 日5便 沖縄 日1便	東京 日5便	東京 日6便 香港 (運休) 上海 (運休) ソウル 週5便 台北 週2便	東京 日5便 大阪 日4便 福岡 日2便 名古屋 (中部) 日2便 名古屋 (小牧) 日1便 静岡 日1便 隠岐 日1便 仙台 日1便 神戸 日1便 (運休)	大阪 日1便 出雲 日1便	東京 日2便
乗降客数	令和5年度 (人)	2,685,855	1,283,730	869,944	474,004	375,099	575,173	1,015,147	70,580
	令和6年度 (人)	2,868,909	1,375,744	889,710	523,363	403,513	660,910	1,066,837	138,902
貨物取扱量	令和5年度 (トン)	8,170	2,729	1,694	376	292	741	370	0
	令和6年度 (トン)	10,808	3,337	1,630	306	292	627	373	0

※岡山飛行場 (管理者: 岡山県、種別: その他公共用飛行場) は不定期航空輸送のみ
※便数は往復ベースで臨時便を除く
※乗降客数、貨物取扱量は、国土交通省「空港管理状況調査」による

3. 港湾の現況図（令和7年4月1日現在）



運輸要覧（総務部編）

令和 7 年版

目 次

総務部編

I	運輸安全マネジメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	運輸安全マネジメント評価の実施イメージ・・・・・・・・	3

I 運輸安全マネジメント

平成 17 年の JR 西日本福知山線脱線事故等を契機に、運送事業者自らが経営トップから現場まで一体となった安全管理体制を構築し、それを継続的に改善していく取組として「運輸安全マネジメント」制度を平成 18 年 10 月から導入しています。あわせて、この制度の事業者の運用状況を国が「評価」することで安全風土の構築や安全意識の浸透を図っているところです。このほか、セミナーやフォーラム等で「安全マネジメント制度」の啓発を行うことにより、本制度は運輸事業者の間で概ね定着し、一定の効果をえています。一方、未だ取組の途上にある事業者も存在すること、事業者数の圧倒的に多い自動車輸送分野においては、相当数を占める中小規模事業者が評価対象外に留まっていること、近年の頻発化、激甚化する自然災害、テロ、感染症等への対応の促進等の課題があります。また、平成 28 年の軽井沢スキーバス事故や令和 4 年の知床遊覧船事故等の凄惨な事故を受け、貸切バス事業者や小規模海運事業者に対する安全・安心の確保への社会的要請も高まっています。

これらを踏まえ、国土交通省では運輸安全マネジメント制度の今後のあり方について議論を行い、平成 29 年 7 月に「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を改訂し、今日的課題として「人材不足・高齢化」「自然災害・テロ・感染症」などへの対策を盛り込みました。また、この改訂で明記した「自然災害対応」へのガイダンスとして、令和 2 年 7 月に「運輸防災マネジメント指針」を策定し、「自然災害」への対応について、運輸事業者が参考とすべき考え方として公表しています。さらに、令和 5 年 3 月には、「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施（運輸安全マネジメント評価）に係る基本的な方針」を改訂し、自然災害・テロ等への対応を評価において確認することや、中小規模事業者への本制度の更なる浸透や安全統括管理者の活動の支援等に重点を置き対応していくこととしています。

鉄道モードでは、令和 2 年度以降の評価実施方針が定められ、鉄・軌道事業者にあつては、6 年間で第三種事業者を除くすべての事業者を原則 1 回以上、索道事業者にあつては 8 年間で普通索道を可能な範囲で原則 1 回以上、特殊索道で評価実績の無い事業者の評価を行うこととしています。

自動車モードでは、関越道高速ツアーバス事故を受け、平成 25 年 10 月から評価対象外であった一定規模以下の貸切バス事業者も簡易評価の対象とし、軽井沢スキーバス事故後の平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間で全ての貸切バス事業者に評価を実施しました。現在は新規許可事業者を中心に評価を実施しています。また、平成 30 年 4 月からは、運輸安全マネジメント制度の取組を更に促進させるため、トラック事業者及びタクシー事業者の適用範囲を拡大し、200 両以上の車両を保有する事業者を評価の対象としています。

海運モードにおいては、平成 24 年度末で管内の全事業者の評価を終了し、平成 25 年度からは一定規模以上の事業者を 2 期に分け 3 年連続で評価を実施しています。令和元年度からは向こう 6 年間の「中期評価実施計画」を策定し、概ね 3 年に 1 回定期的に評価を行うこととしました。また、知床遊覧船事故検討委員会において取りまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」において、令和 9 年度までの 5 年間で小型旅客船事業者（※）に対し運輸安全マネジメント評価を行うこととされ、これに基づき評価を実施しているところです。

中国運輸局では、当局職員による事業者への評価に加え、運輸安全マネジメント制度を周知すべく「運輸安全マネジメントセミナー」を毎年開催しています。また、運輸事業者の防災力を高めるため「運輸防災セミナー&ワークショップ」を令和 2 年度から開催しています。

（※）小型旅客船事業者とは、「平水区域以外の水域で総トン数 20 トン未満の船舶であつて 13 人以上の旅客定員を有するものにより人の運送をする不定期航路事業の許可を受けた事業者」をいう。

●令和6年度中国運輸局運輸安全マネジメント評価実施状況

モード別	本省評価	本省と運輸局 合同評価	運輸局 単独評価	計
鉄 道	0	1	3	4
自動車	1	0	3	4
海 運	0	0	18	18
計	1	1	24	26

●運輸安全マネジメントセミナー受講者数

モード別	令和6年度 ※対面	令和5年度 ※対面	令和4年度 ※対面
鉄 道	51	52	40
自動車	69	48	104
海 運	74	51	37
その他	0	0	0
計	194	151	181

※各コマ延べ人数。年度でコマ数・内容が異なる。

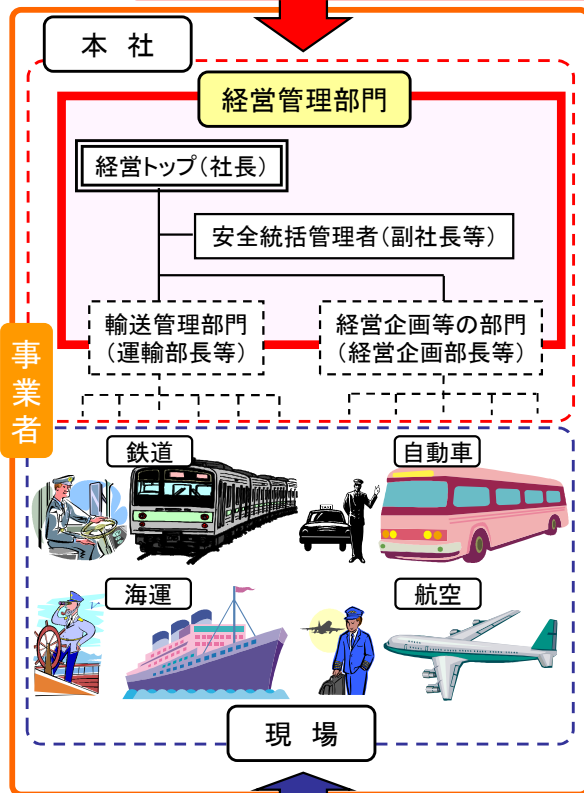
●運輸防災セミナー&ワークショップ受講者数

モード別	令和6年度 (上期)対面&WEB (下期)WEB		令和5年度 (上期)対面 (下期)WEB		令和4年度 WEB
	上期	下期	上期	下期	
鉄 道	13	0	6	18	3
自動車	31	8	9	50	20
海 運	9	8	6	2	2
その他	1	61	0	0	0
計	131		91		25

運輸安全マネジメント評価の実施イメージ

国

運輸安全マネジメント評価＝本社等で経営トップ等へのインタビュー等により、安全管理体制の取組み度合いをチェック・評価及び助言



1. チェックの基本的考え方

➢ 事業者が構築した安全管理体制が、システムとして適切に機能しているかをチェック
⇒ モード間に共通した手法

2. チェック項目の例

➢ 経営トップが、安全管理体制を具体的に把握し、現場の情報、課題等がフィードバックされる仕組みが構築されているか。
① 安全に関する方針、目標が適切に設定されているか。
② 現場のヒヤリハット情報が社内共有されているか。
③ 内部監査体制は機能しているか。
④ 安全管理体制の適時適切な見直しの仕組みが構築されているか。等



1. チェックの基本的考え方

➢ 輸送行為の個別の要素(輸送施設、運転手等)の基準等の遵守状況及び事故防止対策の実施状況等をチェック
⇒ モード固有の特性に応じた手法

2. チェック項目の例

① 航空機・鉄道車両、諸施設が安全基準を満たしているか。
② 適格な資格を有する運転・操縦者による運行・運航がされているか。
③ 現場における運行(航)の責任者(運行(航)管理者)が選任されているか。
④ 事故防止対策の実施状況が適切か。等

国

現行の保安監査＝本社や支社、営業所等の事務所や輸送現場等で、管理者への聞き取り、施設等への現認により、技術基準等への適合性等を含む輸送の安全の取組みをチェック・改善命令

運輸防災マネジメント指針の概要について

背景

- **自然災害の頻発化・激甚化**
→ 輸送の安全の脅威に
- 運輸事業は国民生活・経済を支える重要インフラ
→ 災害時も事業継続が必要
- 運輸事業者の防災意識を一層向上させることが必要

「運輸安全マネジメント」の自然災害対応への活用

- 運輸安全マネジメントは、平成18年の制度開始以来、輸送の安全向上に実績
- 運輸安全マネジメントの基本方針及びガイドラインに「自然災害対応」を明記(H29)
- 自然災害への具体的な対応が必要

「運輸防災マネジメント指針」の策定

- 自然災害対応に運輸安全マネジメントを活用するためのガイダンスの不在

「指針」を策定

- **運輸事業者**
・ 自然災害対応への取組 (**防災＋事業継続(BCP)**) を促進
- **国土交通省**
・ **運輸安全マネジメント評価を活用**して事業者の「防災マネジメント」の取組を評価し、**運輸事業者の自然災害への対応の取組についてコンサルタント等の支援**を実施



報道発表資料

防災力向上＋事業継続を目指す取組

- “自然災害対応”は、**被災時の被害を軽減する「防災」**に加え、被災後、いかに安全を確保しつつ早期に復旧して事業を再開し、**国民の生活と経済を支える「事業継続」の取組**。
- 自然災害にどう対応するかという危機管理に加え、事業継続に要する経営資源（人、モノ、資金等）の配分、優先事業の絞り込み等の経営判断を伴うため、**経営トップが率先して対応**することが必要。
- 経営層参画の下で定期的にマネジメントレビュー等を行い、PDCAサイクルによるスパイラルアップを行う。

平時の「備え」と迅速な初動

- 被災時に最も重要なのは**迅速な初動**。**トップダウンによる危機管理体制**が必要。遅れば遅れるほど被害は拡大する。
- **平時の「備え」**が初動の成否を握る。災害は必ず来ると認識しハザードマップを参考にすると**被害想定**を行った上で、自社の拠点等が被災した場合の**代替措置の検討も含め平時から準備**することが肝要。準備に当たっては、災害種別ごとの対応の違いを意識する。予測が可能な台風・豪雨災害等においては、タイムラインを考慮した**発災直前の備え**も重要。

「備え」と初動①：関係者との連携等

- 即応体制（災害対策本部の設置）、対応要領、情報連絡体制、事業継続計画（BCP）等の整備が必要。
- 被災時には、地方自治体をはじめ、国の行政機関、関係事業者、事業者団体等の様々な関係者が総力で対応する。このため、これら**関係者との緊密な「顔の見える関係」の構築**が防災力を高める。

「備え」と初動②：教育と訓練

- 災害に遭うことが稀なため、**実践的な訓練**を定期的 to 実施し、**振り返り**を行うことが必要。他機関の訓練への参加や**他事例に学ぶ**ことも重要。
- 発災時の即応能力を向上させるためには、まず、社員には基本理念と基本動作を習得させ、応用力を訓練及びレビューで鍛えるよう取り組むことが効果的。

運輸要覧（交通政策部編）

令和 7 年版

目 次

交通政策部編

I	地域公共交通の確保・活性化に向けた取組み	1
1.	持続可能な公共交通ネットワークの構築	1
2.	地域公共交通確保維持改善事業	1
	中国運輸局管内の地域公共交通計画等の策定状況	2
II	環境関係	3
1.	運輸部門からの二酸化炭素排出量の現状等	3
2.	環境対応車について	6
	(1) 次世代自動車とは	6
	(2) 国内販売台数に占める次世代自動車の内訳	6
	(3) クリーンエネルギー自動車の導入状況	7
	(4) 管内の天然ガススタンド・水素ステーション設置状況	7
3.	グリーン経営認証	8
III	物流関係	9
1.	災害に強い物流システムの構築	9
2.	貨物輸送の概況	10
3.	流通業務の総合化及び効率化	12
4.	倉庫関係	13
	(1) 倉庫の種類	13
	① 普通倉庫	13
	② 水面倉庫	13
	③ 冷蔵倉庫	13
	④ トランクルーム	13
	(2) 倉庫別取扱高及び所管面・容積の現況	14
	(3) 倉庫貨物品目別入庫実績	15
	(4) 倉庫別取扱高及び所管面・容積の推移	16
5.	一般トラックターミナル事業の現況	17

IV バリアフリー推進関係	18
1. 基本構想策定状況	18
2. 移動等円滑化促進方針	19
3. 交通施設等におけるバリアフリー化の目標	19
4. 交通施設等におけるバリアフリー化の状況	20
(1) 鉄軌道駅のバリアフリー化状況	20
(2) ホームドア・可動式ホーム柵の設置状況	21
(3) バスターミナルのバリアフリー化状況	21
(4) 旅客船ターミナルのバリアフリー化状況	21
(5) 車両等のバリアフリー化状況	22

I 地域公共交通の確保・活性化に向けた取組み

1. 持続可能な公共交通ネットワークの構築

人口減少・少子高齢化が進展する中、特に地方部においては公共交通機関輸送人員の減少により、交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念されています。

一方で、自動車を運転できない学生や高齢者等にとって地域公共交通は必要不可欠な存在であり、コンパクトなまちづくりと連携して地域公共交通の充実を図ることが重要です。

こうした情勢を踏まえ、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」により、地方公共団体が中心となり関係者と役割分担しながら、地域にとって最適な公共交通ネットワークを再構築するための枠組みを確立しました。

同法に基づき、令和7年10月1日現在、全国で地域公共交通計画が1202件、地域公共交通利便増進実施計画が111件、中国管内では地域公共交通計画が83件、地域公共交通利便増進実施計画が8件認定されています。（交通政策部編P2参照）

2. 地域公共交通確保維持改善事業

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域の多様な関係者が協働した地域の公共交通の確保・維持、利便性の向上等の取組みを支援する事業です。

地域公共交通確保維持事業

◇ 地域の特性に応じた生活交通（バス交通、デマンド交通、離島航路・航空路）の確保維持を支援

- 幹線バス交通の運行
地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援
（支援状況：自動車交通部編P6）
- 地域内交通（フィーダー系統）の運行
過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援（支援状況：自動車交通部編P6）
- 離島航路・航空路の運航
離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援
（支援状況：海事振興部編P8～P10）

地域公共交通バリア解消促進等事業

◇ 個別のモードごとの支援から公共交通のバリアフリー化を一体的に支援する制度

- バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援
（支援状況：鉄道部編P10、自動車交通部編P6）
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備整備等を支援（支援状況：鉄道部編P10～11）

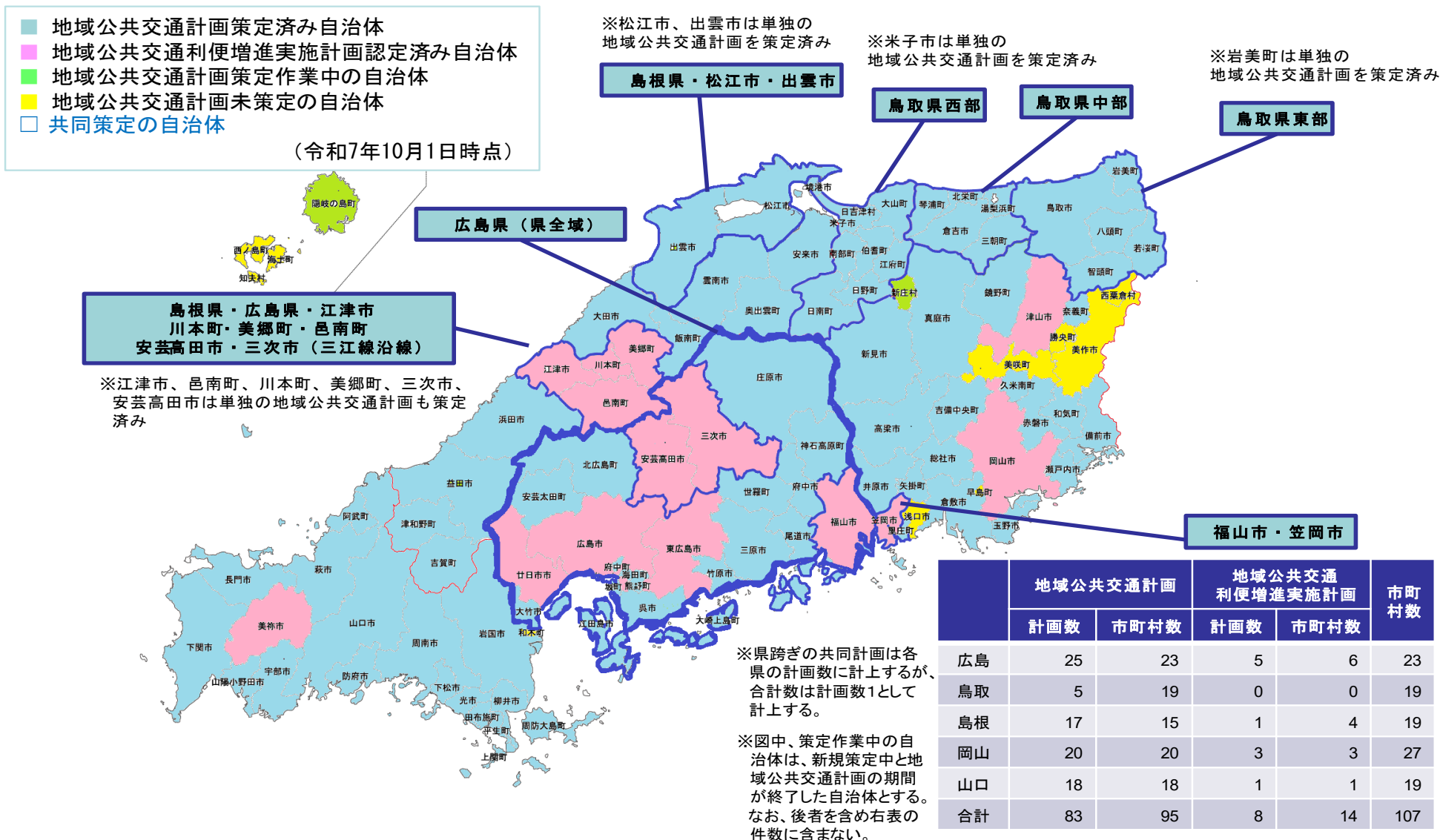
（参考）関連する支援制度等

- ・ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業【観光庁】
（支援状況：鉄道部編P12、自動車交通部編P7、海事振興部編P10）

地域公共交通調査等事業

- 地域公共交通計画等の策定を支援（策定状況：交通政策部編P2）
- バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針・基本構想の策定を支援（策定状況：交通政策部編P18～P19）
- 地域公共交通利便増進実施計画・地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく利用促進事業等を支援

中国運輸局管内の地域公共交通計画等の策定状況

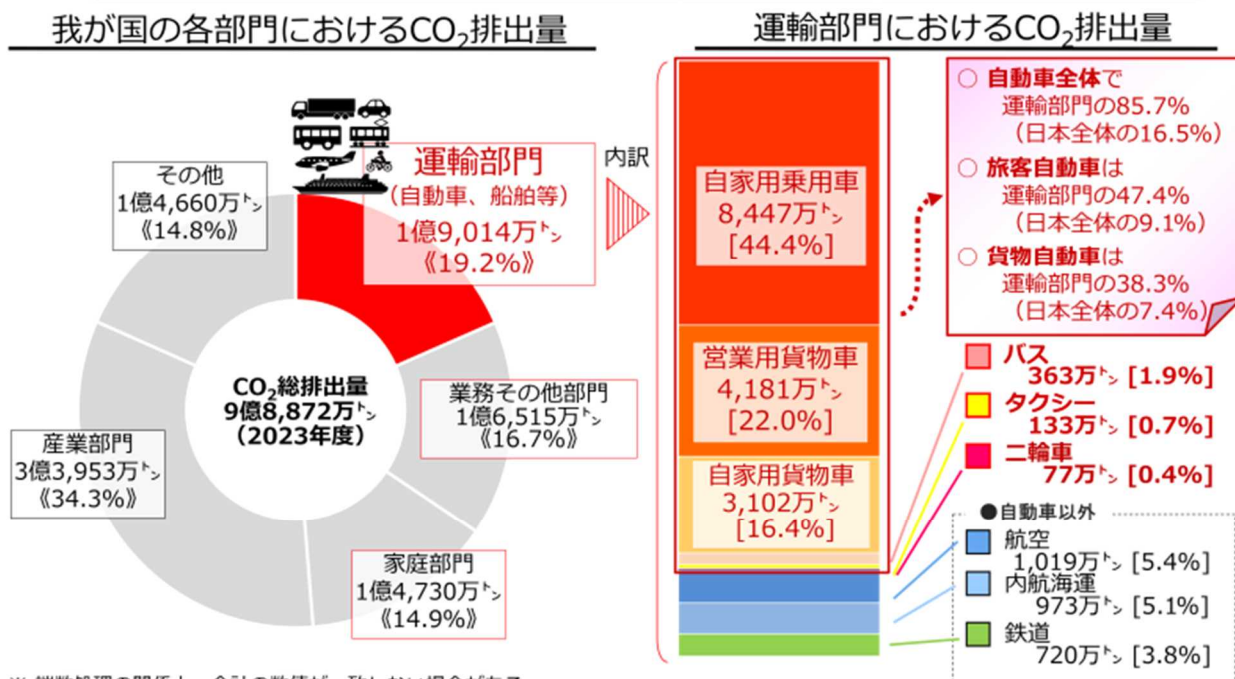


Ⅱ 環 境 関 係

1. 運輸部門からの二酸化炭素排出量の現状等

【各輸送機関の排出量の割合について】

運輸部門における二酸化炭素排出量



※ 端数処理の関係上、合計の数値が一致しない場合がある。

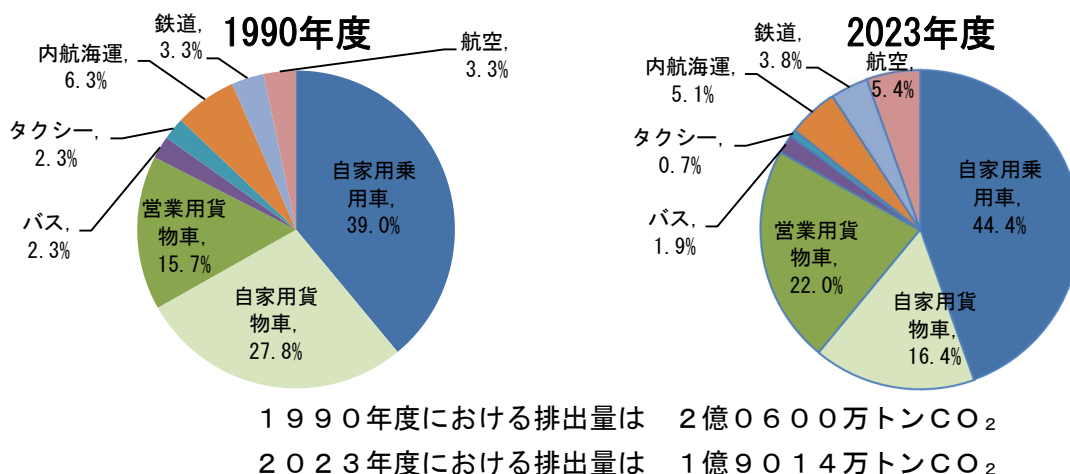
※ 電気事業者の発電に伴う排出量、熱供給事業者の熱発生に伴う排出量は、それぞれの消費量に応じて最終需要部門に配分。

※ 温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2023年度）確報値」より国土交通省環境政策課作成。

※ 二輪車は2015年度確報値までは「業務その他部門」に含まれていたが、2016年度確報値から独立項目として運輸部門に算定。

国土交通省HP：運輸部門における二酸化炭素排出量

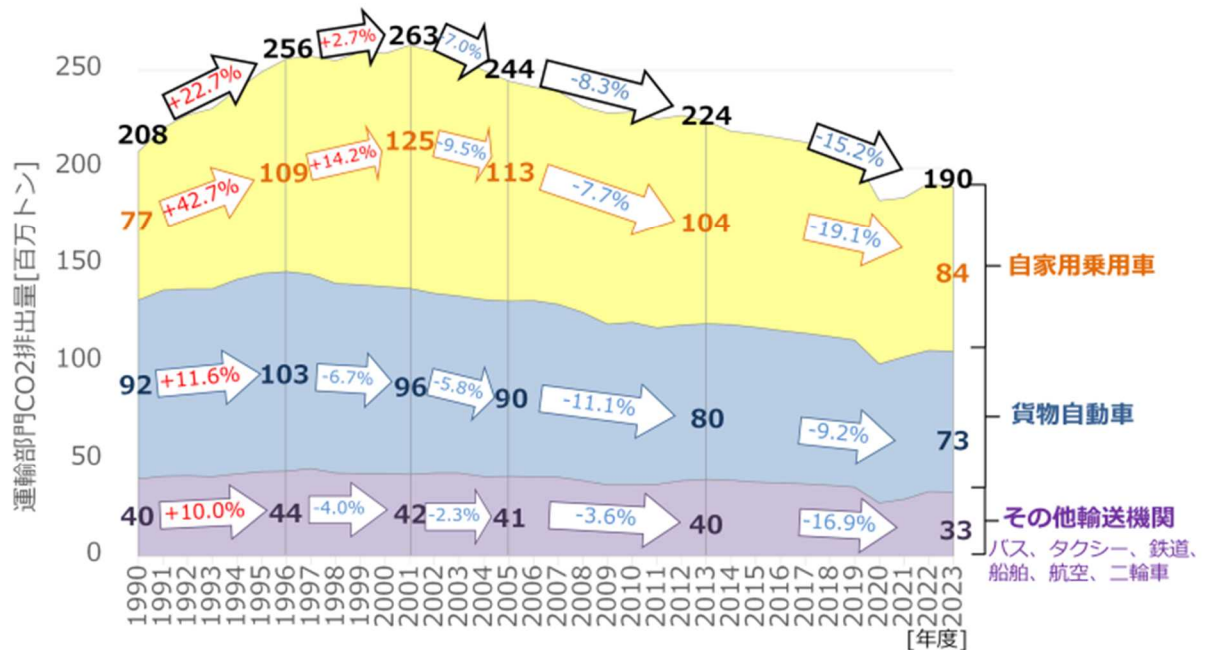
2023 年度では、我が国における二酸化炭素の排出量のうち 19.2%を運輸部門が占めています。
 また、運輸部門からの排出量のうち 44.4%が自家用乗用車からの排出となっています。



【運輸部門における二酸化炭素の排出量の推移について】

1990 年度から 1996 年度までの間に、運輸部門における二酸化炭素の排出量は 22.7%増加しました。その後、1997 年度から 2001 年度にかけて排出量はほぼ横ばいに転じ、2001 年度以降は減少傾向を示しています。2023 年度の排出量は、自動車の燃費改善等により、2013 年度比で減少しており、前年度比においても減少しています。

運輸部門における二酸化炭素排出量の推移



※ 温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2023年度）確報値」より国土交通省環境政策課作成

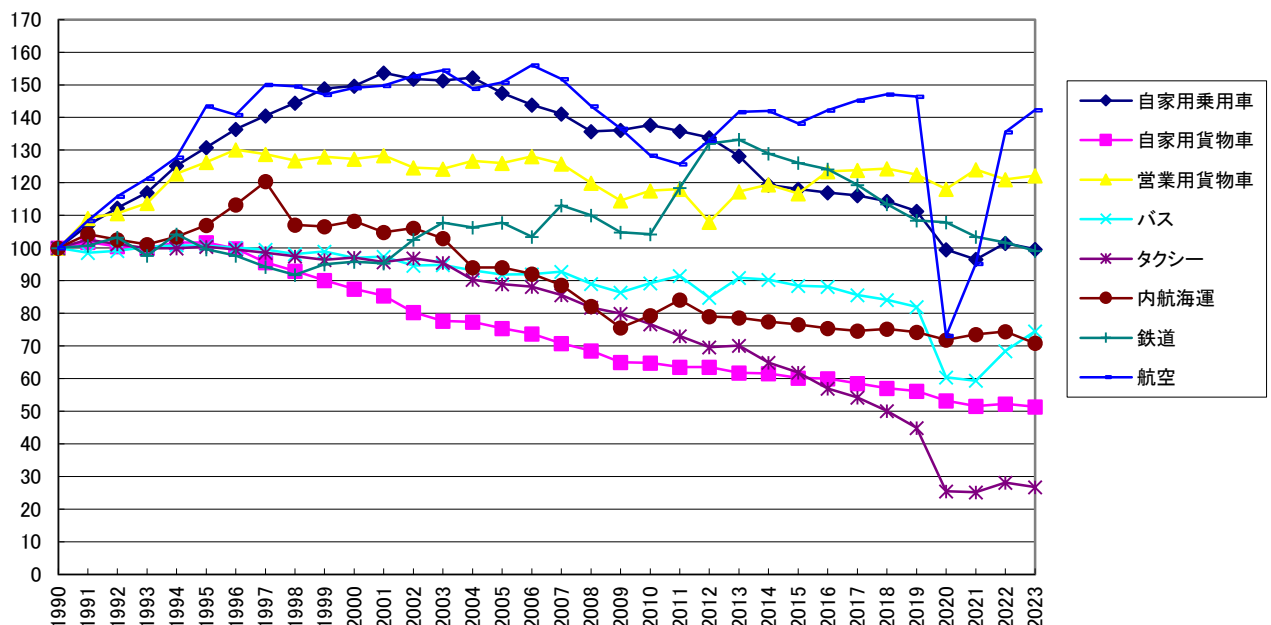
国土交通省HP：運輸部門における二酸化炭素排出量

【各輸送機関からの二酸化炭素の排出量について】

各輸送機関からの CO₂ 排出量は 1990 年度を基準に比較すると、バスやタクシーからの排出は減少していますが、自家用乗用車からの排出が増加しています。

近年の排出量は減少傾向を示していますが、輸送機器の環境性能の向上のみに頼るのではなく、効率のよい移動や輸送について自ら考え、行動することが求められています。

各輸送機関からの二酸化炭素排出比率の推移(1990年度比)



【輸送量当たりの二酸化炭素の排出量について】

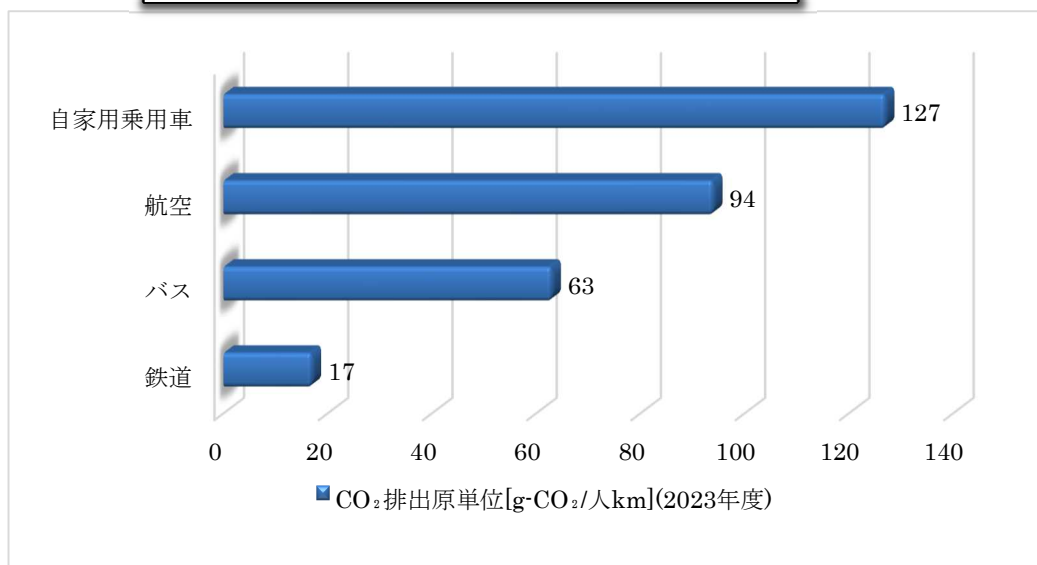
運輸部門における二酸化炭素の排出量の削減を確実なものとするには効率のよい輸送を行うことが重要です。

旅客輸送と貨物輸送において単位輸送量当たりの二酸化炭素の排出量の比較を行いました。

旅客輸送において、各輸送機関から排出される二酸化炭素の排出量を輸送量（人キロ：輸送した人数に輸送した距離を乗じたもの）で割り、単位輸送量当たりの二酸化炭素の排出量を試算すると下図のようになります。

一人が1 km移動するときに、自家用乗用車はバスの約2.0倍、鉄道の約7.4倍の二酸化炭素を排出しています。

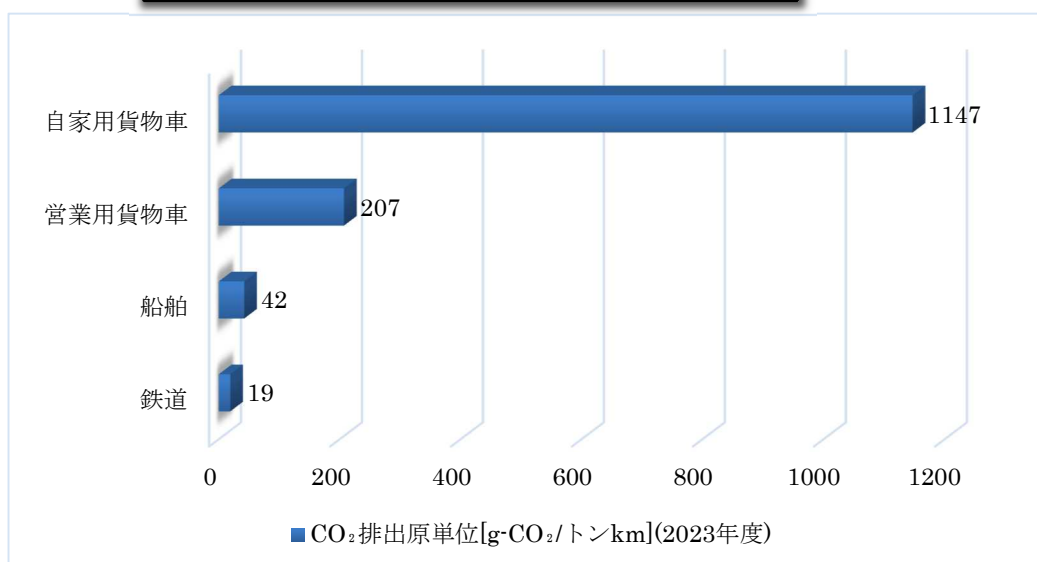
輸送量当たりの二酸化炭素の排出量(旅客)



貨物輸送において、各輸送機関から排出される二酸化炭素の排出量を輸送量（トンキロ：輸送した貨物の重量に輸送した距離を乗じたもの）で割り、単位輸送量当たりの二酸化炭素の排出量を試算すると下図のようになります。

自家用貨物車による輸送は営業用貨物車の約5.5倍、鉄道輸送の約60.3倍の二酸化炭素を排出しています。

輸送量当たりの二酸化炭素の排出量(貨物)



2. 環境対応車について

(1) 次世代自動車とは

省エネルギー

CO₂削減

エネルギー
セキュリティ*

有効な手段

※ エネルギーセキュリティとは
エネルギーを合理的な価格で継続的に確保すること

次世代自動車



ハイブリッド自動車



プラグインハイブリッド自動車



燃料電池自動車



天然ガス自動車



クリーンディーゼル自動車



電気自動車

日本政府は運輸部門からの二酸化炭素排出量の削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」と定め、2030年までに新車乗用車の5-7割を次世代自動車とする目標を掲げています。

次世代自動車普及見通し

(万台)

	2020		2030		2050	
	販売台数	保有台数	販売台数	保有台数	販売台数	保有台数
EV軽自動車	34	140	45	380	44	550
EV乗用車	17	67	28	210	26	330
ガソリンHV乗用車	110	800	120	1,180	110	1,350
ガソリンPHV乗用車	35	130	63	500	62	780
ディーゼルHV重量車	5	14	5	46	7	77
ディーゼル代替NGV重量車	5	17	5	51	8	84
クリーンディーゼル重量車	29	180	27	260	18	270
次世代車計	234	1,348	291	2,627	275	3,441
全自動車計	550	7,249	510	6,870	480	6,320
次世代自動車シェア(%)	43	19	57	38	57	54
バイオエタノールの供給量(万kL/年)	104		124		124	

環境省 次世代自動車普及戦略

(2) 国内販売台数に占める次世代自動車の内訳

● 次世代自動車(乗用車)の国内販売台数の推移 単位:台

年	ハイブリッド車	プラグインハイブリッド車	電気自動車	燃料電池車	クリーンディーゼル乗用車	計
2010	481,221	0	2,442	0	8,927	492,590
2011	451,308	15	12,607	0	8,797	472,727
2012	887,863	10,968	13,469	0	40,201	952,501
2013	921,045	14,122	14,766	0	75,430	1,025,363
2014	1,058,402	16,178	16,110	7	78,822	1,169,519
2015	1,074,926	14,188	10,467	411	153,768	1,253,760
2016	1,275,560	9,390	15,299	1,054	143,468	1,444,771
2017	1,385,343	36,004	18,092	849	156,162	1,596,450
2018	1,431,856	23,230	26,533	612	176,725	1,658,956
2019	1,472,281	17,609	21,281	685	175,145	1,687,001
2020	1,346,842	14,680	14,574	761	147,139	1,523,996
2021	1,434,719	22,677	21,658	2,464	149,298	1,630,816
2022	1,450,582	37,719	58,786	848	140,340	1,688,275
2023	1,843,662	52,126	88,512	420	169,683	2,154,403
2024	2,005,781	43,113	59,717	663	141,541	2,250,815

日本自動車工業会調

● 新車販売台数(乗用車)に占める次世代自動車の割合

単位: %

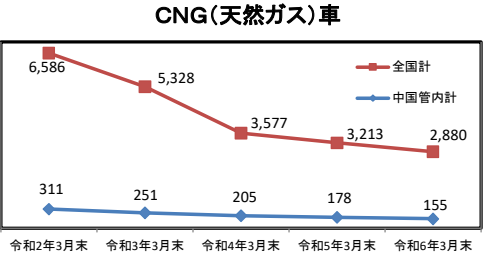
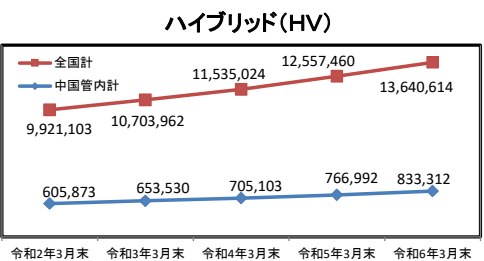
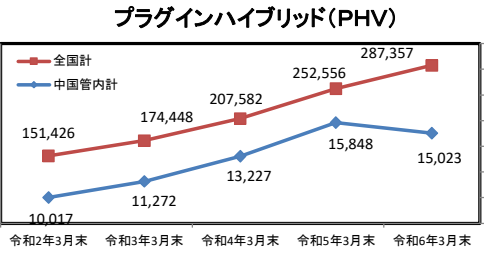
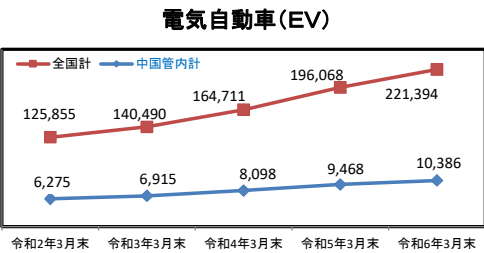


日本自動車工業会調

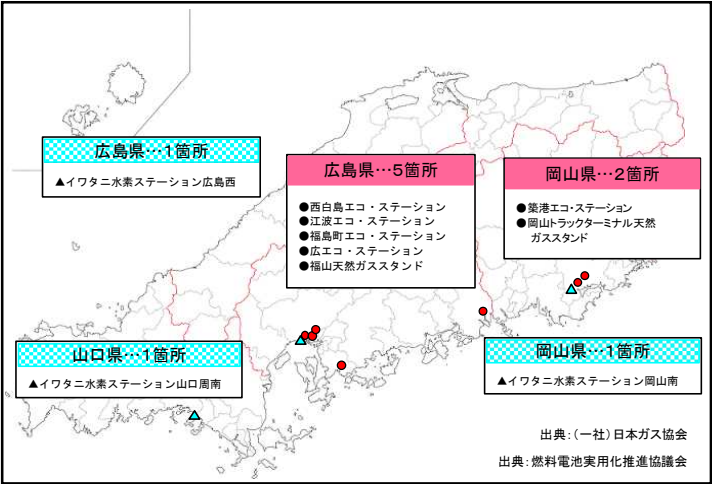
(3)クリーンエネルギー自動車の導入状況

燃料別保有台数		各年度末現在				
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
広島県	電気自動車	1,872	2,101	2,512	3,000	3,379
	プラグインハイブリッド車	2,689	2,967	3,600	4,460	5,002
	ハイブリッド車	204,175	219,836	238,381	260,193	285,041
	C N G 車	245	202	168	148	130
	計	208,981	225,106	244,661	267,801	293,552
鳥取県	電気自動車	449	472	550	664	749
	プラグインハイブリッド車	843	952	1,102	1,313	1,440
	ハイブリッド車	46,136	49,862	54,003	58,947	63,992
	C N G 車	5	3	0	0	0
	計	47,433	51,289	55,655	60,924	66,181
島根県	電気自動車	690	722	809	922	963
	プラグインハイブリッド車	857	951	1,107	1,312	1,464
	ハイブリッド車	56,505	60,887	65,747	71,631	77,608
	C N G 車	6	4	4	0	0
	計	58,058	62,564	67,667	73,865	80,035
岡山県	電気自動車	1,612	1,888	2,265	2,731	2,979
	プラグインハイブリッド車	3,923	4,486	5,178	6,095	6,825
	ハイブリッド車	173,768	188,759	203,121	221,042	239,759
	C N G 車	54	41	32	29	24
	計	179,357	195,174	210,596	229,897	249,587
山口県	電気自動車	1,652	1,732	1,962	2,151	2,316
	プラグインハイブリッド車	1,705	1,916	2,240	2,668	292
	ハイブリッド車	125,289	134,186	143,851	155,179	166,912
	C N G 車	1	1	1	1	1
	計	128,647	137,835	148,054	159,999	169,521
管内計	電気自動車	6,275	6,915	8,098	9,468	10,386
	プラグインハイブリッド車	10,017	11,272	13,227	15,848	15,023
	ハイブリッド車	605,873	653,530	705,103	766,992	833,312
	C N G 車	311	251	205	178	155
	計	622,476	671,968	726,633	792,486	858,876
全国計	電気自動車	125,855	140,490	164,711	196,068	221,394
	プラグインハイブリッド車	151,426	174,448	207,582	252,556	287,357
	ハイブリッド車	9,921,103	10,703,962	11,535,024	12,557,460	13,640,614
	C N G 車	6,586	5,328	3,577	3,213	2,880
	計	10,204,970	11,024,228	11,910,894	13,009,297	14,152,245

(注) 登録自動車（大型特殊自動車を除く）の合計であり、軽自動車は除く。
(一般財団法人 自動車検査登録情報協会「低公害車の燃料別・車種別保有台数」より作成)

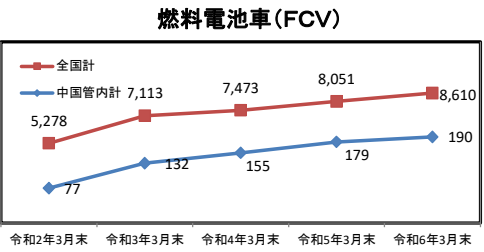


(4)管内の天然ガススタンド・水素ステーション 設置状況 令和7年6月末現在



中国運輸局管内 燃料電池車保有車両数 令和7年3月末現在

広島県	鳥取県	島根県	岡山県	山口県	合 計
61	2	0	78	49	190



3. グリーン経営認証

運輸事業者のグリーン経営推進



1. グリーン経営の進め方

チェックリスト を用いて自社の環境保全活動の取組状況を把握し、
推進マニュアル を参考にして改善活動を進めるもの。

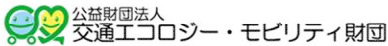
事業者



グリーン経営推進マニュアル



交通エコロジー・モビリティ財団



2. グリーン経営の効果

燃費の向上	トラック、バス、タクシーでは認証取得より2年経過後に、平均で1.6～3.1%燃費が向上しています。
CO2排出の削減	倉庫、港湾運送事業者では認証取得より2年経過後に、平均で3.3%～11.0%CO2排出原単位が低減しています。
交通事故の減少	エコドライブに取り組むことによって急発進・急ブレーキが減り、交通事故の減少につながります。 トラック、バス、タクシーでは、認証取得1年目で、走行距離あたりの交通事故件数が前年度比で7.0%～25.9%減少しています。
故障の減少	車輛の点検・整備により排気ガスがクリーンになり、車輛故障件数の減少にもつながります。 トラック、バス、タクシーでは、認証取得1年目で、走行距離あたりの車輛故障件数が前年度比4.0%～20.9%減少しています。
職場の活性化 従業員の士気向上	目標の達成に向け従業員が自主的に取り組むことにより、職場が活性化します。 社会貢献の実践により、士気が向上します。

3. 認証取得のメリット

- 環境対策への積極的な取り組みを行っていることをアピールでき、社会的評価が高まります。
- 取引先(荷主など)も、環境への対応を取り要件の一つと位置付けており、一定の評価を得ることができます。
- 国土交通省及び交通エコロジー・モビリティ財団のホームページで、認証事業者名が公表されます。
- 交通エコロジー・モビリティ財団から、環境保全活動に関する様々な情報提供や指導助言が受けられます。
- 対外的に高い評価を受けることにより、社員の士気向上にも繋がります。

低金利融資制度の適用にあたり配慮されます。

- 広島銀行 : 地球環境対応支援制度「エコ・ハーモニー」
- 中国銀行 : ちゅうぎん環境配慮型融資
- 西京銀行 : エコ(環境)配慮型融資商品
- 山陰合同銀行 : エコ型銀行保証付私募債
- 鳥取銀行 : とりぎん環境配慮型融資・私募債
- トマト銀行 : 環境融資制度
- など

中国運輸局管内の認証登録事業者数 (令和7年10月31日現在)

業種	中国管内登録事業者数 %は対全国比	全国登録事業者数
トラック運送事業	267 事業所 6%	4684 事業所
バス事業	22 事業所 10%	216 事業所
タクシー事業	3 事業所 1%	286 事業所
旅客船事業	2 事業所 25%	8 事業所
内航海運業	4 事業所 14%	28 事業所
港湾運送業	5 事業所 9%	53 事業所
倉庫業	32 事業所 6%	542 事業所
合計	335 事業所 6%	5817 事業所

全国の認証登録事業者については
交通エコロジー・モビリティ財団のホームページ

<http://www.green-m.jp/>

をご覧ください。

Ⅲ 物流関係

1. 災害に強い物流システムの構築

東日本大震災の支援物資物流における問題点を踏まえ、平成 23 年度、中四国九州ブロックで国、地方自治体、物流事業者等の関係者による協議会を開催し、官民の連携、協力体制の構築、民間物資拠点のリストアップ、官民の協力協定の締結・充実の推進についてとりまとめを行いました。

平成 24 年度には、支援物資物流全体の円滑化・最適化の実現に向け、「南海トラフ巨大地震に対応した支援物資物流システムの構築に関する中国ブロック協議会」を設置し、以降民間物資拠点の拡充や自治体と関係団体の災害協定の充実に向け取り組みを進めているところです。

更に、平成 28 年度、国（中国・四国・九州の各運輸局）、地方自治体、物流事業者等の関係者による協議会を開催、南海トラフを震源とする巨大地震を想定し、中国、四国、九州地域の広域連携により、鉄道、船舶、トラックなど多様な輸送モードを活用した支援物資輸送を行う際の課題の整理、とりまとめを行うことを目的に調査を実施しました。

本調査結果については、今後、地方自治体が防災計画を見直す際や、物流事業者と協同し、支援・受援計画、マニュアル等の策定を行う際など、幅広く活用いただくことを想定しています。

※抜 粋

【中国、四国、九州地域における大規模災害時の多様な輸送モードの活用による支援物資物流システム構築に関する調査報告書】

○多様な支援物資物流システムの構築に向けた課題と対応策

1. 広域的な支援物資物流システムに関する連携体制の構築

- ・広域的な地方自治体間の協力・応援体制の構築と事前対策の推進
- ・国、地方自治体間における緊密な連携
- ・官民の連携体制の構築

2. 継続的な取組を通じた知見・経験の蓄積と課題への対応

- ・実証訓練の継続的な実施による訓練シナリオのスパイラルアップ
- ・スパイラルアップを通じて解決を図るべき課題

また、平成 30 年 7 月豪雨災害では、西日本を中心に全国的に広範囲で記録的な大雨になり、河川の氾濫・浸水害・土砂災害等が発生し、各地で国道や鉄道が寸断される等甚大な被害が発生しました。中国運輸局も政府のプッシュ型物資支援に参加し、広島県庁及び岡山県庁に設置された現地連絡調整室に職員を派遣して被災地への物資支援の対応にあたりました。

今後、発生が予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に迅速かつ的確に対応していくため、平成 30 年 7 月豪雨災害への対応を検証すると共に、平成 31 年 4 月には「中国運輸局緊急物資輸送チーム」を設置しました。令和 2 年度は、中国地方知事部会広域防災部会と連携し、中国5県の担当者と中国運輸局緊急物資輸送チーム一同で、WEB会議による「管内物資支援実務担当者連絡会議」を開催しました。WEB会議は初めての試みでしたが、移動を伴わず迅速に会議を開催する体制も整えることができました。

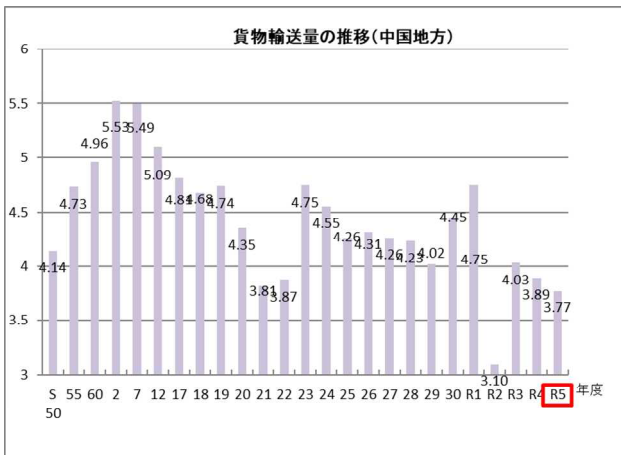
今後も引き続き、民間物資拠点リストアップの推進、運輸局及び管内5県の担当者連絡会議の定期的開催等様々な施策を通じて物資支援体制の強化、国・地方自治体・民間団体との緊密な連携を図り、情報共有・課題解消・訓練実施等により「国民の安全・安心の確保」に向け、被災地への円滑な物資支援を実現するための事務を進めてまいります。

2. 貨物輸送の概況

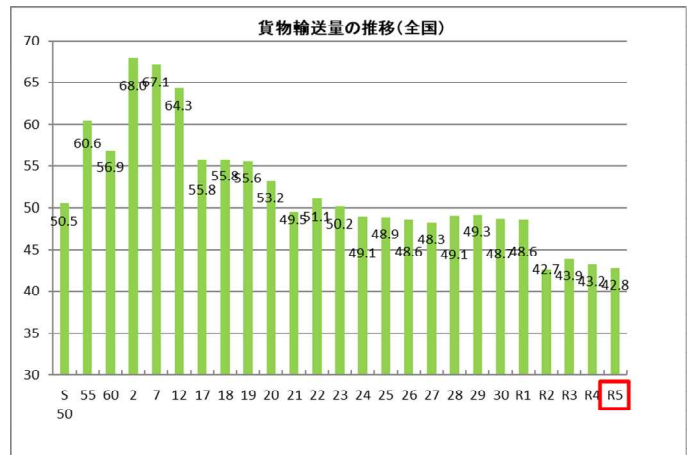
●貨物輸送量

令和 5 年度の中国地方の貨物輸送量は約 3.8 億トンで前年度比 3.2%の減少となりました。また、全国の貨物輸送量は約 42 億 8 千万トンで前年度比 1.1%の減少となりました(図 1～2 参照)。

【図 1 貨物流動の推移 (中国地方)】



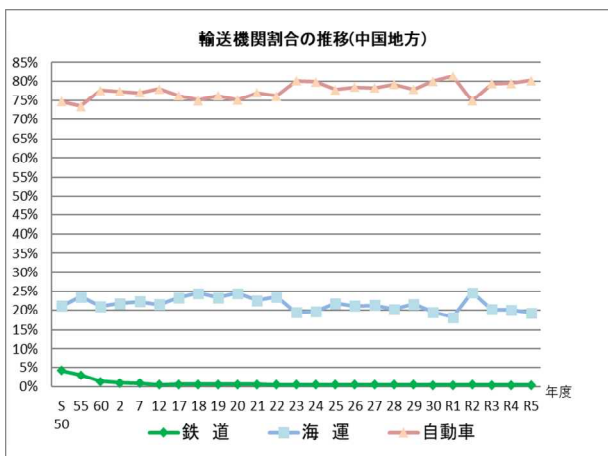
【図 2 貨物流動の推移 (全国)】



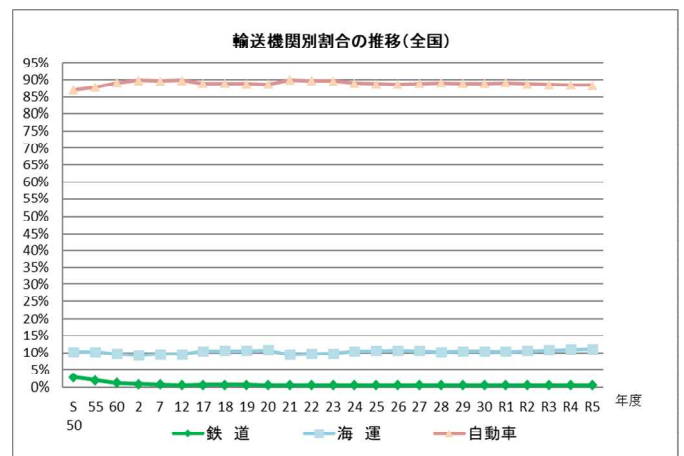
●貨物輸送機関

令和 5 年度の中国地方の輸送機関割合は、自動車 that 80.3%と最も高く、海運が 19.3%、鉄道が 0.4%となっており、全国と比較すると、中国地方の海運の割合は全国の 11.0%に比べ 8.3 ポイント高くなっています(図 3～4 参照)。

【図 3 輸送機関割合の推移 (中国地方)】



【図 4 輸送機関割合の推移 (全国)】



※自動車については、平成 22 年 10 月以降、自動車輸送統計の調査方法が変更されことから、平成 22 年度の数値は、平成 22 年 9 月以前の数値に暫定的接続係数を乗じた値となっている。

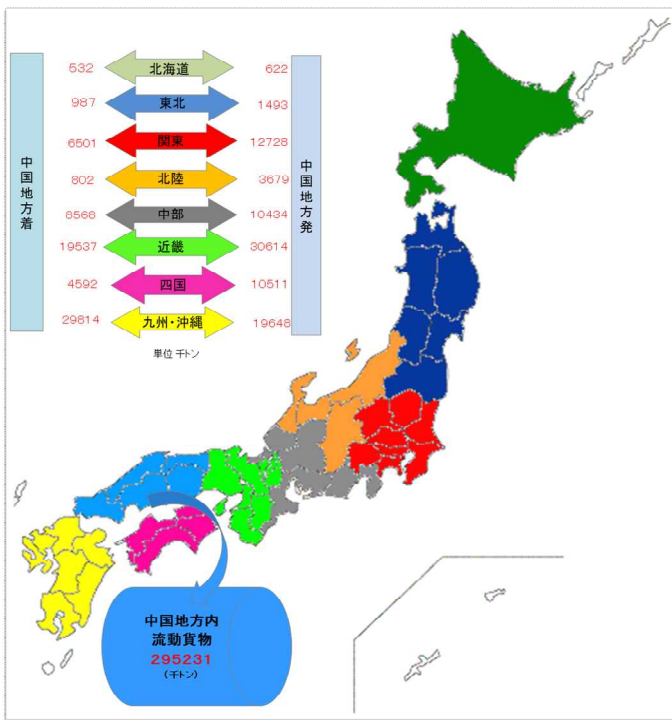
交通政策部編 P10～P11 の数値については、国土交通省の令和 5 年度貨物・旅客地域流動調査のうち、「府県相互間輸送トン数表 (総貨物及び 9 品目分類)」を使用。

●貨物流動

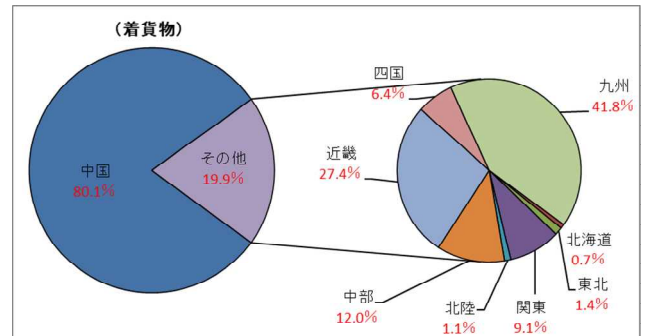
令和5年度の中国地方と全国各地間での貨物流動をみると、近畿地方及び九州地方との結びつきが強く、中国地方内流動貨物を除いて、着ベースでは九州地方からの貨物（41.8％）に次いで、近畿地方からの貨物（27.4％）が多く、発ベースでは近畿地方への貨物（34.1％）に次いで九州地方への貨物（21.9％）が多くなっています。以降、着貨物は中部、関東、四国地方、発貨物は関東、中部、四国地方が続いています。（図5～7参照）。

中国地方発着の地域間流動は、着貨物ベースで80.1％、発貨物ベースで76.2％が中国地方となっています。

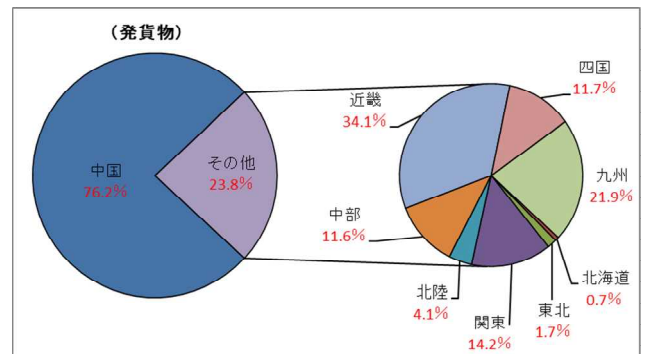
【図5 中国地方と全国各地間の貨物流動】



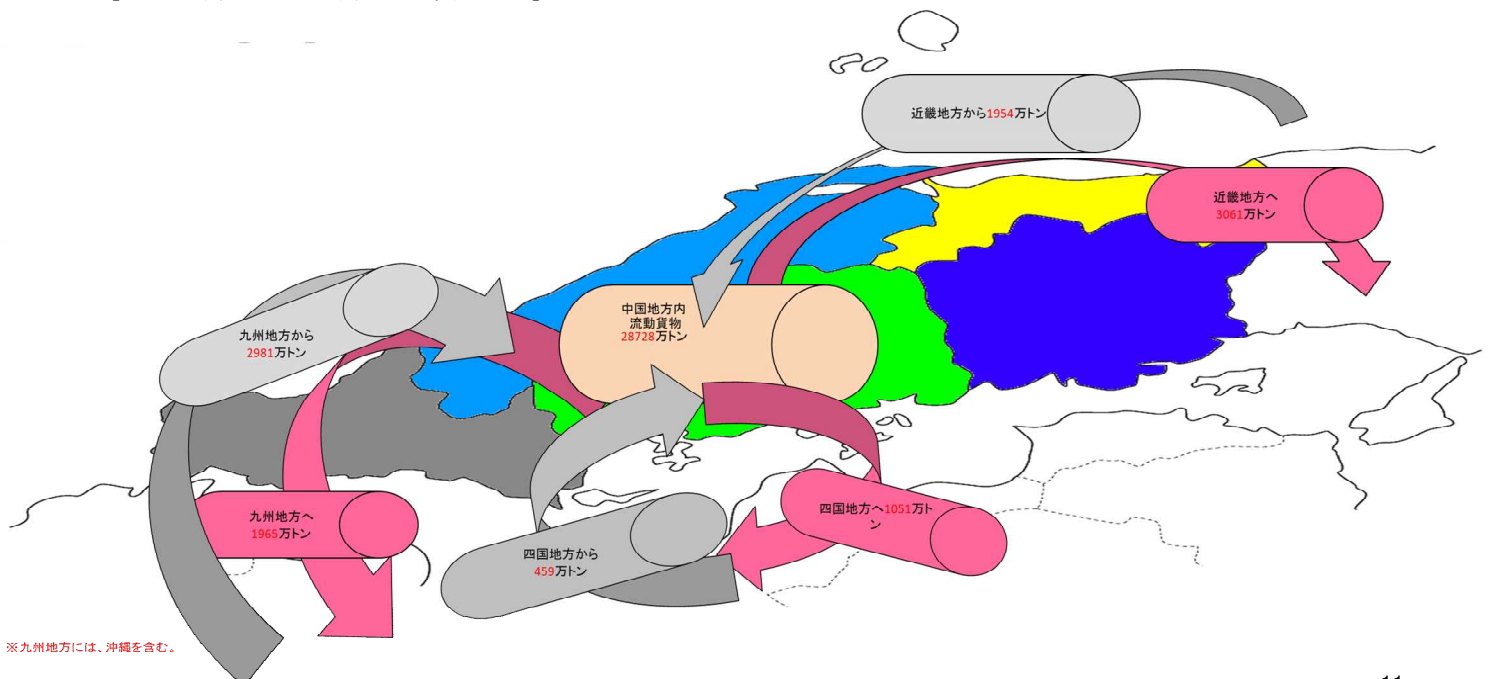
【図6 全国各地からの着貨物】



【図7 全国各地への発貨物】

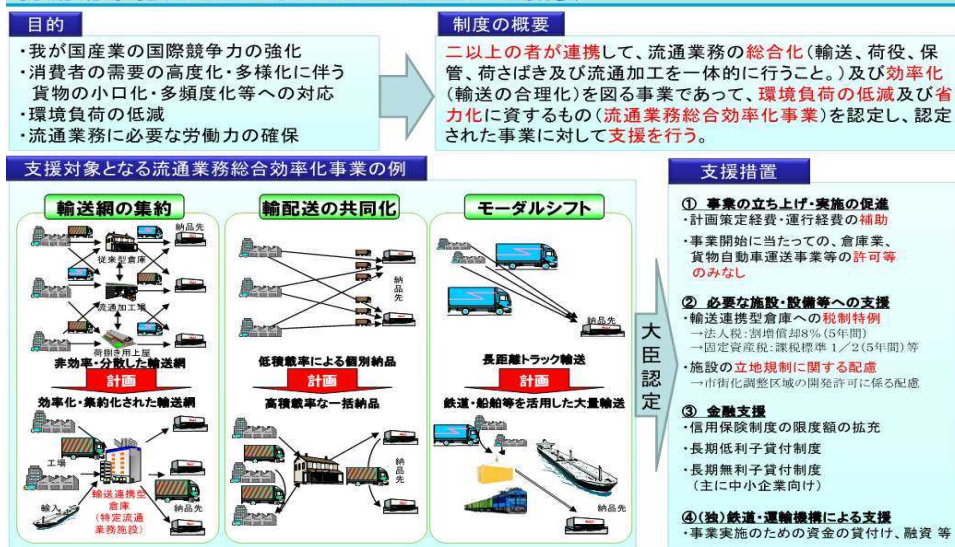
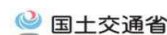


【参考 中国地方と近隣地方の貨物流動】



3. 流通業務の総合化及び効率化

物流効率化法(物資の流通の効率化に関する法律)の概要



※支援内容等について、変更する場合があります。国土交通省HPをご覧ください。 <https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/bukkouhou.html>

中国運輸局認定事例 (平成28年度法改正後)

令和7年9月末時点

NO	認定日	実施事業者名	分野	事業内容	効果
1	平成29年3月7日	荷主、倉庫事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出量削減:100% 手待ち時間削減:100%
2	平成29年11月13日	センコー(株)、三協貨物(株)	輸送網集約事業	広島PDセンター新築に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:18.0% 手待ち時間削減:75.0%
3	平成30年1月23日	ランテック(株)、おほはら(株)	輸送網集約事業	広島支店第2センターの新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:4.7% 手待ち時間削減:70.0%
4	平成30年2月22日	倉庫事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:24.8% 手待ち時間削減:76.5%
5	平成30年3月8日	カトーレック(株)、 精密自動車サービス(株)	輸送網集約事業 共同輸配送	早島倉庫の新設に伴う輸送網集約事業並びに共同輸配送事業	CO2排出削減量:55.4% 手待ち時間削減:45.0%
6	平成30年6月28日	(株)岡田商運、芝田運輸(株)	輸送網集約事業	岡田商運第二物流センター(仮称)の新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:22.9% 手待ち時間削減:80.0%
7	令和1年6月6日	エス・ユー・ジャパン(株)、 西大寺運送(有)、物流事業者	輸送網集約事業	岡山物流センター新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:28.3% 手待ち時間削減:70.0%
8	令和1年10月24日	西濃運輸(株)、 セイノースーパーエクスプレス(株)	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:47.5% 手待ち時間削減:88.0%
9	令和1年11月13日	名糖運輸(株)、物流事業者	輸送網集約事業 共同輸配送	岡山物流センター新設に伴う輸送網集約事業並びに共同輸配送事業	CO2排出削減量:29.5% 手待ち時間削減:70.0%
10	令和1年12月18日	東ソー物流(株)、山口コーウン(株)	輸送網集約事業	第二りんかい物流センター新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:13.7% 手待ち時間削減:75.0%
11	令和3年4月26日	倉庫事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:23.0% 手待ち時間削減:80.0%
12	令和3年6月11日	西久大運輸倉庫(株)、物流事業者、荷主企業	輸送網集約事業	岡山西支店新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:59.2% 手待ち時間削減:74.0%
13	令和3年6月24日	物流事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:9.7% 手待ち時間削減:70.0%
14	令和3年11月1日	物流事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:46.3% 手待ち時間削減:85.0%
15	令和4年7月29日	(株)岡田商運、(株)河合組回漕店	輸送網集約事業 共同輸配送	第三物流センター新設に伴う輸送網集約事業並びに共同輸配送事業	CO2排出削減量:27.4% 手待ち時間削減:80.0%
16	令和4年8月10日	物流事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:9.8% 手待ち時間削減:38.0%
17	令和4年10月5日	物流事業者、物流事業者	輸送網集約事業 共同輸配送	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業並びに共同輸配送事業	CO2排出削減量:12.8% 手待ち時間削減:70.0%
18	令和4年12月15日	物流事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:79.5% 手待ち時間削減:56.0%
19	令和5年11月7日	物流事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:88.0% 手待ち時間削減:85.0%
20	令和6年6月18日	物流事業者、物流事業者	流通業務の共同化	流通業務の共同化による輸送経路の短縮	CO2排出削減量:96.0% 運転時間省力化:93.4%
21	令和6年7月10日	東洋鋼鉄(株)、下松運輸(株)	鉄道モーダルシフト	中国→中部向け鋼材の鉄道モーダルシフト	CO2排出削減量:76.0% 運転時間省力化:75.4%
22	令和6年7月11日	NX備通(株)、プレス工業(株)、 日本貨物鉄道(株)	鉄道モーダルシフト	中国→関東向け機械工業品の鉄道モーダルシフト	CO2排出削減量:66.0% 運転時間省力化:77.0%
23	令和6年8月19日	NX備通(株)、日本通運(株)、 日本貨物鉄道(株)	鉄道モーダルシフト	中国→関東向け機械工業品等の鉄道モーダルシフト	CO2排出削減量:69.0% 運転時間省力化:83.4%
25	令和6年8月27日	(株)大原組、(株)ARQPLUS、(株)AVENSIS	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:36.0% 手待ち時間削減:60.0%
24	令和6年9月4日	物流事業者、物流事業者	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:100% 手待ち時間削減:100%
26	令和6年9月30日	(株)伊藤園、トウエーロジテム(株)、 大十(株)、日本通運(株)	鉄道モーダルシフト	中国→九州向け飲料品の鉄道モーダルシフト	CO2排出削減量:65.0% 運転時間省力化:85.8%
27	令和6年11月13日	防府通運(株)、防府トランスポート(株)	輸送網集約事業	特定流通業務施設新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:16.0% 手待ち時間削減:69.9%
28	令和6年12月2日	(有)峰南運輸、物流事業者	船舶モーダルシフト	中国→関東向け建築鉄骨の船舶モーダルシフト	CO2排出削減量:30.0% 手待ち時間削減:72.3%
29	令和7年3月14日	岡山倉庫(株)、西大寺運送(有)、(株)カワニシ	輸送網集約事業 共同輸配送	特定流通業務施設の新設に伴う輸送網集約事業及び共同輸配送事業	CO2排出削減量:65.7% 手待ち時間削減:90.0%
30	令和7年8月18日	(株)ワークマン、(株)伊勢崎運輸、ロジス ティード(株)、山陽自動車運送(株)	輸送網集約事業	特定流通業務施設の新設に伴う輸送網集約事業	CO2排出削減量:36.2% 手待ち時間削減:75.0%

4. 倉庫関係

(1) 倉庫の種類

① 普通倉庫

- (イ) 一～三類倉庫・・・ 一般的な倉庫で建屋である。一～三類の別は、防水、防湿、遮熱、耐火等の基準により、保管可能な物品に差異がある。一類倉庫が最も基準の厳しいもので、危険品や冷凍冷蔵品を除き、特に保管物品に制限がない。
- (ロ) 野積倉庫・・・・・・ 柵や塀で囲まれた区画（土地）において、石炭、木材、自動車などを野積保管する倉庫。代表的なものにコールセンターがある。
- (ハ) 貯蔵槽倉庫・・・・・・ 穀物などのバラの貨物や液体を保管する倉庫。（サイロ、タンク）
- (ニ) 危険品倉庫・・・・・・ 消防法に規定する危険物及び高圧ガス保安法に規定する高圧ガスを保管する倉庫で、建屋型、貯蔵槽型、野積型がある。

② 水面倉庫

原木等を水面において保管する倉庫。

③ 冷蔵倉庫

農水畜産物の生鮮品及び凍結品等の加工品などを摂氏10度以下で保管する倉庫で、冷蔵室の級別により次のように分類される。

(令和6年4月1日改正後の級別)

級別	級 別 温 度 （ 温 度 帯 ）	冷 蔵 室 温 度
C3級	-2℃超 +10℃以下	0
C2級	-10℃超 -2℃以下	-6
C1級	-18℃超 -10℃以下	-14
F1級	-24℃超 -18℃以下	-21
F2級	-30℃超 -24℃以下	-27
F3級	-35℃超 -30℃以下	-32.5
SF1級	-40℃超 -35℃以下	-37.5
SF2級	-45℃超 -40℃以下	-42.5
SF3級	-50℃超 -45℃以下	-47.5
SF4級	-50℃以下	-55

④ トランクルーム

その全部又は一部において個人（消費者）の物品を保管する倉庫。

(2) 倉庫別取扱高及び所管面積・容積の現況

(令和6年度末)

倉庫の 種 類	普 通 倉 庫																
	一 ～ 三 類 倉 庫				野 積 倉 庫				貯 蔵 槽 倉 庫				危 険 品 倉 庫				
	事 業 者 数	倉 庫 面 積	入庫高	平均月末 保管残高	事 業 者 数	倉 庫 面 積	入庫高	平均月末 保管残高	事 業 者 数	倉 庫 容 積	入庫高	平均月末 保管残高	事 業 者 数	面 容 積		入庫高	平均月末 保管残高
県 別		千 m ²	千 トン	千 トン		千 m ²	千 トン	千 トン		千 m ³	千 トン	千 トン		タンク 千 m ³	その他 千 m ²	千 トン	千 トン
鳥取県	22	90.0	54.4	14.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
島根県	19	56.6	117.3	6.4	1	0.3	-	-	-	-	-	-	2	4.3	-	16.4	1.2
岡山県	193	1,607.8	3,045.1	561.6	11	108.3	497.7	60.6	6	597.4	2,415.1	236.9	20	6.0	18.2	51.9	10.4
広島県	195	1,297.8	4,018.9	566.5	14	392.0	1,067.4	128.9	3	124.2	820.8	45.8	18	923.9	7.6	859.2	310.7
山口県	78	401.4	1,543.6	246.3	8	384.3	8,274.7	1,334.7	-	-	-	-	10	-	30.8	565.2	74.2
計	440	3,453.6	8,779.3	1,395.5	32	884.9	9,839.8	1524.2	9	721.6	3,235.9	282.7	47	934.2	56.6	1492.7	396.5

倉庫の種類	水 面 倉 庫				冷 蔵 倉 庫			
県 別	事 業 者 数	倉 庫 面 積	入庫高	平均月末 保管残高	事 業 者 数	倉 庫 容 積	入庫高	平均月末 保管残高
		千 m ²	千 トン	千 トン		千 m ³	千 トン	千 トン
鳥取県	-	-	-	-	19	183.5	32.1	6.3
島根県	-	-	-	-	7	60.1	7.5	2.5
岡山県	-	-	-	-	35	492.2	91.8	26.9
広島県	-	-	-	-	40	854.9	298.0	39.9
山口県	-	-	-	-	11	178.7	217.9	50.4
計	0.0	0.0	0.0	0.0	97	1,769.4	647.3	126.0

(注) 1. 事業者数及び倉庫面・容積は令和7年3月末現在。

※事業者数：県内に営業所がある事業者は各県毎に全て計上。

※事業者数合計：各県に営業所がある事業者は1として計上。

2. 山口県については、九州運輸局の管轄に属する下関市、宇部市、
長門市及び山陽小野田市を除く。

3. 端数処理（四捨五入）のため合計が合わないことがある。

(3) 倉庫貨物品目別入庫実績

(単位:千トン)

年 度		令和6年度
項 目		
普 通 倉 庫	農 水 産 品	2,319.2
	金 属 属	2,089.9
	金 属 製 品 ・ 機 械	920.9
	窯 業 品	32.5
	化 学 工 業 品	5,436.8
	紙 ・ パ ル プ	120.0
	繊 維 工 業 品	207.7
	食 料 工 業 品	1,488.0
	雑 工 業 品	903.8
	雑 品	9,828.8
	合 計	23,347.6
冷 蔵 倉 庫	生 鮮 水 産 物	3.4
	冷 凍 水 産 物	134.7
	塩 干 水 産 物	10.9
	水 産 加 工 品	40.4
	畜 産 物	43.7
	畜 産 加 工 品	57.8
	農 産 物	25.1
	農 産 加 工 品	21.5
	冷 凍 食 品	253.5
	そ の 他	56.3
	合 計	647.3

(注) 1. 九州運輸局の管轄に属する下関市、宇部市、長門市及び山陽小野田市を除く。
2. 端数処理（四捨五入）のため合計が合わないことがある。

(4) 倉庫別取扱高及び所管面・容積の推移

区 分			年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度比
普 通 倉 庫	事 業 者 数			357	366	377	396	411	423	438	453	459	473	103.1%	
	年 間 入 庫 高 (千ト)			16,579	17,371	18,265	18,702	23,152	19,761	24,029	24,356	22,604	23,348	103.3%	
	平 均 月 末 保 管 残 高 (千ト)			2,026	2,257	2,307	3,445	3,674	3,107	3,090	3,544	3,608	3,599	99.8%	
	一～三類	倉 庫 面 積 (千㎡)		2,281	2,362	2,505	2,626	2,801	2,957	3,103	3,213	3,323	3,454	103.9%	
		入 庫 高 (千ト)		7,274	6,522	7,213	7,568	7,302	7,325	7,373	7,473	8,128	8,779	108.0%	
		平均月末保管残高 (千ト)		929	840	941	1,017	1,101	1,089	1,126	1,171	1,307	1,396	106.8%	
	野 積	倉 庫 面 積 (千㎡)		967	986	950	881	887	941	941	1,202	921	885	96.1%	
		入 庫 高 (千ト)		7,001	7,656	7,962	8,034	11,003	8,100	11,540	11,527	9,885	9,840	99.5%	
		平均月末保管残高 (千ト)		821	1,061	1,048	1,087	1,740	1,338	1,351	1,715	1,669	1,524	91.3%	
	貯蔵槽	倉 庫 容 積 (千m ³)		554	700	700	700	722	722	722	722	722	722	100.0%	
		入 庫 高 (千ト)		1,809	1,987	2,419	2,716	3,091	3,200	3,038	3,228	3,335	3,236	97.0%	
		平均月末保管残高 (千ト)		185	197	241	869	275	288	264	303	289	283	97.9%	
	危険品	面 容 積	タ ン ク (千m ³)	76	76	176	934	934	934	934	934	934	934	100.0%	
			そ の 他 (千㎡)	46	46	47	51	52	53	55	55	56	57	101.8%	
		入 庫 高 (千ト)		495	1,207	671	384	1,756	1,136	2,078	2,128	1,256	1,493	118.9%	
		平均月末保管残高 (千ト)		91	159	77	472	557	392	349	355	343	397	115.7%	
水 面 倉 庫	事 業 者 数			2	2	2	2	1	1	1	1	0	0	-	
	面 積 (千㎡)			163	163	163	163	60	60	60	60	0	0	-	
	年 間 入 庫 高 (千ト)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	平 均 月 末 保 管 残 高 (千ト)			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
冷 蔵 倉 庫	事 業 者 数			82	82	86	87	90	91	92	94	94	97	103.2%	
	容 積 (千m ³)			1,359	1,388	1,577	1,590	1,666	1,691	1,723	1,748	1,756	1,769	100.7%	
	年 間 入 庫 高 (千ト)			649	734	758	640	821	635	767	810	661	647	97.9%	
	平 均 月 末 保 管 残 高 (千ト)			114	139	118	92	141	93	134	139	131	126	96.2%	

- (注) 1. 九州運輸局の管轄に属する下関市、宇部市、長門市及び山陽小野田市を除く。
2. 事業者数及び倉庫面・容積は年度末現在。
3. 端数処理（四捨五入）のため合計が合わないことがある。

5. 一般トラックターミナル事業の現況

令和7年11月1日現在

事業者名	岡山県トラックターミナル(株)		ターミナル の名称	岡山県トラックターミナル
位置	岡山市中区倉富285-19		出資金	4億4,000万円
開始年月日	昭和50年 4月 3日		取扱能力	3,750トン／日
設備	境域面積	128,919㎡	停留場所	156バース
	荷扱場	12,705㎡	操車場所	58,652㎡
乗入会社	中国新潟運輸(株) 福山通運(株) 岡山県貨物運送(株) セイノースーパーエクスプレス(株) 近物レックス(株) ヤマト運輸(株) 久留米運送(株) 名鉄NX運輸(株)			

事業者名	広島市流通センター(株)		ターミナル の名称	広島市西部トラックターミナル
位置	広島市西区草津港三丁目2-1		出資金	10億円
開始年月日	昭和52年 4月 1日		取扱能力	2,700トン／日
設備	境域面積	55,853㎡	停留場所	108バース
	荷扱場	9,450㎡	操車場所	12,385㎡
乗入会社	中国名鉄運輸(株) セイノースーパーエクスプレス(株) (株)国商運輸 トナミ運輸(株) 芸備運輸(株) 実勝運輸(有) 久留米運送(株) カトーレック(株) (株)丸二運送 ヤマトボックスチャーター(株)			

IV バリアフリー推進関係

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」に基づき策定された基本構想（中国運輸局管内）は以下のとおりです。

また、平成 30 年 11 月 1 日に施行された改正バリアフリー法では、新たに移動等円滑化促進方針（マスタープラン）制度が創設され、基本構想に定める重点整備地区以外の地区においても地域の実情に合わせてバリアフリー化を促進することができることになりました。

1. 基本構想策定状況

（令和 7 年 10 月末現在 調査）

基本構想作成・公表済み市町村【本省受理順 複数作成の場合、（ ）内に提出回数を記載】

	市 町 村 名	本省 受理日
1	広島県呉市（JR 呉駅、呉港、JR 広島駅、JR 安芸阿賀駅）	13 年 8 月 31 日 受理
2	鳥取県鳥取市（JR 鳥取駅）	14 年 2 月 13 日 受理
3	広島県広島市（JR 広島駅）	14 年 6 月 3 日 受理
4	山口県下関市（旧：菊川町）（菊川町バスターミナル）	15 年 4 月 24 日 受理
5	島根県出雲市（旧：多伎町）（JR 小田駅）	15 年 5 月 8 日 受理
6	広島県東広島市（JR 八本松駅、JR 西条駅、JR 西高屋駅）	15 年 7 月 1 日 受理
7	広島県三原市（JR 三原駅）	15 年 7 月 7 日 受理
8	岡山県笠岡市（JR 笠岡駅）	15 年 10 月 30 日 受理
9	島根県松江市（JR 松江駅）	16 年 3 月 11 日 受理
10	広島県廿日市市（JR 宮内串戸駅、JR 阿品駅）	16 年 6 月 22 日 受理
11	山口県下関市（JR 下関駅、JR 新下関駅）（2）	17 年 2 月 3 日 受理
12	広島県広島市（JR 横川駅、JR 五日市駅）（2）	17 年 6 月 13 日 受理
13	鳥取県倉吉市（JR 倉吉駅）	18 年 1 月 6 日 受理
14	広島県尾道市（JR 尾道駅）	18 年 2 月 20 日 受理
15	広島県福山市（JR 福山駅）	18 年 4 月 27 日 受理
16	岡山県倉敷市（JR 倉敷駅）	18 年 6 月 7 日 受理
17	山口県周南市（JR 徳山駅、徳山港）	19 年 4 月 18 日 受理
18	広島県広島市（JR 新井口駅）（3）	19 年 7 月 2 日 受理
19	広島県海田町（JR 海田市駅）	20 年 2 月 15 日 受理
20	広島県坂町（JR 坂駅）	20 年 5 月 8 日 受理
21	広島県福山市（JR 松永駅、JR 東福山駅）（2）（JR 大門駅）（3）	20 年 9 月 16 日 受理
22	鳥取県米子市（JR 米子駅）	21 年 3 月 4 日 受理
23	広島県広島市（JR 中野東駅、JR 安芸中野駅）（4）	21 年 5 月 28 日 受理
24	山口県山口市（JR 新山口駅）	21 年 8 月 3 日 受理
25	広島県廿日市市（JR 宮島口駅、JR 大野浦駅）（2）	21 年 8 月 3 日 受理
26	島根県江津市（JR 江津駅）	23 年 6 月 10 日 受理
27	広島県広島市（JR 安芸長束駅、JR 古市橋駅）（5）	27 年 5 月 26 日 受理
28	山口県山口市（JR 山口駅）（2）	28 年 1 月 8 日 受理
29	広島県広島市（JR 安芸矢口駅、JR 下深川）（6）	29 年 4 月 24 日 受理
30	山口県下関市（旧：菊川町）（3）	令和元年 5 月 20 日 受理
31	広島県福山市（JR 備後赤坂駅）（4）	令和元年 12 月 11 日 受理
32	岡山県津山市（JR 津山駅）	令和 2 年 4 月 6 日 受理

33	広島県大竹市（ＪＲ大竹駅）	令和２年１０月 ９日受理
34	岡山県岡山市（ＪＲ岡山駅、高島駅、上道駅、法界院駅、庭瀬駅）	令和４年 ４月１４日受理
35	広島県呉市（ＪＲ呉駅、呉港、ＪＲ広駅、ＪＲ安芸阿賀駅、ＪＲ吉浦駅）（２）	令和５年 ２月２４日受理
36	岡山県和気町（ＪＲ和気駅）	令和６年 ３月２９日受理
37	鳥取県鳥取市（ＪＲ鳥取駅、ＪＲ鳥取大学前駅、ＪＲ湖山駅）（２）	令和７年 ３月２４日受理
38	岡山県里庄町（ＪＲ里庄駅）	令和７年 ３月２４日受理

2. 移動等円滑化促進方針

（令和７年１０月末現在 調査）

移動等円滑化促進方針作成・公表済み市町村【本省受理順】

	市 町 村 名	本省 受理日
1	山口県宇部市（宇部市役所周辺・ＪＲ宇部駅周辺）	令和２年 ３月１１日受理
2	岡山県岡山市（ＪＲ岡山駅周辺 他13地区）	令和４年 ４月１４日受理
3	広島県呉市（ＪＲ呉駅・呉港 他）	令和５年 ２月２４日受理
4	鳥取県鳥取市（ＪＲ鳥取駅 他）	令和５年 ４月１７日受理

3. 交通施設等におけるバリアフリー化の目標

「移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示」が令和２年１２月２５日付けで定められ、令和３年度からおおむね５年を目標期間として共生社会の実現に繋がる以下の取組みを進めています。

【バリアフリー法に基づく基本方針における整備目標（第３次目標）】

2025年度末までの目標			数値目標	数値目標以外の目標等
軌道	3,000人以上/日及び基本構想の生活施設に位置づけられた2,000人以上/日の鉄軌道駅におけるバリアフリー化率	段差の解消	原則 100%	○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	原則 100%	○高齢者、障害者等に迂回による過度の負担が生じないように、大規模な鉄軌道駅については、当該駅及び周辺施設の状況や当該駅の利用状況等を踏まえ、可能な限りバリアフリーートの複数化を進める
		案内設備※1	原則 100%	○駅施設・車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットフォームと車両乗降口の段差・隙間の縮小を進める
		障害者用トイレ※2	原則 100%	
	ホームドア・可動式ホーム柵の設置番線数		3,000 番線（800 番線）	○カッコ内は、10万人以上/日の駅の番線数（内数表記）
	鉄軌道車両※3		約 70%	○新幹線車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める
バス	3,000人以上/日及び基本構想の生活施設に位置づけられた2,000人以上	段差の解消	原則 100%	○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみ
		視覚障害者誘導用ブロック	原則 100%	

	以上/日のバスターミナルにおけるバリアフリー化率	案内設備※1	原則 100%	ならず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		障害者用トイレ※2	原則 100%	
バス	乗合バス車両	ノンステップバス	約 80%	○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		リフト付きバス（適用除外車両）	約 25%	○高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
		指定空港アクセス系統運行車両※4	約 50%	
	貸切バス車両※3		約 2,100 台	○高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化
タクシー	福祉タクシー車両※3		約 90,000 台	
		ユニバーサルデザインタクシーの割合	約 25%	○各都道府県におけるタクシーの総車両数に占める割合
船舶	2,000 人以上/日の旅客船ターミナルにおけるバリアフリー化率	段差の解消	原則 100%	○離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化
		視覚障害者誘導用ブロック	原則 100%	
		案内設備※1	原則 100%	○その他、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
		障害者用トイレ※2	原則 100%	
	旅客船（旅客不定期航路事業の用に供する船舶を含む。）※3		約 60%	○2,000人以上/日のターミナルに就航する船舶は、構造等の制約条件を踏まえて可能な限りバリアフリー化 ○その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化

※1 文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備、標識、案内板等。

※2 便所を設置している旅客施設が対象。

※3 車両等におけるバリアフリー化の内容として、段差の解消、運行情報提供設備（車両等の運行（運航を含む）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備。福祉タクシーにあっては、音等による情報提供設備及び文字による意思疎通を図るための設備）の設置等が含まれる。

※4 一日当たりの平均的な利用者数が 2,000 人以上の航空旅客ターミナルの内、鉄軌道アクセスがない施設（指定空港）へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約 50%についてバリアフリー化した車両を含む運行とする。

※5 高齢者、障害者等については、乳幼児連れも含む。

4. 交通施設等におけるバリアフリー化の状況

以下の表は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則」第六条の四又は第二十三条に基づき、毎年 6 月 30 日までの提出を公共交通事業者等に対して義務づけている「移動等円滑化取組報告書」及び「移動等円滑化実績等報告書」を基に集計を行ったものです。

（１）鉄軌道駅のバリアフリー化状況

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

	中国運輸局管内
--	---------

平均的な利用者数3,000人以上/日の施設 及び基本構想の生活施設に位置づけられた平均的な利用者数2,000 人以上/日の施設（対象施設）	136
うち段差を解消している施設	114
対象施設に対する割合（％）	83.8％
うち視覚障害者誘導用ブロックを設置している施設	73
対象施設に対する割合（％）	53.7％
うち案内設備を設置している施設	50
対象施設に対する割合（％）	36.8％
うちトイレを設置している施設	85
うち障害者用トイレを設置している施設	67
トイレを設置している施設に対する割合（％）	78.8％

（２）ホームドア・可動式ホーム柵の設置状況（令和７年３月３１日現在）

中国運輸局管内計	32 番線
うち 10 万人以上/日の駅の番線数	4 番線

（３）バスターミナルのバリアフリー化状況（令和７年３月３１日現在）

	中国運輸局管内
平均的な利用者数3,000人以上/日の施設 及び基本構想の生活施設に位置づけられた平均的な利用者数2,000 人以上/日の施設（対象施設）	1
うち段差を解消している施設	1
対象施設に対する割合（％）	100％
うち視覚障害者誘導用ブロックを設置している施設	1
対象施設に対する割合（％）	100％
うち案内設備を設置している施設	1
対象施設に対する割合（％）	100％
うちトイレを設置している施設	1
うち障害者用トイレを設置している施設	1
トイレを設置している施設に対する割合（％）	100％

（４）旅客船ターミナルのバリアフリー化状況（令和７年３月３１日現在）

	中国運輸局管内
平均的な利用者数2,000人以上/日の施設（対象施設）	4
うち段差を解消している施設	4
対象施設に対する割合（％）	100％
うち視覚障害者誘導用ブロックを設置している施設	3
対象施設に対する割合（％）	75％
うち案内設備を設置している施設	3
対象施設に対する割合（％）	75％

	うちトイレを設置している施設	4
	うち障害用トイレを設置している施設	4
	トイレを設置している施設に対する割合 (%)	100%

(5) 車両等のバリアフリー化状況

(令和7年3月31日現在)

		中国運輸局管内
鉄軌道車両の総車両数※1		554
	うち移動等円滑化基準適合車両数※2	229
	総車両数に対する割合 (%)	41.3%
乗合バスの総車両数		3,311
	うち移動等円滑化基準の適用除外認定車両数	682
	うちスロープ又はリフト付バス車両数	41
	適用除外認定車両数に対する割合 (%)	6.0%
	うち移動等円滑化基準適合車両数	2,428
	総車両数に対する割合 (%)	73.3%
	うちノンステップバス車両数	1,677
	総車両数に対する割合 (%)	50.6%
	適用除外認定車両を除いた総車両数に対する割合(%)	63.8%
貸切バスの総車両数うち移動等円滑化基準適合車両数		86
	うちノンステップバス車両数	23
	うちリフト付きバス車両数	44
	うちスロープ付きバス車両数	19
福祉タクシーの車両数※3		2,004
旅客船（定期航路※4及び不定期航路※5）の総船舶数※6		116
	うち移動等円滑化基準適合船舶数	63
	総船舶数に対する割合 (%)	54.3%

※1 鉄軌道車両の総車両数は西日本旅客鉄道の車両を除く（相互乗り入れのため）。

※2 令和2年4月に施行された改正後の移動等円滑化基準では車椅子スペースを1列車ごとに2箇所以上設けること等を義務付け。（改正前は1列車毎に1箇所以上）

※3 福祉タクシーにはユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている車両）を含む。

※4 一般定期航路事業の用に供する総トン数5トン未満の船舶を除く。

※5 旅客不定期航路事業の用に供する総トン数200トン未満の船舶を除く。

※6 その構造又は航行の態様により移動等円滑化基準の適用対象から除外することを地方運輸局長（運輸監理部長を含む）が認定した船舶を除く。

運輸要覧（観光部編）

令和 7 年版

目 次

観光部編

I	中国運輸局における観光施策	1
1.	地域の観光資源を活用した観光コンテンツの造成	1
2.	観光振興事業（インバウンド受入環境整備高度化事業）	1
3.	地域における受入環境整備促進事業 （地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業） （持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業）	2
4.	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 （プラットフォームを活用した中国地方アドベンチャーツーリズム推進事業） （中国地方の“景勝地×伝統芸能・民俗芸能”推進事業）	3
5.	地域・日本の新たなレガシー形成事業	3
6.	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	4
7.	観光地・観光産業における人材不足対策	5
8.	オーバーツーリズム対策	5
9.	JNTO 広域連携プロモーション事業	5
II	観光統計・外客来訪促進に向けた取組み・M I C E	6
1.	宿泊旅行統計の現状	6
2.	外客来訪促進に向けた取組み	8
3.	M I C E	8
III	ホテル・旅館関係	9
1.	登録ホテル及び登録旅館の概要	9
2.	登録ホテル数及び登録旅館数の推移	9
IV	旅行業関係	10

I 中国運輸局における観光施策

1. 地域の観光資源を活用した観光コンテンツの造成

将来にわたって持続的に地方誘客が促進されるよう、まだ観光に未活用な地域資源の活用など、地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信の総合的な支援を行い、中長期にわたって販売可能なビジネスモデルづくりの支援を実施します。

<令和7年度実施事業>

事業イメージ



地域固有の自然資源の活用

歴史・文化に関する地域資源の体験化

地域に根ざす伝統工芸や生業の観光活用

閑散期の新たな魅力の創出

<支援内容>

- 観光分野の専門家によるアドバイス等を通じた観光コンテンツの磨き上げや商品化の支援
- 観光コンテンツの販路開拓のための商談会の開催や OTA 掲載等の支援、SNS による情報発信等の支援

2. 観光振興事業

(インバウンド受入環境整備高度化事業)

訪日外国人旅行者の周遊の促進や消費の拡大、地方誘客を図るため、観光地における個々の観光スポットや広域的な周遊に係る一体的な環境整備の取組等を支援します。

<令和7年度実施事業>

■インバウンド受入環境整備の高度化



【ストレスフリーな旅行環境の整備】

- 多言語化
- 無料公衆無線LAN
- キャッシュレス決済環境
- トイレ洋式化・高機能化
- 手ぶら観光カウンター

【新たなニーズ・新技術の活用】

- ワーケーション環境
- ICTを活用したゴミ箱
- 多様な移動手段

【賑わい環境の創出】

- ナイトタイムエコノミー
- 屋外広場
- 廃屋撤去

【ユニバーサル対応】

- 段差の解消
- 子連れ環境の整備
- 近距離移動支援モビリティ

【観光拠点の整備・改良】

- 観光案内所の整備
- EV急速充電器
- おもてなし観光施設

等

補助率	1/2等
対象地域	訪日外国人旅行者の来訪に向けて、受入環境整備の必要性が認められる地域

3. 地域における受入環境整備促進事業

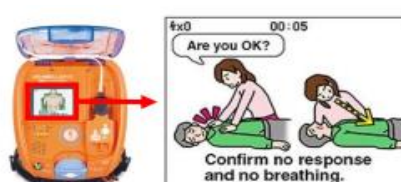
(地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業)

観光施設等における非常時等の対応や医療機関の訪日外国人旅行者への対応の強化を図ることで、安全・安心な訪日旅行環境を整備し、滞在時間の増加や消費拡大を図るため、①地域における観光危機管理計画の策定補助、②観光施設等の避難所機能の強化・多言語対応機能の強化、③医療機関の訪日外国人患者受入機能強化を支援します。

<事業イメージ>



観光危機管理計画の
策定支援



多言語対応AED等



非常用電源装置
の整備



災害用トイレ
の整備



キャッシュレス
決済環境の整備

(持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業)

自然環境・文化等の地域資源の保全・活用やオーバーツーリズムの未然防止のために、地域と旅行者の双方がメリットを享受できる持続可能な観光の促進に向けた受入環境の整備を支援するとともに、持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修等を支援します。

<事業イメージ>



自然保護のための
遊歩道の整備

バイオトイレの
整備



入域料等徴収のためのシステム整備



観光スポットや周辺エリアの混雑状況
の可視化・リアルタイム配信



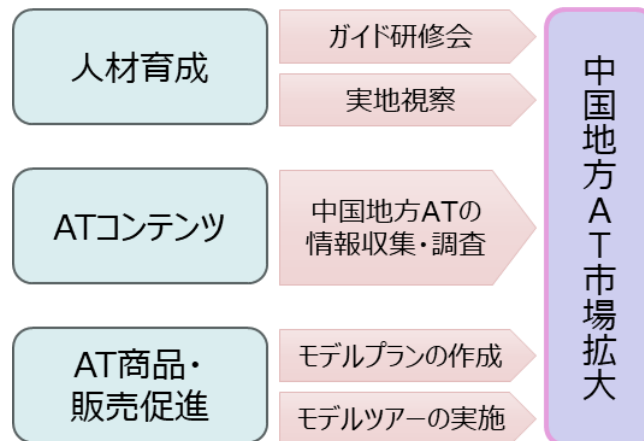
マナー啓発のためのコンテンツ制作、
看板・デジタルサイネージ等の整備

4. 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

(プラットフォームを活用した中国地方アドベンチャーツーリズム推進事業)

中国地方が有する自然、歴史、文化等の強みを生かした、アドベンチャーツーリズム(AT)を推進していくために、ATビジョン策定とモデルプラン・ツアーの検討、人材交流・育成の促進に向けて実地視察・意見交換等に取り組みます。

<事業イメージ>



(中国地方の“景勝地×伝統芸能・民俗芸能”推進事業)

中国地方における外国人宿泊者数及び訪日外国人旅行消費単価向上のために、中国地方における景勝地と伝統芸能を掛け合わせたコンテンツの事前調査と勉強会を踏まえ、実地試行を実施します。

<事業イメージ>



5. 地域・日本の新たなレガシー形成事業

将来にわたって国内外から旅行者を惹きつけ、継続的な来訪や消費額向上につながる、地域・日本のレガシー（遺産）となる新たな観光資源を形成するため、実現可能性調査やプラン作成を行います。

＜令和7年度実施事業＞

事業内容

取組内容：

レガシー形成を促進するための実現可能性調査及び調査結果を踏まえたプラン作成、事業化に向けた検討、関係者調整等

実施主体：

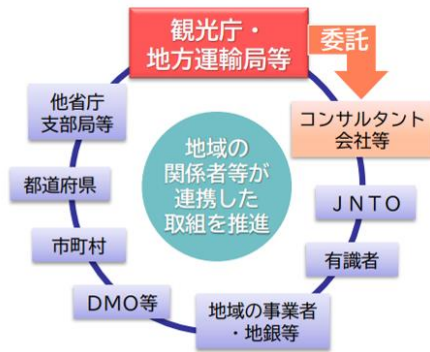
観光庁・各地方運輸局等（地方公共団体等と連携）

推進イメージ：



歴史的建築物の保存・整備と観光拠点等への活用（島根県邑南町）

実施体制



レガシー形成の考え方：

1. 地域において最も輝いていた時代の建築物や文化を面的に再現し、活用していく取組
2. 地域で脈々と受け継がれてきた自然・景観、食、文化、遺産（日本遺産、重要文化財、伝統技術等）等を、面的に又は線で再現し、活用していく取組
3. 地域における自然・景観、食、文化、人（住民）と、アートなど新しく創出した資源との融合により、地域に人々を惹きつける取組
4. シンボリックで一点豪華主義なものを創出していく取組

6. 地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業

観光立国推進基本計画（第4次）では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としています。その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となっていく、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行っています。

＜令和7年度実施事業＞

事業内容

○旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。

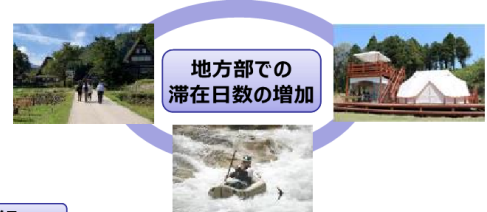
- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション

事業イメージ



地方部へ誘客

連絡調整会議の
審査を経て
支援



事業計画に基づく具体的取組

①調査・戦略策定

データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。



マーケティング調査

②滞在コンテンツの充実

地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。



滞在コンテンツの造成

③受入環境整備

二次交通情報の検索システムや観光地の案内アプリの整備等を支援。



観光地の案内アプリの整備

④旅行商品流通環境整備

旅行商品の国内外OTA※への掲載、旅行会社との商談会などを支援。



商談会への参加

⑤情報発信・プロモーション

WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。



SNSを活用した魅力発信

7. 観光地・観光産業における人材不足対策

今後も、増加が見込まれる観光需要を確実に取り込み、さらなる地域活性化につなげるため受け皿となる宿泊業の人材確保及び定着が重要な課題となります。令和7年6月に国土交通省、防衛省、宿泊事業者団体との間で締結された「宿泊業及び自衛隊における人材確保の取組に係る申合せ」に基づき、退職自衛官の再就職者インタビューや中国地方の宿泊事業者を対象とした退職自衛官の再就職制度等説明会を行いました。

<令和7年度実施事業>



宿泊事業者向け退職自衛官の再就職制度等説明会

8. オーバーツーリズム対策

コロナ収束後、観光需要は急速に回復し、多くの観光地が賑わいを取り戻す一方、一部地域や時間帯では過度な混雑やマナー違反により、住民生活や旅行者満足度への影響が懸念されています。こうした課題に対応し、観光客の受け入れと住民の生活の質を両立するため、オーバーツーリズム防止に向けて受入環境の整備等を進めています。また、観光ピクトグラム等を活用したマナー啓発にも取り組んでいます。

<令和7年度実施事業>



9. JNT0 広域連携プロモーション事業

訪日外国人旅行者誘致のため、地域の魅力を発信する取り組みで、JNT0 が地方運輸局や広域連携DMOと連携し、海外市場向けに効果的なプロモーションを行っています。具体的には、海外の旅行会社やインフルエンサーを招く「招請事業」と、海外メディアによる広範な認知拡大を図る「広告事業」を実施しています。運輸局は、各地域と緊密に連携し、魅力的な観光資源の情報収集・把握に努め、広域的な視点を踏まえて計画案の策定に取り組んでいます。

<令和7年度実施事業>



広告事業での取材（呉市）

Ⅱ 観光統計・外客来訪促進に向けた取組み・MICE

1. 宿泊旅行統計の現状

1-1. 県別延べ宿泊者数

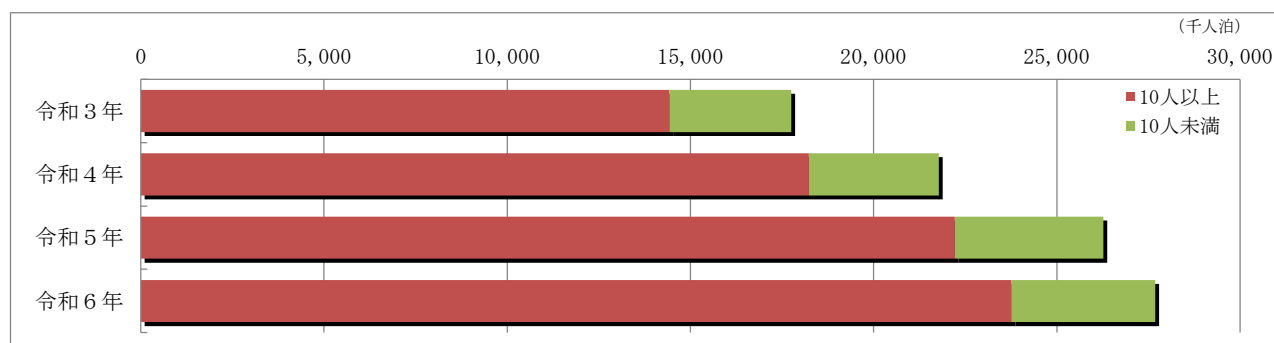
(単位:千人泊)

県別	年 別	令和3年			令和4年			令和5年			令和6年		
宿泊施設の従業者数		10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計	10人未満	10人以上	合計
鳥取県	延べ宿泊者数	781	1,505	2,286	182	1,700	1,882	351	1,878	2,229	715	1,885	2,599
	うち外国人	6	5	11	4	8	12	14	58	71	37	81	118
島根県	延べ宿泊者数	392	2,231	2,624	477	2,396	2,873	443	2,864	3,307	568	2,877	3,445
	うち外国人	3	9	11	3	8	11	6	47	53	35	49	84
岡山県	延べ宿泊者数	580	3,125	3,705	552	4,024	4,576	916	4,635	5,551	889	4,895	5,784
	うち外国人	5	17	22	20	39	59	46	285	332	194	320	514
広島県	延べ宿泊者数	856	4,983	5,839	1,479	7,052	8,530	1,954	9,615	11,570	1,546	10,526	12,072
	うち外国人	7	36	43	41	102	143	499	945	1,444	828	1,130	1,958
山口県	延べ宿泊者数	728	2,574	3,302	856	3,069	3,924	397	3,222	3,619	210	3,576	3,786
	うち外国人	4	15	20	25	24	49	6	86	91	44	82	126
中国地方	延べ宿泊者数	3,337	14,418	17,756	3,545	18,240	21,785	4,061	22,215	26,276	3,927	23,759	27,686
	うち外国人	26	82	107	92	182	274	571	1,420	1,992	1,138	1,662	2,800
全国	延べ宿泊者数	58,897	258,877	317,774	73,288	377,171	450,458	117,571	499,904	617,475	117,991	541,074	659,065
	うち外国人	879	3,438	4,317	2,895	13,608	16,503	22,724	95,028	117,751	87,088	77,379	164,467

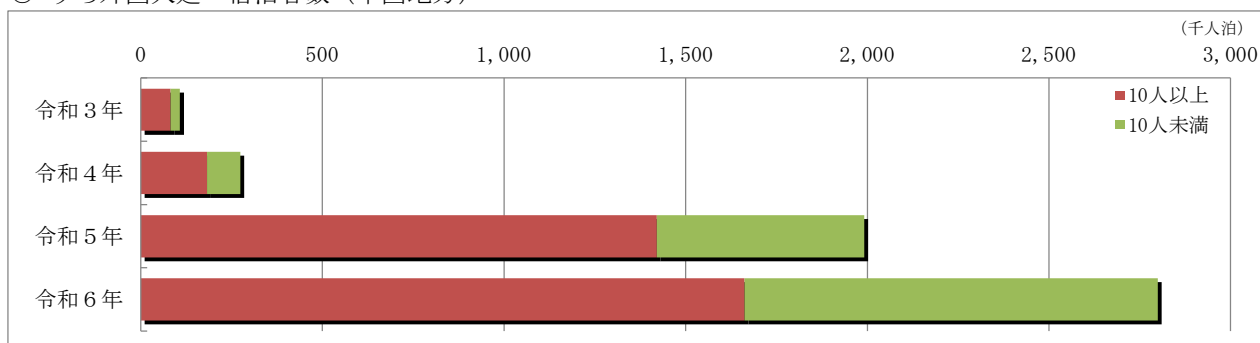
※観光庁「宿泊旅行統計調査」よりとりまとめた。

※四捨五入により、内訳と合計が一致しない場合がある。

○ 延べ宿泊者数（中国地方）



○ うち外国人延べ宿泊者数（中国地方）



1-2. 県別外国人延べ宿泊者数

令和6年の国・地域別外国人延べ宿泊者数

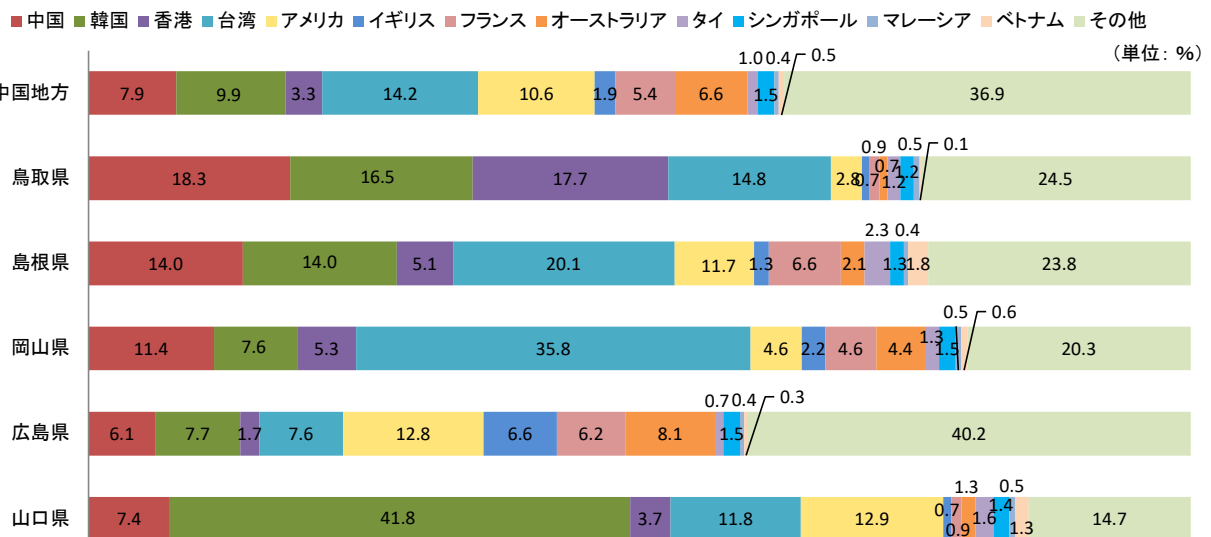
(単位:人泊)

	外国人延べ 宿泊者数	中国	韓国	香港	台湾	アメリカ	イギリス	フランス	オーストラリア	タイ	シンガポール	マレーシア	ベトナム	その他
中国地方	2,379,890 (2,799,800)	189,130	236,400	78,840	337,370	251,570	44,260	129,040	156,090	22,800	35,430	9,870	11,120	877,970
鳥取県	97,600 (118,390)	17,860	16,150	17,320	14,400	2,760	670	900	710	1,130	1,170	520	110	23,900
島根県	67,670 (83,710)	9,470	9,450	3,470	13,590	4,880	900	4,440	1,450	1,560	850	250	1,250	16,110
岡山県	483,390 (514,000)	55,060	36,690	25,550	173,060	22,390	10,430	22,400	21,280	6,170	7,230	2,380	2,780	97,970
広島県	1,610,550 (1,958,170)	97,840	123,700	28,050	122,070	205,950	106,860	100,190	131,150	11,960	24,430	6,110	5,460	646,780
山口県	120,680 (125,530)	8,900	50,400	4,440	14,260	15,600	880	1,120	1,510	1,980	1,740	610	1,520	17,720

※外国人延べ宿泊者数には国籍不詳を含む。

※観光庁「宿泊旅行統計調査」によりとりまとめた。数値は国・地域別の分類が可能な従業員数10人以上の宿泊施設の調査データによるもの。
括弧書きで従業員数10人未満の宿泊施設を含む調査データを付記。

令和6年の国・地域別宿泊者数の割合



2. 外客来訪促進に向けた取組み

観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化を図るため、「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（国際観光振興法）」が定められています。

この法律に基づき、地方運輸局、都道府県、観光地域づくり法人（DMO）等が参加する広域的な協議会は、複数の都道府県の区域を単位とする地域ごとに、「外国人観光旅客の来訪の促進に関する計画（外客来訪促進計画）」を策定することができます。

また、当法では公共交通事業者等に対して、観光庁長官が定める基準に従い、旅客施設や車両等について外国語等による情報提供、公衆無線 LAN 等のインターネット環境の整備、座便式水洗便所の設置等、外国人観光旅客の利用に係る利便を増進するために必要な措置（外国人観光旅客利便増進措置）を講ずるよう規定しており、地方部への誘客拡大や受入環境整備の促進等を進め、国際観光の一層の振興を図ることとしています。

3. MICE

MICE とは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称です。MICE は、企業・産業活動や研究・学会活動等と関連している場合が多いため、一般的な観光とは性格を異にする部分が多いものです。このため、観光振興という文脈でのみ捉えるのではなく、MICE について、「人が集まる」という直接的な効果はもちろん、人の集積や交流から派生する付加価値や大局的な意義についての認識を高める必要があります。

具体的には、①地域への経済効果、②ビジネス・イノベーションの機会の創造、③国・都市の競争力向上、④交流人口の平準化（観光【休日型】、MICE【平日型】）、⑤幅広いステークホルダーに向けたレガシー効果、の主要な 5 つの効果が考えられます。

○グローバル MICE 都市事業

観光庁は、国際的な MICE 誘致競争が激化する中、競争を牽引することができる実力ある都市を育成するため「グローバル MICE 都市」と呼称される 12 都市を選定しており、中国地方では広島市が選ばれています。この 12 都市が世界トップレベルの MICE 都市に発展し、我が国 MICE の国際競争力を向上させるために支援を行っております。

○コンベンションビューロー支援事業

支援対象をグローバル MICE 都市以外の地方都市にも広げ、各都市のコンベンションビューローの機能強化及びわが国の MICE 誘致・開催件数の底上げを目的に、国内有識者による伴走型のトレーニング及びコンサルティングを実施しています。中国地方では令和 5 年度に広島市が支援を受けています。

○国際会議観光都市

国際コンベンションを通して、地域の活性化を図ることを目的とした「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（コンベンション法）」に基づき、施設などのハード面と運営などのソフト面が整っている市町村を、国際会議観光都市として国が認定しています。中国地方では令和 6 年度に福山市が新たに認定されており、現在、下記の 5 市が認定されています。

都市名	実施体制	施設の概要	備 考
広島市	（公財）広島観光コンベンションビューロー	広島国際会議場 等	H6. 10. 20 認定
松江市	（一財）くにびきメッセ	島根県立産業交流会館 等	H6. 10. 20 認定
岡山市	（公社）おかやま観光コンベンション協会	コンベックス岡山 等	H6. 10. 20 認定
下関市	（一社）下関観光コンベンション協会	山口県国際総合センター 等	H8. 4. 10 認定
福山市	（公社）福山観光コンベンション協会	福山市総合体育館 等	R6. 9. 30 認定

Ⅲ ホテル・旅館関係

「国際観光ホテル整備法」に基づき、設備等のハード及び外国人に対する接遇等のソフトが、一定基準にあるものを国が登録するものである。

登録されたホテル・旅館は、特に外国人に推薦できる質の高いものであり、国際観光の振興に寄与できるものである。

1. 登録ホテル及び登録旅館の概要

令和7年4月1日現在

区分 県別	登 録 ホ テ ル				登 録 旅 館			
	施設数	客室総数	収容人員(人)	基準客室数	施設数	客室総数	収容人員(人)	基準客室数
広島県	19	3,377	5,968	3,148	15	624	1,802	513
鳥取県	1	135	242	135	24	1,093	4,589	901
島根県	6	641	1,007	616	22	1,118	3,872	914
岡山県	10	1,369	2,500	1,300	11	543	1,836	406
山口県	10	1,119	1,692	955	18	1,120	3,570	749
管内計	46	6,641	11,409	6,154	90	4,498	15,669	3,483

2. 登録ホテル数及び登録旅館数の推移

令和7年4月1日現在

年 度		R2	R3	R4	R5	R6
区 分						
登 録 ホ テ ル	広 島 県	23	23	21	20	19
	鳥 取 県	1	1	1	1	1
	島 根 県	6	5	6	6	6
	岡 山 県	10	10	10	10	10
	山 口 県	11	10	10	10	10
	計	51	49	48	47	46
登 録 旅 館	広 島 県	15	15	15	15	15
	鳥 取 県	24	24	24	24	24
	島 根 県	22	22	22	22	22
	岡 山 県	11	11	11	11	11
	山 口 県	19	19	18	18	18
	計	91	91	90	90	90
管 内 計		142	140	138	137	136

IV 旅行業関係

旅行業者数

令和7年4月1日現在

種 別 県 別	第1種旅行業者	各県登録事業者				
		第2種旅行業者	第3種旅行業者	地域限定旅行業者	旅行業者代理業者	旅行サービス手配業
鳥 取 県	2	15	12	12	3	11
島 根 県	1	19	26	10	3	8
岡 山 県	5	45	57	11	5	19
広 島 県	8	58	83	22	8	32
山 口 県	3	20	13	9	2	7
管 内 計	19	157	191	64	21	77

注) 平成12年4月1日から、第2種旅行業・第3種旅行業及び旅行業者代理業に係る登録等の事務については都道府県知事の自治事務となった。

注) 平成25年4月1日から、地域限定旅行業が新設された。

注) 平成30年1月4日から、旅行サービス手配業が新設された。

〔種別〕

第1種旅行業：海外、国内についての企画旅行

- ・募集型・・・旅行者のためにあらかじめ旅行の計画を作成する。
 - ・受注型・・・旅行者からの依頼により旅行の計画を作成する。
- を実施することができる。手配旅行、他の旅行業者の企画旅行も取り扱うことができる。

第2種旅行業：国内のみ企画旅行を実施することができる。手配旅行、他の旅行業者の企画旅行も取り扱うことができる。

第3種旅行業：手配旅行、他の旅行業者の企画旅行を取り扱うことができる。一定の条件下において国内のみ企画旅行を実施することができる。

地域限定旅行業：他の旅行業者の企画旅行を取り扱うことができる。一定の条件下において手配旅行、企画旅行を取り扱うことができる。

旅行業者代理業：旅行業者を代理（1社に限る）して旅行業務を取り扱うことができる。

旅行サービス手配業：旅行業者（外国旅行業者を含む）の依頼を受けて、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理契約・媒介・取次を行うことができる。

運輸要覧（鉄道部編）

令和 7 年版

目 次

鉄道部編

I 鉄道・軌道関係	1
1. 鉄道及び軌道事業者の概要	1
2. 鉄道及び軌道の位置図	4
3. 鉄道及び軌道事業者の運輸実績	5
4. 鉄道及び軌道の運賃制度	7
5. 鉄道及び軌道に対する補助金交付実績	10
(1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)	10
(2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助 (経営改善支援事業)	10
(3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助 (交通 DX・GX による経営改善支援事業)	10
(4) 地域公共交通確保維持改善事業費補助 (地域公共交通バリア解消促進等事業)	10
(5) 観光振興事業費補助(公共交通利用環境の革新等事業)	10
(6) 鉄道施設総合安全対策事業費補助 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、老朽化対策事業、耐震対策事業)	11
(7) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助 (インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業)	12
(8) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助 (交通サービス利便向上促進事業)	12
(9) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助 (地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業)	12
(10) 旅行環境整備事業費補助(交通サービス利便向上促進事業)	12
6. 動力車操縦者運転免許交付者数	13
(1) 旅客会社・貨物会社	13
(2) 民 鉄	13
7. 鉄道及び軌道のワンマン運転の実施状況	14

8. 鉄道及び軌道事業者別保有車両数	16
9. 鉄道及び軌道運転事故件数	17
10. 鉄道及び軌道の運転事故件数の推移	18
11. 踏切事故発生状況の推移	18
12. 踏切事故分類表	19
13. 鉄道及び専用鉄道の踏切道数の推移	20
(1) 旅客会社・貨物会社（中国運輸局管内）	20
(2) 民鉄	20
II 索道関係	21
1. 索道事業者の概要	21
2. 索道の位置図	26

I 鉄道・軌道関係
1. 鉄道及び軌道事業者の概要

令和7年10月1日現在

事業者名	免許年月日	代表者	資本金	本社所在地	区間	営業キロ	単複	駅数	動力	軌間	備考
(鉄 道)			百万円								
西日本旅客鉄道株式会社	S62.4.1	倉坂昇治	100,000	大阪市北区芝田二丁目4番24号	} 次頁						旅客
日本貨物鉄道株式会社	S62.4.1	犬飼新	19,000	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号							貨物
一畑電車株式会社	M44.8.21	谷口学	100	出雲市平田町2226番地		33.9	単	22	電気	1,067	旅客、貨物（手小荷物に限る）
					川跡～出雲大社前	8.3	〃	5	〃	〃	〃
広島電鉄株式会社	T8.3.7	飯井康裕	2,335	広島市中区東千田町二丁目9番29号	広電西広島（己斐） ～ 広電宮島口	16.1	複	22	〃	1,435	旅客
水島臨海鉄道株式会社	S23.6.22	伊東香織	850	倉敷市水島東栄町12番46号	倉敷敷敷市 ～ 倉敷貨物ターミナル	11.2	単	11	内燃	1,067	旅客、貨物
					水島～東水島	3.6	〃	2	〃	〃	貨物
智頭急行株式会社	S61.12.25	西尾浩一	450	八頭郡智頭町智頭2052番地1	智頭～宮本武蔵	27.3	〃	7	〃	〃	旅客 近畿局との境界、宮本武蔵～ 石井 境界のキロ程は1/2とした
					〃～（石井）	(29.0)					
錦川鉄道株式会社	S62.5.9	村野哲郎	120	岩国市錦町広瀬7873番地9	川西～錦町	32.7	〃	13	〃	〃	〃
若桜鉄道株式会社	H21.3.13	上川元張	100	鳥取県八頭郡若桜町若桜345番地2	郡家～若桜	19.2	〃	9	〃	〃	〃 第2種鉄道事業
若桜町	H21.3.13	上川元張		八頭郡若桜町若桜801番地5	八頭町若桜線接続点～若桜	(2.7)					〃 第3種鉄道事業
八頭町	H21.3.13	吉田英人		八頭郡八頭町郡家493番地	郡家～八頭町若桜線接続点	(16.5)					〃 第3種鉄道事業
井原鉄道株式会社	S62.10.27	大熊重行	700	井原市東江原町695-1	清音～神辺	38.3	〃	14	〃	〃	〃
					総社～清音	3.4	複	2	〃	〃	〃 第2種鉄道事業
広島高速交通株式会社	S63.8.22	荒神原政司	10,000	広島市安佐南区長楽寺二丁目12番1号	本通～県庁前	0.3	〃	2	電気	側方案 内軌条	〃
(軌 道)											
広島電鉄株式会社	M40.11.27	飯井康裕	2,335	広島市中区東千田町二丁目9番29号	広島市内	18.5	複	54	電気	1,435	旅客
岡山電気軌道株式会社	M43.2.7	小嶋光信	200	岡山市中区徳吉町二丁目8番22	岡山市内	4.7	〃	16	〃	1,067	〃
広島高速交通株式会社	S63.8.22	荒神原政司	10,000	広島市安佐南区長楽寺二丁目12番1号	県庁前～長楽寺	12.4	〃	16	〃	側方案 内軌条	〃
					長楽寺～広域公園前	5.7	〃	6	〃	〃	〃

事業者名	免許年月日	代表者	管轄	路線名	区間	営業キロ	単複	駅数	動力	軌間	
西日本旅客鉄道株式会社 (中国運輸局管内関係分)	S62.4.1	倉坂昇治	中国統括本部	山陽線	三石～下関 (上郡)～(門司)	※425.7 (435.4)	複	94	電気	1,067	三石～上郡12.8キロ中国運輸局管内1/2計上 下関～門司6.5キロ中国運輸局管内1/2計上 門司は九州旅客鉄道株式会社
				姫新線	美作土居～新見 (上月)～新見	100.5 (103.9)	単	22	内燃	〃	美作土居～上月6.7キロ中国運輸局管内1/2計上
				赤穂線	寒河～東岡山 (備前福河)～東岡山	37.8 (39.4)	〃	12	電気	〃	寒河～備前福河3.2キロ 〃
				津山線	津山～岡山	58.7	〃	15	内燃	〃	
				因美線	鳥取～東津山	70.8	〃	17	〃	〃	
				吉備線	岡山～総社	20.4	〃	8	〃	〃	
				宇野線	岡山～宇野	32.8	〃	14	電気	〃	
				伯備線	倉敷～伯耆大山	138.4	単複	26	〃	〃	
				芸備線	備前神代～広島	159.1	単	43	内燃	〃	
				福塩線	福山～塩町	78.0	〃	25	電内	〃	
				本四備讃線	茶屋町～児島 茶屋町～(宇多津)	12.9 (22.0)	複	4	電気	〃	児島～宇多津18.1キロ中国運輸局管内1/2計上 宇多津は四国旅客鉄道株式会社
				呉線	三原～海田市	87.0	単	26	〃	〃	
				可部線	横川～あき亀山	15.6	〃	13	〃	〃	可部～あき亀山間は、平成29年3月4日開業
				岩徳線	岩国～櫛ヶ浜	43.7	〃	13	内燃	〃	
				山口線	新山口～益田	93.9	〃	26	〃	〃	
				宇部線	新山口～宇部	33.2	〃	16	電気	〃	
				小野田線	居能～小野田	11.6	〃	7	〃	〃	
				〃	雀田～長門本山	2.3	〃	2	〃	〃	
				美祢線	厚狭～長門市	46.0	〃	10	内燃	〃	
				山陰線	東浜～幡生 (居組)～幡生	466.3 (468.0)	単複	107	電内	〃	東浜～居組3.3キロ中国運輸局管内1/2計上
				〃	長門市～仙崎	2.2	単	1	内燃	〃	
				境線	米子～境港	17.9	〃	15	電内	〃	
				木次線	宍道～備後落合	81.9	〃	16	内燃	〃	
			山陽新幹線統括本部		岡山～新下関 (相生)～(小倉)	355.8 (399.3)	複	12	電気	1,435	岡山～相生67.9キロ、新下関～小倉19キロ 中国運輸局管内1/2ずつ計上

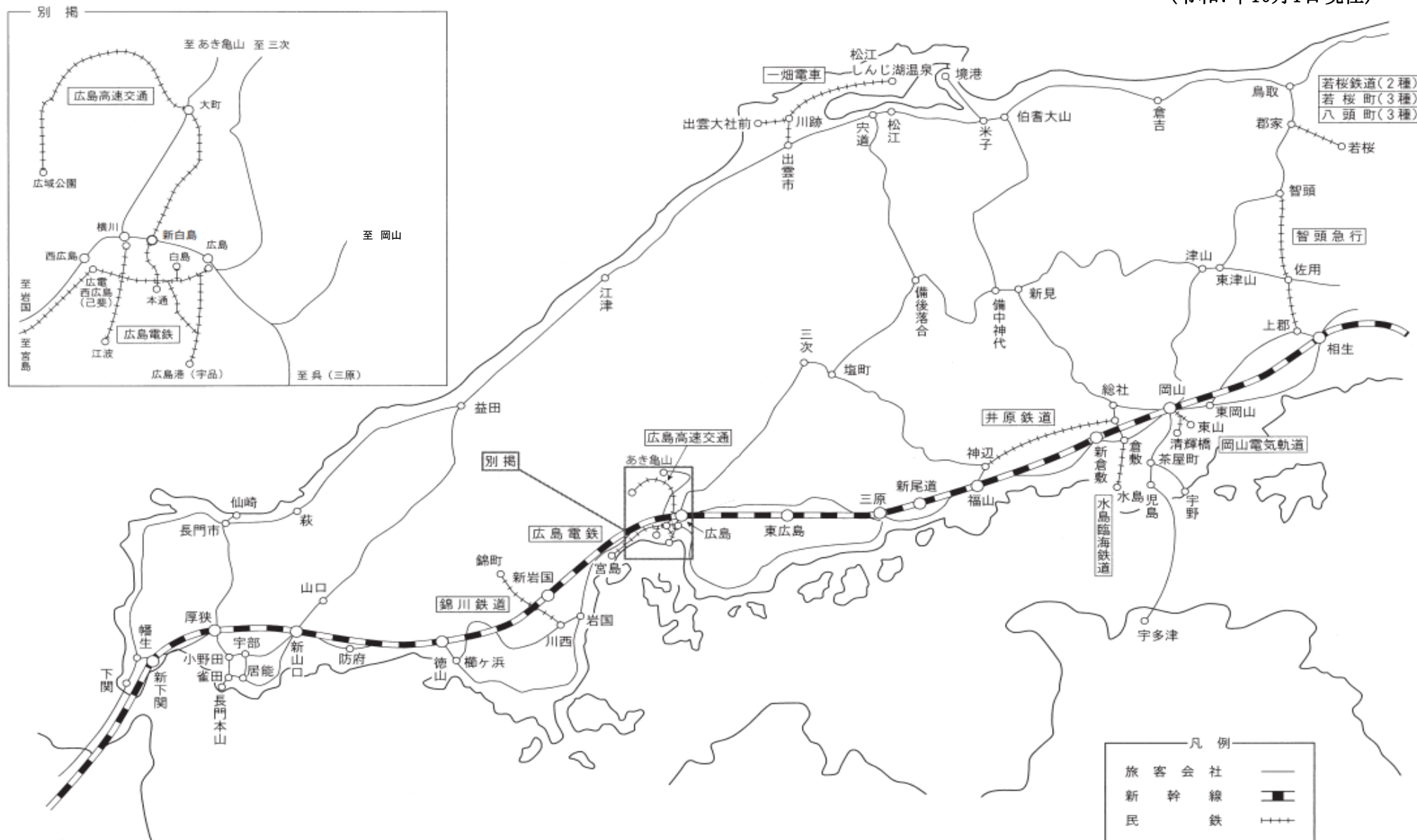
※ 山陽線柳井経由の営業キロ

事業者名	免許年月日	代表者	管轄	路線名	区間	営業キロ	単複	駅数	動力	軌間	備考
日本貨物鉄道株式会社 (中国運輸局管内関係分)	S62. 4. 1	犬飼 新	関西支社	赤穂線	寒河～東岡山	37.8					第2種鉄道事業
				宇野線	岡山～茶屋町	14.9					〃
				伯備線	倉敷～伯耆大山	138.4					〃
				本四備讃線	茶屋町～児島	12.9					〃
					茶屋町～(宇多津)	(22.0)					〃 宇多津は四国旅客鉄道株式会社
				山陽線	三石～下関 (上郡)～(門司)	※425.7 (435.4)					〃 三石～上郡12.8キロ、下関～門司6.5キロ 中国運輸局管内1/2ずつ計上

※ 山陽線柳井経由の営業キロ

2. 鉄道及び軌道の位置図

(令和7年10月1日現在)



3. 鉄道及び軌道事業者の運輸実績

令和6年度(単位:千人、千トン)

年度別事業者別		運輸数量									
		旅客数量			貨物数量		旅客人キロ			貨物 トン キロ	
		定期	定期外	計	手荷物	貨物	定期	定期外	計		
J	鉄道				(千個)						
	西日本旅客鉄道(株) (全体)	1,064,231 (100)	694,581 (104)	1,758,812 (102)	8 (80)		21,033,835 (100)	33,941,760 (103)	54,975,595 (102)		
R	日本貨物鉄道(株) (全体)					26,923 (102)				17,587,591 (100)	
民	令和2年度	28,582	35,365	63,949	1	326	168,504	167,914	336,418	4,176	
	令和3年度	29,090	37,439	66,527	1	330	171,386	180,927	352,313	4,222	
	令和4年度	30,581	44,074	74,656	2	308	178,593	223,424	402,017	3,949	
	令和5年度	31,988	47,891	78,879	1	279	188,965	251,921	440,886	3,577	
	令和6年度	32,364 (101)	46,753 (98)	79,112 (100)	0 (0)	300 (108)	192,335 (102)	228,207 (91)	420,541 (95)	3,858 (108)	
	鉄道	8,651 (102)	11,636 (96)	20,284 (98)	0 (0)	300 (108)	66,325 (100)	98,912 (83)	165,240 (89)	3,858 (108)	
	広島電鉄(株)	5,761 (103)	9,471 (99)	15,231 (100)			35,152 (103)	55,716 (100)	90,870 (101)		
	若桜鉄道(株)	351 (99)	73 (103)	422 (100)			1,752 (98)	772 (94)	2,524 (97)		
	智頭急行(株) (全体)	67 (47)	378 (48)	445 (48)			1,147 (47)	20,490 (49)	21,637 (49)		
	一畑電車(株)	733 (103)	649 (105)	1,382 (103)	0 (0)		11,814 (99)	11,407 (104)	23,221 (101)		
	水島臨海鉄道(株)	997 (103)	694 (103)	1,691 (103)		300 (108)	6,492 (102)	4,697 (103)	11,190 (102)	3,858 (108)	
	井原鉄道(株)	672 (101)	313 (103)	985 (101)			8,700 (101)	4,563 (101)	13,263 (101)		
	錦川鉄道(株)	70 (93)	58 (104)	128 (98)			1,268 (93)	1,267 (105)	2,535 (98)		
	軌道	10,559 (99)	24,296 (98)	34,853 (99)			26,306 (99)	63,512 (98)	89,814 (99)		
	広島電鉄(株)	9,528 (99)	22,188 (98)	31,716 (98)			23,730 (99)	60,351 (98)	84,077 (98)		
	岡山電気軌道(株)	1,031 (104)	2,108 (99)	3,137 (100)			2,576 (103)	3,161 (99)	5,737 (101)		
	鉄	新交通	13,154 (102)	10,821 (98)	23,975 (100)			99,704 (104)	65,783 (97)	165,487 (101)	
		広島高速交通(株)	13,154 (105)	10,821 (100)	23,975 (103)			99,704 (104)	65,783 (97)	165,487 (102)	

注 () 内は対前年比を示す。(小数点以下は四捨五入)

令和6年度(単位:千円)

年 度 別 事 業 者 別		運 輸			収 入			営業収入	営業費用	営業係数
		旅 客 収 入		計	貨 物 収 入		運輸雑収			
		定 期	定期外		手小荷物	貨 物				
J R	鉄 道									
	西日本旅客鉄道（株） （全 体）	141,413,343 (101)	751,282,044 (107)	892,695,387 (106)	1,256 (84)		69,106,572 (98)	966,416,098 (106)	855,276,309 (104)	88
	線路使用料収入						4,612,883 (98)			
	日本貨物鉄道（株） （全 体）	—	—	—	—	112,697,197	21,483,566 (100)	144,445,252 (106)	154,542,010 (101)	107
民	令和 2 年 度	3,042,877	6,078,888	9,121,763	611	372,688	2,477,122	11,972,186	15,978,774	133
	令和 3 年 度	3,088,183	6,572,350	9,660,533	618	385,302	2,354,359	12,400,814	16,084,055	130
	令和 4 年 度	3,290,067	8,190,207	11,480,273	606	357,918	2,601,427	14,440,224	16,851,728	117
	令和 5 年 度	3,555,830	9,359,603	12,915,433	431	316,947	2,786,999	16,019,810	17,704,950	111
	令和 6 年 度	3,649,239 (103)	9,687,667 (104)	13,336,907 (103)	554 (129)	358,066 (113)	3,011,615 (108)	16,707,142 (104)	18,622,658 (105)	111
	鉄 道	832,947 (103)	3,118,150 (109)	3,951,098 (108)	554 (129)	358,066 (113)	2,259,342 (113)	6,569,060 (110)	7,822,207 (108)	119
	広島電鉄（株）	386,096 (103)	1,133,211 (103)	1,519,308 (103)			470,512 (163)	1,989,820 (113)	2,715,998 (116)	136
	若桜鉄道（株）※	23,607 (97)	19,236 (97)	42,843 (97)			253,189 (99)	296,032 (98)	315,058 (96)	106
	智頭急行（株） （全 体）	18,614 (90)	1,340,520 (118)	1,359,134 (118)			1,385,735 (105)	2,744,869 (111)	2,498,685 (105)	91
	一畑電車（株）	134,865 (103)	276,360 (105)	411,225 (104)	554 (129)		52,045 (116)	463,824 (105)	754,682 (107)	163
	水島臨海鉄道（株）	121,692 (112)	182,148 (108)	303,840 (109)		358,066 (113)	23,156 (85)	685,062 (110)	762,792 (104)	111
	井原鉄道（株）	137,230 (99)	136,433 (102)	273,663 (100)			39,535 (99)	313,198 (100)	579,897 (100)	185
	錦川鉄道（株）	10,843 (85)	30,242 (102)	41,085 (97)			35,170 (151)	76,255 (116)	195,095 (102)	256
	軌 道	958,245 (100)	3,855,386 (100)	4,813,631 (100)			577,261 (97)	5,390,892 (100)	5,725,981 (109)	106
	広島電鉄（株）	902,535 (100)	3,596,854 (100)	4,499,389 (100)			504,151 (107)	5,003,540 (101)	5,212,899 (109)	104
	岡山電気軌道（株）	55,710 (104)	258,532 (99)	314,242 (100)			73,110 (61)	387,352 (89)	513,082 (112)	132
	新 交 通	1,858,047 (104)	2,714,131 (102)	4,572,178 (103)			175,012 (88)	4,747,190 (102)	5,074,470 (98)	107
	広島高速交通（株）	1,858,047 (105)	2,714,131 (104)	4,572,178 (104)			175,012 (89)	4,747,190 (104)	5,074,470 (103)	107

注 () 内は対前年比を示す。(小数点以下は四捨五入) ※若桜鉄道の運輸雑収は受託費等を含む

4. 鉄道及び軌道の運賃制度

令和7年10月1日現在

種 別		鉄 道		
事 業 者 名		西 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	広 島 電 鉄 株 式 会 社	若 桜 鉄 道 株 式 会 社
制 度		対 キ ロ 制	均 一 制	対 キ ロ 区 間 制
普 通 運 賃		(幹 線)	(地方交通線)	
		3kmまで 150円	3kmまで 150円	1kmまで 130円 (100円)
		4km～6km 190円	4km～6km 190円	1kmを超え2kmまで 190円 (170円)
		7km～10km 200円	7km～10km 210円	2kmを超え3kmまで 230円 (210円)
		11km～15km 240円	11km～15km 240円	3kmを超え6kmまで 270円 (270円)
		16km～20km 330円	16km～20km 330円	6kmを超え9kmまで 310円 (300円)
		21km～25km 420円	21km～23km 420円	9kmを超え12kmまで 360円 (340円)
		(以下略)	(以下略)	12kmを超え15kmまで 400円 (370円)
			電車全線均一運賃 240円	15kmを超え18kmまで 440円 (400円)
				18kmを超え20kmまで 480円 (440円)
定 期 運 賃	基礎賃率		普 通 運 賃	普 通 運 賃
	割 引 率	1ヶ月 通勤	定 額	40%
		1ヶ月 通学	定 額	60%
	3ヶ月		定 額	1ヶ月運賃×3×0.95
	6ヶ月		定 額	1ヶ月運賃×6×0.9
回 数 券 等		MOBIRY DAYSを利用する場合に、最大10%割引 (電車宮島線は最大90円引き)		
団 体 割 引	普 通			
	学 生			
特 殊 割 引	被 救 護 者	8人以上 専用列車 5%又は10% その他 10%又は15%	15人以上 10%	8人以上 15%
	身 体 障 害 者	8人以上 学生, 児童 大人 50% 児童, 幼児 小人 30% 教職員, 付添人, 旅行業者30%	15人以上 大人 20% 小人 10%	8人以上 20%
	知 的 障 害 者	50%	50%	50%
	精 神 障 害 者	—	50%	50%
	戦 没 者 遺 族	50%	—	—
認可(認定)年月日 実 施 年 月 日		R1. 9. 5 R1.10. 1	R7. 1. 16 R7. 2. 1	R1. 9. 5 R1.10. 1 () は実施運賃。

※特殊割引については、主な割引種別のみ記載

種 別				鉄 道							
事 業 者 名				智 頭 急 行 株 式 会 社		一 畑 電 車 株 式 会 社		水 島 臨 海 鉄 道 株 式 会 社		井 原 鉄 道 株 式 会 社	
制 度				対キロ区間制		対キロ区間制		対キロ区間制		対キロ区間制	
普 通 運 賃				3kmまで	180円	4kmまで	190円	4kmまで	210円	3kmまで	250円
				4kmから6kmまで	240円	5kmを超え6kmまで	240円	4kmを超え7kmまで		4kmを超え6kmまで	340円
				7kmから9kmまで	310円	5kmを超え9kmまでの部分		270円	7kmを超え9kmまで	430円	
				10kmから12kmまで	370円	1km増すごとに 40円加算		7kmを超え10kmまで		10kmを超え12kmまで	520円
				13kmから15kmまで	430円	10kmを超え11kmまで	430円		360円	13kmを超え15kmまで	600円
				16kmから18kmまで	500円	11kmを超え12kmまで	460円	10kmを超える部分		16kmを超え19kmまで	710円
				19kmから21kmまで	570円	12kmを超え13kmまで	500円		380円	20kmを超え23kmまで	800円
				22kmから24kmまで	630円	13kmを超え16kmまでの部分				24kmを超え27kmまで	900円
				25kmから27kmまで	690円	1km増すごとに 20円加算				28kmを超え31kmまで	1,010円
				28kmから30kmまで	750円	17kmを超え18kmまで	630円			32kmを超え36kmまで	1,120円
				31kmから33kmまで	810円	17kmを超え20kmまでの部分				37kmを超え41kmまで	1,240円
				34kmから36kmまで	880円	1km増すごとに 20円加算				42kmを超え	1,340円
				37kmから39kmまで	950円	21kmを超え22kmまで	720円			※総社～清音間 大人190円 小人 90円	
				40kmから42kmまで	1,010円	22kmを超え23kmまで	740円				
				43kmから45kmまで	1,070円	22kmを超え25kmまでの部分					
				46kmから48kmまで	1,130円	1km増すごとに 10円加算					
				49kmから51kmまで	1,190円	25kmを超え34kmまで	770円				
				52kmから54kmまで	1,250円	34kmを超え36kmまで	840円				
				55kmから57kmまで	1,320円	36kmを超え38kmまで	900円				
定 期 運 賃	基 礎 賃 率			普 通 運 賃		普 通 運 賃		普 通 運 賃		普 通 運 賃	
	割 引	1ヶ月	通勤	36.1%(平均)		41.8%(平均)		39.9%(平均)		37.1%(平均)	
			通学	55.8%(平均)		65.9%(平均)		65.5%(平均)		59.5%(平均)	
	率	3ヶ月		定 額		定 額		1ヶ月運賃×3×0.95		定 額	
		6ヶ月		定 額		定 額		1ヶ月運賃×6×0.9		定 額	
回 数 券 等				11券綴(10倍運賃)		11券綴(10倍運賃)		11券綴(10倍運賃)		11券綴(10倍運賃)	
団 体 割 引	普 通			8人以上	10%	15人以上	10%	25人以上	20%	8人以上	10%
				51人以上	20%			100人以上	30%	51人以上	20%
	学 生			中学生	30%	10人以上		25人以上	30%	中学生	30%
				51人以上	40%	大 人	20%	100人以上	40%	51人以上	40%
特 殊 割 引	被 救 護 者			50%		50%		50%		50%	
	身体障害者			50%		50%		50%		50%	
	知的障害者			50%		50%		50%		50%	
	精神障害者			50%		50%		50%		50%	
	戦没者遺族			—		50%		往復旅客運賃の50%		—	
認 可 (認 定) 年 月 日				R1. 9. 5		R7. 2. 14		R5. 5. 31		R7. 4. 30	
実 施 年 月 日				R1. 10. 1		R7. 3. 1		R5. 10. 1		R7. 10. 1	

種 別				鉄 道	軌 道	道	新 交 通						
事 業 者 名				錦 川 鉄 道 株 式 会 社	広 島 電 鉄 株 式 会 社	岡山電気軌道株式会社	広島高速交通株式会社						
制 度				対 キ ロ 区 間 制	均 一 制	均 一 (乗 換) 制	対 キ ロ 区 間 制						
普 通 運 賃				3kmまで 200円 3kmを超え6kmまで 60円加算 6kmを超え9kmまで 70円加算 9kmを超え12kmまで 90円加算 12kmを超え15kmまで 80円加算 15kmを超え18kmまで 120円加算 18kmを超え21kmまで 100円加算 21kmを超え24kmまで 120円加算 24kmを超え27kmまで 110円加算 27kmを超え30kmまで 100円加算 30kmを超え33kmまで 90円加算	電 車 全 線 均 一 運 賃 240円	電 車 全 線 均 一 運 賃 (乗 換 制) 160円	2kmまで 220円 2kmを超え4kmまで 260円 4kmを超え6kmまで 260円 6kmを超え9kmまで 260円 9kmを超え12kmまで 260円 12kmを超え15kmまで 260円 15kmを超え19kmまで 260円 19kmまで 260円						
				定 期 運 賃				普 通 運 賃	普 通 運 賃	普 通 運 賃			
				割 引			1 ヶ 月	通 勤	定 額	32%	上限30% 実施35%	35. 0%(平均)	
								通 学	定 額	53%	45%	50. 0%(平均)	
							3ヶ月		定 額	1ヶ月運賃×3×0. 95	1ヶ月運賃×3×0. 95	1ヶ月運賃×3×0. 95	
							6ヶ月		定 額	1ヶ月運賃×6×0. 9	1ヶ月運賃×6×0. 9	1ヶ月運賃×6×0. 9	
				回 数 券 等				11券綴(10倍運賃)	MOBIRY DAYSを利用する場合に、最大10%割引	ICカード乗車券 入金額 (チャージ額) に対して1. 96%のプレミアムを付与 (1, 000円に対して20円を付与)			
				団 体 割 引			普 通			8人以上 15%	15人以上 10%	15人以上 10%	15人以上 10%
							学 生			8人以上 20%	15人以上 大人 20% 小人 10%	15人以上 大人 20% 小人 10%	15人以上 30%
				特 殊 割 引			被 救 護 者			50%	—	—	50%
							身 体 障 害 者			50%	50%	50%	50%
							知 的 障 害 者			50%	50%	50%	50%
							精 神 障 害 者			50%	50%	50%	50%
戦 没 者 遺 族			—		—	—	—						
周 遊 旅 客			—		—	—	—						
認 可 (認 定) 年 月 日 実 施 年 月 日				R1. 9. 5 R1. 10. 1	R7. 1. 16 R7. 2. 1	R7. 8. 29 R7. 10. 1	R7. 5. 22 R7. 10. 1						

5. 鉄道及び軌道に対する補助金交付実績

(1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）

（単位：千円）

年度	事業者名	国庫補助金	備考
R1	八頭町・若桜町	20,900	車両改修
	井原鉄道株式会社	6,049	動力装置改良、車内放送多言語化
R4	一畑電車株式会社	6,101	道床突き固め、車両重要部検査
	井原鉄道株式会社	9,667	車両全般検査
R5	一畑電車株式会社	4,179	軌道道床修繕
	岡山電気軌道株式会社	7,667	補助電源装置更新
R6	一畑電車株式会社	5,610	軌道道床修繕

(2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助（経営改善支援事業）

（単位：千円）

年度	事業者名	補助金額	主な事業内容
R4	智頭急行株式会社	49,117	実証運行
	一畑電車株式会社	7,302	実証運行
	錦川鉄道株式会社	1,851	実証運行
	広島電鉄株式会社	103,576	公共交通のデジタル化・システム化、感染症拡大防止対策のための設備の導入、実証運行
	井原鉄道株式会社	8,378	公共交通のデジタル化・システム化、実証運行
	水島臨海鉄道株式会社	2,867	実証運行
	岡山電気軌道株式会社	4,864	感染症拡大防止対策のための設備の導入、実証運行

(3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助（交通DX・GXによる経営改善支援事業）

（単位：千円）

年度	事業者名	補助金額	主な事業内容
R5	智頭急行株式会社	25,807	実証運行
	一畑電車株式会社	6,605	実証運行
	錦川鉄道株式会社	2,621	公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化の取組及び実証運行
	広島電鉄株式会社	158,750	公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化の取組
	井原鉄道株式会社	6,672	実証運行
	岡山電気軌道株式会社	2,063	公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化の取組及び実証運行
R6	広島電鉄株式会社	8,100	公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化の取組
	錦川鉄道株式会社	1,108	公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化の取組

(4) 地域公共交通確保維持改善事業費補助（地域公共交通バリア解消促進等事業）

（単位：千円）

年度	事業者名	補助金額	主な事業内容
R3	智頭急行株式会社	5,663	大原駅（内方線付点状ブロック）、列車接近表示器
	一畑電車株式会社	966	一畑口駅（内方線付点状ブロック）
	錦川鉄道株式会社	1,815	車両制御装置更新
	広島電鉄株式会社	633	広電宮島口駅（内方線付点状ブロック）
R4	西日本旅客鉄道株式会社	11,650	津山駅（内方線付点状ブロック）
R5	智頭急行株式会社	5,873	大原駅（内方線付点状ブロック）

(5) 観光振興事業費補助（公共交通利用環境の革新等事業）

（単位：千円）

年度	事業者名	国庫補助金	備考
R1	広島電鉄株式会社	453,333	超低床LRVの導入
R2	広島電鉄株式会社	293,333	超低床LRVの導入
R3	広島電鉄株式会社	174,427	横川駅電停ロケーションシステム導入、超低床LRVの導入

(6) 鉄道施設総合安全対策事業費補助（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、老朽化対策事業、耐震対策事業）

(単位:千円)

年度	事業 者 名	国庫補助金	備 考
R1	八 頭 町 ・ 若 桜 町	17,407	電柱コンクリート柱化、PCマクラギ化等
	智 頭 急 行 株 式 会 社	18,413	自動列車停止装置更新、高架橋修繕等
	一 畑 電 車 株 式 会 社	82,735	レール重軌条化、マクラギ更新等
	錦 川 鉄 道 株 式 会 社	8,128	レール重軌条化、橋りょう補強等
	広 島 電 鉄 株 式 会 社	58,939	ATS地上子更新、インピーダンスボンド更新等
	井 原 鉄 道 株 式 会 社	30,419	PCマクラギ交換、高架橋柱・橋脚の耐震照査
	水 島 臨 海 鉄 道 株 式 会 社	10,667	架道橋の耐震補強
	岡 山 電 気 軌 道 株 式 会 社	17,593	レールマクラギ締結装置更新、トロリー線更新等
R2	八 頭 町 ・ 若 桜 町	12,649	マクラギ交換、踏切保安設備改良等
	智 頭 急 行 株 式 会 社	20,783	分岐器クロッシング更換、雨量計改良等
	一 畑 電 車 株 式 会 社	87,748	マクラギ同種更新（木マクラギ）等
	錦 川 鉄 道 株 式 会 社	9,543	レール重軌条化、道床バラスト砕石化等
	広 島 電 鉄 株 式 会 社	18,113	鉄柱建替工事、レール同種交換等
	井 原 鉄 道 株 式 会 社	41,294	PCマクラギ交換、橋りょう改良等
	水 島 臨 海 鉄 道 株 式 会 社	14,333	架道橋の耐震補強
	岡 山 電 気 軌 道 株 式 会 社	14,458	軌道更新、トロリー線更新
R3	八 頭 町	23,191	踏切保安設備改良、PCマクラギ交換等
	智 頭 急 行 株 式 会 社	56,250	長大軌道回路更新、分岐器更新等
	一 畑 電 車 株 式 会 社	56,708	マクラギ同種更新（木マクラギ）等
	錦 川 鉄 道 株 式 会 社	16,249	通信ケーブル更新、レール重軌条化等
	広 島 電 鉄 株 式 会 社	37,879	ATS地上子更新、インピーダンスボンド更新等
	広 島 高 速 交 通 株 式 会 社	10,282	配電線更新
	井 原 鉄 道 株 式 会 社	48,485	PCマクラギ交換、橋りょう改良等
	水 島 臨 海 鉄 道 株 式 会 社	13,395	架道橋の耐震補強
R4	西日本旅客鉄道株式会社	27,169	河川橋りょう対策（因美線 第3智頭川橋りょう、山口線 第3阿武川橋りょう）
	八 頭 町	24,853	コンクリート柱化、PCマクラギ交換等
	智 頭 急 行 株 式 会 社	49,344	自動列車停止装置更新、トンネル老朽化対策等
	一 畑 電 車 株 式 会 社	64,577	マクラギ同種更新（木マクラギ）等
	錦 川 鉄 道 株 式 会 社	24,402	通信ケーブル更新、レール同種交換等
	広 島 電 鉄 株 式 会 社	52,350	レール同種交換、インピーダンスボンド更新等
	広 島 高 速 交 通 株 式 会 社	6,112	配電線更新
	井 原 鉄 道 株 式 会 社	30,416	PCマクラギ交換、橋りょう改良等
R5	水 島 臨 海 鉄 道 株 式 会 社	9,833	架道橋の耐震補強
	八 頭 町	30,844	踏切保安設備更新、通信線更新等
	智 頭 急 行 株 式 会 社	35,252	踏切保安設備更新、信号保安設備更新
	一 畑 電 車 株 式 会 社	48,975	マクラギ交換、軌道道床交換等
	錦 川 鉄 道 株 式 会 社	21,720	マクラギ交換、道床補充
	広 島 電 鉄 株 式 会 社	98,552	信号保安設備更新、電路設備更新等、マクラギ交換、レール交換等
	広 島 高 速 交 通 株 式 会 社	7,089	配電線の更新
	井 原 鉄 道 株 式 会 社	29,863,457	マクラギ交換、橋りょう改良等
R6	水 島 臨 海 鉄 道 株 式 会 社	4,526,666	障害物検知装置更新、通信線更新
	岡 山 電 気 軌 道 株 式 会 社	14,111,219	PCマクラギ化、無線機の更新、吊架線の更新
	八 頭 町 ・ 若 桜 町	25,213	信号保安設備更新、PC枕木化等
	智 頭 急 行 株 式 会 社	58,040	信号保安設備の更新、レール更換等、橋りょうの補強及び改良
	一 畑 電 車 株 式 会 社	42,196	枕木交換、道床改良等
	錦 川 鉄 道 株 式 会 社	21,308	信号保安設備更新、PC枕木化等
	広 島 電 鉄 株 式 会 社	179,051	信号保安設備更新、PC枕木化等
	広 島 高 速 交 通 株 式 会 社	22,848	配電線の更新
R6	井 原 鉄 道 株 式 会 社	103,303	枕木交換、橋りょう改良等
	水 島 臨 海 鉄 道 株 式 会 社	10,030	高架橋の耐震補強
	岡 山 電 気 軌 道 株 式 会 社	8,047	高架橋の補強及び改良
			PC枕木化

(7) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助（インバウンド対応型鉄道車両整備事業）

(単位：千円)

年度	事業者名	国庫補助金	備考
H30	錦川鉄道株式会社	1,320	車両制御装置更新
	広島電鉄株式会社	30,111	車両制御装置等
R1	錦川鉄道株式会社	1,458	車両制御装置更新
	広島電鉄株式会社	26,408	制御装置整備、ブレーキ受量器整備等
R2	八頭町・若桜町	14,863	車両設備（改良）
	錦川鉄道株式会社	1,815	車両制御装置更新
	広島電鉄株式会社	23,836	制御装置整備、ブレーキ受量器整備等
	岡山電気軌道株式会社	6,923	補助電源装置更新
R4	広島電鉄株式会社	10,571	制御装置整備
	井原鉄道株式会社	6,500	車両制御装置更新
	八頭町・若桜町	3,723	車両重要部検査
	水島臨海鉄道株式会社	5,030	車両重要部検査、車両全般検査
R5	八頭町・若桜町	9,803	車両設備（改良）、車両重要部検査
	一畑電車株式会社	8,703	車両全般検査
	錦川鉄道株式会社	7,559	車両全般検査
	広島電鉄株式会社	27,925	制御装置整備
	井原鉄道株式会社	19,333	車両重要部検査
	水島臨海鉄道株式会社	15,773	車両全般検査、車両重要部検査
R6	一畑電車株式会社	147,704	車両更新、車両検査
	井原鉄道株式会社	16,555	車両検査
	広島電鉄株式会社	500,342	車両更新、車両検査等
	錦川鉄道株式会社	11,015	車両検査、制御装置整備等
	八頭町・若桜町	8,650	車両検査
	水島臨海鉄道株式会社	26,230	車両検査、ロケーションシステムの導入
	岡山電気軌道株式会社	9,978	車両検査

(8) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助（交通サービス利便向上促進事業）

(単位：千円)

年度	事業者名	国庫補助金	備考
H30	広島電鉄株式会社	475,797	低床車両の導入、広電五日市駅上りホーム整備
	広島高速交通株式会社	189	多言語翻訳システム機器導入
	岡山電気軌道株式会社	76,895	低床車両の導入
	智頭急行株式会社	2,038	多言語翻訳機、多言語拡声装置導入
R1	井原鉄道株式会社	1,252	多言語対応自動券売機
	水島臨海鉄道株式会社	1,255	車内自動放送の多言語化
R2	井原鉄道株式会社	58	車内放送の多言語化
	水島臨海鉄道株式会社	795	車内自動放送の多言語化
R3	八頭町・若桜町	1,047	車内案内表示及び車内放送の多言語化
	広島電鉄株式会社	44,991	広電宮島口駅ホーム拡幅・上屋拡幅、制御装置整備等
	広島高速交通株式会社	3,103	感染症拡大防止対策設備等の導入
R4	西日本旅客鉄道株式会社	104,764	津山駅（エレベータ整備）
	広島電鉄株式会社	187,465	低床車両の導入、広電宮島口駅多言語ロケーションシステム
	智頭急行株式会社	255	車両行先方向幕の多言語化
	広島高速交通株式会社	1,209	車両の抗菌・抗ウイルス処理
R5	八頭町・若桜町	1,517	多言語表記・行先表示
	広島電鉄株式会社	173,333	低床車両の導入
R6	広島高速交通株式会社	1,155	車両の抗菌・抗ウイルス処理
	智頭急行株式会社	26,667	駅案内放送多言語化

(9) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助（地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業）

(単位：千円)

年度	事業者名	国庫補助金	備考
H30	西日本旅客鉄道株式会社	56	ポータブル蓄電システム、充電ケーブル導入

(10) 旅行環境整備事業費補助（交通サービス利便向上促進事業）

(単位：千円)

年度	事業者名	国庫補助金	備考
H30	井原鉄道株式会社	58	車内案内放送多言語化
	水島臨海鉄道株式会社	817	車内案内放送多言語化

6. 動力車操縦者運転免許交付者数

(1) 旅客会社・貨物会社

令和7年10月1日現在(単位:人)

種 別		国鉄改革 による 交付者数	昭和62～ 令和2年度	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度	合 計
指定養成所修了者数	甲種蒸気機関車	23	34	0	0	0	1	0	58
	甲 種 電 気 車	2,126	2,699	54	84	74	67	51	5,155
	甲 種 内 燃 車	2,355	1,568	17	26	18	39	33	4,056
	新幹線電気車	92	228	8	8	4	3	5	348
	計	4,596	4,529	79	118	96	110	89	9,617
免許交付者総数		4,596	9,125	9,204	9,322	9,418	9,528	9,617	9,617

(2) 民 鉄

令和7年10月1日現在(単位:人)

種 別		経過措置 による 交付者数	昭和31～ 令和2年度	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度	合 計
国家試験による合格者数	甲種蒸気機関車	54	20	0	0	0	0	0	74
	甲 種 電 気 車	267	495	9	10	11	11	5	808
	甲 種 内 燃 車	104	180	3	3	2	6	4	302
	乙 種 電 気 車	629	432	9	9	3	7	2	1,091
	無軌条電車	0	73	0	0	0	0	0	73
	第二種磁気誘導式電気車	0	65	0	0	0	0	0	65
	第二種磁気誘導式内燃車	0	62	0	0	0	0	0	62
	計	1,054	1,327	21	22	16	24	11	2,475
指定養成所修了者数	甲 種 電 気 車	—	98	1	1	1	1	1	103
	甲 種 内 燃 車	—	37	0	0	0	0	0	37
	乙 種 電 気 車	—	724	12	12	12	14	0	774
	計	0	859	13	13	13	15	1	914
免許交付者総数		1,054	3,240	3,274	3,309	3,338	3,377	3,389	3,389

(注) 甲種は鉄道、乙種は軌道の免許を示す。

7. 鉄道及び軌道のワンマン運転の実施状況
その1

令和7年10月1日現在

事業者名		線区数(線区)			営業キロ(km)			ワンマン 車両(両)
		ワンマン	全体	実施率%	ワンマン	全体	実施率%	
鉄 道	西日本旅客鉄道(株)	20	21	95	1,887.7	2,059.5	92	716
	一畑電車(株)	2	2	100	42.2	42.2	100	20
	錦川鉄道(株)	1	1	100	32.7	32.7	100	5
	若桜鉄道(株)	1	1	100	19.2	19.2	100	4
	広島高速交通(株)	1	1	100	0.3	0.3	100	6
	智頭急行(株)	1	1	100	56.1	56.1	100	10
	水島臨海鉄道(株)	1	1	100	10.4	10.4	100	6
	井原鉄道(株)	2	2	100	41.7	41.7	100	12
軌 道	広島電鉄(株)	7	8	88	18.5	18.5	100	68
	岡山電気軌道(株)	2	2	100	4.7	4.7	100	23
	広島高速交通(株)	1	1	100	18.1	18.1	100	144

- (注) 1. 西日本旅客鉄道株の新幹線を除く。
2. 水島臨海鉄道株の貨物線区を除く。
3. 智頭急行株は近畿運輸局管内も含む。
4. 広島電鉄株の鉄道については、ワンマン運転を実施していない。
5. 広島電鉄株及び岡山電気軌道株の線区数は、系統数を示す。
6. 広島電鉄株及び岡山電気軌道株の系統キロはそれぞれ39.6
キロメートル、5.2キロメートルである。

その2

令和7年10月1日現在

事 業 者 名		線名又は系統		区 間		キロ程	運行開始日	閉 そ く 方 式	編 成 両 数	備 考
鉄 道	西日本旅客鉄道(株)	岩 徳 線	岩 国	⇄	森ヶ原(信)	7.5	S62.7.25	自 動	1両又は2両	錦川鉄道(株)開業に伴う運行
		山 陰 線	長 門 市	⇄	仙 崎	2.2	S63.3.13	自 動	1両又は2両	
		小 野 田 線	雀 田	⇄	長 門 本 山	2.3	H元.3.11	自 動	1 両	
		美 祢 線	厚 狭	⇄	長 門 市	46.0	H元.10.2	自 動	1両又は2両	運転区間は佐用・新見間112.2 k m
		姫 新 線	美 作 土 居	⇄	新 見	100.5	H元.11.1	特 殊 自 動	1両又は2両	
		津 山 線	岡 山	⇄	津 山	58.7	H2.6.1	自 動	1両 ～ 4両	
		山 陰 線	東 浜	⇄	鳥 取	22.8	H2.6.1	自 動	1両又は2両	運転区間は豊岡・鳥取間81.9 k m
		山 陰 線	出 雲 市	⇄	益 田	129.9	H2.6.1	自 動	1両又は2両	
		山 口 線	新 山 口	⇄	益 田	93.9	H2.6.1	特 殊 自 動	1両 ～ 4両	
		宇 部 線	宇 部 新 川	⇄	居 能	1.8	H2.6.1	自 動	1両又は2両	
		小 野 田 線	居 能	⇄	小 野 田	11.6	H2.6.1	自 動	1両又は2両	
		木 次 線	穴 道	⇄	備 後 落 合	81.9	H2.7.1	特 殊 自 動	1両又は2両	
		福 塩 線	府 中	⇄	塩 町	54.4	H3.2.15	自動・特殊自動	1 両	
		因 美 線	鳥 取	⇄	郡 家	10.3	H3.4.1	特 殊 自 動	1両 ～ 4両	
		因 美 線	郡 家	⇄	東 津 山	60.5	H3.4.1	特 殊 自 動	1両 ～ 4両	
		吉 備 線	岡 山	⇄	総 社	20.4	H3.4.1	自 動	1両 ～ 4両	
		芸 備 線	備 中 神 代	⇄	三 次	90.3	H3.4.1	自動・特殊自動	1 両	
		山 陰 線	益 田	⇄	長 門 市	85.1	H3.4.1	自 動	1両又は2両	
		伯 備 線	新 見	⇄	備 中 神 代	6.4	H3.4.1	自 動	1両又は2両	

鉄 道	西日本旅客鉄道(株)	芸山線	備陽線	線	三幡長	⇔	広下	島関	68.8	H3.11.1	自動・特殊自動	1両～4両	
		山陰線	線	線	門	⇔	幡米	生子	3.5	H3.11.1	自	2両又は4両	
		山陰線	線	線	鳥福	⇔	米府	中	74.2	H3.11.1	自	1両～4両	
		福塩線	線	線	森(信)	⇔	榑	浜	92.7	H3.11.1	自	1両～4両	
		岩徳線	線	線	ヶ原	⇔	榑	川	23.6	H4.3.14	自	1両又は2両	
		山陽部	線	線	ヶ山	⇔	徳部	山	36.2	H4.3.14	自	1両又は2両	
		宇部	線	線	新居	⇔	宇部	新	3.4	H4.3.14	自	1両又は2両	
		境伯	線	線	米中	⇔	境新	部	27.1	H4.3.14	自	1両又は2両	
		伯備	線	線	備中	⇔	新	見	4.3	H4.3.14	自	1両又は2両	
		伯備	線	線	備中	⇔	新	見	17.9	H5.11.1	特	1両～4両	
		山陰	線	線	備中	⇔	新	見	30.4	H10.10.3	自	2両	
		宇野	線	線	備中	⇔	新	見	51.9	H13.7.7	自	1両又は2両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	15.9	H13.7.7	自	2両	
		吳陽	線	線	備中	⇔	新	見	61.6	H13.7.7	自	1両～4両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	17.9	H13.10.1	自	2両	
		赤伯	線	線	備中	⇔	新	見	6.4	H14.3.23	自	3両	
軌 道	広島電鉄(株)	山陽	線	線	備中	⇔	新	見	26.8	H14.3.23	自	3両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	60.2	H15.10.1	自	2両～4両	
		宇野	線	線	備中	⇔	新	見	23.2	H16.10.16	自	2両	
		本四	線	線	備中	⇔	新	見	37.8	H16.10.16	自	2両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	34.0	H16.10.16	自	2両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	2.4	R2.3.14	自	2両～4両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	43.7	R5.3.18	自	2両～4両	
		宇野	線	線	備中	⇔	新	見	109.7	R5.3.18	自	2両～4両	
		本四	線	線	備中	⇔	新	見	9.0	R6.10.1	自	2両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	14.9	R7.3.15	自	2両～4両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	12.9	R7.3.15	自	2両～4両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	20.0	R7.4.1	自	2両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	8.3	S53.3.16	自	1両又は2両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	33.9	H7.10.1	自	1両又は2両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	32.7	S62.7.25	自動・特殊自動	1両又は2両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	19.2	S62.10.14	特殊自動	1両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	0.3	H6.8.20	車内信号	6両	
軌 道	岡山電気軌道(株)	山陽	線	線	備中	⇔	新	見	56.1	H6.12.3	自	1両又は2両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	10.4	H8.5.11	自	1両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	3.4	H11.1.11	自	1両又は2両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	38.3	H11.1.11	自	1両又は2両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	1.2	S44.12.1		1両又は3両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	5.8	S46.12.10		1両又は3両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	4.4	S46.12.10		1両又は3両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	5.8	S48.2.26		1両又は3両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	9.2	S50.1.30		1両又は3両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	7.8	S51.3.15		1両又は3両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	4.5	H15.4.20		1両又は3両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	2.1	S43.7.10		1両又は2両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	3.1	S45.8.1		1両又は2両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見	18.1	H6.8.20	車内信号	6両	
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見					
		山陽	線	線	備中	⇔	新	見					

8. 鉄道及び軌道事業者別保有車両数

令和7年3月31日現在(単位:両)

業 態 別	事業者別 車両種別	機関車		旅 客 車								貨 物 車						特 殊 車	計
		電 気	内 燃	電 車				内 燃 動 車	客 車		そ の 他	貨 車				荷 物 車	そ の 他		
				制 御 電 動	電 動	制 御	付 随		座 席 車	寝 台 車		有 蓋	無 蓋	コン テナ	ホ ッ パ				
鉄 道	西 日 本 旅 客 鉄 道 (株)	10	11	393	203	125	9	314	5				49		19			1,138	
	日 本 貨 物 鉄 道 (株)	32	14															46	
	一 畑 電 車 (株)			16		3												19	
	広 島 電 鉄 (株)			87			60											147	
	水 島 臨 海 鉄 道 (株)		2					11										13	
	錦 川 鉄 道 (株)							5										5	
	若 桜 鉄 道 (株)							4									2	6	
	智 頭 急 行 (株)							44										44	
	井 原 鉄 道 (株)							12										12	
	計	42	27	496	203	128	69	390	5	0	0	0	49	0	19	0	0	2	1,430
軌 道	広 島 電 鉄 (株)			101	3		33						1					138	
	岡 山 電 気 軌 道 (株)			25														25	
	広 島 高 速 交 通 (株)			2	76	48	24											150	
	計	0	0	128	79	48	57	0		0	0	0	1	0	0	0	0	313	
合 計		42	27	624	282	176	126	390	5	0	0	0	50	0	19	0	0	2	1,743

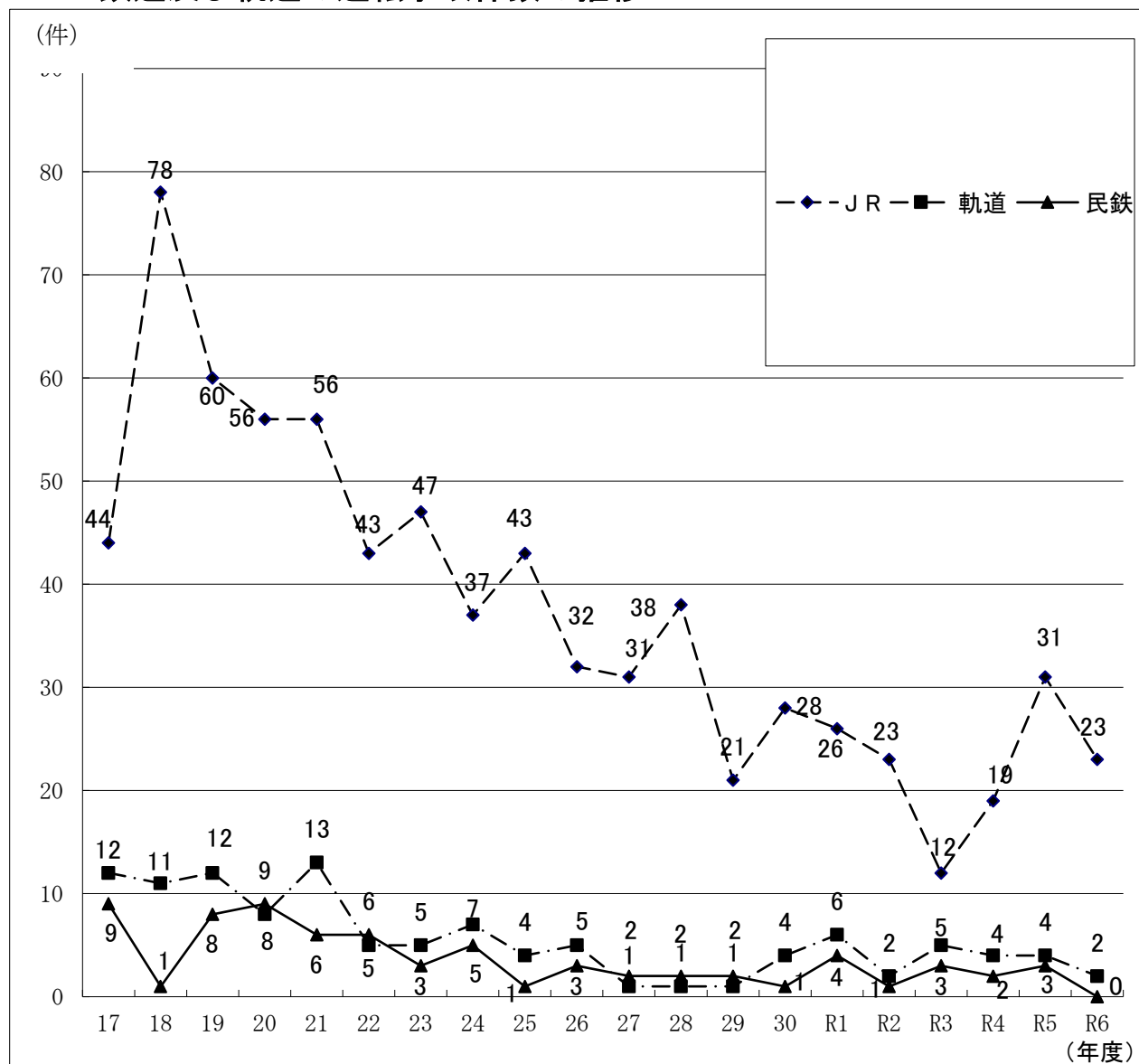
9. 鉄道及び軌道運転事故件数

令和6年度

事業者名	列車衝突			列車脱線			列車火災			踏切障害			道路障害			人身障害			物 損	計			当列 た車 り百 件万 数km
	件 数	死 者 数	傷 者 数	件 数	死 者 数	傷 者 数	件 数	死 者 数	傷 者 数	件 数	死 者 数	傷 者 数	件 数	死 者 数	傷 者 数	件 数	死 者 数	傷 者 数	件 数	件 数	死 者 数	傷 者 数	
西日本旅客鉄道(株)																14	11	3		14	11	3	0.21
日本貨物鉄道(株)				1						6	5	1				2	2			9	7	1	1.10
一畑電車(株)																				-	-	-	0.00
広島電鉄(株)																				-	-	-	0.00
水島臨海鉄道(株)																				-	-	-	0.00
錦川鉄道(株)																				-	-	-	0.00
若桜鉄道(株)																				-	-	-	0.00
智頭急行(株)																				-	-	-	0.00
広島高速交通(株)																				-	-	-	0.00
井原鉄道(株)																				-	-	-	0.00
鉄道計	-	-	-	1	-	-	-	-	-	6	5	1	-	-	-	16	13	3	-	23	18	4	0.29
広島電鉄(株)	1		1										1							2	-	1	0.82
岡山電気軌道(株)																				-	-	-	0.00
スカイレールサービス(株)																				-	-	-	0.00
軌道計	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-	1	0.70
合計	1	-	1	1	-	-	-	-	-	6	5	1	1	-	-	16	13	3	-	25	18	5	0.30

(注) 1. 西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)及び智頭急行(株)については管内の事故に限る。
2. 広島高速交通(株)については軌道区間での事故も鉄道事故として計上する。【軌道事故等報告規則第6条（平成13年10月改正）】

10. 鉄道及び軌道の運転事故件数の推移



11. 踏切事故発生状況の推移

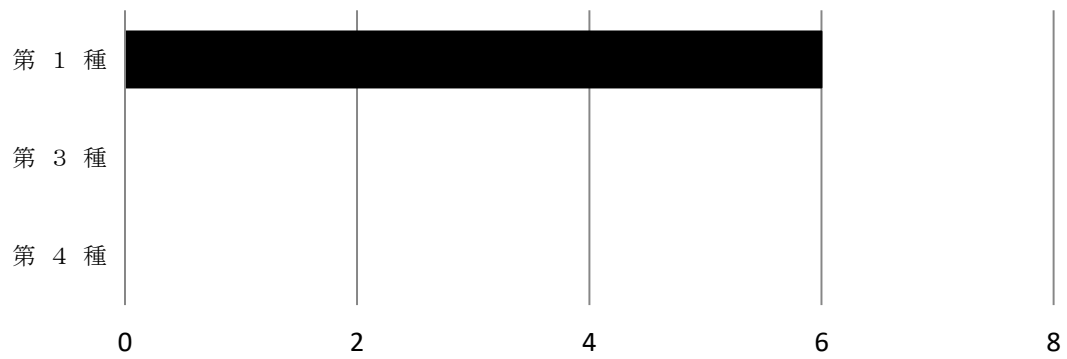
(単位：件、人)

区 分		27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総件数		12	17	10	13	14	12	7	10	13	6
死亡者		5	8	6	4	5	5	2	5	6	5
負傷者		1	9	2	2	3	2	3	2	4	1
J R	件数	10	16	8	13	13	12	5	8	11	6
	死亡者	5	8	5	4	5	5	2	5	6	5
	負傷者	0	8	2	2	2	2	3	2	3	1
民鉄	件数	2	1	2	0	1	0	2	2	2	0
	死亡者	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0

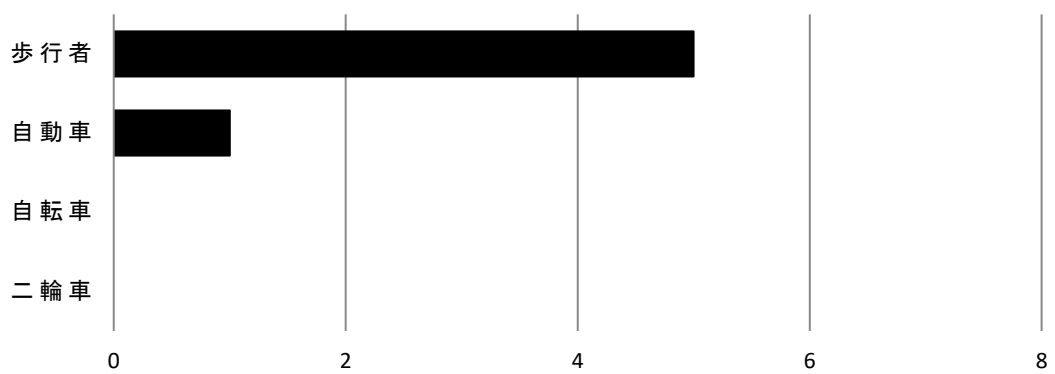
(注) 踏切事故は運転事故のうち、踏切に起因する列車脱線事故及び踏切障害事故を示す。

12. 踏切事故分類表(令和6年度)

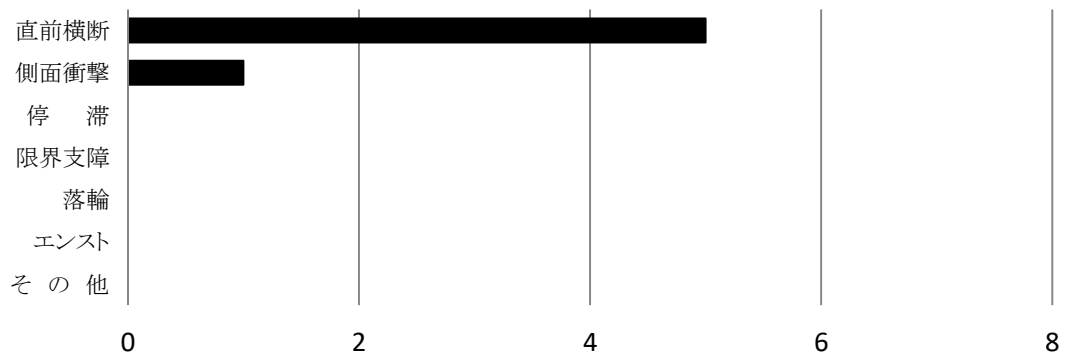
(1)踏切道別



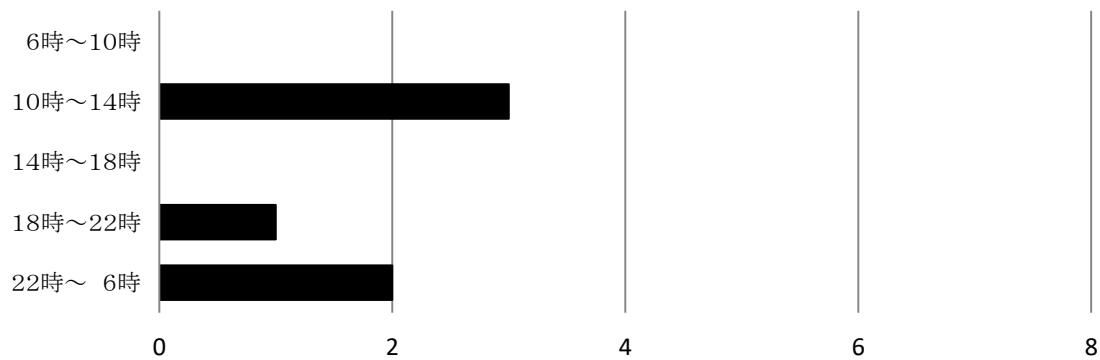
(2)衝撃物別



(3)原因別



(4)時間帯別



13. 鉄道及び専用鉄道の踏切道数の推移(令和7年3月31日現在)

(1) 旅客会社・貨物会社(中国運輸局管内)

(単位:箇所)

種 別 \ 年度末	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第 1 種	2,844	2,807	2,815	2,817	2,825	2,826	2,826	2,826
第 2 種	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 種	84	72	69	65	65	65	64	63
第 4 種	420	392	382	372	359	342	341	337
計	3,348	3,271	3,266	3,254	3,249	3,233	3,231	3,226

(2) 民 鉄

(単位:箇所)

種 別 \ 年度末	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第 1 種	212	212	212	212	212	212	212	212
第 2 種	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 種	8	8	8	8	8	8	8	8
第 4 種	50	50	49	48	48	48	48	47
計	270	270	269	268	268	268	268	267

(注)

踏切道の種別は、次の分類による。

第1種…自動遮断機を設置するか又は踏切保安係を配置して、踏切道を通過するすべての列車又は車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断するもの。

第2種…踏切保安係を配置して、踏切道を通過する一定時間内における列車又は車両に対し、遮断機を閉じ道路を遮断するもの。

第3種…踏切警報機を設置しているもの。

第4種…踏切警手もおらず、遮断機も警報機も設置されていないもの。

Ⅱ 索道関係

1. 索道事業者の概要

令和7年10月1日現在

種別	県別	事業者名	代表者名	本社所在地	設置場所	斜長 (m)	搬器 定員 (人)	許可等 年月日	運輸開始 年月日	備考
普通索道	広島県	おのみちバス(株)	大崎 多久司	尾道市東尾道18-1	千光寺山	365	30	S31.9.10	S32.3.25	
		広島観光開発(株)	田村 智康	広島市中区東千田町2-9-29	宮島弥山 (紅葉谷)	1,102	8	S32.9.3	S34.3.31	
					〃 (獅子岩)	524	30	S32.9.3	S34.3.31	
	島根県	アオイテクノサービス(株)	塩本 崇公	広島市安佐南区相田1-1-26	阿佐山	2,064	4	S61.8.8	S61.12.23	
					〃 (第2)	1,501	4	H23.4.18	H23.5.3	休止中
		㈱ユートピア・マウンテンリゾート	木村 宏一	浜田市旭町市木7600	三ツ石山	1,742	6	H3.3.27	H6.12.11	休止中
	道	錦川鉄道(株)	村野 哲郎	岩国市錦町広瀬7873-9	城山	412	30	S37.6.19	S38.3.17	
		事業者数合計 5者 基数合計 7基 斜長合計 7,710m								
特殊索道	広島県	(株)恐羅漢	川本 泰生	山県郡安芸太田町大字横川740-1	恐羅漢 (第1A線)	644	2	S57.6.22	S57.12.19	
					〃(第1B線)	637	2	S42.9.5	S42.12.24	
					〃(第2)	404	2	S45.9.9	S45.12.30	
					〃(第3トリフ〃)	399	3	S57.6.22	S57.12.18	
					〃(カヤハ〃タA)	794	2	S62.7.14	S62.12.14	
					〃(第1ハ〃アB)	512	2	H4.9.28	H4.12.15	
					〃(第1ハ〃アA)	524	2	H4.9.28	H4.12.15	
					〃(第3ハ〃ア)	782	2	H9.10.28	H9.12.13	
	島	(株)芸北	一ノ本 達己	山県郡北広島町中祖19	芸北国際 (トリフ〃ルA線)	467	3	H4.10.29	H4.12.26	} バラレル 休止中
					〃 (トリフ〃ルB線)	467	3	H4.10.29	H4.12.26	
					国際エクスプレス	730	4	H9.10.30	H9.12.6	休止中
					おーひら (第1)	904	2	S60.8.13	S60.12.21	〃
					おーひら エクスプレス	1,631	6	H9.11.25	H9.12.13	〃
	県	(株)マックアース	一ノ本 達己	兵庫県養父市丹戸896番地の2	ユートピアサイト (第1)	291	2	S61.9.16	S61.12.25	
					〃(第2)	633	3	S61.9.16	S61.12.25	
					〃(第3)	685	3	S61.9.16	S61.12.25	
					〃(第4)	682	3	S61.9.16	S61.12.25	
					〃(第5)	852	2	S61.9.16	S61.12.25	
					〃(第6)	274	2	H7.9.28	H7.12.1	
		(株)アグリヒバゴン	石川 芳秀	庄原市西城町大佐741-2	県民の森 (第2)	449	2	S62.10.12	S63.1.24	
					〃(第3)	714	2	H2.10.9	H2.12.27	

種別	県別	事業者名	代表者名	本社所在地	設置場所	斜長 (m)	搬器 定員 (人)	許可等 年月日	運輸開始年 月	備考
特殊索道	広島県	道後山観光(株)	今田 實	庄原市西城町三坂73	道 後 山 (ロマンス)	1,088	2	H7.10.27	H7.12.25	
					〃 (月見ヶ丘ロマンス)	360	2	S45.10.9	S45.12.29	
	広島県	(株)BTM	山口 和男	庄原市西城町三坂5190-50	ドルフィンパレイ (第 1)	742	2	S61.12.2	S62.12.27	休止中
					〃 (第 2)	721	2	S62.12.2	S62.12.27	〃
					〃 (第 3)	750	2	S62.12.2	S62.12.27	〃
					〃 (第 4)	566	3	S62.12.2	S62.12.27	〃
					〃 (第 5)	290	2	H4.12.10	H4.12.23	〃
					猫 山 (第1ペイ)	523	2	S63.11.2	S63.12.18	〃
					〃 (第2ペイ)	643	2	S63.9.1	S63.12.18	〃
					〃 (第3ペイ)	836	2	S63.9.1	S63.12.18	〃
					〃 (第4ペイ)	293	2	H8.12.20	H9.1.14	〃
	広島県	(株)エス・ティ・ユー	田辺 俊則	広島市安佐南区安東7-14-1	やわたハイランド (第 1)	331	2	S63.9.1	S63.12.21	
					〃 (第 2)	747	2	S63.9.1	S63.12.21	
					〃 (第 3)	746	2	S63.9.1	S63.12.21	
					〃 (第 4)	340	2	H4.12.1	H5.1.17	
	広島県	(株)広島リゾート	中本 雅生	廿日市市栗栖508	女 鹿 平 (第 1)	655	2	H10.10.21	H11.1.9	
					〃 (第 2)	451	2	H10.10.21	〃	
					〃 (第 4)	177	2	H11.11.22	H11.12.4	
					〃 (第 5)	597	2	H16.9.1	H16.11.12	
					〃 (第6ワット)	1,000	4	H16.10.22	H16.12.17	
					大佐 (第2ペイ)	381	2	S61.9.10	S61.12.27	
					〃 (第3ペイ)	368	2	S60.9.14	S60.12.21	} パラレル
					〃 (第4ペイ)	375	2	S60.9.14	S60.12.21	
					〃 (第 7)	654	1	H3.10.4	H3.12.24	} パラレル
					〃 (第 8)	654	1	S52.11.24	S53.1.19	
	事業者数合計		8者	基数合計	46基	斜長合計	27,763m			

種別	県別	事業者名	代表者名	本社所在地	設置場所	斜長 (m)	搬器 定員 (人)	許可等 年月日	運輸開始 年月日	備考
特殊索道	鳥	(株) だいせんリゾート	澤 志郎	西伯郡大山町大山136-2	だいせん初トリ ゾート(N1号リフト)	239	3	S52. 9. 16	S52. 12. 27	
					〃 (N2号リフト)	401	3	H6. 8. 4	H6. 12. 21	休止中
					〃 (N3号リフト)	412	3	S59. 8. 6	S59. 12. 23	
					〃 (N4号リフト)	626	2	H6. 8. 4	H6. 12. 18	
					〃 (U1号リフトA線)	508	2	H25. 9. 24	H25. 12	休止中
					〃 (U1号リフトB線)	508	2	H25. 9. 24	H25. 12	
					〃 (U2号リフト)	747	2	H9. 6. 9	H10. 1. 2	休止中
					〃 (G1号リフト)	513	2	S63. 9. 1	S63. 12. 11	
					〃 (G2号リフト)	540	2	H11. 12. 8	H11. 12. 23	
					〃 (アゲスリフトA線)	147	2	S57. 7. 12	S57. 12. 19	
					〃 (アゲスリフトB線)	144	2	H11. 12. 8	H11. 12. 23	
	取	(一財)休暇村協会	小野寺 聡	東京都台東区東上野5-1-5	鏡ヶ成 (擬宝珠山第1)	200	2	S59. 9. 7	S59. 12. 16	
					〃 (擬宝珠山第2)	350	1	H2. 10. 11	H2. 12. 24	休止中
		(株) 鳥取砂丘 大山観光	澤 志郎	鳥取市福部町湯山2083	鳥取砂丘観光リフト	225	2	S37. 11. 10	S38. 7. 29	
					だいせん初トリ ゾート(K1号リフトA 線)	392	2	S45. 7. 20	S45. 12. 26	休止中
					〃 (K1号リフトB線)	394	2	S51. 4. 28	S51. 12. 19	〃
					〃 (K2号リフト)	570	2	H3. 8. 21	H3. 12. 20	〃
					〃 (K3号リフト)	880	2	H3. 8. 21	H3. 12. 20	
					〃 (K4号リフト)	906	3	H29. 8. 25	H29. 12. 23	
					〃 (K5号リフト)	547	3	S45. 7. 20	S45. 12. 26	休止中
		(株) 花見山観光	松原 保昭	日野郡日南町神戸上3084-10	花見山 (第3ベア)	833	2	S61. 9. 16	S61. 12. 20	〃
					〃 (第4ベア)	240	2	H4. 11. 19	H4. 12. 12	〃
		江 府 町	白石 祐治	日野郡江府町大字江尾1717-1	奥大山 (第 1)	385	2	S57. 9. 2	S58. 1. 3	〃
					〃 (第 2)	479	2	S57. 9. 2	S58. 1. 3	〃
		(株) エムケイ開発	河上 貴一	西伯郡伯耆町大内桝水高原 1069-50	桝水高原 (第 1)	285	1	S60. 11. 6	S60. 12. 28	〃 } パラレル
					〃 (第 2)	558	2	S60. 11. 6	S60. 12. 28	
					〃 (第 3)	499	2	H5. 9. 1	H5. 12. 23	
		(株) 中一&スマイル カンパニー	都築 法明	八頭郡若桜町つく米635-13	若 桜 (第1ベア)	457	2	S63. 9. 1	S63. 12. 18	〃 } パラレル } 休止中
					〃 (第2ベア)	824	2	H1. 10. 16	H1. 12. 17	
					〃 (第 3)	476	1	H1. 10. 16	H1. 12. 17	
					氷 の 山 (いぬわし第 1)	545	1	S60. 8. 23	S60. 12. 15	
					〃 (いぬわし第 2)	545	1	S60. 8. 23	S60. 12. 15	
	道	(株) 若 桜 観 光	山根 政彦	八頭郡若桜町つく米631-13	氷 の 山	418	2	S46. 10. 21	S46. 12. 20	
		事業者数合計 8者 基数合計 33基 斜長合計 15,793m								

種別	県別	事業者名	代表者名	本社所在地	設置場所	斜長 (m)	搬器 定員 (人)	許可等 年月日	運輸開始 年 月 日	備 考
特殊索道	島	津 和 野 町	下森 博之	鹿足郡津和野町枕瀬218-18	津和野	333	1	S46. 5. 4	S46. 9. 22	
		アオイテクノ サービス(株)	塩本 崇公	広島市安佐南区相田1-1-26	阿佐山 (第 1)	898	4	H2. 10. 9	H2. 12. 23	
					〃 (第 2)	783	4	H9. 11. 25	H10. 1. 7	
					〃 (第 3)	1,501	4	S63. 11. 17	H1. 2. 4	休止中
					〃 (第 5)	582	2	H2. 10. 9	H2. 12. 19	〃
	根	飯 南 町	山碕 英樹	飯石郡飯南町下赤名890	赤 名 (ロマンス)	421	2	S63. 9. 5	H1. 1. 28	〃
		(株)飯南トータル サポート	正木 喜代隆	飯石郡飯南町上赤名38-2	琴 引 (第 1)	303	2	H1. 10. 12	H3. 12. 21	
					〃 (第 2)	720	2	H1. 10. 12	H3. 12. 30	
					〃 (第 3)	673	2	H1. 10. 12	H3. 12. 30	
					三瓶山 (ロマンス)	856	2	H3. 10. 4	H3. 12. 26	
		(株)ユートピア・ マウンテンリ ゾー	木村 宏一	浜田市旭町市木7600	アサヒテングストン (第 1)	940	2	H3. 3. 27	H7. 1. 2	〃
					〃 (第 2)	602	3	H3. 3. 27	H7. 1. 2	〃
					〃 (第 3)	1,013	2	H3. 3. 27	H7. 1. 2	〃
					事業者数合計 5者 基数合計 13基 斜長合計 9,625m					

種別	県別	事業者名	代表者名	本社所在地	設置場所	斜長 (m)	搬器 定員 (人)	許可等 年月日	運 輸 開 始 年 月 日	備 考
特 殊 索道	岡山県	(一財)休暇村協会	小野寺 聡	東京都台東区東上野5-1-5	上蒜山 (ベアリフト)	569	2	H8. 10. 14	H8. 12. 10	休止中
		(株) いぶき	石田 堯庸	新見市上市699-1	いぶき (第1トリプル)	404	3	H15. 10. 24	H15. 11. 29	
					〃 (第2ペア)	207	2	H15. 10. 24	H15. 11. 29	
					〃 (第3ペア)	602	2	H15. 10. 24	15. 11. 29	
		(一財)上齋原振興公社	山崎 親男	苫田郡鏡野町上齋原409	恩原高原 パノラマ (第1ペア)	381	2	H1. 10. 5	H1. 12. 31	
					〃 (第2ペア)	596	2	H1. 10. 5	H1. 12. 31	
					〃 (第3ペア)	227	2	H1. 10. 5	H1. 12. 31	
					レイクサイド (第1ペア)	358	2	H7. 10. 12	H7. 12. 23	休止中
		(株)ク・リオンピア蒜山	真田 善弘	真庭市蒜山上徳山1380-6	〃 (第2ペア)	409	2	S62. 10. 13	S62. 12. 6	休止中
					ひるぜんペア レー(第1ペア)	555	2	H9. 11. 28	H9. 12. 24	
		ペアレー(第2ペア)	354	2	H27. 8. 31	H27. 12. 10				
		事業者数合計 4者 基数合計 11基 斜長合計 4,662m								
	山口県	(株) 順成就	金子 順一	山口市阿東徳佐上2-95	十種ヶ峰 (第1ペア)	469	2	S62. 9. 7	S63. 2. 11	
		事業者数合計 1者 基数合計 1基 斜長合計 469m								
		事業者数合計 26者 基数合計 104基 斜長合計 58,312m								

2. 索道の位置図

普通索道（ロープウェイ・ゴンドラ）



尾道千光寺山ロープウェイ

宮島ロープウェイ
(紅葉谷)

特殊索道（夏山・スキリフト）



津和野城跡観光リフト

だいせんホワイトリゾート

㈱飯南トータルサポート
(三瓶山)

㈱飯南トータルサポート
(等引フォレストパーク)

アオイテクノ
サービス㈱
(瑞穂ハイランド)

飯南町
(赤名)

㈱ユートピアマウン
テンリゾート
(アサヒテングストン)

㈱マックアース
(ユートピアサイト)

㈱芸北
(芸北国際)

㈱エス・ティー・ユー
(やわたハイランド
191リゾート)

㈱恐羅漢
(恐羅漢スノーパーク)

㈱広島リゾート
(女鹿平温泉
めがひらスキー場)

(大佐)

㈱願成就
(十種ヶ峰)

錦川鉄道㈱
(岩国城ロープウェイ)

広島観光開発㈱
(宮島ロープウェイ)

おのみちバス㈱
(千光寺山ロープウェイ)

㈱だいせんリゾート
(だいせんホワイトリゾート)

鳥取砂丘大山観光㈱
(だいせんホワイトリゾート)

鳥取砂丘大山観光㈱
(鳥取砂丘)

エムケイ開発(樹水高原)

休暇村協会(大山鏡ヶ成)

中一&スマイルカンパニー㈱
(わかさ水ノ山・水ノ山いぬわし)

江府町
(奥大山)

花見山観光㈱
(花見山)

休暇村協
会(蔦山
高原)

若桜観光㈱
(わかさ水ノ山アルパインゲレンデ)

㈱いぶき
(いぶきの里)

㈱グリーンピア蔦山
(蔦山ベアバレー)

上斎原振興公社
(恩原高原スキー場(レイクサイド第1
兼用))

㈱アグリハビゴン
(ひろしま県民の森)

道後山観光㈱
(道後山高原)

㈱BTM
(スノーリゾート猫山)

凡 例	
○	ロープウェイ・ゴンドラ（普通）
●	観光リフト(特殊)
□	夏山冬山リフト(特殊)
■	スキリフト(特殊)

区分	管内計		広島		鳥取		島根		岡山		山口	
	事業者数	基数	事業者数	基数	事業者数	基数	事業者数	基数	事業者数	基数	事業者数	基数
普通	5	7	2	3	0	0	2	3	0	0	1	1
特殊	26	104	8	46	8	33	5	13	4	11	1	1

運輸要覧（自動車交通部編）

令和 7 年版

目 次

自動車交通部編

I	乗合・貸切・乗用関係	1
1.	旅客運送事業規模別事業者数	1
2.	輸送実績からみる乗合バス事業の概況	2
3.	乗合バス輸送人員の推移	4
4.	輸送実績からみる貸切バス事業の概況	5
5.	乗合事業者等に対する補助金の交付状況	6
(1)	令和 6 年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金交付額	6
(2)	令和 6 年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金交付額	6
(3)	地域公共交通バリア解消促進等事業費国庫補助金交付額	6
(4)	地域公共交通確保維持改善事業 (交通 DX・GX による経営改善支援事業)	6
(5)	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付額	7
6.	乗合バス事業者の輸送実績及び労働生産性	8
7.	高速バス(都市間バス)の運行状況	9
8.	貸切バス事業の運賃料金	11
II	ターミナル関係	12
1.	一般バスターミナルの現況	12
2.	専用バスターミナルの現況	13
III	ハイヤー・タクシー関係	14
1.	ハイ・タク事業の概況及び輸送実績の推移	14
2.	営業区域別ハイ・タク事業の概況	15
3.	営業区域別個人タクシー事業の概況	21
4.	福祉輸送事業限定事業者数の推移	22
5.	タクシー事業の運賃料金	23
IV	貨物関係	28
1.	トラック事業者数の推移	28
2.	トラック事業車両数の推移	29
3.	特別積合せトラック事業者の概況	30

V	貨物利用運送事業関係	31
1.	貨物利用運送事業者数の推移	31
2.	駅別、鉄道取扱貨物実績の推移	31

I 乗合・貸切・乗用関係
1. 旅客運送事業規模別事業者数

令和7年3月31日現在

事業 種別	規 模 別 県 別	合 計	当該事業用車両数規模別事業者数								当該事業従業員数規模別事業者数								資本金規模別事業者数										
			個人タクシー	10 両 まで	30 両 まで	50 両 まで	100 両 まで	200 両 まで	500 両 まで	501 両 以上	個人タクシー	10 人 まで	30 人 まで	50 人 まで	100 人 まで	300 人 まで	1,000 人 まで	1,001 人 以上	個人			法人							公営
																			計	個人タクシー	その他	計	500 万円 まで	1,000 万円 まで	3,000 万円 まで	5,000 万円 まで	1億 円 まで	1億 円 越える	
乗 合	広島県	110	-	86	12	3	3	5	1	0	-	79	12	5	5	6	3	0	8	-	8	102	39	29	14	7	11	2	0
	鳥取県	4	-	2	0	0	0	2	0	0	-	1	1	0	0	2	0	0	1	-	1	3	0	0	0	0	3	0	0
	島根県	45	-	40	2	0	2	1	0	0	-	32	6	4	0	3	0	0	3	-	3	42	20	7	5	6	4	0	1
	岡山県	57	-	41	7	4	3	2	0	0	-	33	13	3	4	4	0	0	2	-	2	55	22	16	5	4	5	3	0
	山口県	39	-	24	6	5	2	1	1	0	-	18	5	11	3	1	1	0	2	-	2	37	9	9	10	3	3	2	1
	管内計	255	-	193	27	12	10	11	2	0	-	163	37	23	12	16	4	0	16	-	16	239	90	61	34	20	26	7	2
貸 切	広島県	96	-	62	26	7	1	0	0	0	-	35	37	9	5	3	1	0	4	-	4	92	24	31	17	8	11	1	0
	鳥取県	11	-	6	4	0	1	0	0	0	-	4	4	2	1	0	0	0	0	-	0	11	2	4	2	0	3	0	0
	島根県	37	-	28	8	1	0	0	0	0	-	19	13	3	2	0	0	0	0	-	0	36	10	9	6	6	5	0	1
	岡山県	70	-	47	20	3	0	0	0	0	-	36	24	5	2	0	0	1	3	-	3	66	10	22	16	12	4	2	0
	山口県	37	-	23	13	1	0	0	0	0	-	20	14	1	2	0	0	0	3	-	3	33	9	5	10	3	4	2	1
	管内計	251	-	166	71	12	2	0	0	0	-	114	92	20	12	3	1	1	10	-	10	238	55	71	51	29	27	5	2
乗 用	広島県	1,009	809	87	63	29	15	6	0	0	809	75	58	30	19	10	1	0	828	809	19	179	73	67	28	7	4	0	0
	鳥取県	25	0	12	10	2	1	0	0	0	0	10	9	3	3	0	0	0	3	0	3	22	8	11	0	1	2	0	0
	島根県	86	0	66	13	5	2	0	0	0	0	63	13	7	2	0	0	0	11	0	11	75	45	19	8	3	0	0	0
	岡山県	260	142	81	21	5	7	1	3	0	142	64	33	9	5	4	0	0	152	142	10	108	48	33	14	10	2	1	0
	山口県	135	45	40	27	16	7	0	0	0	45	37	25	15	13	0	0	0	49	45	4	86	41	23	17	4	1	0	0
	管内計	1,515	996	286	134	57	32	7	3	0	996	249	138	64	42	14	1	0	1,043	996	47	470	215	153	67	25	9	1	0

(注) 複数の県の区域が存する事業者区分については、当該事業者の住所によることとした。

事業種別の乗用は、福祉輸送事業限定などの特殊な輸送を除く。

集計対象は輸送実績報告対象事業者としている。

2. 輸送実績からみる乗合バス事業の概況

(各年度末現在)

県別	年度別	事業者数	車両数	路線キロ	総走行キロ	輸送人員	営業収入	キロ当り収入
			両	キロ	千キロ	千人	百万円	円
広島県	2	105	2,318	16,519	77,401 (100)	67,260 (100)	17,083	220.7
	3	102	2,235	17,175	74,942 (97)	67,737 (101)	16,930	225.9
	4	106	1,969	18,326	75,748 (101)	72,799 (107)	19,730	260.5
	5	107	2,181	19,044	75,295 (97)	78,093 (116)	21,821	289.8
	6	110	2,049	18,423	72,663 (94)	78,800 (117)	22,948	315.8
鳥取県	2	5	319	4,477	12,893 (100)	4,625 (100)	1,185	91.9
	3	5	296	4,489	11,872 (92)	4,524 (98)	1,222	102.9
	4	6	327	4,489	13,045 (110)	4,798 (106)	1,825	139.9
	5	5	328	3,732	13,979 (108)	5,296 (115)	2,318	165.8
	6	4	300	3,848	14,193 (110)	5,440 (118)	2,591	182.6
島根県	2	48	450	7,180	19,878 (100)	5,892 (100)	2,412	121.3
	3	47	434	7,180	19,878 (100)	5,892 (100)	2,412	121.3
	4	46	453	7,282	19,232 (97)	6,298 (107)	2,448	127.3
	5	47	461	7,487	19,888 (100)	6,727 (114)	3,876	194.9
	6	45	460	8,241	19,195 (97)	6,800 (115)	3,835	199.8

(各年度末現在)

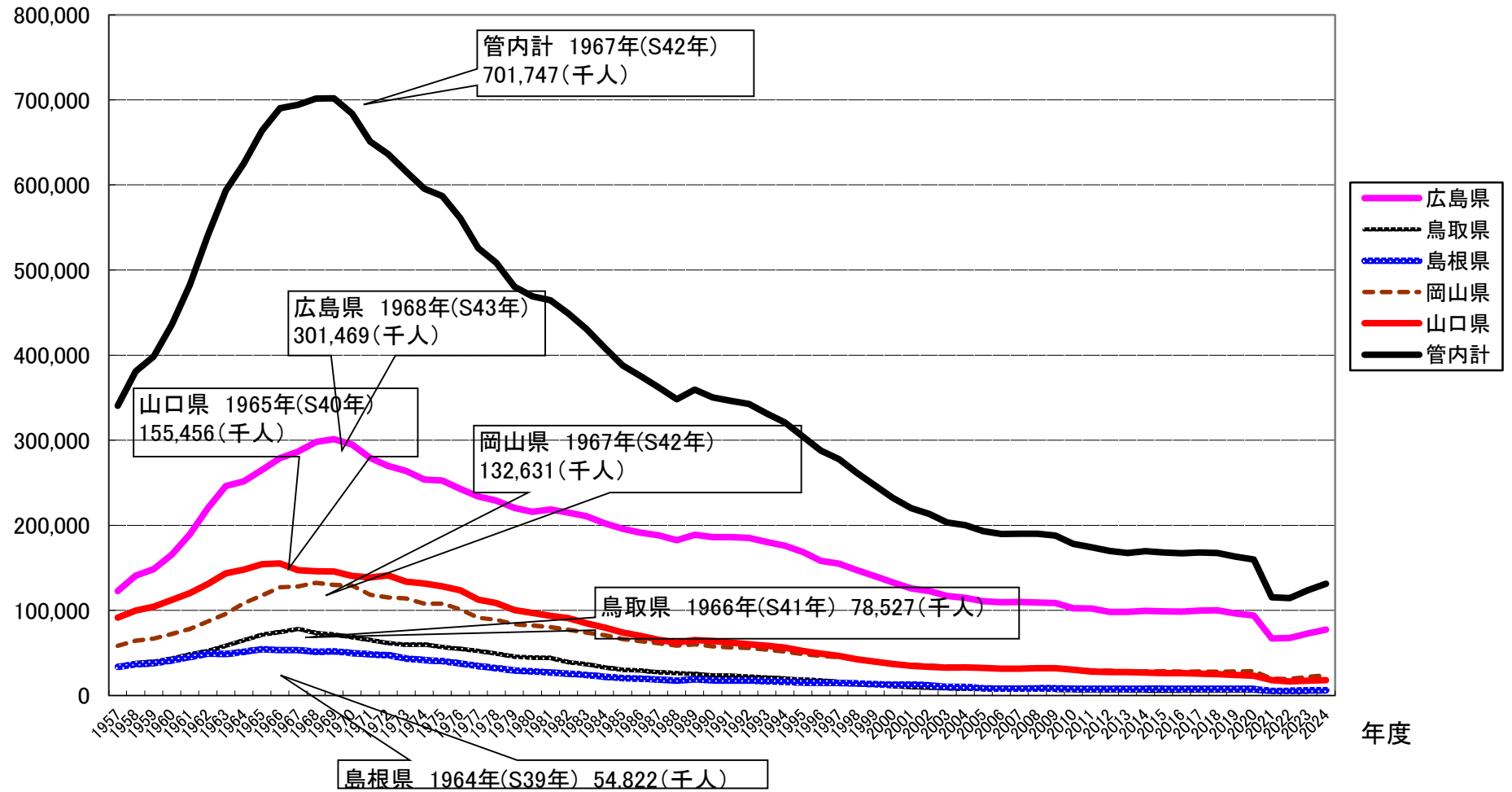
県別	年度別	事業者数	車両数	路線キロ	総走行キロ	輸送人員	営業収入	キロ当り収入
			両	キロ	千キロ	千人	百万円	円
岡山県	2	50	1,023	9,308	28,136 (100)	19,957 (100)	4,290	152.5
	3	48	888	9,088	25,531 (91)	19,683 (99)	4,511	176.7
	4	47	842	9,278	26,070 (102)	21,959 (112)	5,388	206.7
	5	52	938	9,039	28,596 (102)	23,878 (120)	6,700	234.3
	6	57	911	8,963	27,226 (97)	23,921 (120)	6,731	247.2
山口県	2	43	1,000	5,007	30,924 (100)	18,035 (100)	3,801	122.9
	3	41	933	4,967	31,609 (102)	16,749 (93)	4,125	130.5
	4	43	1,095	4,137	28,771 (91)	16,750 (100)	3,558	123.7
	5	44	1,086	4,813	29,367 (95)	17,919 (99)	4,496	153.1
	6	39	1,025	5,380	27,948 (90)	18,236 (101)	4,862	174.0
管内計	2	248	5,110	42,441	167,979 (100)	115,500 (100)	28,491	169.6
	3	240	4,786	42,899	163,832 (98)	114,585 (99)	29,200	178.2
	4	245	4,686	43,512	162,866 (99)	122,604 (107)	32,949	202.3
	5	255	4,994	44,115	167,125 (99)	131,913 (114)	39,211	234.6
	6	255	4,745	44,855	161,225 (96)	133,197 (115)	40,967	254.1

(注) 1. ()内は指数(元年度100)

2. 集計対象は輸送実績報告対象事業者としている。

3. 乗合バス輸送人員の推移

輸送人員(千人)



4. 輸送実績からみる貸切バス事業の概況

(各年度末現在)

県別	年度別	事業者数	車両数	一事業 者当 たり 保有 車 両 数	総走行 キロ	輸送人 員	営業収 入	キ ロ 当 り 収 入	県別	年度別	事業者数	車両数	一事業 者当 たり 保有 車 両 数	総走行 キロ	輸送人 員	営業収 入	キ ロ 当 り 収 入
広島県	元	111	1,233	11.1	24,398 (100)	5,467 (100)	11,226 百万円	460.1 円	岡山県	元	87	845	9.7	21,840 (100)	3,259 (100)	8,835 百万円	404.5 円
	2	103	1,175	11.4	10,099 (41)	2,798 (51)	4,988	493.9		2	79	734	9.3	7,050 (32)	1,209 (37)	2,952	418.7
	3	102	1,185	11.6	12,144 (50)	3,328 (61)	6,253	514.9		3	75	664	8.9	7,502 (34)	1,422 (44)	3,699	493.1
	4	101	1,166	11.5	20,621 (85)	4,284 (78)	9,199	446.1		4	71	698	9.8	10,854 (50)	1,728 (53)	5,245	483.2
	5	103	1,049	10.2	20,022 (82)	4,721 (86)	9,977	498.3		5	77	660	8.6	13,394 (61)	2,066 (63)	6,252	466.8
	6	97	1,173	12.1	21,076 (86)	4,688 (86)	11,950	567.0		6	71	673	9.5	12,802 (59)	1,917 (59)	6,683	522.0
鳥取県	元	16	209	13.1	5,285 (100)	642 (100)	1,897	358.9	山口県	元	56	439	7.8	9,482 (100)	1,380 (100)	4,150	437.7
	2	13	184	14.2	1,319 (25)	262 (41)	653	495.1		2	53	412	7.8	2,824 (30)	487 (35)	1,459	516.6
	3	12	180	15.0	1,596 (30)	335 (52)	737	461.8		3	46	369	8.0	3,494 (37)	622 (45)	1,738	497.4
	4	11	163	14.8	1,645 (31)	428 (67)	1,093	664.4		4	41	378	9.2	6,268 (66)	842 (61)	2,765	441.1
	5	11	162	14.7	3,455 (65)	485 (76)	1,455	421.1		5	44	370	8.4	8,147 (86)	1,133 (82)	3,700	454.2
	6	11	169	15.4	3,496 (66)	529 (82)	1,805	516.3		6	39	383	9.8	8,561 (90)	1,310 (95)	4,813	562.2
島根県	元	40	318	8.0	8,569 (100)	1,686 (100)	3,093	361.0	管内計	元	307	3,044	9.9	69,574 (100)	12,434 (100)	29,201	419.7
	2	41	301	7.3	2,909 (34)	1,064 (63)	1,400	481.3		2	286	2,803	9.8	24,198 (35)	5,817 (47)	11,449	473.1
	3	41	302	7.4	3,486 (41)	1,194 (71)	1,749	501.7		3	273	2,700	9.9	28,222 (41)	6,901 (56)	14,176	502.3
	4	37	301	8.1	4,833 (56)	1,209 (72)	2,030	420.0		4	258	2,706	10.5	44,221 (64)	8,491 (68)	20,332	459.8
	5	39	272	7.0	5,449 (64)	1,529 (91)	2,786	511.3		5	271	2,513	9.3	50,467 (73)	9,934 (80)	24,170	478.9
	6	38	304	8.0	5,820 (68)	1,622 (96)	3,537	607.7		6	253	2,578	10.2	51,755 (74)	10,066 (81)	28,788	556.2

(注) 1.()は指数(元年度:100)

2.事業者数の管内計について、県別の合計から▲3している。

(JRバス中国(株)が、広島・島根・岡山・山口県の事業者数に重複して上がっているため)

3.集計対象は輸送実績報告対象事業者としている

5. 乗合事業者等に対する補助金の交付状況

(1) 令和6年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金交付額

単位：千円

県 別	地域間幹線系統確保維持費		車両減価償却費		合計額
	系統数	金 額	車両数	金 額	
広島県	49	303,682	38	53,541	357,223
鳥取県	24	106,021	59	83,362	189,383
島根県	18	62,580	35	41,738	104,318
岡山県	19	113,690	10	13,504	127,194
山口県	42	233,754	57	89,127	322,881
合 計	152	819,727	199	281,272	1,100,999

(2) 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金交付額

単位：千円

県 別	地域内フィーダー系統確保維持費		車両減価償却費		合計額
	系統数	金 額	車両数	金 額	
広島県	96	109,719	8	7,021	116,740
鳥取県	8	9,026	0	0	9,026
島根県	11	12,692	0	0	12,692
岡山県	44	60,680	4	3,109	63,789
山口県	60	58,169	2	501	58,670
合 計	219	250,286	14	10,631	260,917

(3) 地域公共交通バリア解消促進等事業費国庫補助金交付額

※令和6年度完了事業分

バリアフリー化設備等整備事業（自動車）

単位：円

事業内容	事業者数	車両数	事業実施地域	補助対象経費	国庫補助金額
福祉タクシー	19	19	広島市、浜田市他	58,294,612	12,000,000
誘導用ブロック	1		広島市	1,500,000	50,000
合計				59,794,612	12,050,000

(4) 地域公共交通確保維持改善事業（交通DX・GXによる経営改善支援事業）

※公共交通のデジタル化、システム化、グリーン化に要する経費・人材確保に要する費用

単位：千円

※令和6年度完了事業分

事業者数（バス）	国庫補助金額（千円）	主な事例
38	48,048	・運行計画作成支援システム ・乗降人数等自動集計システム ・二種免許取得 ・人材確保PR
事業者数（タクシー）	国庫補助金額（千円）	主な事例
73	86,748	・二種免許取得 ・人材確保PR ・UD研修 ・観光ドライバー認定講習

(5) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付額

※令和6年度完了事業分

交通サービスインバウンド対応支援事業（バス）

事業者数（バス）	国庫補助金額（千円）	主な事例
23	639,632	・ノンステップバス（24両） ・エレベーター付きバス（1両） ・多言語バスロケーションシステム ・交通系IC決済システム ・二次元コード決済システム 等
事業者数（タクシー）	国庫補助金額（千円）	主な事例
83	156,365	・UDタクシー（128両）、富裕層向けタクシー ・配車アプリ、配車システム ・クレジット決済システム ・非常用電源装置 ・無料公衆無線LAN（無料Wi-Fi）

6. 乗合バス事業者の輸送実績及び労働生産性

令和6年度

県別	従業員数 (人)	車両数 (両)	輸送人員 (千人)	総走行キロ (千km)	実車キロ (千km)	延実働車両 (日車)	営業収入 (百万円)	実働1日1車当たり		走行1km 当たり 営業収入 (円)	従業員1人 1ヶ月当たり 営業収入 (円)
								営業収入 (円)	実車キロ (km)		
広島県	2,367	1,409	73,667	61,049	51,660	380,568	20,690	54,366	135.74	338.91	728,419
鳥取県	389	275	5,381	13,804	11,912	69,055	2,541	36,797	172.50	184.08	544,344
島根県	426	278	5,987	15,328	13,288	71,385	3,091	43,300	186.15	201.66	604,656
岡山県	854	584	23,466	24,742	20,828	144,533	6,448	44,613	144.11	260.61	629,196
山口県	862	579	17,908	25,204	21,493	152,614	4,351	28,510	140.83	172.63	420,630
管内計	4,898	3,125	125,625	133,840	116,453	801,818	35,582	44,377	145.24	265.85	605,383

※平成21年度より車両数30両以上の事業者を対象に集計することとした。

7. 高速バス(都市間バス)の運行状況

令和7年3月31日現在

(関東・中部方面)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島・岡山～横浜・東京線	青春ドリーム岡山・広島号	856.3	1.0	12:50	H29.3.31
2	広島～東京線	グランドリームエクスプレス広島号	808.8	1.0	11:10	R6.11.21
3	広島～東京	WILLER EXPRESS	817.7	1.0	13:35	H26.7.31
4	広島・岡山～東京	O.T.B.LINER	825.7	2.0	12:34	H25.8.1
5	広島～東京	JAMJAM LINER	831.9	1.0	12:50	H25.8.1
6	広島・三次～名古屋	広島ドリーム名古屋号	545.1	1.0	9:27	H1.9.8
7	出雲・松江・米子～東京	スサノオ号	815.9	1.0	13:14	S63.12.21
8	出雲・松江・米子～名古屋	出雲・松江・米子ドリーム名古屋号	473.6	1.0	8:15	H16.9.10
9	出雲・松江・米子～東京	WILLER EXPRESS	798.8	1.0	13:15	H25.8.1
10	倉敷・岡山・津山～東京	ルミナス・マスカット号	715.7	1.0	10:45	H2.3.22
11	倉敷・岡山～東京	ままかりライナー	700.1	1.0	11:10	H22.3.15
12	倉敷・岡山～東京	KB LINER	734.9	1.0	10:50	H25.8.1
13	倉敷・岡山～名古屋	リョービエクスプレス名古屋	349.7	1.0	7:40	H9.7.18
14	倉敷・岡山～東京・千葉	WILLER EXPRESS	695.1	1.0	11:45	H25.8.1
15	福山・倉敷・岡山～東京	JAMJAM LINER	739.8	1.0	11:15	H27.3.1
16	萩・防府・岩国～東京	萩エクスプレス	1,003.9	1.0	15:33	H5.4.24
17	広島・岡山～東京・千葉	かごたびライナー	902.0	2.0	12:55	R3.4.21

(近畿方面)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島～神戸	神戸エクスプレス	315.0	1.0	4:35	H13.7.20
2	広島～大阪	広島EXP大阪号/広島ドリーム大阪号	336.7	3.0	5:25	H14.7.20
3	広島～神戸・大阪・京都	WILLER EXPRESS	385.9	4.0	7:05	H25.8.1
4	福山～大阪	びんごライナー	241.6	2.0	4:23	H7.12.15
5	広島・福山～大阪	JAMJAM LINER	358.0	1.0	8:15	H28.12.22
6	鳥取～神戸・大阪	ビッグバード	213.4	15.0	3:31	S50.11.1
7	倉吉～神戸・大阪	ビッグバード	246.3	10.0	4:00	S63.10.19
8	米子～神戸・大阪	ビッグバード	288.4	16.0	6:25	S56.7.7
9	米子～京都	米子エクスプレス京都号	281.7	2.0	4:25	H9.7.1
10	鳥取～姫路	プリンセスバード号	126.7	2.0	2:29	H22.3.24
11	出雲・松江～大阪	くにびき	326.9	6.0	5:47	H1.4.20
12	益田・江津・浜田・三次～大阪	浜田道エクスプレス	442.9	2.0	8:05	H14.12.21
13	出雲・松江～神戸	ポートレイク	309.1	2.0	5:35	H13.7.18
14	津山～大阪	中国ハイウェイバス	164.2	16.0	3:36	S50.11.1
15	岡山～大阪	吉備エクスプレス大阪号	190.1	21.0	3:40	H12.8.10
16	岡山～神戸	ハーバープリンス/リョービエクスプレス神戸	163.9	2.0	2:45	H6.9.1
17	倉敷・岡山～京都	京都エクスプレス	227.0	2.0	4:12	H13.10.27
18	出雲・松江・米子～大阪	WILLER EXPRESS	332.4	3.0	6:50	R3.12.23
19	出雲・松江～大阪・京都	グラン屋特急出雲号/グランドリーム出雲号/ドリーム出雲号	371.3	6.0	7:05	R5.2.1
20	広島～神戸・大阪	さくら高速バス	356.6	1.0	7:00	R2.10.21

注:ここに掲載している高速バスは、都市間を結び停車する停留所を限定して運行する急行系統で、概ね50km以上の系統を運行する乗合バスである。
運行回数については片道あたり0.5回とし、年間を通じて運行するものを計上している。

(四国方面)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島～今治	しまなみライナー	147.8	3.0	2:55	H11.5.2
2	福山～今治	しまなみライナー	76.7	16.0	1:31	H11.5.2
3	福山・尾道～松山	キラエクスプレス	145.5	2.0	2:40	H11.5.2
4	広島～高知	土佐エクスプレス	291.7	2.0	4:46	H12.7.20
5	広島～徳島	あわひろしま号	295.7	2.0	4:45	H14.12.21
6	広島～坂出・高松	高松エクスプレス広島号	216.5	4.0	3:54	H12.12.15
7	岡山～高知	龍馬エクスプレス	169.1	8.0	2:34	H4.2.8
8	岡山～松山	マドンナエクスプレス	200.4	4.0	3:37	H6.11.17
9	岡山～徳島	リョービエクスプレス徳島	165.1	2.0	3:15	H15.4.25

(九州方面)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島～小倉・福岡	広福ライナー/広島ドリーム博多号	286.9	4.0	4:47	H14.5.31
2	出雲・松江～小倉・福岡	出雲ドリーム博多号	488.6	1.0	9:15	H2.8.2
3	岡山・倉敷～小倉・福岡	ペガサス号	452.3	1.0	9:12	H1.4.1
4	山口・宇部～福岡	福岡・山口ライナー	184.8	1.0	4:00	H13.10.19
5	下関～福岡	ふくふく号	98.9	12.0	1:40	H13.3.1
6	下松・周南・防府～福岡	福岡・防府・周南ライナー	215.1	2.0	4:27	H15.3.20
7	広島～佐賀	WILLER EXPRESS	369.3	2.0	7:05	R4.4.29
8	長門～福岡	おとずれ号	170.9	1.0	3:23	R4.7.1

(中国地方)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島～倉吉・鳥取	メリーバード	295.6	1.0	5:30	S63.12.21
2	広島～米子	メリーバード	202.2	4.0	3:38	H1.9.27
3	広島～松江	グランドアロー	179.3	12.0	3:13	S61.5.22
4	広島～出雲	みこと	167.2	7.0	3:22	H3.5.21
5	広島～浜田	高速広浜線【いさりび号】	102.6	11.0	2:20	H3.12.8
6	広島～六日市・日原～益田	* 広益線【清流ライン高津川号】	148.7	6.0	3:18	H7.4.28
7	広島～大田	* 大田広島線【石見銀山号】	121.0	2.0	3:07	H19.4.16
8	広島～岡山	サンサンライナー	162.4	6.0	2:37	H14.3.16
9	広島～徳山		92.4	5.0	1:32	H11.2.16
10	広島～徳山・防府		121.1	1.0	2:09	H9.5.16
11	広島～防府・湯田		143.4	1.0	3:26	S62.10.2
12	広島～岩国		59.1	16.0	1:17	H17.12.22
13	岡山～米子・松江・出雲	ももたろうエクスプレス	216.0	5.0	4:01	H9.3.16
14	岡山～倉吉	新倉吉街道エクスプレス	130.7	2.0	2:30	H16.12.18

(同一県内)

No	路線名	愛称	系統キロ (km)	運行 回数	所要 時分	運行開始 年月日
1	広島～福山	ローズライナー	107.4	32.0	1:51	H6.3.21
2	広島～府中	リードライナー	89.1	4.0	1:37	H7.4.26
3	広島～尾道・因島	フラワーライナー	113.2	8.0	2:15	H8.3.18
4	広島～甲山・甲奴	ピースライナー	106.3	4.0	2:03	H8.7.11
5	福山～因島	シトラスライナー	51.5	9.0	0:54	H9.10.7
6	広島～三次・庄原	*	103.0	32.0	2:06	S63.8.22
7	広島～三段峡	* 三段峡線	59.8	2.0	1:18	S60.3.21
8	広島～竹原	* かぐや姫号	61.2	12.0	1:26	H3.4.25
9	岡山～勝山	*	84.8	4.0	1:55	H9.4.1
10	山口～萩	スーパー萩号	51.5	6.0	1:10	H28.1.11

注:ここに掲載している高速バスは、都市間を結び停車する停留所を限定して運行する急行系統で、概ね50km以上の系統を運行する乗合バスである。

* 印については、高速バスの輸送実績には含まない

運行回数については片道あたり0.5回とし、年間を通じて運行するものを計上している。

8. 貸切バス事業の運賃料金

(1) 運賃・料金

運賃は、時間・キロ併用制運賃とする。

			下限額
運賃	キロ制運賃 (1kmあたり)	大型車	200 円
		中型車	170 円
		小型車	150 円
		コピューター車	130 円
	時間制運賃 (1時間あたり)	大型車	6,890 円
		中型車	5,820 円
		小型車	5,090 円
		コピューター車	4,540 円
料金	交替運転者配置料金	キロ制料金 (1kmあたり)	30 円
		時間制料金 (1時間あたり)	2,460 円
	深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替運転者配置料金 (時間制料金)の2割増
	特殊車両割増料金		設備や購入価格等を 勘案した割増率

(2) 運賃の割引

割引の種類	割引率
身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の適用を受ける者の団体	届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする
学校教育法による学校（大学及び高等専門学校を除く）に通学又は通園する者の団体	届け出た運賃の下限額を下回らない額を限度とする

(3) 端数処理

- (1) 走行距離の端数については、10km未満は10kmに切り上げる。
- (2) 走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

(4) 運賃の計算方法

時間制運賃とキロ制運賃を合算した額

(1) 時間制運賃

出庫前及び帰庫後の点呼点検時間として1時間ずつ合計2時間と、走行時間を合算した時間に1時間あたりの運賃額を乗じた額。
ただし、走行時間3時間未満の場合は、3時間として計算。

(2) キロ制運賃

走行距離に1キロあたりの運賃額を乗じた額。

(注) 1. 深夜早朝運行料金

22時以降翌朝5時までの間に点呼点検時間、走行時間が含まれた場合適用する。

(注) 2. 車種区分

大型車・中型車・小型車・コピューター車の4区分とし、区分の基準は次のとおりとする。
大型車・・・車両の長さ9メートル以上または旅客席数50人以上
中型車・・・大型車・小型車・コピューター車以外のもの
小型車・・・車両の長さ6メートル以上8メートル以下で、かつ旅客席数33人以下
コピューター車・・・車両の長さ6メートル未満で、かつ旅客席数14人以下

(注) 3. 算出される運賃と料金を併算した額に消費税法等に基づく税率を乗じ、1円単位に四捨五入した消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた運賃・料金の総額を収受する。

(注) 4. この運賃・料金は変更命令の検討を要さないものとして中国運輸局長が公示したものである。

(注) 5. 公示年月日 7. 9. 26

(注) 6. 適用年月日 7. 9. 26

Ⅱ ターミナル関係

1. 一般バスターミナルの現況

令和7年10月1日現在

事業者名	ターミナルの名称	位置	資本金	境域面積 (建物面積)	規模	供用開始 年月日	乗入会社	使用料金	年度	1日当たり発着回数	
										発	着
株式会社 広島バスセンター	広島バスセンター	広島市中区基町6－27	百万円 588.9	平方米 13,474.7 (11,395.6)	ホーム 発11 着9	S34.12.25 新施設 S49.10.10	広島電鉄株式会社 他27社	円	元	1,380	1,388
								50km未満 100	2	1,239	1,247
								50km以上150km未満 180	3	1,216	1,223
								150km以上 250	4	1,201	1,209
								※消費税別途加算	5	1,155	1,159
									6	1,087	1,091
美 称 市 (山 口 県)	秋芳洞観光 センター	山口県美称市秋芳町 秋吉3506－2	－	4,606.9 (410.1)	2	S41.1.1	防長交通株式会社 中国ＪＲバス株式会社 船木鉄道株式会社	44	元	40	39
									2	41	39
									3	41	40
									4	41	40
									5	46	46
									6	51	51

2. 専用バスターミナルの現況

令和7年10月1日現在

県 別	事 業 者 名	ターミナルの名称	位 置	境域面積	規 模
				m ²	ホーム
島根県	石 見 交 通 株 式 会 社	大田バスセンター	大田市大田町大田字大沢701-3	2,517	5
岡山県	両備ホールディングス株式会社	西大寺バスターミナル	岡山市東区西大寺上1丁目1-50	1,450	7
	宇 野 自 動 車 株 式 会 社	宇野バス表町バスセンター	岡山市北区表町2丁目3-18	3,011	5
山口県	防 長 交 通 株 式 会 社	萩バスセンター	萩市唐樋町11-2	425	3

Ⅲ ハイヤー・タクシー関係

1. ハイ・タク事業の概況及び輸送実績の推移(個人タクシー事業を除く。)

県別	年度	事業者数 (者)	車 両 数 (両)	1事業者当 り保有台数	輸送人員 (千人)	総走行キロ (千km)	旅客収入 (百万円)	県別	年度	事業者数 (者)	車 両 数 (両)	1事業者当 り保有台数	輸送人員 (千人)	総走行キロ (千km)	旅客収入 (百万円)
管内合計	2	622	12,094	19.4	38,243 (100.0)	255,210 (100.0)	39,653 (100.0)	島根県	2	99	1,024	10.3	2,674 (100.0)	17,631 (100.0)	3,024 (100.0)
	3	582	11,842	20.3	35,980 (94.1)	244,448 (95.8)	37,694 (95.1)		3	93	1,007	10.8	2,045 (76.5)	16,522 (93.7)	2,878 (95.2)
	4	571	11,578	20.3	42,074 (110.0)	285,437 (111.8)	47,080 (118.7)		4	91	981	10.8	2,789 (104.3)	18,954 (107.5)	3,403 (112.5)
	5	560	11,056	19.7	42,885 (112.1)	283,667 (111.2)	53,233 (134.2)		5	90	934	10.4	3,007 (112.5)	20,121 (114.1)	3,754 (124.1)
	6	549	10,896	19.8	40,659 (106.3)	275,043 (107.8)	52,064 (131.3)		6	93	941	10.1	2,749 (102.8)	18,905 (107.2)	3,812 (126.1)
広島県	2	233	5,282	22.7	19,780 (100.0)	132,788 (100.0)	19,975 (100.0)	岡山県	2	148	2,962	20.0	6,635 (100.0)	53,152 (100.0)	8,638 (100.0)
	3	219	5,140	23.5	18,131 (91.7)	126,133 (95.0)	18,267 (91.4)		3	136	2,913	21.4	6,406 (96.5)	45,032 (84.7)	7,598 (88.0)
	4	214	5,121	23.9	21,442 (108.4)	143,350 (108.0)	22,464 (112.5)		4	134	2,729	20.4	7,681 (115.8)	56,597 (106.5)	10,422 (120.7)
	5	211	4,960	23.5	21,618 (109.3)	138,039 (104.0)	26,351 (131.9)		5	134	2,578	19.2	8,025 (120.9)	58,827 (110.7)	11,607 (134.4)
	6	207	4,887	23.6	20,587 (104.1)	137,854 (103.8)	25,029 (125.3)		6	129	2,550	19.8	7,724 (116.4)	56,991 (107.2)	11,739 (135.9)
鳥取県	2	29	624	21.5	2,051 (100.0)	13,642 (100.0)	2,055 (100.0)	山口県	2	113	2,202	19.5	7,103 (100.0)	37,997 (100.0)	5,961 (100.0)
	3	27	578	21.4	2,045 (99.7)	11,106 (81.4)	1,710 (83.2)		3	107	2,204	20.6	7,353 (103.5)	45,655 (120.2)	7,241 (121.5)
	4	27	579	21.4	2,119 (103.3)	14,716 (107.9)	2,285 (111.2)		4	105	2,168	20.6	8,043 (113.2)	51,820 (136.4)	8,506 (142.7)
	5	25	539	21.6	2,291 (111.7)	15,845 (116.1)	2,574 (125.3)		5	100	2,045	20.5	7,944 (111.8)	50,835 (133.8)	8,947 (150.1)
	6	25	536	21.4	2,189 (106.7)	12,381 (90.8)	2,750 (133.8)		6	95	1,982	20.9	7,410 (104.3)	48,912 (128.7)	8,734 (146.5)

(注) 1. 事業者数・車両数は福祉輸送事業限定事業者を除いた年度末の数を記載。() 内は指数 [令和2年度=100]

2. 輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。

2. 営業区域別ハイ・タク事業の概況（個人タクシー事業を除く。）

（令和6年度）

【広島県】

営業 区域名	人 口		事業 者数 (者)	車両数 (両)	1車当 り人口 (人)	1事業 者当り 車両数 (両)	集計事業者		延実在 車両数 (両)	延実働 車両数 (両)	実働率 (%)	総走行 キ ロ (千km)	実車キロ (千km)	実車率 (%)	輸送回数 (千回)	輸送人員 (千人)	旅客収入 (千円)	実働1日1車当り 実車キロ (キロ)	1車当り 旅客収入 (円)	走行1 キロ当り 収入 (円)
	住民登録 (人)						事業者数 (者)	車両数 (両)												
広島交通圏	※1,170,275		71	2,671	438	38	70	2,625	942,302	499,613	53.0	86,311	37,700	43.7	9,951	13,331	16,150,342	75.5	32,326	187.1
	内 訳	ハイヤー	18	95	12,319	5	18	95	33,584	9,238	27.5	877	547	62.4	20	58	397,851	59.2	43,067	453.6
		タクシー	69	2,575	454	37	68	2,530	908,718	490,375	54.0	85,434	37,153	43.5	9,931	13,273	15,752,491	75.8	32,123	184.4
呉 市 A	※199,481		16	366	545	23	15	358	133,104	61,018	45.8	8,088	3,350	41.4	884	1,204	1,420,794	54.9	23,285	175.7
呉 市 B	※1,355		2	3	452	2	1	2	730	365	50.0	0	0	60.0	0	0	4	0.0	11	200.0
竹 原 市	22,343		3	32	698	11	3	32	12,920	5,621	43.5	655	285	43.5	73	106	113,523	50.7	20,196	173.3
東 広 島 市	190,363		17	256	744	15	17	256	97,900	55,268	56.5	8,922	4,096	45.9	717	1,096	1,558,984	74.1	28,208	174.7
三 原 市	86,308		14	100	863	7	14	100	35,325	20,160	57.1	2,870	1,393	48.5	326	459	502,378	69.1	24,920	175.0
尾 道 市	※125,545		9	169	743	19	9	169	61,593	32,888	53.4	4,195	1,880	44.8	433	640	723,930	57.2	22,012	172.6
福山交通圏	※453,266		24	787	576	33	24	787	306,233	152,699	49.9	18,111	7,915	43.7	1,950	2,686	3,277,750	51.8	21,465	181.0
	内 訳	ハイヤー	2	6	75,544	3	2	6	2,190	387	17.7	32	17	53.1	1	1	8,571	43.9	22,147	267.8
		タクシー	24	781	580	33	24	781	304,043	152,312	50.1	18,079	7,898	43.7	1,949	2,685	3,269,179	51.9	21,464	180.8
府 中 市	34,846		4	80	436	20	4	80	30,716	16,722	54.4	1,647	733	44.5	159	221	297,044	43.8	17,764	180.4
三 次 市	47,565		11	78	610	7	11	78	30,050	14,306	47.6	1,598	678	42.4	163	238	287,811	47.4	20,118	180.1
庄 原 市	30,791		13	52	592	4	13	52	20,149	10,594	52.6	718	292	40.7	72	97	142,755	27.6	13,475	198.8
大 竹 市	25,205		3	58	435	19	3	58	21,139	9,936	47.0	1,146	474	41.4	149	107	203,149	47.7	20,446	177.3
	内 訳	ハイヤー	1	1	25,205	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		タクシー	3	57	442	19	3	57	21,139	9,936	47.0	1,146	474	41.4	149	107	203,149	47.7	20,446	177.3
江 田 島 市	20,286		6	27	751	5	6	27	14,232	7,497	52.7	676	278	41.1	67	101	113,338	37.1	15,118	167.7
安芸高田市	25,739		5	37	696	7	4	31	11,315	5,643	49.9	499	203	40.7	37	50	66,954	36.0	11,865	134.2
山 県 郡	※16,832		10	44	383	4	10	44	15,836	8,277	52.3	975	388	39.8	59	91	147,339	46.9	17,801	151.1
世 羅 郡	14,388		5	32	450	6	5	32	11,684	5,128	43.9	578	271	46.9	27	45	83,028	52.8	16,191	143.6
神 石 郡	7,723		6	31	249	5	6	31	11,680	6,226	53.3	586	287	49.0	25	32	102,854	46.1	16,520	175.5
豊 田 郡	6,609		2	3	2,203	2	2	3	730	586	80.3	33	16	48.5	2	2	4,450	27.3	7,594	134.8
佐伯交通圏	※34,176		5	34	1,005	7	5	34	12,504	6,949	55.6	918	405	44.1	71	102	162,546	58.3	23,391	177.1
宮 島	1,379		1	4	345	4	1	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- （注） 1. 事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。（福祉輸送事業限定事業者を除く。）
2. 輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。
3. 営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。
4. 人口は自治体公表の数値（令和7年3月31日現在）（※は、営業区域内で人口の最も多い自治体の人口を記載している。）

2. 営業区域別ハイ・タク事業の概況（個人タクシー事業を除く。）

（令和6年度）

【鳥取県】

営業区域名	人 口 住民登録 （人）	事 業 者 数 （者）	車両数 （両）	1車当 り人口 （人）	1事業 者当り 車両数 （両）	集計事業者		延実在 車両数 （両）	延実働 車両数 （両）	実働率 （％）	総走行 キロ （千km）	実車キロ （千km）	実車率 （％）	輸送回数 （千回）	輸送人員 （千人）	旅客収入 （千円）	実働1日1車当り		走行1 キロ当 り収入 （円）
						事業者数 （者）	車両数 （両）										実車キロ （キロ）	旅客収入 （円）	
鳥取交通圏	※178,010	14	244	730	17	14	244	92,663	49,881	53.8	5,235	2,187	41.8	618	883	1,102,798	43.8	22,109	210.7
米子交通圏	※143,192	7	172	833	25	7	172	65,908	39,046	59.2	4,152	1,805	43.5	647	926	1,169,227	46.2	29,945	281.6
倉吉交通圏	※43,339	5	70	619	14	5	70	25,666	15,838	61.7	1,864	780	41.8	177	248	301,643	49.2	19,046	161.8
境 港 市	32,159	3	28	1,149	9	3	28	9,674	4,223	43.7	629	269	42.8	58	87	105,415	63.7	24,962	167.6
八 頭 郡	※15,393	2	9	1,710	5	2	9	3,280	1,548	47.2	149	58	38.9	12	14	20,069	37.5	12,964	134.7
西 伯 郡	※14,655	2	8	1,832	4	2	8	2,920	2,000	68.5	279	92	33.0	16	22	38,700	46.0	19,350	138.7
日 野 郡	※3,824	1	3	1,275	3	1	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【島根県】

松 江 市	193,135	21	349	553	17	21	349	128,231	58,467	45.6	7,272	3,033	41.7	661	1,069	1,507,669	51.9	25,787	207.3
浜 田 市	48,048	8	83	579	10	8	83	25,327	15,597	61.6	1,683	633	37.6	201	280	313,023	40.6	20,069	186.0
出 雲 市	171,809	12	218	788	18	12	218	83,849	42,743	51.0	4,837	2,168	44.8	401	650	1,003,291	50.7	23,473	207.4
益 田 市	42,583	4	74	575	19	4	74	26,989	18,004	66.7	1,892	799	42.2	216	318	379,086	44.4	21,056	200.4
大 田 市	31,181	7	41	761	6	6	40	14,965	7,604	50.8	684	269	39.3	67	97	126,449	35.4	16,629	184.9
安 来 市	34,881	5	26	1,342	5	5	26	9,945	5,021	50.5	562	252	44.8	48	78	105,308	50.2	20,974	187.4
江 津 市	20,977	6	25	839	4	5	20	7,117	2,883	40.5	349	135	38.7	41	55	64,548	46.8	22,389	185.0
雲南交通圏	※34,197	7	39	877	6	7	39	13,870	6,389	46.1	458	192	41.9	39	58	88,308	30.1	13,822	192.8
仁 多 郡	10,928	3	8	1,366	3	3	8	3,650	2,076	56.9	205	91	44.4	10	16	41,054	43.8	19,776	200.3
邑 智 郡	※9,364	6	16	585	3	6	16	5,466	2,795	51.1	233	97	41.6	11	15	42,244	34.7	15,114	181.3
鹿 足 郡	※6,298	5	16	394	3	5	16	5,836	2,409	41.3	156	49	31.4	12	18	27,039	20.3	11,224	173.3
隠 岐 郡	※12,876	12	45	286	4	12	45	17,008	8,242	48.5	568	263	46.3	42	89	114,032	31.9	13,835	200.8

- （注） 1. 事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。（福祉輸送事業限定事業者を除く。）
2. 輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。
3. 営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。
4. 人口は自治体公表の数値（令和7年3月31日現在）。（※は、営業区域内で人口の最も多い自治体の人口を記載している。）

２．営業区域別ハイ・タク事業の概況（個人タクシー事業を除く。）

（令和6年度）

【岡山県】

営業区域名	人 口 住民登録 （人）	事 業 者 数 （者）	車両数 （両）	1車当 り人口 （人）	1事業 者当り 車両数 （両）	集計事業者		延実在 車両数 （両）	延実働 車両数 （両）	実働率 （％）	総走行 キロ （千km）	実車キロ （千km）	実車率 （％）	輸送回数 （千回）	輸送人員 （千人）	旅客収入 （千円）	実働1日1車当り		走行1 キロ当 り収入 （円）
						事業者数 （者）	車両数 （両）										実車キロ （キロ）	旅客収入 （円）	
岡 山 市	※709,862	25	1,329	534	53	24	1,320	462,253	224,464	48.6	30,449	13,927	45.7	3,399	4,316	6,558,090	62.0	29,217	215.4
倉敷交通圏	※471,985	19	539	876	28	19	539	188,738	101,649	53.9	13,108	6,015	45.9	1,279	1,796	2,673,881	59.2	26,305	204.0
津 山 市	94,235	11	117	805	11	11	117	38,539	19,078	49.5	2,201	1,066	48.4	233	327	444,010	55.9	23,273	201.7
玉 野 市	52,095	5	61	854	12	5	61	34,669	15,719	45.3	1,920	865	45.1	195	241	379,325	55.0	24,132	197.6
笠 岡 市	42,329	5	44	962	9	5	44	14,220	6,914	48.6	912	434	47.6	102	124	177,940	62.8	25,736	195.1
井原交通圏	※35,378	5	61	580	12	4	55	21,170	13,070	61.7	1,413	533	37.7	113	176	232,365	40.8	17,779	164.4
総 社 市	68,987	4	36	1,916	9	4	36	13,505	8,304	61.5	904	383	42.4	82	112	185,720	46.1	22,365	205.4
高 梁 市	25,253	3	27	935	9	3	27	10,189	5,981	58.7	613	302	49.3	56	89	129,687	50.5	21,683	211.6
新 見 市	25,110	8	30	837	4	8	30	10,981	5,045	45.9	427	196	45.9	37	57	92,128	38.9	18,261	215.8
備 前 市	29,380	6	19	1,546	3	6	19	4,687	2,326	49.6	259	103	39.8	18	25	41,692	44.3	17,924	161.0
赤磐交通圏	※40,943	10	37	1,107	4	10	37	16,907	9,459	55.9	1,061	355	33.5	62	87	155,853	37.5	16,477	146.9
瀬戸内市	35,060	6	34	1,031	6	6	34	14,392	7,714	53.6	815	354	43.4	56	90	148,483	45.9	19,249	182.2
美作交通圏	※23,576	7	22	1,072	3	7	22	8,760	4,864	55.5	415	179	43.1	28	36	74,926	36.8	15,404	180.5
真庭交通圏	※38,833	8	32	1,214	4	8	32	13,050	5,743	44.0	574	231	40.2	26	41	94,474	40.2	16,450	164.6
和 気 郡	12,487	3	14	892	5	3	14	5,625	2,445	43.5	231	102	44.2	18	25	43,924	41.7	17,965	190.1
浅口交通圏	※31,209	6	49	637	8	6	49	17,243	6,821	39.6	712	291	40.9	72	99	123,450	42.7	18,099	173.4
加賀郡及び岡山市建部町	※9,976	6	20	499	3	6	20	7,817	3,791	48.5	364	161	44.2	15	21	64,111	42.5	16,911	176.1
苫 田 郡	11,247	2	8	1,406	4	2	8	2,920	1,506	51.6	142	51	35.9	12	15	26,076	33.9	17,315	183.6
勝 田 郡	※10,455	2	3	3,485	2	2	3	1,095	641	58.5	55	21	38.2	4	5	10,330	32.8	16,115	187.8
久 米 郡	※11,704	5	26	450	5	5	26	9,855	4,018	40.8	406	201	49.5	26	34	83,136	50.0	20,691	204.8

- （注） 1．事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。（福祉輸送事業限定事業者を除く。）
2．輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。
3．営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。
4．人口は自治体公表の数値（令和7年3月31日現在）（※は、営業区域内で人口の最も多い自治体の人口を記載している。）

2. 営業区域別ハイ・タク事業の概況（個人タクシー事業を除く。）

（令和6年度）

営業区域名	人 口 住民登録 （人）	事 業 者 数 （者）	車両数 （両）	1 車当 り人口 （人）	1 事業 者当り 車両数 （両）	集計事業者		延実在 車両数 （両）	延実働 車両数 （両）	実働率 （％）	総走行 キロ （千km）	実車キロ （千km）	実車率 （％）	輸送回数 （千回）	輸送人員 （千人）	旅客収入 （千円）	実働 1 日 1 車当り		走行 1 キロ当 り収入 （円）
						事業者数 （者）	車両数 （両）										実車キロ （キロ）	旅客収入 （円）	
下 関 市	241,776	15	418	578	28	15	418	152,186	83,421	54.8	11,056	4,472	40.4	1,289	1,800	1,944,017	53.6	23,304	175.8
宇 部 市	155,492	9	297	524	33	9	297	80,215	41,600	51.9	5,966	2,521	42.3	657	888	1,095,842	60.6	26,342	183.7
山 口 市	※184,585	14	253	730	18	14	253	87,600	47,851	54.6	6,415	2,691	41.9	582	830	1,123,673	56.2	23,483	175.2
萩 交 通 圏	※41,078	6	53	775	9	6	53	21,610	10,575	48.9	1,115	470	42.2	158	212	216,060	44.4	20,431	193.8
周 南 市	133,917	12	254	527	21	11	249	97,455	55,345	56.8	6,173	2,614	42.3	647	897	1,106,357	47.2	19,990	179.2
防 府 市	112,279	6	114	985	19	6	114	39,409	22,603	57.4	3,015	1,339	44.4	374	515	559,706	59.2	24,762	185.6
下 松 市	56,347	3	59	955	20	3	59	21,900	13,203	60.3	1,720	754	43.8	194	301	311,013	57.1	23,556	180.8
岩国交通圏	※124,131	15	232	535	15	15	232	89,789	48,647	54.2	6,485	2,713	41.8	686	994	1,241,392	55.8	25,518	191.4
山陽小野田市	58,416	5	81	721	16	5	81	30,660	14,234	46.4	1,896	755	39.8	204	274	306,573	53.0	21,538	161.7
光 市	47,637	4	47	1,014	12	4	47	17,176	9,393	54.7	1,136	473	41.6	128	169	196,554	50.4	20,926	173.0
長 門 市	29,969	5	58	517	12	5	58	21,327	9,606	45.0	1,088	439	40.3	95	119	169,486	45.7	17,644	155.8
柳井交通圏	※28,978	4	66	439	17	4	66	26,650	14,855	55.7	1,907	864	45.3	152	311	327,513	58.2	22,047	171.7
美 祢 市	20,681	4	37	559	9	4	37	14,599	7,200	49.3	615	238	38.7	50	66	89,218	33.1	12,391	145.1
大 島 郡	13,380	4	13	1,029	3	4	13	4,370	2,764	63.2	319	121	37.9	20	26	46,928	43.8	16,978	147.1

（注） 1. 事業者数は、各営業区域に営業所を持つ事業者の数を記載。（福祉輸送事業限定事業者を除く。）
2. 輸送実績には、法人タクシー事業者の保有するハイヤー、特殊車両によるものを含む。
3. 営業区域は、別表のとおり。営業区域内に単数の事業者しか集計がない場合は、実績値省略。
4. 人口は自治体公表の数値（令和7年3月31日現在）（※は、営業区域内で人口の最も多い自治体の人口を記載している。）

営 業 区 域 一 覧 表

広島県

平成24年8月29日改正

営 業 区 域 名	市 町 村 名
広 島 交 通 圏	広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く）、廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く）、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町
呉 市	A 呉市（平成17年3月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域を除く）
呉 市	B 呉市（平成17年3月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域に限る）
竹 原 市	竹原市、三原市のうち広島空港の区域
東 広 島 市	東広島市、三原市のうち広島空港の区域
三 原 市	三原市
尾 道 市	尾道市（昭和32年1月1日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域を除く）
福 山 交 通 圏	福山市、尾道市（昭和32年1月1日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域に限る）
府 中 市	府中市
三 次 市	三次市
庄 原 市	庄原市
大 竹 市	大竹市
江 田 島 市	江田島市
安 芸 高 田 市	安芸高田市
山 県 郡	安芸太田町、北広島町
世 羅 郡	世羅町
神 石 郡	神石高原町
豊 田 郡	大崎上島町
佐 伯 交 通 圏	廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町の区域に限る）、広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域に限る）
宮 島	廿日市市（平成17年11月3日編入の旧佐伯郡宮島町の区域に限る）

鳥取県

営 業 区 域 名	市 町 村 名
鳥 取 交 通 圏	鳥取市、岩美郡岩美町
米 子 交 通 圏	米子市、西伯郡日吉津村、境港市のうち米子空港の区域
倉 吉 交 通 圏	倉吉市、東伯郡琴浦町、湯梨浜町、北栄町、三朝町
境 港 市	境港市
八 頭 郡	八頭町、若桜町、智頭町
西 伯 郡	南部町、伯耆町、大山町
日 野 郡	日野町、日南町、江府町

島根県

営 業 区 域 名	市町村名
松 江 市	松江市
浜 田 市	浜田市
出 雲 市	出雲市
益 田 市	益田市
大 田 市	大田市
安 来 市	安来市
江 津 市	江津市
雲 南 交 通 圏	雲南市、飯石郡飯南町
仁 多 郡	奥出雲町
邑 智 郡	美郷町、邑南町、川本町
鹿 足 郡	津和野町、吉賀町
隠 岐 郡	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村

岡山県

営 業 区 域 名	市 町 村 名
岡 山 市	岡山市(平成１９年１月２２日編入の旧赤磐郡瀬戸町、旧御津郡建部町の区域を除く)
倉 敷 交 通 圏	倉敷市、都窪郡早島町
津 山 市	津山市
玉 野 市	玉野市
笠 岡 市	笠岡市
井 原 交 通 圏	井原市、小田郡矢掛町
総 社 市	総社市
高 梁 市	高梁市
新 見 市	新見市
備 前 市	備前市
赤 磐 交 通 圏	赤磐市、岡山市(平成１９年１月２２日編入の旧赤磐郡瀬戸町に限る)
瀬 戸 内 市	瀬戸内市
美 作 交 通 圏	美作市、英田郡西栗倉村
真 庭 交 通 圏	真庭市、真庭郡新庄村
和 気 郡	和気町
浅 口 交 通 圏	浅口市、浅口郡里庄町
加 賀 郡 及 び 岡 山 市 建 部 町	加賀郡吉備中央町、岡山市(平成１９年１月２２日編入の旧御津郡建部町に限る)
苫 田 郡	鏡野町
勝 田 郡	勝央町、奈義町
久 米 郡	美咲町、久米南町

山口県

営 業 区 域 名	市 町 村 名
下 関 市	下関市
宇 部 市	宇部市
山 口 市	山口市(平成２２年１月１６日編入の旧阿武郡阿東町を除く)
萩 交 通 圏	萩市、阿武郡阿武町、山口市(平成２２年１月１６日編入の旧阿武郡阿東町に限る)
周 南 市	周南市
防 府 市	防府市
下 松 市	下松市
岩 国 交 通 圏	岩国市、玖珂郡和木町
山 陽 小 野 田 市	山陽小野田市
光 市	光市
長 門 市	長門市
柳 井 交 通 圏	柳井市、熊毛郡上関町、田布施町、平生町
美 祿 市	美祿市
大 島 郡	周防大島町

3. 営業区域別個人タクシー事業の概況

令和6年度

営業区域別	事業者数 (人)	延実在車両数 (両)	延実働車両数 (両)	実働率 (%)	総走行キロ (千km)	実車キロ (千km)	実車率 (%)	輸送回数 (千回)	輸送人員 (千人)	旅客収入 (千円)	実働1日1車当たり		走行1キロ 当たり収入 (円)
											実車キロ (キロ)	旅客収入 (円)	
広島交通圏	706	257,690	155,155	60.2	15,201	5,106	33.6	1,280	1,831	2,236,670	32.9	14,416	147.1
呉市A	52	18,980	15,909	83.8	1,350	421	31.2	115	154	184,831	26.5	11,618	136.9
福山交通圏	51	18,615	11,226	60.3	803	292	36.4	59	83	115,474	26.0	10,286	143.8
岡山市	116	42,340	18,276	43.2	1,759	615	35.0	119	168	269,051	33.7	14,722	153.0
倉敷交通圏	26	9,490	5,835	61.5	509	202	39.7	43	61	91,250	34.6	15,638	179.3
岩国交通圏	5	1,825	1,252	68.6	117	39	33.3	9	14	18,245	31.2	14,573	155.9
周南市	6	2,190	1,735	79.2	158	63	39.9	12	18	24,331	36.3	14,024	154.0
宇部市	3	1,095	378	34.5	37	15	40.5	6	2	6,083	39.7	16,093	164.4
下関市	31	11,315	8,732	77.2	846	296	35.0	69	96	121,675	33.9	13,934	143.8

(注) 営業区域は、次のとおりである。

広島交通圏・・・・・・広島市（平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く。）、廿日市市（平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町、吉和村及び平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町、宮島町の区域を除く。）、安芸郡府中町、海田町、熊野町及び坂町の区域。

呉市A・・・・・・呉市（平成17年3月20日編入の旧豊田郡豊浜町及び旧豊町の区域を除く。）の区域。

福山交通圏・・・・・・福山市、尾道市（昭和32年1月1日編入の旧沼隈郡浦崎村の区域に限る。）。

岡山市・・・・・・岡山市（平成19年1月22日編入の旧赤磐郡瀬戸町及び旧御津郡建部町を除く。）

倉敷交通圏・・・・・・倉敷市、都窪郡早島町の区域。

岩国交通圏・・・・・・岩国市、玖珂郡和木町の区域。

周南市、宇部市、下関市・・・・・・既合併後の新市の区域。

4. 福祉輸送事業限定事業者数の推移

県別	年度	事業者数 (者)	車両数 (両)	県別	年度	事業者数 (者)	車両数 (両)	県別	年度	事業者数 (者)	車両数 (両)
管内計	2	691	953	鳥取県	2	23	34	岡山県	2	170	244
	3	693	976		3	25	36		3	172	254
	4	721	998		4	26	37		4	182	260
	5	733	1,061		5	29	41		5	177	262
	6	777	1,114		6	29	37		6	181	277
広島県	2	357	470	島根県	2	71	94	山口県	2	70	111
	3	355	475		3	72	92		3	69	119
	4	365	485		4	76	95		4	72	121
	5	360	491		5	77	116		5	90	151
	6	386	517		6	87	125		6	94	158

(注) 1. 福祉輸送事業限定・・・・・・ケア輸送の対象となる旅客（介護保険法にかかる「要介護者」及び「要支援者」、身体障害者福祉法にかかる「身体障害者」の他、肢体不自由、内部障害、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者）を①車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、②回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車、③セダン型等の一般車両を使用し、ケア輸送サービス従事者研修を修了した者が乗務する自動車を使用し、運送する事業。

5. タクシー事業の運賃料金

(1) 公定幅運賃・自動認可運賃

令和7年12月現在

種類			広島市域地区			広島地区			岡山地区			山口地区		
距離制 運賃	距離制		初乗	加算		初乗	加算		初乗	加算		初乗	加算	
			(1. 45kmまで)			(1. 42kmまで)			(1. 10kmまで)			(1. 5kmまで)		
		特定大型車	970円	183m		970円	212m		860円	206m		940円	163m	
			〆	〆	110円	〆	〆	110円	〆	〆	120円	〆	〆	90円
		大型車	920円	193m		900円	228m		790円	224m		880円	174m	
			〆	〆	110円	〆	〆	110円	〆	〆	120円	〆	〆	90円
	併用制	普通車	880円	248m		870円	216m		770円	227m		840円	205m	
			〆	〆	100円	〆	〆	100円	〆	〆	100円	〆	〆	80円
			830円	263m		820円	229m		710円	246m		790円	218m	
			〆	〆	100円	〆	〆	100円	〆	〆	100円	〆	〆	80円
時間制 運賃	時間制		時速10km以下の走行時間について											
		特定大型車	1 分 10 秒	110円		1 分 20 秒	〆	110円	1 分 15 秒	〆	120円	1 分 0 秒	〆	90円
						1 分 25 秒			1 分 25 秒			1 分 5 秒		
		大型車	1 分 30 秒	〆	110円	1 分 20 秒	〆	110円	1 分 25 秒	〆	120円	1 分 15 秒	〆	90円
			1 分 35 秒			1 分 25 秒			1 分 30 秒			1 分 20 秒		
		普通車	1 分 50 秒	〆	100円	1 分 45 秒	〆	100円	1 分 30 秒	〆	100円	1 分 30 秒	〆	80円
	併用制		2 分 0 秒			1 分 55 秒			1 分 40 秒			1 分 35 秒		
			30分までごとに											
		特定大型車	4,900 円	〆		5,100 円	〆		5,800 円	〆		4,850 円	〆	
			4,650 円			4,740 円			5,330 円			4,550 円		
待料 金	待料金	大型車	4,400 円	〆		4,600 円	〆		5,100 円	〆		4,400 円	〆	
			4,150 円			4,340 円			4,710 円			4,140 円		
		普通車	3,600 円	〆		3,600 円	〆		4,000 円	〆		3,100 円	〆	
			3,380 円			3,380 円			3,720 円			2,900 円		
	併用制	特定大型車	1 分 10 秒	110円		1 分 20 秒	〆	110円	1 分 15 秒	〆	120円	1 分 0 秒	〆	90円
						1 分 25 秒			1 分 25 秒			1 分 5 秒		
		大型車	1 分 30 秒	〆	110円	1 分 20 秒	〆	110円	1 分 25 秒	〆	120円	1 分 15 秒	〆	90円
			1 分 35 秒			1 分 25 秒			1 分 30 秒			1 分 20 秒		
	併用制	普通車	1 分 50 秒	〆	100円	1 分 45 秒	〆	100円	1 分 30 秒	〆	100円	1 分 30 秒	〆	80円
			2 分 0 秒			1 分 55 秒			1 分 40 秒			1 分 35 秒		

令和7年12月現在

種類		島根地区 (旧島根県本土地区)		島根地区 (旧島根県隠岐地区)		鳥取地区		
距離制 運賃	距離制		初乗 加算 (1.5kmまで)		初乗 加算 (1.5kmまで)		初乗 加算 (1.5kmまで)	
		特定大型車	920円	188m	890円	239m	840円	179m
			100円	120円	100円			
		860円	201m	830円	256m	780円	193m	
	大型車	870円	198m	820円	248m	790円	224m	
		100円	120円	100円				
	820円	210m	760円	268m	730円	242m		
	普通車	810円	261m	780円	260m	740円	279m	
		100円	100円	90円				
	760円	278m	730円	278m	690円	299m		
	時間距離併用制		時速10km以下の走行時間について					
		特定大型車	1分 10秒			1分 5秒		
100円			100円					
大型車		1分 15秒		1分 10秒				
	100円		100円					
普通車	1分 20秒		1分 25秒					
	1分 35秒		1分 30秒					
		100円		90円				
		1分 45秒		1分 50秒				
時間制 運賃		30分までごとに						
	特定大型車	5,500円		4,900円		4,950円		
		5,150円		4,570円		4,600円		
	大型車	5,100円		4,500円		4,550円		
4,810円		4,180円		4,210円				
普通車	3,950円		3,700円		3,300円			
	3,710円		3,470円		3,080円			
待料金	特定大型車	1分 10秒		1分 30秒		1分 5秒		
		100円		120円		100円		
	大型車	1分 15秒		1分 35秒		1分 10秒		
		100円		120円		100円		
	普通車	1分 20秒		1分 40秒		1分 30秒		
		1分 35秒		1分 35秒		1分 40秒		
		100円		100円		90円		
		1分 45秒		1分 45秒		1分 50秒		

種類		広島市域地区	広島地区	岡山地区	山口地区	島根地区 (旧島根県本土地区)	島根地区 (旧島根県隠岐地区)	鳥取地区
迎車 回送料 金		回 送 距 離			回送距離が2km以上の場合			
	特 定 大 型 車	初乗距離を限度として実車扱いとする。 ただし、料金は初乗運賃額を限度とする。 ※上記以外に1車両1回毎に定額料金を収受する事業者、500mを限度として実車扱いとする事業者がいる。			340円	330円	330円	330円
	大 型 車				340円	330円	330円	330円
	普 通 車				250円	220円	240円	230円
割 増	深 夜 早 朝	22時から翌朝5時まで2割増						
	寝 台 車	寝台専用の固定する設備を有する車両で、その固定器具を使用したときに2割増						
割 引	身 体 障 害 者 割 引	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該身体障害者手帳の提示等により本人と確認できたときに、身体障害者自身が乗車した区間の運賃及び料金の1割引						
	知 的 障 害 者 割 引	都道府県知事(政令指定都市及び都道府県知事から発行権限を委譲された中核市にあつては、市長)の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者で、当該手帳の提示等により本人と確認できたときに、知的障害者自身が乗車した区間の運賃及び料金の1割引						
車 種 区 分	特 定 大 型 車	別紙のとおり						
	大 型 車							
	普 通 車							
適用地域		広島市域地区	広島地区	岡山地区	山口地区	島根地区 (旧島根県本土地区)	島根地区 (旧島根県隠岐地区)	鳥取地区
		広島市(旧佐伯郡湯来町を除く)、廿日市市(旧佐伯郡佐伯町・吉和町・大野町・宮島町を除く)及び安芸郡海田町・府中町・熊野町・坂町の区域	広島県のうち広島市域地区を除いた区域	岡山県全域	山口県全域	島根県のうち隠岐郡を除く全域	島根県隠岐郡	鳥取県全域
実施年月日		令和7年12月5日	令和7年11月27日	令和7年11月27日	令和5年8月1日	令和6年3月29日	令和6年9月12日	令和5年12月25日

- (注)
1. 運賃は、各種別ごとの幅運賃を記載。
 2. 平成14年2月1日より、自動認可運賃表の範囲内で各事業者が運賃を設定し、随時認可申請を行うことができる。
 3. 平成28年10月1日より、広島市域地区(広島交通圏)、広島地区のうち呉市A・東広島市・尾道市・福山交通圏、岡山地区のうち岡山市・倉敷交通圏・津山市、鳥取地区のうち鳥取交通圏・米子交通圏、山口地区のうち下関市・宇部市・山口市・周南市・防府市・岩国交通圏、島根地区(旧島根県本土地区)のうち松江市・出雲市については、公定幅運賃表の範囲内で各事業者が運賃を届出ることとされている。
 4. 距離制運賃の初乗距離・初乗運賃を、加算距離・運賃1回分、又は2回分短縮している事業者がいる。
 5. 時間制運賃の加算を、20分を超えるまでは10分単位としている事業者がいる。
 6. 迎車回送料金等を適用していない事業者がいる。
 7. 自動車運転免許証返納者割引等、独自の割引を導入している事業者がいる。

別紙

適用地域：島根地区（旧島根県本土地区）、島根地区（旧島根県隠岐地区）、岡山地区、山口地区
 運賃適用上の車種区分（令和7年12月現在）

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員7人以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車を含む。以下同じ。）を除く。
大 型 車	普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6人以下のもの。（ハイブリッド自動車を除く。） 身体障害者輸送車であって乗車定員7人以上のもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので 乗車定員6人以下のもの。
普 通 車	普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員6人以下のもの及び小型自動車で乗車定員6人以下のもの。 身体障害者輸送車であって乗車定員6人以下のもの。 道路運送車両法施行規則第2条に定める軽自動車福祉輸送サービスの用のみに供するもの又は内燃機関を有しないもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下、乗車定員6人以下のもの。 普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6人のもの。
備 考	1. ディーゼル機関を搭載した車両については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。 2. ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自動車をいう。

適用地域：広島市域地区、広島地区、鳥取地区

運賃適用上の車種区分（令和7年12月現在）

車種区分	自動車の大きさ等
特定大型車	道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車（以下「普通自動車」という。）及び小型自動車（以下「小型自動車」という。）のうち乗車定員9人以上のもの。 ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車を含む。以下同じ。）を除く。
大 型 車	普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員8人以下のもの。（ハイブリッド自動車を除く。） 身体障害者輸送車であって乗車定員7人以上のもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員8人以下のもの。
中 型 車	普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下で乗車定員8人以下のもの及び小型自動車 で乗車定員8人以下のもの。 身体障害者輸送車であって乗車定員6人以下のもの。 道路運送車両法施行規則第2条に定める軽自動車福祉輸送サービスの用のみに供するもの又は内燃機 関を有しないもの。 ハイブリッド自動車のうち排気量2.5リットル（ディーゼル機関を除く。）以下、乗車定員8人以下のもの。 普通自動車、小型自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員8人以下のもの。
備 考	1. ディーゼル機関を搭載した車両については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の 車種区分を適用する。 2. ハイブリッド自動車とは、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有する自 動車をいう。

IV 貨物関係

1. トラック事業者数の推移

各年度末現在

事業種別 \ 年 度	2	3	4	5	6
広島県	1,690	1,711	1,705	1,696	1,674
一般	1,528	1,543	1,540	1,532	1,517
特別積合せ（路線）	(17)	(17)	(18)	(19)	(19)
特 定	34	34	32	32	31
霊 柩	128	134	133	132	126
鳥取県	335	337	334	334	326
一般	310	312	310	310	305
特別積合せ（路線）	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
特 定	2	2	2	2	1
霊 柩	23	23	22	22	20
島根県	419	416	415	410	401
一般	376	373	371	366	356
特別積合せ（路線）	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
特 定	3	3	3	3	5
霊 柩	40	40	41	41	40
岡山県	1,259	1,261	1,265	1,252	1,243
一般	1,162	1,167	1,174	1,162	1,146
特別積合せ（路線）	(4)	(3)	(3)	(4)	(4)
特 定	35	32	29	29	38
霊 柩	62	62	62	61	59
山口県	684	680	669	658	636
一般	623	619	608	597	569
特別積合せ（路線）	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
特 定	4	3	3	2	4
霊 柩	57	58	58	59	63
管内計	4,387	4,405	4,388	4,350	4,280
一般	3,999	4,014	4,003	3,967	3,893
特別積合せ（路線）	(26)	(25)	(26)	(28)	(28)
特 定	78	74	69	68	79
霊 柩	310	317	316	315	308

(注) 特別積合せ（路線）は一般の内数である。

2. トラック事業車両数の推移

各年度末現在

事業種別 \ 年 度	2	3	4	5	6
広島県	32,837	33,290	34,136	33,209	31,852
一般	32,360	32,837	33,693	32,763	31,405
特別積合せ（路線）	(354)	(251)	(242)	(248)	(214)
特定	95	90	78	78	69
霊 柩	382	363	365	368	378
鳥取県	5,830	5,889	5,719	5,846	4,479
一般	5,739	5,802	5,637	5,760	4,402
特別積合せ（路線）	(136)	(119)	(120)	(119)	(174)
特定	14	11	10	8	4
霊 柩	77	76	72	78	73
島根県	6,160	6,202	6,203	6,111	4,826
一般	6,030	6,072	6,065	5,971	4,714
特別積合せ（路線）	(105)	(104)	(95)	(96)	(96)
特定	20	19	19	20	19
霊 柩	110	111	119	120	93
岡山県	28,321	29,002	28,061	28,602	21,743
一般	27,892	28,593	27,662	28,207	21,392
特別積合せ（路線）	(408)	(354)	(355)	(351)	(458)
特定	135	128	112	110	94
霊 柩	294	281	287	285	257
山口県	15,738	15,615	15,663	15,400	11,195
一般	15,460	15,360	15,413	15,146	10,937
特別積合せ（路線）	(184)	(151)	(153)	(147)	(131)
特定	35	23	21	20	20
霊 柩	243	232	229	234	238
管内計	88,886	89,998	89,782	89,168	74,095
一般	87,481	88,664	88,470	87,847	72,850
特別積合せ（路線）	(1,187)	(979)	(965)	(961)	(1,073)
特定	299	271	240	236	206
霊 柩	1,106	1,063	1,072	1,085	1,039

(注) 特別積合せ（路線）は一般の内数である。

3. 特別積合せトラック事業者の概況

(管内事業者)

県 別	事 業 者 名	代表者名	主たる事務所の位置
広島県	福 山 通 運 (株)	小丸 成洋	福山市東深津町四丁目 2 0 - 1
	佐 藤 重 輪 (株)	佐藤 寛文	福山市南松永町二丁目 7 - 8
	(株) 丸 二 運 送	小野 功嗣	呉市築地町 4 - 7
	芸 備 運 輸 (株)	坂井 成臣	広島市西区草津港三丁目 2 - 1
	中 国 新 潟 運 輸 (株)	甲斐 雅彦	広島市西区草津港二丁目 6 - 1 0
	N X 備 通 (株)	鷲尾 忠彦	福山市西町二丁目 1 6 - 1 8
	(株) 吉 富 運 輸	上田 勇次	東広島市西条吉行東二丁目 1 - 3 5
	(株) C L O	平岩 由紀雄	広島市西区草津港二丁目 6 - 6 0
	サ ク マ 運 輸 (株)	佐久間 栄	廿日市市宮内六本松 9 1 7 - 1 3
	双 葉 運 輸 (株)	為廣 尚武	広島市西区山田町 5 3 9
	広 島 急 送 (株)	實光 広宣	広島市安佐北区口田町 8 7 3 - 8
	山 陽 ト ラ ッ ク (株)	松島 範明	三原市明神五丁目 2 - 1
	シ モ ハ ナ 物 流 (株)	下花 実	安芸郡坂町横浜中央一丁目 6 - 3 0
	(株) ロ ジ コ ム ・ ア イ	小林 雄	広島市東区矢賀新町五丁目 7 - 4
	(株) 藤 伸	藤川 晃伸	広島市佐伯区五日市港四丁目 2 - 1
	ト ナ ミ 運 輸 中 国 (株)	山本 聡	広島市中区南吉島二丁目 3 - 2 8
	(株) ム ロ オ	山下 俊一郎	呉市中央一丁目 6 - 9
	実 勝 運 輸 (有)	小川 晋悟	広島市安佐南区伴西二丁目 4 番 1 号
	食協ロジスティクス(株)	武信 和也	広島市南区松川町 5 - 9
鳥取県	日 ノ 丸 西 濃 運 輸 (株)	藤本 誠	鳥取市湖山町東三丁目 4 0
	鳥 取 貨 物 運 送 (株)	池田 久寿	鳥取市千代水二丁目 9 8
島根県	山 陰 福 山 通 運 (株)	堀 耕司	松江市東津田町 1 2 4 7
岡山県	岡 山 県 貨 物 運 送 (株)	原田 和充	岡山市北区清心町 4 - 3 1
	岡 山 福 山 通 運 (株)	八田 弘明	高梁市落合町近似 8 9 - 1
	(株) ソ ー デ ン 社	山元 隆	岡山市南区箕島 3 7 7 - 4
	(有) 梶 運 送	梶房 修	倉敷市片島町 1 0 2 6 - 1
山口県	中 国 名 鉄 運 輸 (株)	福田 直人	山口市小郡上郷 5 1 7 2
	マルケー萩貨物自動車(株)	黒瀬 秀俊	萩市土原 3 8 3 - 5

V 貨物利用運送事業関係

1. 貨物利用運送事業者数の推移

各年度末現在

事 業 種 別	年度	2	3	4	5	6
	運送機関					
第一種利用 運送事業	鉄道	6	6	6	6	6
	自動車	3,622	3,674	3,700	3,725	3,745
	内航	158	158	159	160	162
	外航	6	6	6	6	6
	合計	3,792	3,844	3,871	3,897	3,919
第二種利用 運送事業	鉄道	61	61	61	61	62
	航空	6	6	6	6	6
	内航	18	18	19	19	28
	外航	8	8	8	8	8
	合計	93	93	94	94	104
総合計		3,885	3,937	3,965	3,991	4,023

(注) 第一種利用運送事業の自動車にかかる事業者数は、各年度の第一種利用運送事業を登録、廃止した事業者の増減を計上した事業者数である。平成25年度分から管内移転、管外移出分の増減を計上している。
また、航空の事業者数については、中国管内に主たる事務所を置く事業者数とした。

2. 駅別、鉄道取扱貨物実績の推移

(取扱トン数)

県	年度		2		3		4		5		6	
	駅											
広島県	広島貨物ターミナル	580,034	(23 者)	578,177	(23 者)	597,538	(23 者)	607,850	(22 者)	397,386	(18 者)	
	大竹	191,333	(7 者)	182,794	(6 者)	170,450	(7 者)	137,287	(8 者)	32,026	(4 者)	
	東福山	226,679	(12 者)	298,268	(11 者)	223,698	(11 者)	227,191	(13 者)	350,976	(11 者)	
	糸崎新営業所 ※1	0	(0 者)	0	(0 者)	15,545	(1 者)	31,200	(1 者)	32,015	(1 者)	
	合 計	998,046	(42 者)	1,059,239	(40 者)	1,007,231	(42 者)	1,003,528	(44 者)	812,403	(34 者)	
鳥取県	伯耆大山	238,358	(6 者)	259,832	(7 者)	259,286	(2 者)	258,684	(4 者)	9,256	(3 者)	
	米子											
	湖山オフレールステーション	11,341	(4 者)	11,123	(4 者)	10,715	(3 者)	9,962	(3 者)	12	(1 者)	
	合 計	249,699	(10 者)	270,955	(11 者)	270,001	(5 者)	268,646	(7 者)	9,268	(4 者)	
島根県	東松江新営業所 ※2	34,537	(4 者)	39,473	(4 者)	34,823	(3 者)	39,633	(4 者)	11,702	(3 者)	
	合計	34,537	(4 者)	39,473	(4 者)	34,823	(3 者)	39,633	(4 者)	11,702	(3 者)	
岡山県	岡山貨物ターミナル ※3	541,094	(22 者)	783,375	(22 者)	606,405	(20 者)	649,939	(20 者)	457,861	(18 者)	
	東水島	440,393	(13 者)	419,177	(11 者)	302,545	(13 者)	285,584	(7 者)	331,676	(9 者)	
	倉敷貨物ターミナル	0	(0 者)	0	(0 者)	0	(0 者)	0	(0 者)	0	(0 者)	
	合 計	981,487	(35 者)	1,202,552	(33 者)	908,950	(33 者)	935,523	(27 者)	789,537	(27 者)	
山口県	新南陽	173,965	(19 者)	217,419	(18 者)	200,818	(17 者)	191,467	(19 者)	56,294	(11 者)	
	下関	100,739	(7 者)	98,879	(9 者)	99,728	(8 者)	98,624	(7 者)	79,514	(7 者)	
	岩国	0	(0 者)	0	(0 者)	0	(0 者)	0	(0 者)	0	(0 者)	
	防府貨物新営業所 ※4	47,605	(5 者)	52,855	(5 者)	49,218	(6 者)	49,770	(6 者)	49,731	(2 者)	
	宇部	122,830	(11 者)	114,758	(8 者)	121,634	(9 者)	98,943	(6 者)	38,296	(7 者)	
	美祿											
	合 計	445,139	(42 者)	483,911	(40 者)	471,398	(40 者)	438,804	(38 者)	223,835	(27 者)	
総 合 計		2,708,908	(133 者)	3,056,130	(128 者)	2,692,403	(123 者)	2,686,134	(120 者)	1,846,745	(95 者)	

※1 糸崎オフレールステーションから改称 ※2 東松江オフレールステーションから改称 ※3 西岡山駅から改称
※4 防府貨物オフレールステーションから改称

(注) 報告のあった「鉄道貨物利用運送事業駅別取扱実績」の集計であり、
() 書きは、そのうち実績のあった事業者数である。

運輸要覧（自動車技術安全部編）

令和 7 年版

目 次

自動車技術安全部編

I	登録関係	1
1.	自動車数(車種別全国比)	1
2.	管内自動車数の推移(車種別)	2
3.	管内自動車数の推移(県別)	2
4.	管内新車登録状況	3
5.	自動車登録番号標(車両番号を含む)交付代行者	4
II	整備関係	5
1.	認証工場数	5
2.	認証工場数の推移	5
3.	指定工場数	6
4.	指定工場数の推移	6
5.	指定工場の分布図	7
6.	認定工場数	8
7.	自動車整備士合格者数の推移	9
8.	自動車整備士一種養成施設	10
9.	自動車整備士二種養成施設	11
III	検査関係	12
1.	自動車検査場の分布状況及び各県検査対象車両数	12
2.	中国運輸局管内における自動車検査車両数の推移	13
IV	事故・保安関係	14
1.	事業用自動車重大事故の概要	14
(1)	事故件数と死傷者数の推移	14
(2)	事故種類別件数の推移	14
(3)	業態別件数の推移	15
(4)	月別発生件数	15
(5)	事業用自動車 1,000 台当たりの県別事故件数の推移	15
(6)	事業用自動車 1,000 台当たりの事故種類別件数の推移	16
(7)	原因別発生件数の推移	16
2.	運行管理者数	17
3.	整備管理者数	17

I 登録関係

1. 自動車数(車種別全国比)

令和7年3月31日現在

種 別 県 別	登 録 自 動 車										小型二輪	軽 自 動 車				総 計
	貨 物				乗 合	乗 用			特種(殊)	合 計		貨 物	乗 用	二 輪	計	
	普 通	小 型	被けん引	計		普 通	小 型	計								
広島県	(17,469) 51,999	(20,459) 69,737	(1,013) 2,551	(38,941) 124,287	(1,132) 4,596	(128,936) 457,782	(111,782) 375,967	(240,718) 833,749	(11,106) 36,596	(291,897) 999,228	(11,833) 41,048	(76,383) 204,363	(227,491) 632,704	(11,205) 44,895	(315,079) 881,962	(618,809) 1,922,238
鳥取県	11,440	13,237	383	25,060	1,055	92,427	86,944	179,371	9,097	214,583	6,717	74,513	166,376	5,858	246,747	468,047
島根県	13,002	16,093	332	29,427	1,564	100,981	105,754	206,735	10,346	248,072	7,117	89,242	201,136	7,637	298,015	553,204
岡山県	45,576	54,489	2,657	102,722	2,698	346,136	286,311	632,447	29,433	767,300	30,758	196,860	533,467	28,422	758,749	1,556,807
山口県	25,586	39,201	2,174	66,961	2,144	231,808	216,049	447,857	18,252	535,214	18,456	128,208	365,135	19,187	512,530	1,066,200
管内計 A	147,603	192,757	8,097	348,457	12,057	1,229,134	1,071,025	2,300,159	103,724	2,764,397	104,096	693,186	1,898,818	105,999	2,698,003	5,566,496
車 種 別 構成比(%)	2.7	3.5	0.1	6.3	0.2	22.1	19.2	41.3	1.9	49.7	1.9	12.5	34.1	1.9	48.5	100.0
全 国 計 B	2,460,961	3,478,925	202,402	6,142,288	208,774	21,420,267	17,260,008	38,680,275	1,674,873	46,706,210	1,948,507	8,536,956	23,375,922	2,132,245	34,045,123	82,699,840
全 国 対 比 A/B×100(%)	6.0	5.5	4.0	5.7	5.8	5.7	6.2	5.9	6.2	5.9	5.3	8.1	8.1	5.0	7.9	6.7

(注) 広島県上段()内は、福山自動車検査登録事務所管内の車両数で内数である。

2. 管内自動車数の推移(車種別)

各年度末現在

車種別 \ 年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
貨物	普 通	138,984	140,097	140,709	142,936	144,999	146,152	147,164	147,722	147,845	147,603
	小 型	199,062	198,657	197,964	198,458	199,021	199,836	200,519	201,712	201,719	200,854
乗 合		13,944	13,965	13,953	13,833	13,703	13,154	12,782	12,558	12,288	12,057
乗用	普 通	1,015,686	1,043,601	1,072,086	1,095,942	1,120,226	1,144,559	1,161,599	1,179,697	1,204,026	1,229,134
	小 型	1,322,140	1,306,011	1,282,033	1,254,649	1,224,258	1,197,151	1,167,956	1,140,518	1,103,445	1,071,025
小 型 二 輪		87,755	88,244	89,031	90,050	91,495	93,964	97,222	100,797	102,684	104,096
特 種 ・ 特 殊		98,079	99,158	99,625	100,191	100,894	101,716	102,424	103,053	103,276	103,724
軽 自 動 車		2,622,177	2,628,018	2,637,101	2,650,353	2,654,973	2,665,474	2,688,852	2,693,584	2,692,835	2,698,003
管 内 計		5,497,827	5,517,751	5,532,502	5,546,412	5,549,569	5,562,006	5,578,518	5,579,641	5,568,118	5,566,496
対 前 年 比		100.2	100.4	100.3	100.3	100.1	100.2	100.3	100.0	99.8	100.0

3. 管内自動車数の推移(県別)

各年度末現在

県 別 \ 年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
広 島 県	1,885,535	1,893,983	1,899,939	1,906,196	1,909,278	1,914,664	1,921,344	1,921,917	1,921,262	1,922,238
鳥 取 県	463,220	464,332	466,086	466,823	466,972	467,730	469,666	469,410	469,026	468,047
島 根 県	551,197	552,463	553,846	555,173	553,918	554,872	556,644	555,269	554,225	553,204
岡 山 県	1,525,468	1,533,366	1,538,421	1,544,120	1,547,244	1,552,668	1,557,465	1,562,715	1,555,302	1,556,807
山 口 県	1,072,407	1,073,607	1,074,210	1,074,100	1,072,157	1,072,072	1,073,399	1,070,330	1,068,303	1,066,200
管 内 計 (A)	5,497,827	5,517,751	5,532,502	5,546,412	5,549,569	5,562,006	5,578,518	5,579,641	5,568,118	5,566,496
全 国 計 (B)	80,900,730	81,260,206	81,563,101	81,789,318	81,789,389	82,077,752	82,174,944	82,597,573	82,568,673	82,699,840
全国対比(A/B×100)	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.7	6.7

4. 管内新車登録状況

各年度末現在

県別		年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
広島県	登録自動車		74,266	74,790	80,481	79,105	80,646	77,905	72,221	65,366	67,246	70,348	72,960
	軽自動車		61,017	50,079	48,700	52,511	55,568	52,474	48,765	43,876	47,456	44,729	45,587
	計		135,283	124,869	129,181	131,616	136,214	130,379	120,986	109,242	114,702	115,077	118,547
鳥取県	登録自動車		12,952	13,306	14,599	14,700	14,682	13,919	12,867	12,007	12,749	13,255	13,429
	軽自動車		17,044	14,483	13,399	14,608	15,059	14,288	13,605	12,180	13,206	12,176	11,895
	計		29,996	27,789	27,998	29,308	29,741	28,207	26,472	24,187	25,955	25,431	25,324
島根県	登録自動車		17,685	16,949	18,868	18,773	19,434	17,973	16,989	15,500	15,753	16,322	16,838
	軽自動車		22,719	19,656	19,151	20,322	20,844	20,005	18,766	16,518	17,606	16,720	16,511
	計		40,404	36,605	38,019	39,095	40,278	37,978	35,755	32,018	33,359	33,042	33,349
岡山県	登録自動車		47,356	46,744	52,089	52,672	55,048	50,969	46,901	42,075	44,575	46,701	47,627
	軽自動車		47,089	42,725	43,048	45,565	48,528	43,680	41,982	36,570	39,320	37,384	37,384
	計		94,445	89,469	95,137	98,237	103,576	94,649	88,883	78,645	83,895	84,085	85,011
山口県	登録自動車		39,268	39,422	43,917	42,679	42,503	39,934	37,904	34,213	33,745	36,256	36,938
	軽自動車		40,357	33,597	30,281	32,818	32,989	32,104	29,990	26,574	28,513	27,595	27,401
	計		79,625	73,019	74,198	75,497	75,492	72,038	67,894	60,787	62,258	63,851	64,339
管内計	登録自動車		191,527	191,211	209,954	207,929	212,313	200,700	186,882	169,161	174,068	182,882	187,792
	軽自動車		188,226	160,540	154,579	165,824	172,988	162,551	153,108	135,718	146,101	138,604	138,778
	計		379,753	351,751	364,533	373,753	385,301	363,251	339,990	304,879	320,169	321,486	326,570
対前年比			93.8	92.6	103.6	102.5	103.1	94.3	93.6	89.7	105.0	105.4	102.0
全国	登録自動車		3,143,664	3,144,572	3,378,502	3,359,308	3,358,097	3,206,037	2,920,652	2,684,610	2,716,469	2,926,200	2,970,847
	軽自動車		2,173,130	1,814,925	1,719,975	1,858,880	1,923,001	1,855,953	1,757,744	1,554,972	1,692,690	1,625,481	1,627,406
	計		5,316,794	4,959,497	5,098,477	5,218,188	5,281,098	5,061,990	4,678,396	4,239,582	4,409,159	4,551,681	4,598,253
対前年比			93.0	93.3	102.8	102.3	101.2	95.9	92.4	90.6	104.0	107.4	104.3

(注) 小型二輪車及び軽二輪車を除く。

5. 自動車登録番号標(車両番号を含む)交付代行者

令和7年10月1日現在

県別	名称及び住所	事業場の位置	業務の範囲		交付手数料(円)				
			区域	自動車の種別	種類	登録番号標		車両番号標	
						大型番号標 1枚につき	中型番号標 1枚につき	中型車両番号標 1枚につき	小型車両番号標 1枚につき
広島県	(一社)広島県自動車整備振興会 広島市西区観音新町4-13-13-3	住所に 同じ	広島県	登録車	一般	1,490 ^円	990 ^円	- ^円	- ^円
					字光式	3,515	2,930	-	-
					希望ナンバー(一般)	3,285	2,500	-	-
					希望ナンバー(字光式)	4,630	4,180	-	-
					地方版図柄ナンバー(広島)	10,200	4,600	-	-
					地方版図柄ナンバー(福山)	10,200	4,600	-	-
					全国版図柄ナンバー	10,200	4,600	-	-
					大阪・関西万博 特別プレート(※2)	10,200	4,600	-	-
					2027年国際園芸博覧会特別プレート	10,535	4,750	-	-
	広島県軽自動車協会 広島市西区観音新町4-13-13-3	"	"	軽 小型二輪	一般	-	-	1,150	900
					字光式	-	-	(軽)4,140	-
					希望ナンバー(一般)	-	-	(軽)2,750	-
					希望ナンバー(字光式)	-	-	(軽)5,060	-
					地方版図柄ナンバー(広島)	-	-	(軽)5,100	-
					地方版図柄ナンバー(福山)	-	-	(軽)5,100	-
					全国版図柄ナンバー	-	-	(軽)5,100	-
					大阪・関西万博 特別プレート(※2)	-	-	(軽)5,005	-
					2027年国際園芸博覧会特別プレート	-	-	(軽)5,250	-
鳥取県	(一社)鳥取県自動車整備振興会 鳥取市丸山町233	"	鳥取県	全 部	一般	1,490	1,050	1,150	1,000
					字光式	4,110	3,260	(軽)3,980	-
					希望ナンバー(一般)	3,410	2,880	(軽)3,160	-
					希望ナンバー(字光式)	5,790	5,050	(軽)4,840	-
					地方版図柄ナンバー(鳥取)	9,240	5,600	(軽)6,160	-
					全国版図柄ナンバー	9,240	5,600	(軽)6,160	-
					大阪・関西万博 特別プレート(※2)	9,240	5,600	(軽)6,160	-
					2027年国際園芸博覧会特別プレート	9,545	5,785	(軽)6,345	-
島根県	(一社)島根県自動車整備振興会 松江市馬潟町43-4	"	島根県	全 部	一般	1,490	1,050	1,150	1,000
					字光式	3,500	2,850	(軽)3,980	-
					希望ナンバー(一般)	3,300	2,880	(軽)3,160	-
					希望ナンバー(字光式)	4,600	4,140	(軽)4,840	-
					地方版図柄ナンバー(出雲のみ)	9,070	5,600	(軽)6,160	-
					全国版図柄ナンバー	9,070	5,600	(軽)6,160	-
					大阪・関西万博 特別プレート(※2)	9,070	5,600	(軽)6,160	-
					2027年国際園芸博覧会特別プレート	9,370	5,785	(軽)6,345	-
岡山県	(一社)岡山県自動車整備振興会 岡山市北区富吉5301-8	"	岡山県	登録車	一般	1,440	990	-	-
					字光式	4,055	3,155	-	-
					希望ナンバー(一般)	3,260	2,540	-	-
					希望ナンバー(字光式)	5,750	5,085	-	-
					全国版図柄ナンバー	8,615	5,615	-	-
					大阪・関西万博 特別プレート(※2)	8,615	5,615	-	-
					2027年国際園芸博覧会特別プレート	8,900	5,800	-	-
	岡山県自動車整備商工組合 岡山市北区富吉5301-8	"	"	軽 小型二輪	一般	-	-	1000	770
					字光式	-	-	(軽)4,150	-
					希望ナンバー(一般)	-	-	(軽)2,550	-
					希望ナンバー(字光式)	-	-	(軽)5,050	-
					全国版図柄ナンバー	-	-	(軽)5,700	-
					大阪・関西万博 特別プレート(※2)	-	-	(軽)5,800	-
山口県	(一財)山口県自動車振興センター 山口市葵1-5-58	"	山口県	登録車 小型二輪	一般	1,495	995	-	880
					字光式	3,345	2,755	-	-
					希望ナンバー(一般)	3,140	2,540	-	-
					希望ナンバー(字光式)	4,950	4,495	-	-
					地方版図柄ナンバー(山口・下関)	8,385	5,245	-	-
					全国版図柄ナンバー	8,385	5,245	-	-
					大阪・関西万博 特別プレート(※2)	8,385	5,245	-	-
					2027年国際園芸博覧会特別プレート	8,660	5,415	-	-
	(一社)山口県軽自動車標板センター 山口市葵1-5-58	"	"	軽	一般	-	-	995	880
					字光式	-	-	(軽)3,990	-
					希望ナンバー(一般)	-	-	(軽)2,750	-
					希望ナンバー(字光式)	-	-	(軽)4,790	-
					地方版図柄ナンバー(山口・下関)	-	-	(軽)5,750	-
					全国版図柄ナンバー	-	-	(軽)5,750	-
					大阪・関西万博 特別プレート(※2)	-	-	(軽)5,750	-
					2027年国際園芸博覧会特別プレート	-	-	(軽)5,900	-

※1 自動車の種別の軽には軽二輪を含む

※2 大阪・関西万博 特別プレートの申込み受付は令和7年10月31日まで。

Ⅱ 整備関係

1. 認証工場数

令和7年3月31日現在

県 別	普 通	普 通 小 型	普 通 軽	小 型	軽	計	整 備 主 任 者 数
広 島 県	35	1,781	192	141	13	2,162	5,593
鳥 取 県	3	441	57	18	7	526	1,462
島 根 県	10	448	114	18	2	592	1,770
岡 山 県	32	1,694	50	67	3	1,846	4,712
山 口 県	22	919	135	45	1	1,122	3,008
管 内 計	102	5,283	548	289	26	6,248	16,545
全 国	1,342	84,071	1,734	5,029	235	92,411	219,807

2. 認証工場数の推移

各年度末現在

県 別 \ 年 度	29	30	令和元年	2	3	4	5	6
広 島 県	2,155	2,154	2,155	2,151	2,160	2,156	2,161	2,162
鳥 取 県	495	497	500	509	517	519	525	526
島 根 県	598	593	586	581	584	581	593	592
岡 山 県	1,850	1,853	1,865	1,856	1,855	1,853	1,868	1,846
山 口 県	1,151	1,140	1,129	1,123	1,126	1,116	1,114	1,122
管 内 計	6,249	6,237	6,235	6,220	6,242	6,225	6,261	6,248
全 国	92,156	92,042	92,044	91,788	91,644	91,790	92,247	92,411

3. 指定工場数

令和7年3月31日現在

県 別	指定工場数	自動車検査員 教習修了者数	選任された 自動車検査員数	指定整備率(%)
広島県	786	8,305	2,730	84.4
鳥取県	193	2,142	725	80.9
島根県	280	2,552	1,021	81.7
岡山県	739	5,901	2,322	83.6
山口県	475	4,339	1,659	86.4
管内計	2,473	23,239	8,457	84.0
全国	29,870	—	99,689	75.4

(注) 指定整備率は、軽自動車を除く。

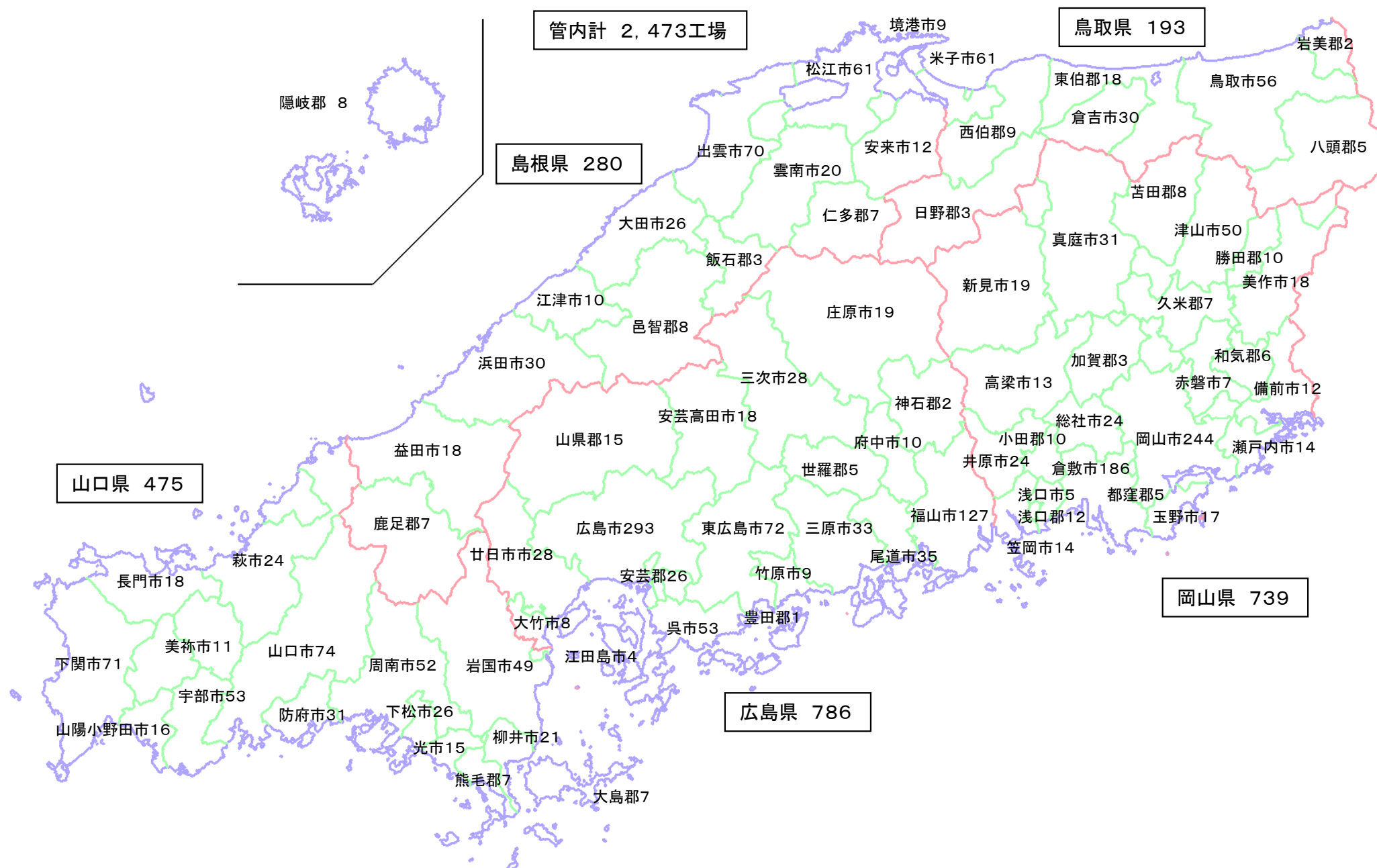
4. 指定工場数の推移

各年度末現在

年 度 県 別	29	30	令和元年	2	3	4	5	6
広島県	772	769	773	779	790	792	786	786
鳥取県	192	190	190	191	193	196	197	193
島根県	294	297	295	293	292	287	282	280
岡山県	710	714	722	727	726	730	735	739
山口県	476	476	474	474	477	478	477	475
管内計	2,444	2,446	2,454	2,464	2,478	2,483	2,477	2,473
指定整備率(%)	83.7	83.9	84.1	84.0	84.3	84.3	84.2	84.0

(注) 指定整備率は、軽自動車を除いた管内計

5. 指定工場の分布図(令和7年3月31日現在)



6. 認定工場数

令和7年3月31日現在

県別	総数	一 種	二 種	特 殊			
				車体整備	車体整備	電気装置	その他
				一 種	二 種	整 備	
広島県	121	14	31	33	28	6	9
鳥取県	6	2	3	0	1	0	0
島根県	12	0	8	0	2	2	0
岡山県	59	8	18	20	8	5	0
山口県	52	7	13	20	4	8	0
管内計	250	31	73	73	43	21	9
全 国	2,516	286	544	598	706	290	92

(注) その他は、原動機整備及びタイヤ整備を示す。

7. 自動車整備士合格者数の推移

種 類 \ 年 度		S26～H30	令和元	2	3	4	5	6	令和6年度 累計	和未計
一 級	大 型	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 型	845	61	67	68	52	49	67	1,209	
	二 輪	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	845	61	67	68	52	49	67	1,209	
二 級	ガ ソ リ ン	49,881	585	550	559	553	604	514	53,246	
	ジ ー ゼ ル	25,483	407	379	363	347	403	340	27,722	
	シ ャ シ	374	8	22	12	20	24	48	508	
	三 輪	1,179	-	-	-	-	-	-	1,179	
	二 輪	1,038	38	27	27	28	43	29	1,230	
	計	77,955	1,038	978	961	948	1,074	931	83,885	
三 級	シ ャ シ	52,074	184	210	229	217	185	203	53,302	
	ガ ソ リ ン	47,647	402	286	368	423	416	396	49,938	
	ジ ー ゼ ル	13,658	32	67	63	56	39	37	13,952	
	軽	1,400	-	-	-	-	-	-	1,400	
	三 輪	1,715	-	-	-	-	-	-	1,715	
	二 輪	3,036	12	6	18	19	14	9	3,114	
	計	119,530	630	569	678	715	654	645	123,421	
特 殊	タ イ ヤ	592	-	-	-	-	-	-	592	
	電 気 装 置	852	10	2	28	44	29	24	989	
	車 体	2,813	44	6	12	33	43	67	3,018	
	計	4,257	54	8	40	77	72	91	4,599	
そ の 他		876	-	-	-	-	-	-	876	
合 計		203,463	1,783	1,622	1,747	1,792	1,849	1,734	213,990	

(注) その他は、二・三輪自動車、小型自動車、電気自動車及び初級(ディーゼル機器・電装・機工)を示す。

8. 自動車整備士一種養成施設

令和7年3月31日現在

種別	県別	指定番号 (認定)	指定年月日 (認定)	名 称	所 在 地	養成対象整備士
種 養 成 施 設	一 島 県	60	S39. 3. 31	広島県立福山高等技術専門校	福山市山手町6-30-1	2か2ち
		319	S46. 12. 18	広島県立三次高等技術専門校	三次市十日市南6-14-1	2か2ち
		441	H元. 10. 19	専門学校広島自動車大学校	安芸郡府中町本町2-9-12	1こ2か2ち2し
		463	H8. 6. 28	専門学校広島工学院大学校	広島市安佐南区大塚東3-2-1	1こ2か2ち特し
		464	H8. 7. 22	広島市立広島工業高等学校	広島市南区東本浦町1-18	3し3か3ち3に
		529	R3. 3. 24	専門学校広島国際学院自動車整備大学校	広島市安芸区上瀬野町517-1	1こ2か2ち
	鳥 取 県	404	S59. 7. 16	鳥取県立産業人材育成センター	米子市夜見町3001-8	2か2ち
		499	H17. 4. 1	鳥取県立境港総合技術高等学校	境港市竹内町925	3し3か3ち
	島 根 県	157	S40. 12. 2	島根県立東部高等技術校	出雲市長浜町3057-11	2か2ち
		509	H18. 6. 22	坪内総合ビジネスカレッジ	松江市東朝日町75-12	2か2ち2に
	岡 山 県	97	S39. 12. 25	岡山県立北部高等技術専門校美作校	美作市安蘇345	2か2ち2に特し
		175	S40. 12. 21	岡山商科大学附属高等学校	岡山市北区南方5-2-45	3し3か3ち3に
		408	S60. 3. 28	おかやま山陽高等学校	浅口市鴨方町六条院中2069	3し3か3ち3に
		418	S62. 3. 7	専門学校岡山自動車大学校	浅口市鴨方町六条院中2045	1こ2か2ち2に
		429	S63. 5. 23	岡山科学技術専門学校	岡山市北区昭和町8-10	1こ2か2ち2に
		506	H17. 11. 4	岡山県立勝間田高等学校	勝田郡勝央町勝間田47	3し3か3ち
	山 口 県	62	S39. 3. 31	山口県立東部高等産業技術学校	周南市瀬戸見15-1	2か2ち
		277	S44. 12. 13	下関国際高等学校	下関市大字伊倉宇四方山7	3し3か3A
		278	S44. 12. 13	宇部鴻城高等学校	宇部市大字際波字の場370	3し3か3A
		317	S46. 12. 18	早鞆高等学校	下関市上田中町8-3-1	3し3か3ち
379		S57. 2. 2	山口県立西部高等産業技術学校	下関市千鳥ヶ丘町21-3	2か2ち	
認定大学	広島県	2級-17	H16. 7. 12	福山大学	福山市東村町字三蔵985-1	2か2ち2し

9. 自動車整備士二種養成施設

令和7年3月31日現在

県別	名 称	教 場 名	所 在 地	養 成 対 象 整 備 士											
				1こ	2か	2ち	2し	2に	3し	3か	3ち	3に	特た	特て	特し
広島県	振広	広島本教場	広島市西区観音新町4丁目13-13-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	興島	東部地区分教場	福山市南今津町43番		○	○			○	○	○				
	会県	西風新都分教場	広島市安佐南区大塚東3丁目2-1				○								○
	技自	福山大学分教場	福山市東村町字三蔵985-1		○	○	○								
	術動	鯛尾分教場	安芸郡坂町鯛尾2丁目6-7		○				○	○					
	講車	安佐南分教場	広島市安佐南区中筋3丁目8-10						○	○					
	習整	河内分教場	東広島市河内町入野字新栃木7907-1		○				○						
	所備	大州分教場	広島市南区大州4丁目10-11		○				○	○					
鳥取県	振鳥	鳥取本教場	鳥取市丸山町233	○	○	○	○		○	○					
	興取	倉吉分教場	東伯郡北栄町弓原334		○	○	○		○	○					
	会県	米子分教場	米子市東福原6丁目7-6		○	○	○		○	○					
島根県	振島	松江本教場	松江市馬潟町43-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	興根	出雲分教場	出雲市斐川町併川1641-2												○
	会県	浜田分教場	浜田市河内町1931	○	○	○			○	○					
	技自	益田分教場	益田市津田町1127-1	○	○	○			○	○					
岡山県	振岡	岡山本教場	岡山市北区富吉5301-7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	興山	津山分教場	津山市平福486		○		○		○	○					
	会県	水島分教場	倉敷市水島海岸通り1丁目1番地		○		○		○	○					
山口県	山口	山口本教場	山口市宝町604	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県	岩国分教場	岩国市室ノ木町1丁目6-10		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	振	柳井分教場	柳井市南町4丁目1-13		○	○	○		○	○	○				
	動	光分教場	光市浅江5丁目27-18		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	車	周南分教場	周南市古泉2丁目14-20		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	整	防府分教場	防府市西浦888		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	備	宇部分教場	宇部市大字善和字牛明203-90		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	振	下関分教場	下関市長府扇町1-53		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	興	萩分教場	萩市平安古550		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口県	技	長門分教場	長門市西深川1800-4		○	○	○		○	○	○				
	術														

(注) 整備士略号

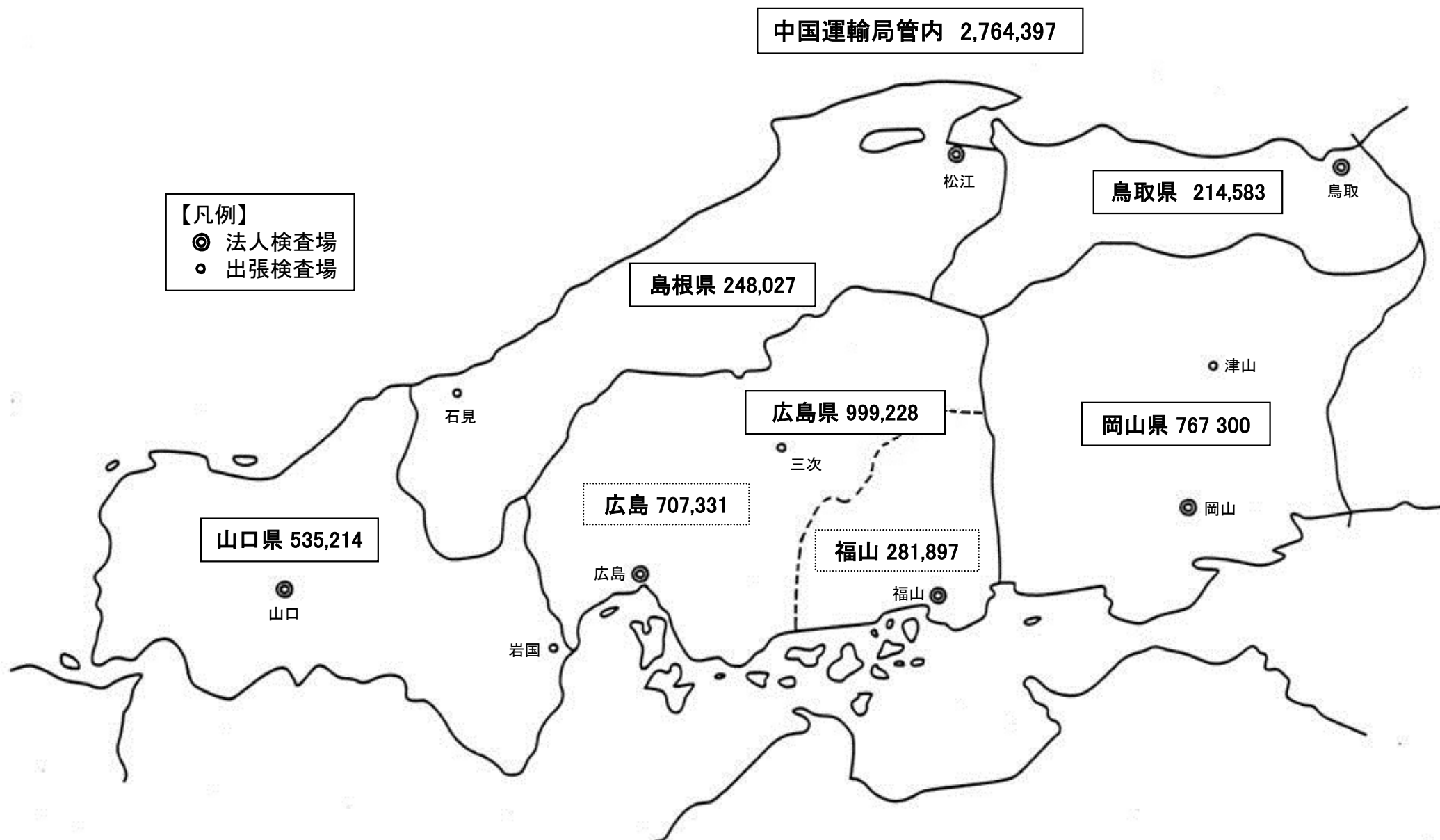
1こ：一級小型自動車

2か：二級ガソリン自動車 2ち：二級ジーゼル自動車 2し：二級自動車シャシ 2に：二級二輪自動車

3か：三級自動車ガソリン・エンジン 3ち：三級自動車ジーゼル・エンジン 3し：三級自動車シャシ 3に：三級二輪自動車

Ⅲ 検査関係

1. 自動車検査場の分布状況及び各県検査対象車両数(令和7年3月31日現在)



2. 中国運輸局管内における自動車検査車両数の推移

各年度末現在

区 分 \ 年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
検査対象車両数(年度末)	2,896,532	2,889,666	2,880,861	2,875,283	2,764,397
検査車両数(再検を除く)	1,532,692	1,508,028	1,543,127	1,526,065	1,533,457
継続検査(指定整備)両数	1,076,609	1,074,478	1,103,809	1,077,141	1,078,043
新規検査(型式指定)両数	169,961	154,922	162,801	170,185	173,341

IV 事故・保安関係

1. 事業用自動車重大事故の概要

(1) 事故件数と死傷者数の推移

各年別現在

年 別 区 分		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
事 故 件 数	広島県	161	135	161	176	189
	鳥取県	17	34	19	29	23
	島根県	30	29	41	47	49
	岡山県	85	72	92	108	122
	山口県	40	34	39	47	35
	総 数	333	304	352	407	418
死 者 数		31	19	42	36	40
負 傷 者 数		125	111	121	140	169

(2) 事故種別別件数の推移

各年別現在

年 別 区 分		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
転 覆		7 (2.1)	11 (3.6)	16 (4.5)	16 (3.9)	12 (2.9)
転 落		7 (2.1)	7 (2.3)	13 (3.7)	13 (3.2)	8 (1.9)
路外逸脱		1 (0.3)	0 (0.0)	3 (0.9)	0 (0.0)	1 (0.2)
火 災		4 (1.2)	11 (3.6)	11 (3.1)	20 (4.9)	10 (2.4)
踏 切		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
衝 突		55 (16.5)	39 (12.8)	49 (13.9)	57 (14.0)	44 (10.5)
車 内		13 (3.9)	8 (2.6)	9 (2.6)	12 (2.9)	11 (2.6)
死 傷		23 (6.9)	24 (7.9)	20 (5.7)	24 (5.9)	30 (7.2)
車 両 故 障		198 (59.5)	173 (56.9)	197 (56.0)	228 (56.0)	255 (61.0)
そ の 他		25 (7.5)	31 (10.2)	34 (9.7)	37 (9.1)	47 (11.2)
総 数		333 (100)	304 (100)	352 (100)	407 (100)	418 (100)

(注) () 内は種別別の比率(%)

(3) 業態別件数の推移

各年別現在

区 分 \ 年	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
パ ス	201 (60.4)	176 (57.9)	201 (57.1)	209 (51.4)	242 (57.9)
ハ イ ・ タ ク	15 (4.5)	19 (6.3)	19 (5.4)	16 (3.9)	25 (6.0)
ト ラ ッ ク	117 (35.1)	109 (35.9)	132 (37.5)	182 (44.7)	151 (36.1)
総 数	333 (100)	304 (100)	352 (100)	407 (100)	418 (100)

注 () 内は業態別の比率(%)

(4) 月別発生件数

区 分 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
令和6	32	25	25	36	29	41	39	41	43	45	23	39	34.8

総数 (418件)

(5) 事業用自動車1,000台当たりの県別事故件数の推移

各年別現在

県 別 \ 年	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
広 島 県	3.7	3.2	3.8	4.1	4.5
鳥 取 県	2.4	4.9	2.7	4.2	3.3
島 根 県	3.7	3.6	5.1	5.9	6.2
岡 山 県	2.5	2.1	2.7	3.2	3.7
山 口 県	2.1	1.8	2.1	2.5	1.9
管 内 計	3.0	2.8	3.2	3.7	3.8

(6) 事業用自動車1,000台当たりの事故種類別件数の推移

各年別現在

区分\年別	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
転 覆	0.06	0.10	0.15	0.15	0.11
転 落	0.06	0.06	0.12	0.12	0.07
路 外 逸 脱	0.01	0.00	0.03	0.00	0.01
火 災	0.04	0.10	0.10	0.18	0.09
踏 切	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
衝 突	0.50	0.35	0.45	0.52	0.40
車 内	0.12	0.07	0.08	0.11	0.10
死 傷	0.21	0.22	0.18	0.22	0.27
車 両 故 障	1.78	1.57	1.79	2.08	2.34
そ の 他	0.23	0.28	0.31	0.34	0.43
総 数	3.00	2.75	3.20	3.71	3.83

(7) 原因別発生件数の推移

各年別現在

年 別 項 目		令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
乗務員に 起因する もの	乗 務 員 の 状 態	21	18	24	32	37
	運 転 操 作 不 良	78	64	79	88	82
	そ の 他	1	0	0	0	2
	計	100	82	103	120	121
相手方に 起因する もの	他の車両等の不注意	20	27	25	27	24
	歩 行 者 等	5	2	5	6	5
	旅客・道路・その他	3	1	4	6	4
	計	28	30	34	39	33
そ の 他		5	19	18	19	7
車 両 故 障		200	173	197	229	257
合 計		333	304	352	407	418

2. 運行管理者数

令和7年3月31日現在

事業の種類 県 別	広 島 県	鳥 取 県	島 根 県	岡 山 県	山 口 県	管 内 計
一 般 乗 合	400	32	82	162	106	782
一 般 貸 切	519	58	128	355	237	1,297
一 般 乗 用	555	75	162	292	212	1,296
特 定 旅 客	57	3	0	78	51	189
一 般 貨 物	4,446	980	980	3,364	1,866	11,636
特 定 貨 物	88	4	7	52	23	174
特 定 第 二 種 利 用 運 送	7	0	0	4	64	75
計	6,072	1,152	1,359	4,307	2,559	15,449

3. 整備管理者数

令和7年3月31日現在

県 別	事 業 用					自 家 用			総 数
	パ ス	ハ イ ・ タ ク	ト ラ ッ ク (軽貨物を除く)	軽 貨 物	そ の 他	レ ン タ カ ー	バ (レンタカーを除く)	ス そ の 他	
広島県	436	428	2,440	4	69	430	249	357	4,413
鳥取県	27	46	522	3	0	102	140	81	921
島根県	107	111	538	5	0	140	346	125	1,372
岡山県	248	227	2,306	64	0	398	283	114	3,640
山口県	129	182	1,138	17	0	285	514	115	2,380
管 内	947	994	6,944	93	69	1,355	1,532	792	12,726

運輸要覧（海事振興部編）

令和 7 年版

目 次

海事振興部編

I	一般海事関係	1
1.	海事思想の普及	1
(1)	海の日における管内海事関係功労者表彰受賞者	1
(2)	「海の月間」行事一覧表	1
2.	海事代理士試験の概要	2
(1)	海事代理士試験の概要	2
(2)	海事代理士の登録状況	2
3.	不開港及び沿岸輸送特許の状況	2
II	旅客船関係	3
1.	旅客航路事業現況表	3
(1)	事業形態別事業者数及び航路数	3
(2)	船種別隻数及び総トン数	4
(3)	航路別	5
2.	異動状況調査表（事業者数及び航路数の異動）	6
3.	国又は地方自治体から補助を受けている航路	6
4.	輸送実績総括表	7
5.	国庫補助航路年度別補助金交付状況	8
6.	国庫補助航路の国庫補助金交付状況	9
7.	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（離島航路構造改革補助金）交付状況	10
8.	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 （交通D X・G Xによる経営改善支援事業）交付状況	10
9.	地域における受入環境整備促進事業費補助金交付状況 （交通サービスインバウンド対応支援事業）	10
III	内航関係	11
1.	内航海運業者数及び支配船腹量	11
2.	資本金別内航海運業者支配船腹量	12
3.	内航船舶所有船腹量	13
IV	港湾運送関係	14
1.	主要取扱貨物の推移	14

2. 港湾運送事業者数	14
3. 資本金別企業規模	15
4. 船舶積卸し実績の推移	16
(1) 総括	16
(2) 年度実績 500 万トン以上の港湾	16
(3) 年度実績 500 万トン未満の港湾	16
5. 港湾福利施設設置状況	17
V 造船施設設備関係	18
1. 造船事業場数	18
VI 造船関係	19
1. 船舶建造量の推移	19
2. 船舶受注量の推移（契約ベース）	19
3. 船舶手持工事量の推移（契約ベース）	19
4. 船舶建造実績及び手持工事量	20
5. 船舶受注実績	20
6. 船舶の修繕実績の推移	21
7. 海洋機器類建造実績の推移	21
VII 関連工業関係	22
1. 船用工業の中国運輸局管内業種別工場数	22
2. 船用工業製品の生産実績の推移	23
VIII 船員労政関係	24
1. 船員の最低賃金	24
2. 船員職業紹介状況	25
3. 管内船員派遣事業許可事業者一覧	26
4. 日本船舶・船員確保計画認定状況	27
IX その他	28
1. モーターボート競走場売上金額及び入場者数	28
2. モーターボート競走場売上金額の推移	29

I 一般海事関係

1. 海事思想の普及

(1) 海の日における管内海事関係功労者表彰受賞者

各年別現在

年 別 区 分	3	4	5	6	7
大 臣 表 彰	5	6	4	4	6
局 長 表 彰	84	77	74	77	56
計	89	83	78	81	62

(2) 「海の月間」 行事一覧表

令和7年度

地区別 行 事	広島	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口
海 の 日 記 念 式 典	○	○	○	○	○	○	○	○	○
海 上 ・ 街 頭 パ レ ード		○						○	
汽 笛 の 一 斉 吹 鳴	○	○	○	○	○		○	○	○
海 浜 の 清 掃 活 動	○	○	○		○		○	○	○
訪 船 慰 問	○	○	○		○				
海 上 安 全 祈 願 祭									
体 験 乗 船 会		○			○	○		○	
ヨット・カッターレース								○	
マ リ ン ス ポ ー ツ 大 会								○	
ソフトボール等球技大会									
ボ ー リ ン グ 大 会	○								
船 舶 の 一 般 公 開					⊖				
海 洋 関 係 施 設 一 般 公 開	○							○	
海 の 図 画 コ ン ク ー ル									
パ ネ ル 展								○	
夏 休 み 子 供 教 室	○							○	
海 洋 安 全 教 室									
記 念 講 演 会 等						○		○	○
花 火 大 会	○								
旅 客 運 賃 の 特 別 割 引	○	○	○	○			○	○	
広 報 関 係 資 料 の 配 布	○	○	○	○	○	○	○	○	○
横 断 幕 掲 示	○		○		○		○	○	

2. 海事代理士試験の概要

(1) 海事代理士試験の概要

種 別 年度別	筆 記 試 験			口述試験 合格者数	試験年月日	
	受験者数	合格者数	合格率(%)			
2	22	7	31.8	4	筆記 口述	R2. 9. 25 R2. 12. 3
3	15	5	33.3	5	筆記 口述	R3. 9. 28 R3. 12. 2
4	28	10	35.7	9	筆記 口述	R4. 9. 27 R4. 12. 1
5	19	5	26.3	5	筆記 口述	R5. 9. 27 R5. 12. 4
6	29	8	27.6	8	筆記 口述	R6. 9. 25 R6. 11. 26

(2) 海事代理士の登録状況

令和7年3月31日現在

区 分	本 局	尾 道	因 島	呉	鳥 取	島 根	岡 山	水 島	山 口	合 計
登 録 者 数	59	57	16	24	10	16	29	13	31	255
登 録 事 務 所 数	62	57	16	25	10	16	29	14	33	262

3. 不開港及び沿岸輸送特許の状況

区 分 年 度	本 局	尾 道	因 島	呉	鳥 取	島 根	岡 山	水 島	山 口	合 計
2	198	162	70	67	6	17	283	18	30	851
	335	40	0	2	8	14	0	107	16	522
3	191	161	83	73	7	41	306	11	20	893
	313	83	0	1	18	3	0	131	35	584
4	203	115	80	69	6	40	263	23	22	821
	281	72	0	1	19	0	0	79	24	476
5	151	122	69	47	2	15	262	13	19	700
	336	73	3	0	32	0	0	95	40	579
6	139	142	54	31	8	21	260	19	18	692
	280	77	1	0	2	1	2	65	51	479

(注) 上段は不開港特許件数、下段は沿岸輸送特許件数。

II 旅客船関係

1. 旅客航路事業現況表

(1) 事業形態別事業者数及び航路数

令和7年4月1日現在

区 分	事 業 者 数																従 業 員 数				航 路 数	
	株 式 会 社					有 限 会 社	合 資 会 社	普 通 公 地 方 体	特 公 別 共 地 方 体	漁 業 協 同 組 合	事 業 協 同 組 合	一 般 財 団 法 人	一 般 社 団 法 人	社 会 福 祉 法 人	個 人	計	役 員	陸 員	海 員	計	計	準 備 中 の も の う ち 休 止 ・ 開
	資 本 金				小計																	
	5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上																		
一般旅客定期	<3> 27	<1> 7	<1> 4		<5> 38	<6> 16		5	2			1	2		1	<11> 65	338	(41) 446	(30) 764	(71) 1,548	95	15
特定旅客定期	(1) 1				(1) 1			1							2	(1) 4		1	4	5	4	
旅客不定期	(8) 19	(4) <1> 7	(3) <1> 5		(15) <1> 31	(4) 20				1	1	(1) 1	(1) 1		4	(21) <1> 60	145	(20) 134	(48) 278	(68) 557	122	
計	(9) <3> 38	(4) <2> 10	(3) <1> 6		(16) <6> 54	(4) <6> 32			2	1	1	(1) 1	(1) 2		7	(22) <12> 107	483	(61) 581	(78) 1,046	(139) 2,110	221	15

- 注 1. 事業者数について、事業者数欄の()は一般旅客定期航路事業との兼業で内数、< >内は第3セクターで内数を計上
2. 従業員数について、一般旅客定期航路事業者で他事業も兼業しているものは、一般旅客定期のみ計上。従業員数欄の()内は、役員兼務で外数を計上
3. 事業者数の合計欄下段は、実数を計上
4. 海上運送法施行令改正（平成14年7月1日施行）により、一般旅客定期航路事業に係る本省権限は地方運輸局に権限委任された。

(2) 船種別隻数及び総トン数

令和7年4月1日現在

区 分	純 客 船								高 速 船				水中翼船		貨 客 船				自動車航送船		合 計	
	鋼 船		木 船		軽 合 金 船		プ ラ ス チ ッ ク 船		軽合金船		プ ラ ス チ ッ ク 船				鋼 船		軽 合 金 船					
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
一般旅客定期	8	319.00			19	578.00	58	791.90	62	3,130.00	16	260.95	1	173.00			1	273.00	84	30,354.00	249	35,879.85
特定旅客定期					1	19.00	3	47.00	1	18.00											5	84.00
旅客不定期	5	3,122.00	13	67.70	14	659.00	119	1,619.71	23	899.00	10	260.06							44	10,389.18	228	17,016.65
計	13	3,441.00	13	67.70	34	1,256.00	180	2,458.61	86	4,047.00	26	521.01	1	173.00	0	0.00	1	273.00	128	40,743.18	482	52,980.50

注 ・本表は、航路別現況表の主船及び予備船について、船種 ・ 船質別に集計したものである。
・同一船舶が複数の事業 ・ 航路に重複して就航する場合については、それぞれ集計した。
・船舶の航路の就航用途により船種を振り分けた。

例 1. 自動車航送船であっても、輸送対象が旅客のみの場合は純客船欄に計上した。
2. 同一船舶で速力調整により、純客船・高速船として就航している場合、運航回数により船種を振り分けた。

(3) 航路別

令和7年4月1日現在

区 分	航 路 特 記 事 項									
	季 節	自 動 車 航 送	離（ 準 離 島 を 含 む ） 島	国 庫 補 助	地 方 補 助	郵 便 物 航 送	新 聞 輸 送	危 険 物 輸 送	通 船	河 川 湖 沼
一般旅客定期	16	41	70	22	17	23	10	23		5
特定旅客定期			4							
旅客不定期	31	1	40						16	12
計	47	42	114	22	17	23	10	23	16	17

2. 異動状況調査表(事業者数及び航路数の異動)

		一 般 旅 客 定 期	特 定 旅 客 定 期	旅 客 不 定 期	計
事業者数	令和6年4月1日現在	67	4 (1)	65 (22)	113
	新 規	0	0	0	0
	廃 止	2	0	5 (1)	6
	令和7年4月1日現在	65	4 (1)	60 (21)	107
航路数	令和6年4月1日現在	98	4	133	235
	新 規	1	0	0	1
	廃 止	4	0	11	15
	令和7年4月1日現在	95	4	122	221

- (注) 1. 事業者数欄の()は、一般旅客定期との兼業で内数(一般旅客定期の新規及び廃止に伴う数を含む)
2. 事業者数の計は、事業ごとの重複を除いた実数を計上

3. 国又は地方自治体から補助を受けている航路

令和7年4月1日現在

区 分	本 局	尾 道	因 島	呉	鳥 取	島根	岡 山	水島	山 口	計
一 般 旅 客 定 期 航 路	23	24	5	7	1	8	6	6	15	95
国 庫 補 助 航 路	1	3	1	2	0	0	1	2	12	22
地 方 補 助 航 路	4	4	2	0	0	2	3	1	0	16

4. 輸送実績総括表

令和6年度実績

区 分		一般旅客定期 航路事業 ①	特定旅客定期 航路事業 ②	旅客不定期 航路事業 ③	合 計 ④ (①+②+③)	左の合計の船舶の種類別内訳			貨物定期 航路事業 ⑤	不定期 航路事業 ⑥	総 計 ④+⑤+⑥
						自動車 航送船	高速船	その他の 旅客船			
輸送実績	航 路 数 計	98	4	133	235	60	64	147	7	401	643
	上記のうち報告のあった航路数	94	3	119	216	58	63	131	6	271	493
	旅 客 輸 送 人 員 人	18,151,911.0	42,611.0	625,846.9	18,820,368.9	14,362,297.0	1,725,166.0	2,732,905.9	4,735.0	360,681.0	19,185,784.9
	旅 客 輸 送 人 キ ロ 人km	131,489,290.1	221,254.0	5,079,094.8	136,789,638.9	83,003,049.9	35,185,983.5	18,600,605.5	12,247.9	0.0	136,801,886.8
自動車等輸送実績	自動車航送をする航路数計	41	0	1	42	42	0	0	0	0	42
	上記のうち報告のあった航路数	39	0	1	40	40	0	0	0	0	40
	バ ス 航 送 台 数 台	3,149.0	0.0	0.0	3,149.0	3,149.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3,149.0
	乗 用 自 動 車 航 送 台 数 台	1,527,190.0	0.0	0.0	1,527,190.0	1,527,190.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,527,190.0
	普 通 ト ラ ッ ク 航 送 台 数 台	293,154.0	0.0	0.0	293,154.0	293,154.0	0.0	0.0	0.0	0.0	293,154.0
	その他の自動車航送台数 台	95,934.0	0.0	0.0	95,934.0	95,934.0	0.0	0.0	0.0	0.0	95,934.0
	合 計 台	1,919,427.0	0.0	0.0	1,919,427.0	1,919,427.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1,919,427.0
	バ ス 輸 送 台 キ ロ 台km	71,948.6	0.0	0.0	71,948.6	71,948.6	0.0	0.0	0.0	0.0	71,948.6
	乗 用 自 動 車 輸 送 台 キ ロ 台km	12,886,523.5	0.0	0.0	12,886,523.5	12,886,523.5	0.0	0.0	0.0	0.0	12,886,523.5
	普 通 ト ラ ッ ク 輸 送 台 キ ロ 台km	5,881,522.0	0.0	0.0	5,881,522.0	5,881,522.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5,881,522.0
	その他の自動車輸送台キロ 台km	766,410.4	0.0	0.0	766,410.4	766,410.4	0.0	0.0	0.0	0.0	766,410.4
	合 計 台km	19,606,404.5	0.0	0.0	19,606,404.5	19,606,404.5	0.0	0.0	0.0	0.0	19,606,404.5
	航 送 旅 客 輸 送 人 員 人	2,375,794.2	0.0	0.0	2,375,794.2	2,375,794.2	0.0	0.0	0.0	0.0	2,375,794.2
	航 送 旅 客 輸 送 人 キ ロ 人km	23,803,336.4	0.0	0.0	23,803,336.4	23,803,336.4	0.0	0.0	0.0	0.0	23,803,336.4

- (注) 1. 「自動車等輸送実績」欄の「航送旅客輸送人員」と「航送旅客輸送人キロ」は、「旅客等輸送実績」欄の「旅客輸送人員」と「旅客輸送人キロ」それぞれのうち数である。
2. 「不定期航路事業」に係る「航路数計」と「上記のうち報告のあった航路数」は、それぞれ「事業者計」と「上記のうち報告のあった事業者数」と読み替える。

5. 国庫補助航路年度別補助金交付状況

(単位:千円)

	管内			全国			全国比(%)		
	事業者数	航路数	補助額	事業者数	航路数	補助額	事業者数	航路数	補助額
平成16年度	20	20	405,272	99	109	3,825,134	20.2	18.3	10.6
17	20	22	426,977	98	107	3,838,309	20.4	20.6	11.1
18	19	21	525,524	98	108	4,691,952	19.4	19.4	11.2
19	19	21	630,117	101	111	5,569,432	18.8	18.9	11.3
20	19	21	844,572	121	118	7,079,946	15.7	17.8	11.9
21	19	21	724,618	96	106	5,493,339	19.8	19.8	13.2
22	19	21	569,830	93	102	4,574,531	20.4	20.6	12.5
23	19	21	587,417	94	104	5,278,878	20.2	20.2	11.1
24	18	20	589,940	109	120	5,822,815	16.5	16.7	10.1
25	18	20	647,811	109	120	5,962,278	16.5	16.7	10.9
26	18	20	690,539	109	119	6,275,803	16.5	16.8	11.0
27	18	20	718,969	108	120	6,195,299	16.7	16.7	11.6
28	17	20	661,161	109	121	6,228,630	15.6	16.5	10.6
29	17	20	696,728	110	121	6,296,612	15.5	16.5	11.1
30	18	21	736,074	108	120	6,326,838	16.7	17.5	11.6
元	18	22	565,098	109	123	6,273,493	16.5	17.9	9.0
2	18	22	760,097	113	126	8,180,981	15.9	17.5	9.3
3	18	22	787,022	114	127	8,953,641	15.8	17.3	8.8
4	18	22	978,948	115	127	8,722,332	15.7	17.3	11.2
5	18	22	978,591	113	124	9,131,094	15.9	17.7	10.7
6	18	22	987,372	111	124	8,939,242	16.2	17.7	11.0

注 補助金額について千円未満の端数は切り捨て処理している。

6. 国庫補助航路の国庫補助金交付状況

(単位:円)

国庫補助航路事業者			航路距離 (km)	令和5年度国庫補助額	令和6年度国庫補助額
名 称	住 所	航路名			
(有)阿多田島汽船	広島県大竹市晴海	阿多田～小方	9.65	6,623,263	18,532,423
走島汽船(有)	〃 福山市鞆町	走島～鞆	7.00	27,433,835	22,912,473
備後商船(株)	〃 福山市沼隈町	常石～尾道	14.50	94,876,354	75,457,647
尾道市	〃 尾道市久保	西浜～細島	2.70	20,762,855	26,991,488
大崎上島町	〃 豊田郡大崎上島町	白水～契島	5.50	46,643,365	42,163,859
斎島汽船(株)	〃 呉市豊浜町	斎島～久比	10.10	21,410,961	20,582,577
		三角～久比	1.25	19,708,065	22,973,924
小 計 (広島 県)				237,458,698	229,614,391
三洋汽船(株)	岡山県笠岡市笠岡	笠岡～飛鳥～六島	28.96	39,516,386	34,177,779
		笠岡～佐柳本浦	40.46	18,453,465	20,059,228
大生汽船(株)	〃 備前市日生町	大多府～日生	13.70	16,766,566	14,619,846
小 計 (岡 山 県)				74,736,417	68,856,853
岩国柱島海運(株)	山口県岩国市新港町	岩国～柱島	36.60	23,356,046	20,309,544
周防大島町	〃 大島郡周防大島町	樽見～日前	10.10	4,614,783	4,155,556
		伊保田～情島	5.00	13,033,619	10,372,387
		久賀～前島	6.05	12,506,884	11,637,522
平郡航路(有)	〃 柳井市南町	平郡～柳井	35.46	27,285,255	29,802,359
上関町	〃 熊毛郡上関町	八島～上関	13.18	16,657,253	18,226,242
熊南総合事務組合	〃 熊毛郡平生町	馬島～麻里府・佐合島～佐賀	10.25	17,210,237	14,722,355
牛島海運(有)	〃 光市牛島	室積～牛島	8.40	29,862,376	24,567,731
大津島巡航(株)	〃 周南市築港町	大津島～徳山	20.90	96,942,010	103,852,193
(有)野島海運	〃 防府市野島	野島～三田尻	14.80	73,095,073	62,219,110
萩海運(有)	〃 萩市東浜崎町	見島～萩	49.85	312,609,515	349,503,808
上関航運(有)	〃 熊毛郡上関町	祝島～柳井	35.40	39,223,500	39,532,863
小 計 (山 口 県)				666,396,551	688,901,670
合 計				978,591,666	987,372,914

(注) 事業年度は、10月～翌年9月までである。

7. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(離島航路構造改革補助金)交付状況

(単位：千円)

年 度	事 業 者 名	航 路 名	国庫補助額	備考
令和6年度	牛 島 海 運 有 限 会 社	室 積 ～ 牛 島	14,202	代替建造
令和6年度	大 津 島 巡 航 株 式 会 社	大 津 島 ～ 徳 山	4,855	調査事業
令和6年度	平 郡 航 路 有 限 会 社	平 郡 ～ 柳 井	4,660	調査事業
令和6年度	岩 国 柱 島 海 運 株 式 会 社	岩 国 ～ 柱 島	3,242	調査事業

8. 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(交通DX・GXによる経営改善支援事業)交付状況

(単位：千円)

年 度	事 業 者 名	国庫補助額	備考
令和6年度	国際両備フェリー株式会社	20,900	券売機の新札対応、実証運航
令和6年度	備 後 商 船 株 式 会 社	999	券売機の新札対応、デジタルサイネージ設置
令和6年度	福 山 市	3,481	券売機の新札及びキャッシュレス決済対応
令和6年度	宮 島 松 大 汽 船 株 式 会 社	697	デジタルサイネージ設置
令和6年度	山 陽 商 船 株 式 会 社	559	船内照明のLED化
令和6年度	大 三 島 フ ェ リ ー 株 式 会 社	457	船内照明のLED化
令和6年度	土 生 商 船 株 式 会 社	8,887	実証運航
令和6年度	弓 場 汽 船 株 式 会 社	11,337	実証運航
令和6年度	瀬戸内シーライン株式会社	8,028	実証運航
令和6年度	周 防 大 島 町	10,724	主機関換装
令和6年度	しまなみ海運株式会社	1,457	実証運航

9. 地域における受入環境整備促進事業費補助金交付状況

(交通サービスインバウンド対応支援事業)

(単位：千円)

年 度	事 業 者 名	国庫補助額	備考
令和6年度	白 鳥 観 光 有 限 会 社	239	トイレの洋式化
令和6年度	瀬戸内シーライン株式会社	466	航路情報及び案内標識等の多言語表記

Ⅲ 内航関係

1. 内航海運業者数及び支配船腹量

令和7年3月31日現在

区 分		事 業 者 数										所有船舶		用船船舶		管理船舶		合 計	
		本局	尾道	因島	呉	鳥取	島根	岡山	水島	山口	合計	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
登録事業者	登録運送	26	17	1	17	0	1	3	7	11	83	305	234,895.50	128	74,049.39	12	30,630.00	445	339,574.89
	登録貸渡	34	26	2	69	0	3	42	34	27	237	380	252,062.32	15	15,446.00	74	71,717.00	469	339,225.32
	登録管理	6	5	0	7	0	1	4	2	6	31					78	86,197.00	78	86,197.00
	計	66	48	3	93	0	5	49	43	44	351	685	486,957.82	143	89,495.39	164	188,544.00	992	764,997.21
届出事業者	届出運送	133	46	5	60	0	6	15	21	86	372	448	7,775.24	49	1,516.01	1	19.00	498	9,310.25
	届出貸渡	22	22	1	19	0	0	12	8	22	106	128	3,847.21	2	29.17	0	0.00	130	3,876.38
	届出管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0	0.00	0	0.00
	計	155	68	6	79	0	6	27	29	108	478	576	11,622.45	51	1,545.18	1	19.00	628	13,186.63
合 計		221	116	9	172	0	11	76	72	152	829	1,261	498,580.27	194	91,040.57	165	188,563.00	1,620	778,183.84

(注) 1. 「登録運送事業者」＝登録運送業のみ、又は登録貸渡業、登録管理業、届出運送業、届出貸渡業、届出管理業のいずれかも併せて行っている者。
「登録貸渡事業者」＝登録貸渡業のみ、又は登録管理業、届出運送業、届出貸渡業、届出管理業のいずれかも併せて行っている者。
「登録管理事業者」＝登録管理業のみ、又は届出運送業、届出貸渡業、届出管理業のいずれかも併せて行っている者。
「届出運送事業者」＝登録運送業、登録貸渡業、登録管理業を行わず、届出運送業のみ、又は届出貸渡業、届出管理業も併せて行っている者。
「届出貸渡事業者」＝登録運送業、登録貸渡業、登録管理業、届出運送業を行わず、届出貸渡業のみ、又は届出管理業も併せて行っている者。
「届出管理事業者」＝届出管理業のみ行っている者。

(注) 2. 休止事業者数を除く。

2. 資本金別内航海運業者支配船腹量

令和7年3月31日現在

業 者 事業者数及び 支配船腹量 資本金別	登 録 運 送			登 録 貸 渡			登 録 管 理			合 計		
	事 業 者	隻 数	総トン数	事 業 者	隻 数	総トン数	事 業 者	隻 数	総トン数	事 業 者	隻 数	総トン数
なし（個人）	6	7	3,513.00	14	15	4,805.26	0	0	0	20	22	8,318.26
1,000万未満	29	78	43,438.60	118	189	95,431.55	17	42	28,680.00	164	309	167,550.15
1,000万～5,000万未満	36	244	201,081.39	102	256	216,724.51	14	36	57,517.00	152	536	475,322.90
5,000万～1億未満	7	76	53,105.50	3	8	22,194.00	0	0	0	10	84	75,299.50
1億～3億未満	4	35	24,720.40	0	0	0	0	0	0	4	35	24,720.40
3億以上	1	4	13,624.00	0	0	0	0	0	0	1	4	13,624.00
合 計	83	444	339,482.89	237	468	339,155.32	31	78	86,197.00	351	990	764,835.21

注1：登録事業者のみ

注2：隻数及び総トン数は、登録事業者の100トン以上船舶のみ

注3：休止事業者を除く

3. 内航船舶所有船腹量

令和7年3月31日現在

船種 船腹量 区分	船 質	貨 物 船		土・砂利・石材専用船		曳 船		油 送 船		特殊タンク船		セメント専用船		自動車専用船		台 船		は し け		合 計	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
本 局	木船	38	641.08	0	0.00	52	396.82	0	0.00	1	93.28	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	91	1,131.18
	鋼船	103	83,701.11	19	10,347.00	127	9,986.63	20	1,378.73	9	6,737.00	9	15,384.00	3	12,878.00	59	45,541.90	5	1,354.00	354	187,308.37
尾 道	木船	24	852.05	0	0.00	6	25.49	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	30	877.54
	鋼船	102	87,790.67	18	12,675.00	76	3,627.89	25	9,292.44	7	5,070.00	4	16,965.00	1	2,329.00	46	22,396.00	3	3,076.00	282	163,222.00
因 島	木船	2	37.32	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	37.32
	鋼船	2	326.70	1	445.00	3	57.71	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	635.00	1	94.30	9	1,558.71
呉	木船	46	795.48	0	0.00	3	26.08	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	49	821.56
	鋼船	85	48,373.56	2	932.00	31	2,599.28	46	40,361.77	12	5,852.00	1	199.73	2	5,986.00	23	18,243.00	3	2,412.20	205	124,959.54
鳥 取	木船	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	鋼船	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
島 根	木船	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	鋼船	8	1,370.00	0	0.00	5	591.80	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	13	1,961.80
岡 山	木船	18	614.24	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	18	614.24
	鋼船	13	2,090.98	1	454.00	7	317.79	74	40,354.90	22	15,194.00	1	6,835.00	0	0.00	7	37,000.00	6	4,296.00	131	106,542.67
水 島	木船	5	90.42	0	0.00	2	51.76	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	7	142.18
	鋼船	78	24,899.57	3	1,234.73	29	2,794.27	11	4,716.99	8	3,840.26	0	0.00	0	0.00	20	16,739.00	6	3,246.40	155	57,471.22
山 口	木船	74	1,636.52	0	0.00	3	16.81	1	11.70	5	293.16	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	83	1,958.19
	鋼船	76	47,811.95	0	0.00	21	958.10	32	11,094.27	48	27,749.00	8	16,403.00	1	8,558.00	3	7,114.00	3	9,889.00	192	129,577.32
合 計	木船	207	4,667.11	0	0.00	66	516.96	1	11.70	6	386.44	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	280	5,582.21
	鋼船	467	296,364.54	44	26,087.73	299	20,933.47	208	107,199.10	106	64,442.26	23	55,786.73	7	29,751.00	160	147,668.90	27	24,367.90	1,341	772,601.63

IV 港湾運送関係

1. 主要取扱貨物の推移

(管内12港) (単位:千トン)

区 分 \ 年 度		4	5	6		
		取 扱 量	取 扱 量	取 扱 量	対前年度比%	主 要 取 扱 港
主 要 貨 物	鉄 鋼	21,061	18,781	18,089	96.3%	福水徳山島下松港港港港
	金 属 鉱	34,304	34,242	33,480	97.8%	水福岡徳山下松港港港港
	石 炭	29,319	28,989	27,922	96.3%	徳福水広田尻島中関港港港港
	自 動 車	11,125	11,898	11,769	98.9%	三水島山島下松港港港港
	そ の 他 鉱 産 品	6,005	5,945	6,149	103.4%	福水徳山島下松港港港港
	原 木	1,372	1,650	1,680	101.8%	呉尾境広水徳山島下松港港港港
	実 入 コ ン テ ナ	14,756	14,574	14,832	101.8%	島山島下松港港港港
	空 コ ン テ ナ	7,768	7,270	7,171	98.6%	徳山島下松港港港港
その他の貨物		15,212	14,918	15,638	104.8%	
合 計		140,922	138,267	136,730	98.9%	

2. 港湾運送事業者数

令和7年3月31日現在

港 湾 名	港 湾 運 送 事 業 者								港 湾 運 送 関 連 事 業 者
	事業者数	業 種 別							
		一 般	港 湾 荷 役			はしけ	いかだ	計	
		一 貫	船 内	沿 岸					
岡 山	5	2	0	0	4	0	0	6	3 (13)
宇 野	4	2	0	1	2	1	0	6	14 (46)
水 島	17	9	5	4	7	3	0	28	28 (99)
笠 岡	1	0	0	0	1	0	0	1	0 (0)
福 山	13	5	5	2	6	2	0	20	11 (37)
尾 道 糸 崎	18	2	5	2	8	0	6	23	9 (33)
呉	9	6	2	4	5	2	0	19	11 (40)
広 島	19	7	3	4	15	3	2	34	26 (98)
境	3	3	1	0	0	0	0	4	1 (4)
岩 国	7	3	0	3	6	0	1	13	9 (45)
徳 山 下 松	12	7	2	7	8	1	0	25	14 (49)
三 田 尻 中 関	11	4	3	0	4	0	0	11	7 (35)
計	119	50	26	27	66	12	9	190	133 (499)

注 港湾運送関連事業者の()内の数字は、船舶内貨物固定、船積貨物警護などの行為の数。

3. 資本金別企業規模

令和7年3月31日現在

資本金 区 分		500万円 未 満	500～ 1,000万円 未 満	1,000～ 5,000万円 未 満	5,000～ 1億円 未 満	1億円以上	計
管 内 本 社	企 業 別	1	2	51	11	6	71
	事業所別	1	2	54	15	10	82
管 外 本 社	企 業 別				1	17	18
	事業所別				1	36	37
計	企 業 別	1	2	51	12	23	89
	(比 率)	(1.1)	(2.2)	(57.3)	(13.5)	(25.8)	(100.0)
	事業所別	1	2	54	16	46	119
	(比 率)	(0.8)	(1.7)	(45.4)	(13.4)	(38.7)	(100.0)

4. 船舶積卸し実績の推移

(1) 総 括

(単位:万トン)

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
外貨貨物	9,325	9,931	9,902	9,776	9,544
内貨貨物	3,901	4,327	4,190	4,051	4,129
合 計	13,225	14,258	14,092	13,827	13,673

(2) 年度実績500万トン以上の港湾

(単位:万トン)

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
水 島 港	4,167	4,462	4,653	4,695	4,701
福 山 港	3,589	4,207	3,900	3,829	3,743
徳山下松港	2,117	2,229	2,237	2,140	2,092
広 島 港	1,380	1,475	1,650	1,596	1,481

(3) 年度実績500万トン未満の港湾

(単位:万トン)

区 分 \ 年 度	2	3	4	5	6
三田尻中関港	443	398	469	494	602
岩 国 港	286	391	397	369	387
呉 港	911	729	402	287	246
境 港	192	222	232	241	226
宇 野 港	75	84	78	92	99
尾道糸崎港	46	40	53	67	78
岡 山 港	16	18	17	14	14
笠 岡 港	3	3	4	3	4

合 計	13,225	14,258	14,092	13,827	13,673
-----	--------	--------	--------	--------	--------

5. 港湾福利施設設置状況

令和7年4月1日現在
(単位:万円)

運 営 施 設	港 湾	名 称	建築費等	竣工年月
総 合 厚 生 施 設	岡 山	岡山港湾福祉センター	1,540	S44. 11
	宇 野	宇野港湾福祉センター	4,571	S46. 3
	水 島	水島港湾会館	23,627	S54. 9
	福 山	福山港湾福祉センター	18,910	S57. 12
	尾 道 糸 崎	尾道糸崎港湾福祉センター	2,961	S49. 9
	呉	呉港湾福祉センター	6,426	S45. 3
	広 島	広島港湾福祉センター	54,106	R 3. 4
	境	境港港湾労働者福祉センター	14,971	S53. 4
	岩 国	岩国港湾福祉センター	10,978	S50. 8
	徳 山 下 松	徳山下松港湾福祉センター	10,300	S47. 6
	三田尻中関	三田尻中関港湾福祉センター	17,500	S59. 5
	岡 山	岡山港湾高島埠頭休憩所	69	S52. 1
現 場 関 係 施 設	呉	呉港湾川原石西埠頭休憩所	3,564	S53. 7
		呉港湾川原石南埠頭休憩所	4,910	S61. 9
	広 島	広島港湾出島休憩所	4,195	S48. 6
		広島港湾海田休憩所	4,952	S62. 3
		広島港湾廿日市休憩所 (休止中)	8,900	S55. 9
	徳 山 下 松	徳山下松港湾晴海埠頭休憩所	14,090	H 8. 2
	三田尻中関	三田尻中関港湾中関休憩所	7,490	H 2. 11
	水 島	水島港湾技能教習所	372	H13. 11
職業訓練施設	水 島	水島港湾技能教習所	372	H13. 11

V 造船施設設備関係

1. 造船事業場数

中国運輸局管内造船所数

(令和7年4月1日現在)

造船法		小型船造船業法	造船所数合計
許 可	届 出	登録	
造船所数	造船所数	造船所	
51	34	65	150

(注)

1. 国土交通省資料による
2. 造船法許可造船所は、500総トン以上又は長さ50メートル以上の鋼船を製造、修繕することができる造船所
3. 小型船造船業登録造船所は、20総トン以上又は長さ15メートル以上の鋼船（500総トン以上又は長さ50メートル以上のものを除く。）及び木船を製造、修繕することができる造船所
4. 造船所数合計は、造船法及び小型船造船業法に基づいて、許可、登録、届出されている造船所の数

VI 造船関係

1. 船舶建造量の推移

区 別 \ 年度別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
大型造船所	76	3,011,185	48	1,953,309	51	2,091,541	54	2,248,312	48	2,040,778
中型造船所	30	26,795	28	21,358	22	61,377	24	26,528	25	19,676
小型造船所	17	704	25	818	17	763	17	455	15	725
合 計	123	3,038,684	101	1,975,485	90	2,153,681	95	2,275,295	88	2,061,179
全 国 比	21.6%	25.3%	19.3%	21.1%	23.4%	25.5%	22.7%	23.0%	21.2%	22.7%

2. 船舶受注量の推移(契約ベース)

区 別 \ 年度別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
大型造船所	48	1,862,992	74	3,156,296	48	2,341,783	50	2,259,746	45	2,173,600
中型造船所	35	35,294	24	51,734	24	16,859	30	66,076	27	27,120
小型造船所	16	721	26	1,188	17	761	21	1,011	14	685
合 計	99	1,899,007	124	3,209,218	89	2,359,403	101	2,326,833	86	2,201,405

3. 船舶手持工事量の推移(契約ベース)

区 別 \ 年度別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
大型造船所	138	6,218,711	164	7,421,698	162	7,672,150	158	7,683,584	155	7,816,406
中型造船所	44	47,585	41	78,105	43	33,587	49	73,135	51	80,579
小型造船所	25	870	26	1,240	26	1,238	30	1,794	29	1,754
合 計	207	6,267,166	231	7,501,043	231	7,706,975	237	7,758,513	235	7,898,739

- 注
1. 受注量及び手持工事量は契約ベースにより集計したものである。
 2. 船舶手持工事量は各年度末3月末現在の数値である。
 3. 大型造船所は、10,000総トン以上の船舶の建造設備を有する造船所をいう。
 4. 中型造船所は、500総トン数以上10,000総トン数未満の船舶の建造設備を有する造船所をいう。
 5. 小型造船所は、500総トン数未満の船舶の建造設備を有する造船所をいう。

4. 船舶建造実績及び手持工事量

令和6年度

船 舶 造船所別		建 造 実 績								手持工事量	
		貨物船		タンカー		その他		合 計		令和7年3月31日現在	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	前年度比 (G/T)	隻数 総トン数
大型造船所	国内船	1	11,900	0	0	4	20,882	5	32,782	90.8%	155 7,816,406
	輸出船	42	2,003,196	1	4,800	0	0	43	2,007,996		
中型造船所	国内船	8	4,242	9	11,402	5	467	22	16,111	74.2%	51 80,579
	輸出船	1	670	2	2,895	0	0	3	3,565		
小型造船所	国内船	0	0	0	0	15	725	15	725	159.3%	29 1,754
	輸出船	0	0	0	0			0	0		
合 計		52	2,020,008	12	19,097	24	22,074	88	2,061,179	90.6%	235 7,898,739
前 年 度 比		88.1%	90.0%	133.3%	85.8%	88.9%	229.7%	92.6%	90.6%		99.2% 101.8%

5. 船舶受注実績

令和6年度

船 舶 造船所別		貨 物 船		タ ン カ ー		そ の 他		合 計	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数 前年度比 (G/T)
大型造船所	国内船	0	0	0	0	3	10,100	3	10,100
	輸出船	37	2,075,000	5	88,500	0	0	42	2,163,500
中型造船所	国内船	9	6,868	8	2,872	6	764	23	10,504
	輸出船	0	0	2	14,240	2	2,376	4	16,616
小型造船所	国内船	0	0	1	99	13	586	14	685
	輸出船	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		46	2,081,868	16	105,711	24	13,826	86	2,201,405
前 年 度 比		85.2%	100.8%	80.0%	41.5%	88.9%	240.0%	85.1%	94.6%

- 注
1. 受注量及び手持工事量は契約ベースにより集計したものである。
 2. 船舶手持工事量は各年度末3月末現在の数値である。
 3. 大型造船所は、10,000総トン以上の船舶の建造設備を有する造船所をいう。
 4. 中型造船所は、500総トン数以上10,000総トン数未満の船舶の建造設備を有する造船所をいう。
 5. 小型造船所は、500総トン数未満の船舶の建造設備を有する造船所をいう。

6. 船舶の修繕実績の推移

(単位:百万円)

年 別 区 別	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	隻数	売上高	隻数	売上高	隻数	売上高	隻数	売上高	隻数	売上高
修 繕 実 績	3,101	45,252	2,770	38,710	2,528	39,375	2,537	40,466	2,578	61,408
全 国 比	19.2%	26.4%	18.9%	12.0%	17.7%	23.6%	17.9%	22.8%	18.2%	29.5%

注 鋼・木・FRP船の合計

7. 海洋機器類建造実績の推移

(単位:千円)

年度別 区 別	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	隻(基)	金 額	隻(基)	金 額	隻(基)	金 額	隻(基)	金 額	隻(基)	金 額
海 洋 機 器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の非自航船	2	204,500	2	251,500	3	610,000	0	0	2	140,000
計	2	204,500	2	251,500	3	610,000	0	0	2	140,000

- 注 1. 海洋機器には、洋上プラント、ケーソンドック、クレーンバージ、浚渫船、海洋石油掘削装置（リグ）等の海洋作業開発機器（船）、海上施設等を計上した。
2. その他の非自航船には、台船、ハシケ、浮桟橋等の無動力船等を計上した。

VII 関連工業関係

1. 船用工業の中国運輸局管内業種別工場数

令和6年12月31日現在

製 造 品 目	工場数
舶 用 タ ー ビ ン	5
舶 用 内 燃 機 関	19
舶用補助機械（ボイラを含む）	26
係 船 荷 役 機 械	14
軸 系 プ ロ ペ ラ	13
航 海 用 機 器	3
艀 装 品 、 そ の 他	46
合 計	126

※注

工場数：品目に該当する船用製品の製造実績のある工場の数

2. 船用工業製品の生産実績の推移

単位：百万円

品目	令和4年	令和5年	令和6年		
			生産高	構成比率	前年比率
舶用タービン	2,911	985	3,518	1.5%	357%
舶用内燃機関	87,729	111,415	115,593	50.3%	104%
舶用補助機械（ボイラを含む）	31,054	39,016	49,706	21.7%	127%
係船荷役機械	4,285	5,243	6,240	2.7%	119%
軸系プロペラ	18,816	24,051	28,730	12.5%	119%
航海用機器	710	840	957	0.4%	114%
艀装品、その他	20,367	23,327	24,941	10.9%	107%
合計	165,872	204,877	229,685	100%	112%

VIII 船員労政関係

1. 船員の最低賃金

令和7年10月1日現在

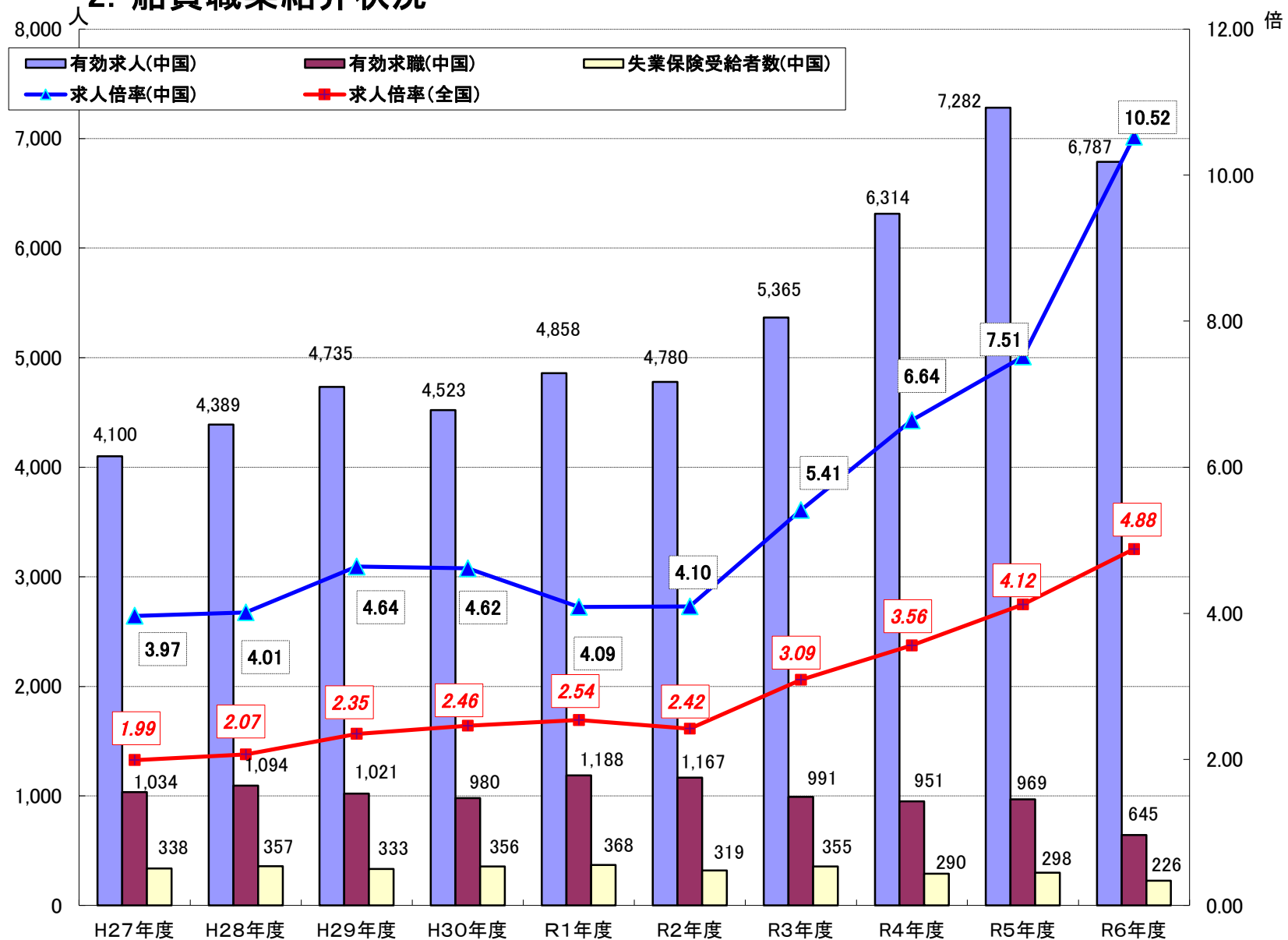
種 別		最 低 賃 金 額		効力発生	適 用 範 囲	適用地域	備 考
内航鋼船運航業	全 国	職 員	267,950	R7.3.12	国内各港間のみを航海する鋼船 沿海区域で100G/T未満 平 水 区 域 除く	全 国	除く 〔漁 船 サルベージ船〕
		(※注1)	251,500				
		部 員	209,350				
		(※注2)	200,050				
内航鋼船運航業 及び木船運航業	中 国	職 員	269,700	R7.4.6	平水区域 沿海区域で100G/T未満 鋼製はしけ 木 船	中 国	
		(※注1)	253,150				
		はしけ長	269,700				
		部 員	211,100				
		(※注2)	201,700				
海上旅客運送業	全 国	職 員	264,750	R7.3.12	遠洋区域 近海区域 沿海区域で100G/T以上	全 国	
		(事務部)	209,750				
	中 国	部 員	201,900	R7.4.6	平水区域、限定沿海区域 沿海区域で100G/T未満	中 国	事務部職員の特例なし
		職 員	263,450				
		部 員	196,800				
かつお・まぐろ漁業		1人歩船員	213,300	R7.312	大臣指定漁業 12号 (10/GT以上)	全 国	
大 型 い か 釣 り 漁 業		1人歩船員	213,300	R7.6.8	旧 指定漁業13号 (30 G/T以上で、釣りによってイカ をとるもの)	全 国	
沖 合 底 び き 網 漁 業		1人歩船員	213,300	R7.4.6	大臣許可漁業 1 号 (15G/T以上)	中 国	沖合底びき網漁業の 雇入期間のみ
		〔鳥取県・島根 県及び山口県 の2そうびき〕	196,000				
大 中 型 ま き 網 漁 業		1人歩船員	213,300	R7.4.6	大臣許可漁業 7号 (40G/T以上)	中 国	大中型まき網漁業の 雇入期間のみ

※注1 次の表の左欄に掲げる船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ同表右欄に掲げる期間に満たない者に適用する。

海員学校(独立行政法人海員学校を含む。以下同じ。)本科	4年6月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程	
海員学校乗船実習科	4年
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程乗船実習科	
海上保安学校本科	
海員学校インターンシップ課程(本科)	3年6月
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程(本科)	
海員学校専修科	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科	2年6月
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校専攻科の課程	
海技大学校(独立行政法人海技大学校を含む。以下同じ。)海技士科(三級海技士(航海科、機関科)第四)	
海技大学校海上技術科(航海科、機関科)	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース(航海、機関)	
船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた商船高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。)の課程	2年
海員学校インターンシップ課程(専修科)	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程インターンシップ課程(専修科)	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程海上技術コース(航海専修、機関専修)	6月

※注2 海上経歴3年未満の部員に適用する。
海上経歴を計算するときは、海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業者については3年を、その他の海員学校の卒業者又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業者についてはその修業年限の期間を、船舶職員養成施設として指定を受け、又は登録を受けた水産系高等学校の課程の卒業者については2年を、その他の高等学校卒業者については1年を、それぞれ海上経歴とみなす。

2. 船員職業紹介状況



3. 管内船員派遣事業許可事業者一覧

令和7年10月1日現在

整理番号	許可番号	許可年月日	船員派遣元事業主の氏名又は名称 船員派遣元事業主の住所	船員派遣事業を行う事業所の名称 船員派遣事業を行う事業所の住所	有効期間
1	第1号	H17.6.6	株式会社イコース 山口県周南市御幸通二丁目12番地	株式会社イコース 山口県周南市御幸通二丁目12番地	R5.6.6～R10.6.5
2	第6号	H17.6.6	株式会社広島シッピング 広島県広島市南区稲荷町4番1号	株式会社広島シッピング 広島県広島市南区稲荷町4番1号	R5.6.6～R10.6.5
3	第47号	H17.8.29	株式会社フロンティア 広島県呉市下蒲刈町下島3257番地2	株式会社フロンティア 広島県呉市下蒲刈町下島3256番地1	R5.8.29～R10.8.28
4	第66号	H17.10.28	有限会社三和海運 岡山県備前市日生町大多野139番地	有限会社三和海運 岡山県備前市日生町日生87番地3	R5.10.28～R10.10.27
5	第104号	H18.7.27	藤光汽船有限公司 広島県福山市松永町五丁目23番25号	藤光汽船有限公司 広島県福山市松永町五丁目23番25号	R6.7.27～R11.7.26
6	第130号	H18.10.31	株式会社アウル 広島県呉市下蒲刈町下島2358番地1	株式会社アウル 広島県呉市下蒲刈町下島2358番地1	R6.10.31～R11.10.30
7	第131号	H19.1.26	日東タグ株式会社 岡山県倉敷市南畝一丁目15番30号	日東タグ株式会社 岡山県倉敷市南畝一丁目15番30号	R7.1.26～R12.1.25
8	第150号	H19.7.31	株式会社エムティシー 山口県柳井市南町三丁目6番13号	株式会社エムティシー 山口県柳井市南町三丁目6番13号	R7.7.31～R12.7.30
9	第186号	H21.3.23	一真海運株式会社 広島県呉市西川原石町3番22号	一真海運株式会社呉営業所 広島県呉市宝町4番44号中央棧橋タミナルビル3階	R4.3.23～R9.3.22
10	第193号	H21.7.29	山陰臨海サービス株式会社 島根県浜田市長浜町1785番地8	山陰臨海サービス株式会社本社 島根県浜田市長浜町1785番地8	R4.7.29～R9.7.28
11	第201号	H21.12.2	東栄汽船株式会社 広島県江田島市大柿町深江4182番地	東栄汽船株式会社広島事務所 広島県広島市中区千田町3丁目5番23-101号	R4.12.2～R9.12.1
12	第214号	H22.11.10	東幸海運株式会社 兵庫県神戸市東灘区佐喜本町3丁目10-6	東幸海運株式会社 因島営業所 広島県尾道市因島重井町字連谷5419番地1	R5.11.10～R10.11.9
13	第221号	H23.8.31	神原マリン株式会社 広島県福山市沼隈町大字常石1083番地	神原マリン株式会社 広島県福山市沼隈町大字常石1083番地	R6.8.31～R11.8.30
14	第231号	H24.2.1	末田海運株式会社 広島県豊田郡大崎上島町原田629番地の2	末田海運株式会社 広島県豊田郡大崎上島町原田629番地の2	R7.2.1～R12.1.31
15	第243号	H24.12.6	株式会社ダイキ 広島県呉市広白石二丁目7番5-201号	株式会社ダイキ 広島県呉市広白石二丁目7番5-201号	R2.12.6～R7.12.5
16	第246号	H25.1.28	庄山汽船有限公司 広島県広島市南区宇品海岸二丁目15番17号	庄山汽船有限公司 広島県広島市南区宇品海岸二丁目15番17号	R3.1.28～R8.1.27
17	第247号	H25.1.28	其和水産株式会社 鳥取県境港市栄町65番地	其和水産株式会社 鳥取県境港市栄町65番地	R3.1.28～R8.1.27
18	第249号	H25.2.25	山崎海運株式会社 広島県呉市善門町早瀬二丁目7番22号	山崎海運株式会社 広島県呉市善門町早瀬二丁目7番22号	R3.2.25～R8.2.24
19	第256号	H25.5.27	株式会社ゲイナンマリン 広島県呉市倉橋町2875番地	株式会社ゲイナンマリン 広島県呉市倉橋町2875番地	R3.5.27～R8.5.26
20	第279号	H27.6.2	ブルーマリン株式会社 岡山県備前市日生町日生854番地	ブルーマリン株式会社 岡山県備前市日生町日生841番地の2マツシロビル5Fブーストステージ404号	R5.6.2～R10.6.1
21	第281号	H27.8.31	株式会社広祥マリン 広島県広島市南区翠園一丁目14番15-2号	株式会社広祥マリン 広島県広島市南区翠園一丁目14番15-2号	R5.8.31～R10.8.30
22	第313号	H29.8.29	株式会社サンマンヨシ 岡山県笠岡市新横島578番地6	株式会社サンマンヨシ 岡山県笠岡市新横島578番地6	R7.8.29～R12.8.28
23	第314号	H29.8.29	神原タグラマリンサービス株式会社 広島県福山市沼隈町大字常石1083番地	神原タグラマリンサービス株式会社 広島県福山市沼隈町大字常石字津道263-10-5	R7.8.29～R12.8.28
24	第319号	H29.11.7	岡山海運株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通二丁目1番地27	岡山海運株式会社 岡山県倉敷市水島海岸通二丁目1番地27	R2.11.7～R7.11.6
25	第323号	H29.11.28	富美船舶株式会社 広島県江田島市江田島町小用三丁目1番11号	富美船舶株式会社 広島県江田島市江田島町小用三丁目1番11号	R2.11.28～R7.11.27
26	第325号	H30.2.1	清友海上防災株式会社 岡山県倉敷市玉島勇崎134番地の1	清友海上防災株式会社 岡山県倉敷市玉島勇崎134番地の1	R3.2.1～R8.1.31
27	第335号	H30.5.29	コーウン・マリン株式会社 山口県周南市野村一丁目23番15号	コーウン・マリン株式会社 山口県周南市野村一丁目23番15号	R3.5.29～R8.5.28
28	第355号	R1.7.1	友幸海運株式会社 山口県周南市千代田町6番9-301号	友幸海運株式会社 山口県周南市千代田町6番9-301号	R4.7.1～R9.6.30
29	第360号	R1.11.6	向島ドック株式会社 広島県尾道市向島町864番地の1	向島ドック株式会社 広島県尾道市向島町864番地の1	R4.11.6～R9.11.5
30	第366号	R2.4.6	株式会社AnchorS 岡山県備前市日生町寒河1439番地1	株式会社AnchorS 岡山県備前市日生町寒河1439番地1	R5.4.6～R10.4.5
31	第378号	R2.9.1	KOX株式会社 山口県熊毛郡田布施町大字麻郷204番地1	KOX株式会社 山口県熊毛郡田布施町大字麻郷204番地1	R5.9.1～R10.8.31
32	第386号	R3.3.5	株式会社NIPPON MARITIME TRADING 山口県熊毛郡田布施町大字麻郷3439番地4	株式会社NIPPON MARITIME TRADING 山口県熊毛郡田布施町大字麻郷3439番地4	R6.3.5～R11.3.4
33	第390号	R3.5.17	株式会社東邦船舶 広島県広島市中区鞆町3番1号	株式会社東邦船舶 広島県広島市中区鞆町3番1号	R6.5.17～R11.5.16
34	第392号	R3.7.14	旗手海運株式会社 広島県尾道市西御所町7番5号	旗手海運株式会社 広島県尾道市西御所町7番5号	R6.7.14～R11.7.13
35	第393号	R3.7.14	株式会社ディークリエイト 広島県呉市中通一丁目3番16号K・cityビル4F	株式会社ディークリエイト 広島県呉市中通一丁目3番16号K・cityビル4F	R6.7.14～R11.7.13
36	第400号	R3.11.2	TMS株式会社 岡山県備前市日生町日生648番地28	TMS株式会社 岡山県備前市日生町日生648番地28	R6.11.2～R11.11.1
37	第405号	R4.3.15	向島マリーナ株式会社 広島県尾道市山波町1905番地の24	向島マリーナ株式会社 広島県尾道市山波町1905番地の24	R7.3.15～R12.3.14
38	第408号	R4.7.5	岡本汽船株式会社 広島県福山市鞆町後地1722番地	岡本汽船株式会社 広島県福山市鞆町後地1722番地	R7.7.5～R12.7.4
39	第411号	R4.9.1	東洋シッピングエージェンシー株式会社 広島県呉市中央二丁目4-24リベラビル	東洋シッピングエージェンシー株式会社 広島県呉市中央二丁目4-24リベラビル	R7.9.1～R12.8.31
40	第414号	R4.11.21	有限会社トレジャー海運 山口県下松市生野屋四丁目3-11	有限会社トレジャー海運 山口県下松市生野屋五丁目2番22号	R4.11.21～R7.11.20
41	第416号	R5.2.20	光栄海運株式会社 岡山県笠岡市横島585番地9	光栄海運株式会社 岡山県笠岡市緑町6番地57	R5.2.20～R8.2.19
42	第419号	R5.3.1	日徳汽船株式会社 広島県広島市東区光町1-12-20	日徳汽船株式会社 広島県広島市東区光町1-12-20	R5.3.1～R8.2.28
43	第423号	R5.3.31	株式会社福吉海運 岡山県笠岡市美の浜29番地30	株式会社福吉海運 岡山県笠岡市美の浜29番地30	R5.3.31～R8.3.30
44	第424号	R5.3.31	株式会社シークレスト 岡山県備前市日生町日生641番地27	株式会社シークレスト 岡山県備前市日生町日生641番地27	R5.3.31～R8.3.30
45	第439号	R5.12.26	神原マリンテクノ(株) 広島県福山市沼隈町大字常石1083番地	神原マリンテクノ(株) 広島県福山市沼隈町大字常石665番地2	R5.12.26～R8.12.25
46	第458号	R6.12.13	日生クルーサービス株式会社 岡山県備前市日生町寒河2595番地27	日生クルーサービス株式会社 岡山県備前市日生町寒河2595番地27	R6.12.13～R9.12.12
47	第465号	R7.6.24	株式会社三陽 広島県広島市中区西平塚町8番12号	株式会社三陽 広島県広島市中区西平塚町8番12号	R7.6.24～R10.6.23
48	第467号	R7.7.2	新興海事有限公司 広島県広島市南区宇品御幸二丁目15番25号	新興海事有限公司 広島県広島市南区宇品御幸二丁目15番25号	R7.7.2～R10.7.1
49	第473号	R7.8.14	幸洋汽船有限公司 山口県防府市大字新田1855番地	幸洋汽船有限公司 山口県防府市大字新田1855番地	R7.8.14～R.10.8.13

4. 日本船舶・船員確保計画認定状況

令和7年4月1日現在

(1) 業種別内訳事業者数

	令和3年度 開始分	令和4年度 開始分	令和5年度 開始分	令和6年度 開始分	令和7年度 開始分
貨物船	12	6	9	8	2
旅客船	0	1	1	2	0
合 計	12	7	10	10	2

(2) 計画期間別内訳事業者数

	令和3年度 開始分	令和4年度 開始分	令和5年度 開始分	令和6年度 開始分	令和7年度 開始分
3 年	0	0	0	0	0
4 年	0	0	0	0	0
5 年	12	7	10	10	2
合 計	12	7	10	10	2

(3) 事業内容別内訳件数

	令和3年度 開始分	令和4年度 開始分	令和5年度 開始分	令和6年度 開始分	令和7年度 開始分
グループ化の促進	0	0	0	0	0
船員の資格取得促進	0	0	0	0	0
新規供給源からの採用促進	0	0	0	0	0
船員の計画雇用促進	12	7	10	10	2

※1つの事業者が複数の事業を行う場合がある。

(4) 認定事業者が計画期間中に採用予定船員の内訳 (人数)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
船員経験者	59	49	36	42	61
船員教育機関卒業生	22	24	32	48	27
船員教育機関卒業生以外	60	59	62	77	63
(うち退職自衛官)	13	10	19	12	11
未経験者 計	82	83	94	125	90
(うち女性船員)	13	0	2	3	0
採用予定者数 合計	141	132	130	167	151

IX その他

1. モーターボート競走場売上金額及び入場者数

	年度	開催	無観客	売 上 金 額 (千円)		入 場 者 数 (人)	
		日数	日数	年間売上金額	一日平均売上金額	年間入場者数	1日平均入場者数
児 島 競走場	H3	180		64,132,647	356,292 (100.0)	1,102,103	6,123 (100.0)
	R4	198		78,887,590	398,422 (111.8)	169,284	855 (14.0)
	R5	198		79,215,256	400,077 (112.3)	182,422	921 (15.0)
	R6	190		73,605,326	387,396 (108.7)	153,216	806 (13.2)
宮 島 競走場	H3	156		58,506,756	375,043 (100.0)	905,926	5,807 (100.0)
	R4	201		89,156,994	443,567 (118.3)	142,800	710 (12.2)
	R5	201		79,360,665	394,829 (105.3)	143,914	716 (12.3)
	R6	201		82,673,983	411,313 (109.7)	149,611	744 (12.8)
徳 山 競走場	H3	180		35,390,394	196,613 (100.0)	757,745	4,210 (100.0)
	R4	198		84,437,326	426,451 (216.9)	122,657	619 (14.7)
	R5	198		88,130,694	445,105 (226.4)	134,263	678 (16.1)
	R6	186		85,414,345	459,217 (233.6)	133,646	719 (17.1)
管 内 合 計	H3	516		158,029,797	306,259 (100.0)	2,765,774	5,360 (100.0)
	R4	597		252,481,910	422,918 (138.1)	434,741	728 (13.6)
	R5	597		246,706,615	413,244 (134.9)	460,599	772 (14.4)
	R6	577		241,693,654	418,880 (136.8)	436,473	756 (14.1)

- 注 1. ()内は、全国の売上高が最高だった平成3年度を100とした指数である。
 2. 令和元年度以降の1日平均入場者数は、無観客日数を除いた日数で除している。

2. モーターボート競走場売上金額の推移

(単位:千万円)

年 度 区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児 島	2,454	2,936	3,160	3,225	3,212	3,866	4,794	6,221	8,347	7,888	7,921	7,360
宮 島	1,797	2,445 〈3,636〉	3,674 〈4,583〉	3,182	3,355	3,680	4,988	7,057	8,615	8,915	7,936	8,267
徳 山	2,421	2,694	3,360	3,821	4,363	5,201	6,418	8,355	8,266	8,443	8,813	8,541
全 国	94,759	99,528	104,228	111,115	123,788	137,279	154,349	209,514	239,262	241,424	242,201	252,278

注 1 全国とは全国24競走場の売上金額合計である。

2 平成26年度及び平成27年度宮島競走場の〈 〉内は、鳴門競走場が護岸工事中で開催できなかったため、代替開催分を含む。

運輸要覧（海上安全環境部編）

令和 7 年版

目 次

海上安全環境部編

I	海洋汚染防止関係	1
	廃油処理施設	1
II	船舶油濁等損害賠償保障法関係	2
III	船舶登録及び測度関係	3
	1. 登録船舶状況	3
	2. 管内及び全国の登録船舶の推移	4
	3. 船舶のトン数測度	5
IV	船舶検査関係	6
	1. 船舶検査の状況	6
	2. 製造認定事業場	6
	3. 改造修理認定事業場	6
	4. 整備認定事業場	7
	5. 船舶型式承認物件	7
	6. 船舶電気ぎ装工事事業者の施設及び能力基準適合事業所	8
	7. サービスステーション	9
	8. J C I（日本小型船舶検査機構）	10
	9. その他の検査機関	10
	(1) 日本海事協会（NK）	10
	(2) 日本海事検定協会（NKKK）	10
V	船員法適用船員等の概要	11
	1. 船舶所有者数、船舶数、船員数の現況	11
	2. 船舶所有者数、船舶数、船員数の推移	11
	3. 船員法関係業務の処理状況	12
	4. 労務監査の状況	13
	5. 災害疾病発生の現状と推移	13
	(1) 災害疾病発生状況	13
	(2) 年度別災害発生状況	14
	(3) 年度別疾病発生状況	15

6. 船員労働安全衛生月間運動実施状況	16
7. 船員安全衛生推進会設立状況	16
VI 海技資格に関する業務の概要	17
1. 海技士国家試験実施状況(中国・大型)	17
2. 海技士及び小型船舶操縦士免許関係事務取扱状況	18
3. 境水先区水先実績	18
VII 管内旅客船事故発生状況	19
VIII 外国船舶監督の概要	20
1. P S Cのはじまりと現状	20
2. 中国運輸局におけるP S Cの現状	20
3. P S Cに関する国際的な技術協力	20

I 海洋汚染防止関係

廃油処理施設

令和7年10月1日現在

事 務 所 の 名 称	本 社 所 在 地 事 務 所 又 は 施 設 の 所 在 地	事 業 許 可 (届出受理) 年 月 日	事業開始 年 月 日	設 備	1 日 平 均 処理能力	受入タンク 容 量	備 考
E N E O S 株 式 会 社 水 島 製 油 所	東京都千代田区大手町1丁目1番2号 倉敷市水島海岸通4丁目2番	S46. 10. 11	S46. 12. 2	A. P. I 800m ³ /H 1基 活性汚泥設備併用	800m ³	1000KL×2	自 重 軽
公 協 産 業 株 式 会 社	岡山市東区中尾126番地4 岡山市東区沼2088番地の1	H16. 7. 16	H16. 8. 1	調整分離方式 12. 5m ³ /H 混合調整（燃料化） 10m ³ /H 混合調整（燃料化） 10m ³ /H	100m ³ 80m ³ 80m ³	50KL×4 35KL×2 30KL×2 26KL×3 20KL×3 15KL×1 10KL×1	営 重 軽
内 田 工 業 株 式 会 社	倉敷市松江3丁目2番46号 倉敷市松江3丁目222番1、227番2	H19. 6. 25	H19. 6. 25	遠心分離 6m ³ /H 静置方式3. 375m ³ /H	90m ³ 27m ³	50KL×1 45KL×1	営 重 軽
ツネイシカムテックス 株 式 会 社	福山市沼隈町大字常石1083番地 福山市箕沖町107番地5	S42. 9. 1	S42. 6. 1 (法施行 前)	T. P. I 30m ³ /H 2基	1, 438m ³	2500m ³ ×2	営 重 軽
株 式 会 社 中 国 開 発	尾道市西藤町字志村75－132	H21. 10. 21	H22. 1. 1	油水分離5m ³ /H 4基 焼却 0. 82m ³ /H 2基	140m ³	30m ³ ×4	自 重 軽
常石呉ドック株式会社	呉市川尻町東2丁目14番21号	H8. 6. 12	H8. 12. 1	ハ ^イ イ処理システム 210kg/H 1基	5t	180m ³ ×1	自 重
株 式 会 社 ク リ ー ン エ ナ ジ ー	広島市南区月見町2244－13	H17. 6. 21	H17. 7. 1	遠心分離3m ³ /H3基 燃料化 8m ³ /H1基	110m ³	18m ³ ×4	営 重 軽
E N E O S 株 式 会 社 麻 里 布 製 油 所	東京都千代田区大手町1丁目1番2号 玖珂郡和木町 6 丁 目 1 番 1 号	S46. 5. 19	S46. 5. 25	A. P. I 150KL/H 7基 C. P. I 150KL/H 7基 二次処理設備併用	(150× 7) 1, 050KL	2, 500KL×1 5, 000KL×1	営 自 重 軽
喜 楽 鉱 業 株 式 会 社	滋賀県湖南市石部口2丁目7番33号 岩国市周東町上久原新神前11番10 美祢市美東町真名756-65 東広島市河内町入野字新栃木7872-2 広島市安佐南区伴西1丁目2-2 山県郡北広島町新氏神72番2号	H15. 7. 30 H28. 7. 26	H15. 8. 1 H28. 8. 8	(周東町) 加温遠心分離方式 (美東町・東広島 市・広島市) 貯蔵のみ・処理を 行わない 油水分離(縦型遠心分離) 4m ³ /H 2基 流動床式焼却炉 12t/H 2基 破碎機 0. 475t/H 1基 破碎機 0. 31875t/H 1基	64m ³ 64m ³ 288t 3. 8 t 2. 55 t	200KL×2 200KL×2 200KL×1 200KL×1 42m ³ ×2 73. 5m ³ ×1 30m ³ ×1 50m ³ ×1 30. 6m ³ ×2 21m ³ ×2 17. 5m ³ ×1 52. 5m ³ ×1 200KL×3	営 重 軽
三 光 株 式 会 社	境港市昭和町5番17号 境港市潮見町1番地	S56. 12. 4	S57. 5. 19	焼却炉 廃油1, 300L/H 廃水2, 000L/H	31, 200L	50m ³ ×3	営 重
山 陰 興 業 株 式 会 社	出雲市神西沖町2487番地5 出雲市神西沖町2487番地5 八頭郡智頭町市瀬900-1 松江市八幡町796-20	S57. 4. 30	S57. 9. 10	加温 1. 8KL/H 1基 油水分離機 1基 縦型遠心分離機2基	55. 2KL	30KL×1 92. 6KL×1 30KL×1 28. 5KL×3	営 重

注 備考欄の廃油処理業者、自は自家用廃油処理施設設置社、重は廃重質油の処理、軽は廃軽質油の処理を表す。

Ⅱ 船舶油濁等損害賠償保障法関係

船舶油濁等損害賠償保障法（以下、「油賠法」という。）は、海難等により船舶から油等が流出して発生する汚染損害に対する賠償を保障することで被害者を保護し、海上輸送の健全な発達に資することを目的に、昭和50年（1975年）に制定されたもので、船舶に対する保険加入の義務付け等が定められています。

対象となる外航船舶が我が国の港に入港する際には、油賠法に基づき地方運輸局等への保障契約情報の事前通報（入港通報）が義務づけられており、当運輸局においても入港時の審査を通じて、条約を担保する保障額の保険に加入しているか確認を行っています。

令和2年には「2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（燃料油汚染損害の民事責任条約）」及び「2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約（難破物除去ナイロビ条約）」を批准し、両条約に対応するため油賠法が改正されました。

この改正により、外航船舶のみならず内航船舶にも、国際総トン数に応じて、船主責任保険（PI保険）への加入、国土交通省の交付する保障契約証明書等の船内備置きが義務付けられています。

1. 条約証書等交付件数

（単位：件）

種 別 \ 年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
条 約 証 明 書 （ C L C ）	0	10	6	6	8	8
条 約 証 明 書 （ 難 破 物 ）	0	950	603	632	610	600
条 約 証 明 書 （ 燃 料 油 ）	0	403	250	275	266	284
一般船舶等保障契約証明書	0	0	1	2	1	0
合 計	0	1,363	860	915	885	892

※条約証明書は令和2年から交付

2. 保障契約情報の通報件数

（単位：件）

種 別 \ 年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
新 規 通 報	5,551	5,315	5,202	4,947	4,615	4,601
変 更 通 報	8,685	9,026	9,900	9,130	7,486	7,744
合 計	14,236	14,341	15,102	14,077	12,101	12,345

3. 備置命令書等発出件数

（単位：件）

区 分 \ 年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
備 置 命 令 書 等 発 出 件 数	0	0	1	0	0	0

Ⅲ 船舶登録及び測度関係

1. 登録船舶状況

令和6年12月末現在

船質	区分	本 局		尾 道		因 島		呉		鳥取		島根		岡山		山口		計	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
鋼 船	20 ^{トン} 以上100 ^{トン} 未満	33	1,825	25	1,592	3	265	7	360	20	1,676	12	913	24	1,616	11	721	135	8,968
	100 ^{トン} 以上1,000 ^{トン} "	123	50,850	126	57,483	6	1,191	92	37,919	36	7,870	25	5,433	152	61,076	90	37,289	650	259,111
	1,000 ^{トン} 以上3,000 ^{トン} "	1	2,507					4	8,426			3	7,084	2	2,428	3	5,721	13	26,166
	3,000 ^{トン} 以上10,000 ^{トン} "	1	3,702	6	29,456			5	22,168							3	11,842	15	67,168
	10,000 ^{トン} 以上30,000 ^{トン} "	1	12,690															1	12,690
	30,000 ^{トン} 以上50,000 ^{トン} "							1	41,270	1	40,068					4	146,029	6	227,367
	50,000 ^{トン} "											2	101,333			2	124,443	4	225,776
	計	159	71,574	157	88,531	9	1,456	109	110,143	57	49,614	42	114,763	178	65,120	113	326,045	824	827,246
木 船	20 ^{トン} 以上100 ^{トン} 未満																		
	100 ^{トン} 以上1,000 ^{トン} "																		
	計																		
合 計	20 ^{トン} 以上100 ^{トン} 未満	33	1,825	25	1,592	3	265	7	360	20	1,676	12	913	24	1,616	11	721	135	8,968
	100 ^{トン} 以上1,000 ^{トン} "	123	50,850	126	57,483	6	1,191	92	37,919	36	7,870	25	5,433	152	61,076	90	37,289	650	259,111
	1,000 ^{トン} 以上3,000 ^{トン} "	1	2,507					4	8,426			3	7,084	2	2,428	3	5,721	13	26,166
	3,000 ^{トン} 以上10,000 ^{トン} "	1	3,702	6	29,456			5	22,168							3	11,842	15	67,168
	10,000 ^{トン} 以上30,000 ^{トン} "	1	12,690															1	12,690
	30,000 ^{トン} 以上50,000 ^{トン} "							1	41,270	1	40,068					4	146,029	6	227,367
	50,000 ^{トン} "											2	101,333			2	124,443	4	225,776
	合 計	159	71,574	157	88,531	9	1,456	109	110,143	57	49,614	42	114,763	178	65,120	113	326,045	824	827,246

※鋼船には鋼・強化プラスチック・軽合金・アルミニウム合金を含む

※木船には「木及び強化プラスチック」を含む

2. 管内及び全国の登録船舶の推移

区 分				平成27年12月末	平成28年12月末	平成29年12月末	平成30年12月末	令和1年12月末	令和2年12月末	令和3年12月末	令和4年12月末	令和5年12月末	令和6年12月末
管内	船舶種別	汽船	隻 数	922	905	907	903	894	895	867	848	838	824
			総トン数	797,548	792,974	753,286	724,415	799,943	762,708	743,880	738,003	828,297	827,246
	帆船	隻 数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			総トン数	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	船舶質別	鋼船	隻 数	921	904	906	902	893	894	866	848	838	824
			総トン数	797,492	792,918	753,252	724,380	799,908	762,673	743,845	738,003	828,297	827,246
全国	船舶質別	木船	隻 数	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
			総トン数	56	56	35	35	35	35	35	0	0	0
	船舶質別	鋼船	隻 数	7,094	7,067	7,043	7,021	7,034	7,011	6,963	6,872	6,797	6,687
			総トン数	21,779,644	23,289,121	25,349,184	26,981,411	28,281,623	27,456,563	27,844,867	29,162,338	29,788,490	30,723,297
	船舶質別	木船	隻 数	14	14	10	21	13	13	11	9	7	7
			総トン数	1,283	1,283	732	1,539	1,168	1,168	941	520	337	337
全国登録船舶に対する管内の比率	船舶質別	計	隻 数	7,108	7,081	7,053	7,042	7,047	7,024	6,974	6,881	6,804	6,694
			総トン数	21,780,927	23,290,404	25,349,916	26,982,950	28,282,790	27,457,731	27,845,808	29,162,858	29,788,827	30,723,635
1隻あたりの平均総トン数	管内	隻 数	13.0%	12.8%	12.9%	12.8%	12.7%	12.7%	12.7%	12.4%	12.3%	12.3%	12.3%
		総トン数	3.7	3.4	3.0	2.7	2.8	2.8	2.8	2.7	2.5	2.8	2.7
管内の推移 (対前年比率)	管内	隻 数	865	876	831	802	895	852	858	870	988	1,004	
		総トン数	3,064	3,289	3,594	3,832	4,013	3,909	3,993	4,238	4,378	4,590	
全国の推移 (対前年比率)	管内	隻 数	98	98	100	100	99	100	97	98	99	98	
		総トン数	99	99	95	96	110	95	98	99	112	100	
全国の推移 (対前年比率)	全国	隻 数	99	100	100	100	100	100	99	99	99	98	
		総トン数	106	107	109	106	105	97	101	105	102	103	

3. 船舶のトン数測度

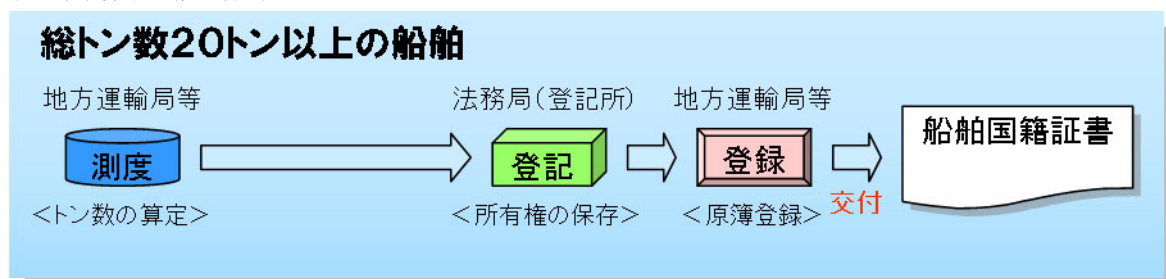
「船舶法」及び「船舶のトン数の測度に関する法律」等に基づき、船舶の構造を調査のうえ、寸法を計測してその容積を算定し、以下のトン数の数値を決定しています。

- (1) 総トン数（船舶国籍証書）
- (2) 国際総トン数・純トン数（国際トン数証書）
- (3) 責任トン数（責任トン数確認書）
- (4) バージ等の総トン数（総トン数証書）
- (5) 載貨重量トン数（載貨重量トン数証書）
- (6) 外国船舶のトン数（連合王国やアメリカ合衆国の外国船舶トン数証書等）
- (7) 運河トン数（パナマ運河トン数証書・スエズ運河トン数証書）

総トン数20トン以上の日本船舶は、船舶法に基づき、日本に船籍港を定め登録することが義務づけられています。登録の内容は、船の個性及び同一性を表すために必要なものとして、船舶番号、船名、総トン数、主要寸法（長さ・幅・深さ）などがあります。

総トン数は、船舶登録の基本事項であるばかりではなく、船舶の安全・環境に関する構造・設備、乗組員の資格、課税・入港料の算定など海事に関する諸制度における基準として広く用いられています。

（登録測度の概要図）



- 総トン数の決定後に上部構造物の増設・撤去や開口を閉鎖するなどの改造を行った場合は、改めて測度を受け、登録事項の変更を行わなければなりません。（総トン数が変わる場合に限ります。）
- 国際航海に従事する船舶は、国際条約に基づき国際トン数証書の交付を受ける必要があります。国際トン数証書には、国際総トン数と純トン数が記載されますが、「国際総トン数」は船舶国籍証書に記載された「総トン数」とは異なることがあるため、日本船舶を海外に輸出する際は注意が必要です。

IV 船舶検査関係

1. 船舶検査の状況

船舶の検査は、「船舶安全法」に基づく、船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査並びに「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づく海洋汚染防止設備等の検査、その他危険物の運送等の検査や立入検査を行っている。

また、検査合理化制度として、一定の品質管理、自主検査等の能力を持つ認定された事業場において物件等の製造を行う製造認定事業場は管内で6社、改造修理認定事業場は1社、また、整備規程に従って自主検査等の能力を持つと認定された事業場が物件の整備を行う整備認定事業場は管内で9事業場となっている。

大量生産される物件に対し検査の合理化を図るため導入された制度で型式承認の事業場は30事業場となっている。

また、「船舶検査の方法」の一部として、サービスステーション制度を利用することにより、検査の合理化を図っているサービスステーション等は54事業場となっている。

2. 製造認定事業場

令和7年4月1日現在

事業場	所在地	認定物件
(株)ダイハツメタル	出雲市	内燃機関のシリンダーライナー
ナカシマプロペラ(株)	岡山市	プロペラ
三菱重工マリタイムシステムズ(株)	玉野市	鋼製船体、アルミニウム合金製船体
(株)三井E&Sマシナリー	玉野市	内燃機関、排気タービン過給機
大晃機械工業(株)	熊毛郡田布施町	ポンプ（油圧ポンプを除く。）
日東化成工業(株)	備前市	その他の仕切り材料

3. 改造修理認定事業場

令和7年4月1日現在

事業場	所在地	認定物件
ナカシマプロペラ(株)	岡山市	プロペラ

4. 整備認定事業場

令和7年4月1日現在

事業場	所在地	認定物件
船田船用用品(株)	広島市	膨張式救命いかだ
協栄マリンテクノロジー(株)福山営業所	福山市	〃
金田商事(株)	尾道市	〃
綱田工業(株)	尾道市	〃
内海エンジニアリング(株)	尾道市	〃
船田産業(株)呉SS	呉市	〃
(株)昭和船具店	境港市	〃
まるか商事(株)	境港市	〃
和幸(株)松江SS	松江市	〃

5. 船舶型式承認物件

令和7年4月1日現在

事業場	所在地	承認物件
中国塗料(株)	大竹市	表面仕上材
(株)赤尾	福山市	個人装具(安全燈及び手おのを除く。)
早川ゴム(株)	福山市	表面仕上げ材
(株)大晃産業	尾道市	防火戸・仕切り電線貫通部・不燃性材料・仕切り隔壁・仕切り甲板 表面仕上材・遮音仕切り甲板・遮音仕切り隔壁・遮音戸
(株)アイメックス	尾道市	防火戸
長崎船舶装備(株)	尾道市	連続B級天井張り・仕切り隔壁・遮音仕切り甲板・遮音仕切り隔壁
旭・スチール工業(株)	府中市	防火窓・防火戸・遮音戸
(株)ニチマンラバーテック	府中市	表面仕上材
Y A M A X (株)	府中市	第二種船橋航海当直警報装置
(株)ユウホウ	福山市	油吸着材
和典電機工業(株)	尾道市	浸水警報装置の警報盤・浸水警報装置の検知器
(株)ヒロヨシ	三原市	火災の危険の少ない家具及び備品
谷口商会(株)	岡山市	油吸着材
海和工業(株)	岡山市	オイルフェンス
阪神素地(株)	岡山市	イマーション・スーツ
ウォータークリーン(株)	倉敷市	油吸着材
(株)銭屋アルミニウム製作所	倉敷市	自動離脱装置・浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
(株)タケヤリ	倉敷市	甲種倉口覆布用布地
丸進工業(株)	倉敷市	甲種倉口覆布用布地
日東化成工業(株)	備前市	仕切り電線貫通部・油処理剤
日本ミユウ(株)	備前市	洗浄機・持ち運び式機械通風装置・通風機
サン電器工業(株)	笠岡市	第四種汽笛
トヨーポリマー(株)	美作市	表面仕上材
(株)城南エコテック	和気郡和気町	油吸着材
岡山中尾フィルター工業(株)	小田郡矢掛町	油吸着材
日本ペイントマリン(株)	勝田郡勝央町	表面仕上材
ユニセル(株)	岩国市	油吸着材
村上商事(株)	岩国市	油吸着材
東洋鋼板(株)	周南市	表面仕上材
大晃機械工業(株)	熊毛郡田布施町	油水分離器・ふん尿等浄化装置

6. 船舶電気装工事事業者の施設及び能力基準適合事業所

令和7年10月1日現在

事業所	所在地	電話番号	備考
大西電機工業(株)	広島市	(082)554-9011	2
(株)三協電機	尾道市	(0848)48-4356	3
山陽船舶電機(株)	尾道市	(0848)22-7154	4
協成電機(株) 尾道事業所	尾道市	(0848)46-2451	2
向島ドック(株)	尾道市	(0848)44-0001	2
(株)三和ドック	尾道市	(0845)26-1111	4
瀬戸内クラフト(株)	尾道市	(0848)44-6535	1
B E M A C (株) 安芸津出張所	東広島市	(0846)45-2785	3
協成電機(株)	呉市	(0823)73-5111	2
大東電機工業(株) 呉支店	呉市	(0823)22-8515	3
(有)澤無線電機	岩美郡岩美町	(0857)72-8015	1
(有)吉田電機工業所	境港市	(0859)42-6811	2
(有)浜崎電機工業所	松江市	(0852)21-0644	2
和幸(株)	松江市	(0852)24-4468	1
サン電工(株)	玉野市	(0863)31-4167	2
(株)日本船舶電装工事 宇野工場	玉野市	(0863)32-2520	3
(株)神田電機	備前市	(0869)64-2576	2

備考欄の1～4は、次による。

1: 総トン数200トン未満の旅客船及び漁船
総トン数500トン未満の貨物船並びに
総トン数100トン未満の危険物ばら積船
に限る。

2: 総トン数500トン未満の旅客船及び漁船
総トン数5,000トン未満の貨物船並びに
総トン数500トン未満の危険物ばら積船
に限る。

3: 総トン数5,000トン未満の旅客船及び漁船
総トン数20,000トン未満の貨物船並びに
総トン数5,000トン未満の危険物ばら積船
に限る。

4: 全ての船舶（水中翼船及びホバークラフト等特殊船を除く。）

7. サービスステーション

令和7年10月1日現在

事業所	所在地	内燃機関	降下式乗込装置	全世界的な海上遭難安全システム (GMDSS)		航海用レーダー等
				救命設備	航海用具	
イワナカ(有)	広島市				○	○
船田船用品(株) 広島SS	広島市			○		
日本電波興業(株)	広島市				○	○
(株)マリンネットサービス	広島市				○	○
(株)広島ヤンマー商事	広島市	○				
(株)新来島宇品どつく	広島市	○				
(株)江田島造船所	江田島市	○				
(有)尾道電業社	尾道市				○	○
(有)尾道マリンサービス	尾道市				○	○
金田商事(株)	尾道市		○	○		
大洋電子工業(株)	尾道市				○	○
綱田工業(株) 尾道支店	尾道市		○	○		
(株)豊國 尾道営業所	尾道市			○	○	○
(株)西日本電波研究所 尾道支店	尾道市				○	○
(有)広無線	尾道市				○	○
(株)高升船舶工業	尾道市	○				
向島造機(株)	尾道市	○				
向島ドック(株)	尾道市	○				
日昇無線(株)	尾道市				○	○
(株)三和ドック	尾道市	○				
内海造船(株) 瀬戸田工場	尾道市	○				
協栄マリンテクノロジー(株) 福山営業所	福山市		○			
古野電気(株) 広島支店	三原市				○	○
海洋電波(株)	呉市				○	○
(株)豊國	呉市			○	○	○
船田産業(株)	呉市		○	○	○	○
常石呉ドック(株) 川尻工場・若葉工場	呉市	○				
古野電気(株) 西日本サービスセンター 境港サービスステーション	境港市				○	
(有)吉田電機工業所	境港市			○	○	
共和水産(株) 造機部 造機工場	境港市	○				
(有)旭鉄工所	境港市	○				
ヤンマー船用システム(株) 中四国営業部山陰支店	境港市	○				
ヤンマー船用システム(株) 中四国営業部鳥取営業所	鳥取市	○				
(株)福栄	境港市	○				
和幸(株)	松江市			○	○	○
東備ヤンマー(株)	備前市	○				
(有)松木鉄工所	備前市	○				

(注) ○印が整備等の証明項目

航海用レーダー等には、船舶自動識別装置及びこれに接続する衛星航法装置並びに航海情報記録装置を含む

8. JCI(日本小型船舶検査機構)

	所在地	電話番号
広島支部	広島市	(082)254-6027
尾道支部	尾道市	(0848)23-7250
岡山支部	岡山市	(086)200-1780
境支部	境港市	(0859)47-2220
下関支部	下関市	(083)245-3241

9. その他の検査機関

(1) 日本海事協会(NK)
船級船(主として国際航海船)

	所在地	電話番号
広島支部	広島市	(082)249-1971
尾道支部	尾道市	(0848)25-2400
岡山支部	岡山市	(086)221-3645

(2) 日本海事検定協会(NKKK)
(危険物の積付等に関する検査)

	所在地	電話番号
広島事務所	広島市	(082)254-0237
水島事業所	倉敷市	(086)446-2105
福山事務所	福山市	(084)941-0253
尾道事務所	尾道市	(0848)22-5229
呉事業所	呉市	(0823)21-6149
岩国事務所	岩国市	(0827)21-3415
徳山事業所	周南市	(0834)21-5340

V 船員法適用船員等の概要

1. 船舶所有者数、船舶数、船員数の現況

令和6年10月1日現在

区 分	報 告 対象者数	報告者数	隻 数	総トン数	乗 組 員							予 備 船 員			合 計		
					雇用船員		非雇用船員		小 計		計	職 員	部 員	計	職 員	部 員	総 計
					職 員	部 員	職 員	部 員	職 員	部 員							
本 局	71	68	253	117, 127. 41	812	361	14	0	826	361	1, 187	233	95	328	1, 059	456	1, 515
尾道海事事務所	74	71	184	144, 092. 70	576	228	14	2	590	230	820	194	63	257	784	293	1, 077
因島海事事務所	13	12	26	23, 697. 81	60	38	6	3	66	41	107	37	21	58	103	62	165
呉 海 事 事 務 所	80	80	150	735, 384. 80	563	171	52	5	615	176	791	110	30	140	725	206	931
鳥 取 運 輸 支 局	49	48	86	11, 592. 60	226	400	5	1	231	401	632	0	0	0	231	401	632
島 根 運 輸 支 局	80	79	173	22, 490. 39	291	517	30	2	321	519	840	4	23	27	325	542	867
岡 山 運 輸 支 局	49	49	147	74, 346. 53	499	104	7	2	506	106	612	149	45	194	655	151	806
水島海事事務所	54	51	141	21, 631. 99	361	54	22	2	383	56	439	56	14	70	439	70	509
山 口 運 輸 支 局	103	103	225	287, 340. 34	655	259	21	2	676	261	937	196	57	253	872	318	1, 190
計	573	561	1, 385	1, 437, 704. 57	4, 043	2, 132	171	19	4, 214	2, 151	6, 365	979	348	1, 327	5, 193	2, 499	7, 692

2. 船舶所有者数、船舶数、船員数の推移

年 別 所有船舶数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
船 舶 所 有 者 数 (者)	881	835	807	782	758	717	673	677	662	653	640	624	611	613	592	573
船 舶 数 (隻)	1, 616	1, 598	1, 559	1, 536	1, 486	1, 453	1, 425	1, 396	1, 290	1, 400	1, 414	1, 427	1, 396	1, 410	1, 403	1, 385
船 員 数 (人)	8, 487	8, 374	8, 138	8, 021	7, 869	7, 733	7, 665	7, 696	7, 673	7, 767	7, 832	7, 715	7, 611	7, 689	7, 647	7, 692

3. 船員法関係業務の処理状況

令和6年度

種 別 区 分		船員手帳交付				訂 正	写 真 貼 換	雇入契約の成立等の届出						法19条関係			記 載 事 項 証 明
		新 規	再交付	書 換	計			雇 入	雇 止	更 新	変 更	就 退	計	受 理	証 明		
															件 数	通 数	
本 局		165	4	64	233	15	0	756	775	11	222	0	1,764	27	26	26	2
運 輸 支 局 （ 海 事 事 務 所 ）	尾 道	26	4	27	57	4	0	608	582	0	175	1	1,366	101	100	100	1
	因 島	11	0	13	24	1	0	345	324	0	86	3	758	39	39	39	0
	呉	55	0	31	86	5	0	378	357	0	130	5	870	42	42	43	0
	鳥 取	45	9	38	92	10	0	557	557	20	167	0	1,301	15	15	27	1
	島 根	9	1	15	25	1	0	56	58	0	35	0	149	0	0	0	3
	岡 山	8	1	27	36	4	0	144	150	0	69	2	365	10	9	9	0
	水 島	8	0	29	37	3	0	2,180	2,152	0	594	0	4,926	34	33	33	0
	山 口	19	1	45	65	6	0	2,655	2,650	1	815	2	6,123	27	25	33	0
小 計		181	16	225	422	34	0	6,923	6,830	21	2,071	13	15,858	268	263	284	5
指定市町村 (25) 計		222	6	192	420	28	0	5,290	5,174	13	1,264	2	11,743	140	139	139	—
合 計		568	26	481	1,075	77	0	12,969	12,779	45	3,557	15	29,365	435	428	449	7

4. 労務監査の状況

各年度別現在

年度別	監査 延日数	船舶監査			事業場監査			合 計			
		監査 隻数	違反 隻数	違反 件数	監査事 業場数	違反事 業場数	違反 件数	監査数 A	違反数 B	違反 件数	違反率 $\frac{B}{A}$ %
令和 4年度	741	383	20	22	80	0	0	463	20	22	4.3%
令和 5年度	953	400	18	19	93	7	8	493	25	27	5.1%
令和 6年度	981	417	30	35	73	4	7	490	34	42	6.9%

5. 災害疾病発生の現状と推移

(1) 災害疾病発生状況

令和5年度

区 分 船 種	災 害		疾 病	
	発生件数	千人率	発生件数	千人率
一 般 船 舶	16	3.6	24	5.3
漁 船	27	19.6	10	7.3
そ の 他	7	4.0	19	10.8
計	50	6.5	53	6.9

(2) 年度別災害発生状況

(災害)

(全体)

(千人率)

年度 区分	H4	H9	H14	H19	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
中国	25.8	20.3	16.8	12.2	12.4	12.7	9.6	12.1	10.4	10.4	10.7	11.4	6.5	9.4	8.8	9.5	9.5	8.2	6.5
全国	23.0	17.6	13.2	11.3	11.1	10.9	10.5	11.0	10.3	10.3	9.3	9.3	8.6	8.8	8.3	8.3	8.2	7.4	7.3

(一般船舶)

(千人率)

年度 区分	H4	H9	H14	H19	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
中国	17.7	12.0	9.2	7.5	6.7	6.1	6.4	7.8	4.7	7.3	5.7	6.7	5.7	5.5	5.8	6.9	5.6	4.7	3.6
全国	17.4	11.7	10.8	9.5	8.5	8.3	9.6	8.8	7.9	7.7	7.8	7.4	7.0	5.7	6.1	6.9	6.3	6.5	6.0

(漁船)

(千人率)

年度 区分	H4	H9	H14	H19	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
中国	43.5	44.6	38.5	28.7	29.0	29.3	22.9	26.8	28.5	21.8	21.1	28.4	11.8	23.9	20.3	21.0	20.0	21.6	19.6
全国	30.2	25.8	17.4	14.8	15.2	15.3	13.6	15.3	14.3	14.2	12.4	13.5	12.3	13.4	12.3	12.1	13.1	11.0	10.0

(その他の船舶)

(千人率)

年度 区分	H4	H9	H14	H19	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
中国	19.1	13.1	10.7	6.8	8.9	11.5	2.4	6.8	5.6	6.3	13.3	5.9	3.2	5.1	5.4	5.4	10.2	5.9	4.0
全国	15.3	10.9	8.5	6.5	7.4	6.7	6.4	6.9	7.2	7.7	6.7	5.6	5.2	7.5	6.5	5.2	5.0	4.1	6.1

(3) 年度別疾病発生状況

(疾 病)

(全 体)

(千人率)

年度 区分	H4	H9	H14	H19	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
中 国	33.4	27.4	17.1	14.2	11.7	7.9	8.1	10.1	6.7	5.9	7.4	6.0	5.9	6.2	7.2	6.9	6.3	24.6	11.5
全 国	28.1	22.0	11.6	11.4	11.6	9.9	9.1	10.0	9.2	8.8	8.9	8.7	8.1	8.3	8.3	7.4	10.1	24.4	12.2

(一般船舶)

(千人率)

年度 区分	H4	H9	H14	H19	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
中 国	29.5	22.7	14.1	11.6	8.5	5.3	7.1	8.7	5.2	3.9	6.6	5.2	6.1	6.6	4.5	7.6	4.0	14.6	9.5
全 国	29.4	22.7	13.7	13.2	15.4	12.1	11.0	11.5	10.2	9.0	9.3	9.2	7.9	8.8	8.7	8.7	11.1	29.4	9.6

(漁 船)

(千人率)

年度 区分	H4	H9	H14	H19	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
中 国	45.9	48.5	31.3	24.7	21.0	16.6	14.3	19.9	9.5	10.6	8.0	9.3	5.9	3.6	8.4	4.5	8.7	25.7	7.3
全 国	28.8	23.7	12.4	12.0	9.8	8.9	8.7	9.7	9.3	8.9	8.0	8.9	8.3	8.2	7.8	7.4	9.1	17.5	8.9

(その他の船舶)

(千人率)

年度 区分	H4	H9	H14	H19	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
中 国	22.4	14.7	7.9	9.9	9.5	4.8	3.6	2.5	7.6	6.3	9.3	4.6	5.2	7.7	14.2	7.2	10.2	50.1	19.8
全 国	23.1	16.8	6.9	6.6	8.4	8.0	6.2	7.5	7.4	8.5	9.9	7.4	8.3	7.4	8.2	4.9	13.2	24.4	22.1

6. 船員労働安全衛生月間運動実施状況

令和6年度

船員災害 防止大会	サバイバル トレーニング	講習会等
5会場 204人	0回 0人	1回 14人

訪 船		巡回健康診断	健康相談所併設	船舶飲用水検査
安全指導	衛生指導			
60回 139隻	60回 139隻	萩地区 60人	3施設 60人	2隻

7. 船員安全衛生推進会設立状況

名 称	代表者	所 在 地	設立年月日
広島船員安全衛生推進会 (旅客船・カーフェリー)	内 堀 達 也	広島市南区宇品海岸2丁目15-17	H10.7.8
広島船員安全衛生推進会 (内航貨物船等)	埴 野 治 次	広島市南区宇品海岸2丁目15-17	H10.7.8
鳥取網代港船員安全衛生推進会 (沖合底曳網漁業)	板 倉 高 司	鳥取県岩美郡岩美町大字大谷2182-470	H11.2.26
呉船員安全衛生推進会 (内航貨物船等)	河 菜 春 文	呉市広大新開1-12-20	H11.12.7

VI 海技資格に関する業務の概要

1. 海技士国家試験実施状況（中国・大型）

（単位：人）

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
受験者数	1,523	1,739	2,077	2,165	2,069	2,088	1,929	2,098	2,184	2,281	2,041
合格者数	1,080	1,186	1,005	1,180	1,311	1,181	794	906	920	789	643

※合格者数は総合合格者及び筆記合格者

2. 海技士及び小型船舶操縦士免許関係事務取扱状況

種 別 年 度	免許登録			海技免許引換	海技免許状 操縦免許証 訂正・再交付	海技免許状 操縦免許証 失効・再交付	海技免許・操縦免許証更新				海技免許状 限定解除	乗組基準 特例許可
	大 型	小 型	計				大 型	小 型	通 信	計		
平成26年度	537	4,344	4,881	2	250	2,040	1,232	25,492	11	26,735	220	155
平成27年度	615	4,383	4,998	0	185	2,237	1,375	23,440	51	24,866	462	135
平成28年度	513	4,168	4,681	11	205	1,937	976	23,015	7	23,998	351	125
平成29年度	603	4,121	4,724	8	533	1,524	1,284	24,265	26	25,575	232	95
平成30年度	623	3,739	4,362	0	465	1,517	1,184	23,010	3	24,197	179	127
令和元年度	592	3,736	4,328	7	587	1,442	1,196	21,776	10	22,982	174	138
令和2年度	594	4,323	4,917	0	483	1,491	1,137	18,738	23	19,898	147	157
令和3年度	626	4,626	5,252	0	524	1,432	1,013	19,367	13	20,393	167	79
令和4年度	626	4,804	5,430	0	528	1,325	962	20,775	34	21,771	158	106
令和5年度	572	4,139	4,711	0	466	1,295	1,100	18,834	29	19,963	154	99
令和6年度	503	4,018	4,521	0	519	1,251	1,357	19,691	19	21,067	130	102

(注) 海技免許引換欄は、海技免許の様式変更に伴う引換件数をいう。

3. 境水先区水先実績

区 分 年度別	隻 数			総 ト ン 数		
	日本船	外国船	計	日本船	外国船	計
平成26年度	4	222	226	200,568	7,736,119	7,936,687
平成27年度	4	224	228	145,228	8,762,699	8,907,927
平成28年度	14	229	243	535,716	10,436,614	10,972,330
平成29年度	21	283	304	814,440	14,861,973	15,676,413
平成30年度	30	244	274	1,024,489	13,218,113	14,242,602
令和元年度	22	220	242	866,530	11,549,546	12,416,076
令和2年度	16	121	137	590,173	4,164,242	4,754,415
令和3年度	21	165	186	636,456	5,374,227	6,010,683
令和4年度	33	166	199	1,216,980	5,300,400	6,517,380
令和5年度	39	179	218	1,703,504	8,966,640	10,670,144
令和6年度	45	149	194	1,937,158	6,743,594	8,680,752

Ⅶ 管内旅客船事故発生状況

令和6年度

		衝突・接触		乗 揚 げ	機 関 故 障	火 災	浸 水	推 進 器 障 害	舵 故 障	車 両 事 故	そ の 他	計
		船 舶	そ の 他									
船 種 別	在 来 船		1	1								2
	カーフェリー		3									3
	高 速 船				1							1
計			4	1	1							6
月 別	4		1									1
	5		1									1
	6											
	7											
	8											
	9				1							1
	10											
	11											
	12		1									1
	1											
	2											
	3		1	1								2

VIII 外国船舶監督の概要

1. PSC のはじまりと現状

1970 年代に多発した大型船の海難事故を背景に、海上における人命の安全確保及び海洋環境の保全を図るため、旗国による監督が不十分で国際条約の基準に適合していない船舶（＝サブスタンダード船）を排除する機運が高まりました。

船舶の条約遵守に関する監督は、その船舶が登録されている旗国が行っていますが、サブスタンダード船による海難事故や海洋汚染が跡を絶たないため、1982 年欧州でパリ MOU (Memorandum Of Understanding on PSC (PSC に関する覚書)) が採択され、旗国の監督を補完するものとして寄港国による外国船舶の監督(ポートステートコントロール: Port State Control)を実施していく地域協力体制が初めて確立されました。アジア・太平洋地域では 1993 年に東京 MOU が採択され、現在では PSC への地域的な取り組みは世界の 9 地域（欧州、アジア・太平洋、地中海、黒海、中東、中西部アフリカ、インド洋、カリブ海、南米）に及んでいます。

我が国では、1983 年から地方運輸局等により PSC が開始され、1997 年度には専従の外国船舶監督官組織が創設されて全国の地方運輸局等に配置されました。また、東京 MOU へも設立当初から主要メンバー国として参加しています。

PSC の主な業務は、我が国の港に入港した外国船舶に立ち入り、条約が定める基準の適合性について検査することです。検査の結果、基準に適合していない場合には是正を指導しますが、航海の安全や海洋環境に対する切迫した脅威となる重大な基準不適合については、是正されるまで出港を差し止める行政処分を行うこととなります。

適用される国際条約は海上人命安全条約(SOLAS)、海洋汚染防止条約(MARPOL)、船員の訓練及び資格証明並びに当直基準に関する条約(STCW)、海上労働条約(MLC)、バラスト水管理条約(BWM)等があり、近年の新たな条約の発効や度重なる条約改正により検査対象範囲の拡大や内容の複雑化が進み一層多様化しているため、外国船舶監督官にはより高度な専門知識と能力が求められています。

2. 中国運輸局における PSC の現状

中国運輸局は中国 5 県(山口県の一部を除く)を管轄しており、令和 6 年における管内主要港への外国船舶入港隻数は 9,322 隻で、瀬戸内海側では鉄鋼関連、輸送機械関連、石油・石油化学コンビナート等の基幹産業が多いため様々な船種の外国船舶が入港し、日本海側では中国・韓国間のコンテナ船、製紙工場向け木材チップ船や火力発電所向けばら積み貨物船等の入港が目立っています。

このような状況の下、中国運輸局では 1983 年から船舶検査官、船員労務官が合同で PSC を実施していましたが、1997 年 4 月から専従の外国船舶監督官を本局及び山口運輸支局(徳山庁舎)に配置した後、現在は岡山運輸支局水島海事事務所、尾道海事事務所、鳥取運輸支局(境庁舎)にも配置して、外国船舶監督業務の更なる充実強化を図っています。

3. PSC に関する国際的な技術協力

PSC は国際的な協調も必要であることから、東京 MOU において加盟各国の PSC 検査官に対する研修や技術交流が行われています。中国運輸局では、東京 MOU 主催の研修や技術交流への講師派遣、外国人研修生の受け入れなど積極的に協力しています。

運輸要覧 令和 7（2025）年版
令和 8 年 2 月
編集発行 中国運輸局 総務部総務課

本要覧について、ご意見・お問い合わせ事項等ございましたら、
下記までご連絡をお願いいたします。

〒730-8544
広島市中区上八丁堀 6－30 広島合同庁舎4号館
中国運輸局 総務部 総務課
TEL：（082）228-3434
